

令和元年度

社会福祉施策と連携した多頭飼育対策推進事業

アンケート調査結果（概要）

（単純集計・クロス集計）

令和元年（2020）年 3 月

目次

アンケート実施概要	1
アンケート調査結果	3
I. 多頭飼育に係る自治体の状況について【Q1】	3
1. 単純集計	3
(1) 多頭飼育の登録、届出等の条例又は要項等による制度の状況	3
1) 動物の多頭飼育の届出制度の状況	3
2) 多頭飼育の登録又は届出等の条例又は要綱等による制度の状況	3
(2) 多頭飼育に対する対応の状況	3
1) 苦情のあった世帯数	3
2) 上記世帯数における飼育頭数ごとの内訳	3
(3) 動物愛護管理局の取組の状況について	4
1) (「1 実施済み・取組中である」の自治体のみ) 会議の開催方法について	6
(4) 多頭飼育に対する福祉部局との連携・協力の状況	6
(5) 多頭飼育に対する他部署・他機関との連携・連絡体制の構築の状況	9
1) 社会福祉協議会・民生委員との連携・連絡体制の構築状況	9
2) 自治会・町内会との連携・連絡体制	10
3) 獣医師会・動物病院との連携・連絡体制	11
4) 動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員との連携・連絡体制	12
5) 警察との連携・連絡体制	13
6) 都道府県内市町村との連携・連絡体制	13
(6) 動物愛護管理局が抱えている多頭飼育に関する課題	15
2. クロス集計	17
(1) 多頭飼育の届出制度の状況別にみる取組・連携の状況	17
1) 動物愛護管理局の取組の状況	17
2) 福祉部局との連携・協力の状況	23
3) 他部署・他機関との連携・連絡体制の構築の状況	25
(2) 自治体区分別にみる取組・連携の状況	30
1) 他部署・他機関との連携・連絡体制の構築の状況	30
(3) 動物愛護管理局の取組状況別にみる連携・協力の状況	35
1) 多頭飼育に対する福祉部局との連携・協力の状況	35
2) 多頭飼育に対する他部署・他機関との連携・連絡体制の構築の状況	44
II. 各自治体が把握している多頭飼育の個別事例について【Q2】	60
1. 単純集計	60

(1)	多頭飼育者にかかる基本情報.....	60
1)	最初の情報の把握年度.....	60
2)	最初の情報把握から解決までの期間（継続中の場合は現在までの期間）	60
3)	動物の種別.....	61
4)	動物の飼育頭数.....	61
5)	主たる多頭飼育者の性別.....	62
6)	主たる多頭飼育者の年齢.....	62
7)	多頭飼育者の同居者.....	62
8)	同居していない親族の有無.....	63
9)	居住環境.....	63
10)	住宅の規模.....	64
11)	居住地の地域性.....	64
12)	最初の情報提供者・機関.....	65
13)	多頭飼育に係る動物を入手した経緯.....	66
14)	飼育者が多頭飼育状態に陥った経緯.....	66
15)	多頭飼育者の生活保護の受給の状況.....	67
16)	障害等の認定の有無.....	68
17)	課題の解決について.....	68
18)	事案終結の経緯（飼育者の状況）.....	69
19)	事案終結の経緯（動物の状況）.....	70
20)	引取り時の説明.....	70
(2)	生活の状況.....	72
1)	経済状況.....	72
2)	認知症、精神疾患、知的障害等が疑われる症状.....	72
3)	生活の乱れ.....	74
4)	健康状態.....	74
5)	動物とのかかわりにみられる特徴（ホーダー気質の有無等）.....	76
6)	行政関係者との関係構築.....	77
7)	暴力的な言動（コミュニケーション、社会性の有無）.....	78
(3)	セルフ・ネグレクトについて【Q2（3）】.....	79
1)	住宅内の衛生状態について.....	79
2)	飼育者自身の衛生状態について.....	80
3)	保健医療福祉サービスの利用状況について.....	81
4)	他人との関わりについて.....	81
5)	金銭・財産管理能力の有無について.....	82
(4)	動物の様子【Q2（4）】.....	83

1)	動物の飼育の状況について	83
2)	動物の衛生状態について	84
(5)	虐待が疑われる状況【Q2 (5)】	84
1)	動物への虐待の可能性	84
2)	飼育者の世帯における人への虐待の可能性	85
(6)	関与する民間団体の様子【Q2 (6)】	86
1)	自治会・町内会等との関係	87
2)	動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員等の関わり	88
3)	獣医師会・動物病院による支援の状況	88
(7)	各事例に対する行政側の課題・対応・対応策【Q2 (7)】	89
1)	各事例に対する行政側の課題・対応・対応策	89
2.	クロス集計	91
(1)	年代別にみる多頭飼育者の状況	91
1)	生活の状況	91
2)	セルフ・ネグレクトについて	103
3)	他の部署、他の機関との情報共有の状況	105
(2)	男女別にみる多頭飼育者の状況	107
1)	生活の状況	107
2)	セルフ・ネグレクトについて	112
3)	関与する民間団体の様子	113
4)	各事例に対する行政側の課題・対応・対応策	115
5)	事業終結の経緯	117
(3)	同居者の有無別にみる多頭飼育者の状況	118
1)	セルフ・ネグレクトについて	118
2)	関与する民間団体の様子	120
3)	各事例に対する行政側の課題・対応・対応策	121
(4)	居住環境別にみる多頭飼育者	123
1)	多頭飼育者の基本情報	123
2)	生活の状況	124
3)	動物の様子	125
(5)	経済状況別にみる多頭飼育者の状況	126
1)	動物の様子	126
2)	各事例に対する行政側の課題・対応・対応策	128
(6)	ホーダー気質の有無別にみる多頭飼育者	129
1)	基本情報	129
2)	生活の状況	133

(7) 課題の解決の状況別にみる多頭飼育者の状況	136
1) 関与する民間団体の様子	136
2) 各事例に対する行政側の課題・対応・対応策	140
3. 各事例における状況の改善または解決に寄与した、他部署・他機関との連携・協力等のプロセスや、その他の要因等	145
4. 各事例における解決を困難にしている要因や、直面している課題等.....	147

アンケート調査実施概要

アンケート実施概要

1) アンケートの調査目的

各自治体（都道府県、政令指定都市、中核市）で取り組んでいる多頭飼育対策について事例の収集を行い、福祉部局等と連携した多頭飼育対策を進める場合に活用できるガイドライン策定に向けた基礎情報とする。

2) 調査実施方法

- ① 配布：2019 年 10 月 9 日（水）
- ② 締切：2019 年 10 月 30 日（水）

3) アンケートの構成

アンケートは大きく Q1 及び Q2 の二つで構成され、それぞれの質問構成は以下のとおりである。

- ・ Q1：不適正な多頭飼育対策に係る自治体の状況について
 - ・ 動物の多頭飼育の届出制度の状況
 - ・ 多頭飼育に対する対応の状況
 - ・ 多頭飼育に対する動物愛護管理部局の取組の状況
 - ・ 多頭飼育に対する福祉部局との連携・協力の状況
 - ・ 多頭飼育に対する他部署・他機関との連携・連絡体制の構築の状況
 - ・ 動物愛護管理部局が抱えている多頭飼育に関する課題
- ・ Q2：自治体が把握している不適正な多頭飼育の個別事例について（以下、「Q2 個別事例」という）
 - ・ 多頭飼育者にかかる基本情報
 - ・ 生活の状況
 - ・ セルフ・ネグレクト
 - ・ 動物の様子
 - ・ 虐待が疑われる状況
 - ・ 関与する民間団体の様子
 - ・ 各事例に対する行政側の課題・対応・対応策
 - ・ その他、本事例に関する特記事項

「Q2 個別事例」については、各自治体に対して最大 5 事例までの回答を求めている（事例の選定の条件については、アンケート調査票を参照のこと）。国内で報告されている多頭飼育の事例を網羅するものでない点に留意が必要である。

4) アンケート回収状況

アンケートは、都道府県・政令指定都市（以下、「政令市」という）・中核市の計 125 自治体に配布した。

回収状況は以下の通りである。

自治体区分（自治体数）	回収状況	回収率
都道府県（47 自治体）	47 件	100.0%
政令市（20 自治体）	20 件	100.0%
中核市（58 自治体）	58 件	100.0%
合計（125 自治体）	125 件	100.0%

なお、Q2 の事例の回収状況は以下のとおりである。

自治体区分（自治体数）	回収状況	1 自治体あたり事例数
都道府県（47 自治体）	187 件	4.0 事例
政令市（20 自治体）	52 件	2.6 事例
中核市（58 自治体）	146 件	2.5 事例
合計（125 自治体）	385 件	3.1 事例

5) アンケートの構成

アンケート調査報告書（概要版）においては、単純集計及びクロス集計について分析をした。なお、アンケート調査報告書（詳細版）においては、アンケートの単純集計及び自由回答について分析・整理を行った。

アンケート調査結果

I. 多頭飼育に係る自治体の状況について【Q1】

1. 単純集計

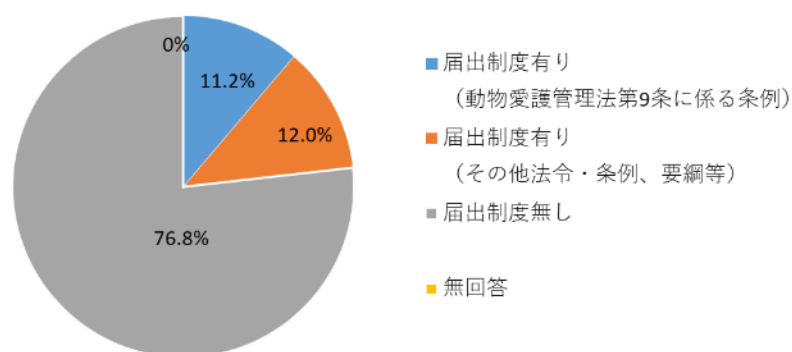
(1) 多頭飼育の登録、届出等の条例又は要項等による制度の状況

1) 動物の多頭飼育の届出制度の状況

2) 多頭飼育の登録又は届出等の条例又は要綱等による制度の状況

- ・ 多頭飼育の登録、届出等の条例又は要綱等による制度について、「届出制度無し」(76.8%)が過半数を占め、「届出制度有り(その他法令・条例、要綱等)」(12.0%)、「届出制度有り(動物愛護管理法第9条に係る条例)」(11.2%)が続く。

図 1-1 動物の多頭飼育の届出制度の状況（単一回答, n=125）



(2) 多頭飼育に対する対応の状況

1) 苦情のあった世帯数

- ・ 平成 30 年度の多頭飼育に関する苦情件数（動物 2 頭以上の飼育者に関して、複数の住民から苦情が寄せられたケース）は、自治体全体で 2,149 件であった。1 自治体あたりの平均の苦情世帯数は 20.5 件であり、1 世帯も多頭飼育に関して苦情が寄せられなかった自治体があった一方で、最も苦情が寄せられた自治体の世帯数は、201 件である。
- ・ 都道府県の 1 自治体あたり苦情件数は 26.6 件であり、政令市は 22.0 件、中核市は 7.9 件である。

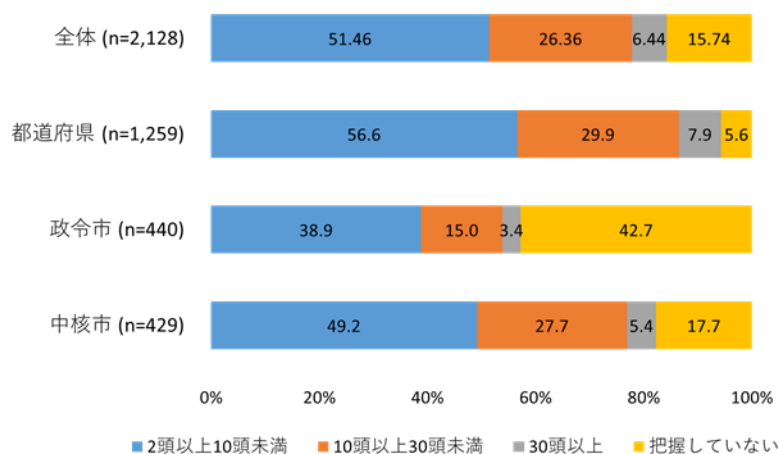
図 1-2 苦情世帯数（平成 30 年度）

選択肢	苦情世帯(合計)	平均値	最小値	最大値
苦情のあった世帯数（全体）	2,149	20.5	0	201
苦情のあった世帯数（都道府県）	1,252	26.6	1	201
苦情のあった世帯数（政令市）	440	22.0	0	88
苦情のあった世帯数（中核市）	457	7.9	0	165

2) 上記世帯数における飼育頭数ごとの内訳

- ・ 平成 30 年度の苦情が寄せられた世帯の飼育頭数ごとの内訳は、「2 頭以上 10 頭未満」(51.5%)がもっとも多く、「10 頭以上 30 頭未満」(26.4%)、「30 頭以上」(6.4%)と続く。
- ・ 都道府県及び中核市ともに「2 頭以上 10 頭未満」がそれぞれ 56.6%、49.2%と最も高い割合を示しているが、政令市では、「把握していない」(42.7%)が最も高くなっている。

図 1-3 世帯における飼育の頭数ごとの内訳（自治体区分別）

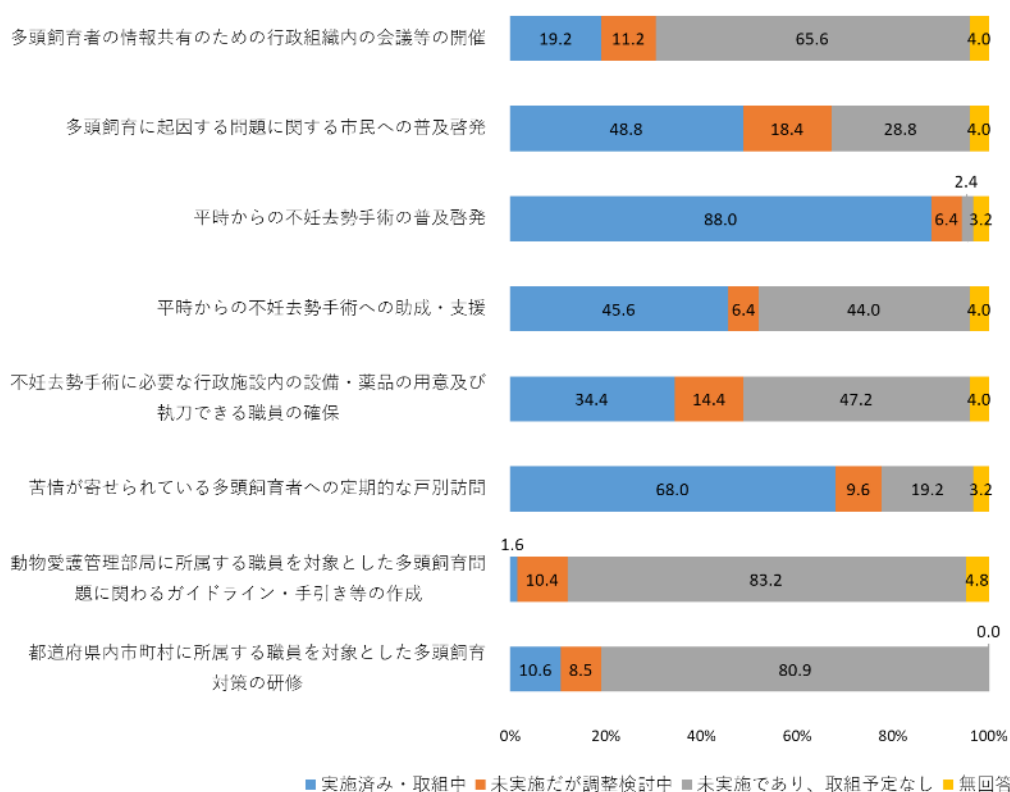


※：Q1（2）項目1で報告されている値の合計（2,149件）であるが、項目2の合計値（2,128件）は一致しない点に留意が必要である。

（3）動物愛護管理部署の取組の状況について

- 動物愛護管理部署の取組の状況について、実施済みの取組では、「平時からの不妊去勢手術の普及啓発（例：リーフレットの配布の協力等も含む）」（88.0%）が最も多く、「苦情が寄せられている多頭飼育者への定期的な戸別訪問」（68.0%）、「多頭飼育に起因する問題に関する市民への普及啓発（例：HP、リーフレット、セミナー等）」（48.8%）と続く。一方で、「動物愛護管理部署に所属する職員を対象とした多頭飼育問題に関わるガイドライン・手引き等の作成」（1.6%）はわずか2自治体（都道府県）のみである。

図 1-4 動物愛護管理部署の取組の状況について（単一回答, n=125）

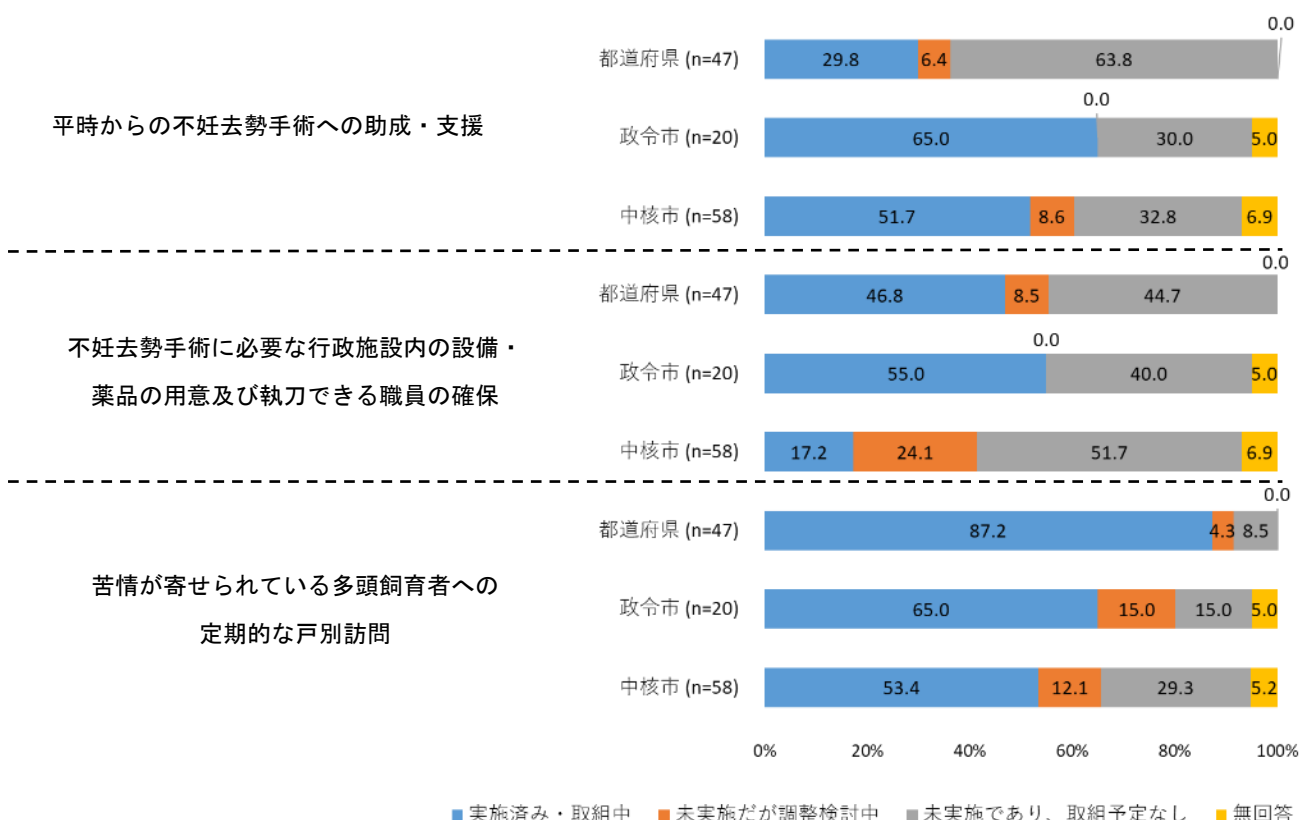


資料 1-4

※：選択肢のうち、「都道府県内市町村に所属する職員を対象とした多頭飼育対策の研修」については都道府県のみ回答（n=47）

- 自治体区分別に見ると、「平時からの不妊去勢手術への助成・支援」、「不妊去勢手術に必要な行政施設内の設備・薬品の用意及び執刀できる職員の確保」、「苦情が寄せられている多頭飼育者への定期的な戸別訪問」の項目で、差異がみられる。都道府県の取組は、「平時からの不妊去勢手術への助成・支援」（29.8％）は3割に留まる一方で、「苦情が寄せられている多頭飼育者への定期的な戸別訪問」（87.2％）は9割近くで実施されている。
- 一方で政令市や中核市では、「平時からの不妊去勢手術への助成・支援」はそれぞれ、65.0％及び51.7％と半数に達し都道府県よりも取組がなされている一方で、「苦情が寄せられている多頭飼育者への定期的な戸別訪問」は65.0％及び53.4％と5～6割程度、都道府県に比べると低い割合となっている。
- また、中核市においては、「不妊去勢手術に必要な行政施設内の設備・薬品の用意及び執刀できる職員の確保」（17.2％）の割合が低いものの、取組を検討している自治体（24.1％）が2割程度存在している。

図 1-5 動物愛護管理部署の取組の状況について（自治体区分別）（単一回答）

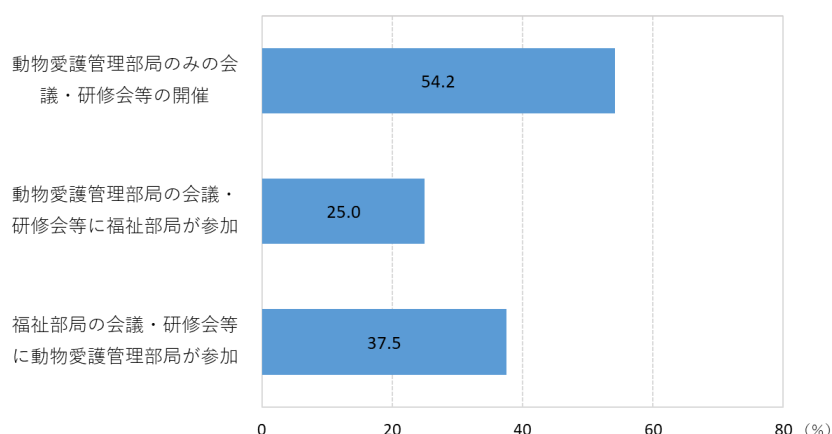


- 動物愛護管理部署によるその他の取組としては、住民向け又は多頭飼育者に関わる機会のある人（民生委員）に対する啓発活動、他部署・他機関との情報共有、いわゆる「ごみ屋敷条例」に基づく対応（福祉部署の保健師の寄り添い支援を主とし、動物愛護部署と連携するなど）の実施、シンポジウムのテーマとして多頭飼育問題を採択する取組などが行われている。

1) 「1 実施済み・取組中である」の自治体のみ）会議の開催方法について

- ・ 動物愛護管理部局において、多頭飼育者の情報共有のための行政組織内の会議等を開催している自治体は 24 件のみであるが、会議の開催方法は「動物愛護管理部局のみの会議・研修会等の開催」（54.2%）が最も多く、「福祉部局の会議・研修会等に動物愛護管理部局が参加」（37.5%）、「動物愛護管理部局の会議・研修会等に福祉部局が参加」（25.0%）と続く。
- ・ なお、「動物愛護管理部局の会議・研修会等に福祉部局が参加」及び「福祉部局の会議・研修会等に動物愛護管理部局が参加」を実施している自治体の多くは、「動物愛護管理部局のみの会議・研修会等の開催」も実施している。

図 1-6 会議開催方法（「1 実施済み・取組中である」と回答した自治体のみ（複数回答, n=24））

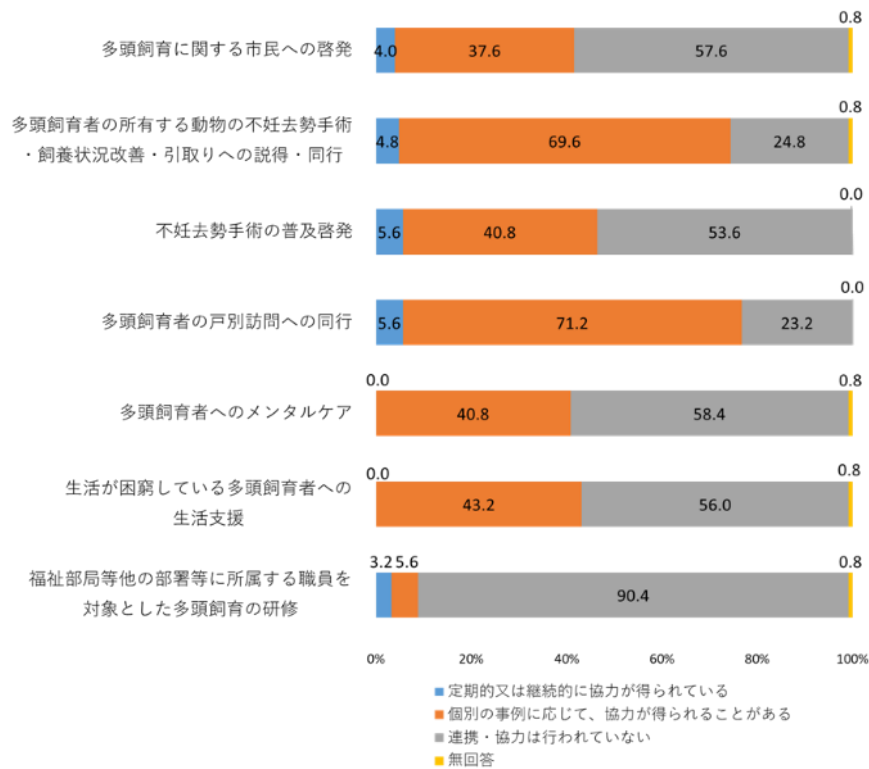


- ・ なお、上記以外のその他の会議体の形として、以下の形態が報告されている。
 - 環境部局を主体とし動物愛護管理部局及び福祉部局を交えた会議
 - 福祉部局、市民、警察、動物病院との会議
 - 主体のない協働会議（動物愛護推進員が会議を進行。多頭飼育問題は動物の問題ではなく人の問題であるとの認識から、主体を設けていない。）

（4）多頭飼育に対する福祉部局との連携・協力の状況

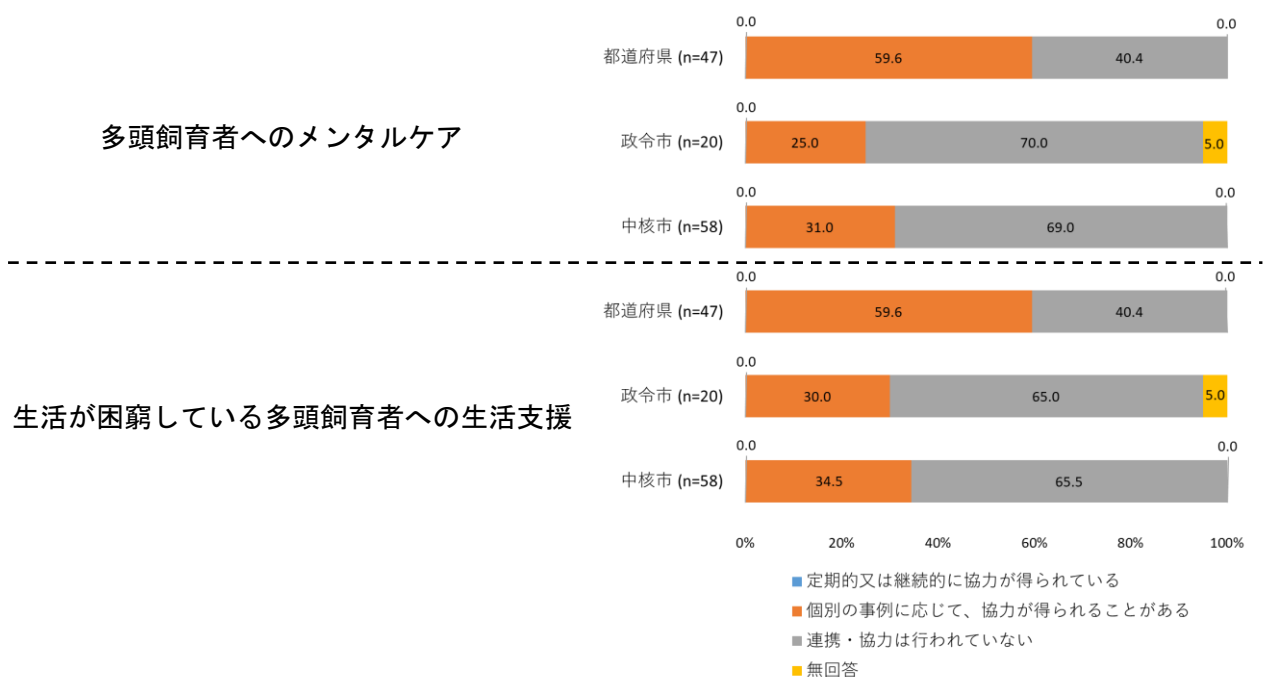
- ・ 多頭飼育に対する福祉部局との連携・協力の状況では、「多頭飼育者の戸別訪問への同行」（71.2%）及び「多頭飼育者の所有する動物の不妊去勢手術・飼養状況改善・引取りへの説得・同行」（69.6%）に関し、7 割程度の自治体において「個別の事例に応じて、協力が得られることがある」と回答している。
- ・ 一方で、どの取組においても「定期的又は継続的に協力が得られている」と回答した自治体は、いずれも 1 割に満たず少ないのが現状である。
- ・ また、「連携・協力は行われていない」取組は、「多頭飼育者の所有する動物の不妊去勢手術・飼養状況改善・引取りへの説得・同行」（24.8%）及び「多頭飼育者の戸別訪問への同行」（23.2%）を除いて、過半数を占めている。
- ・ 多頭飼育を解決するための取組として、定期的・定例化された対応がなされているケースは極めて少なく、動物の不妊去勢手術・飼養状況改善・引取りの説得時の同行や、戸別訪問への同行など、個別の事案に応じて現場で対応がなされているのが現状である。

図 1-7 福祉部局との連携・協力の状況（単一回答, n=125）



- ・ なお、「多頭飼育者へのメンタルケア」、「生活が困窮している多頭飼育者への生活支援」は、自治体区分により回答に差がでている。都道府県ではいずれも 59.6%と過半数が連携している一方で、政令市及び中核市では、3 割前後に留まる。

図 1-8 福祉部局との連携・協力の状況（自治体区分別）（単一回答）



- ・ 福祉部局との連携・協力について、動物愛護担当部局が、生活保護担当部局等との情報共有などの取組を始めている都道府県が存在する。その他、定例化されてはいないが、個別に生活保護・高齢者・障がい者関連の福祉部局との情報共有や同行、その他解決に向けた取組を実施する自治体も複数報告されている。
- ・ 福祉部局には、保健師、ケースワーカー、ソーシャルワーカー等の様々な役割を担う人材¹がおり、そのうち保健師の協力により統合失調症の治療が必要であることが判明する事例や、保健所の保健師が飼育者の新生児訪問時に多頭飼育を探知する事例もある。また、生活保護を担当するケースワーカーが飼育者の家庭訪問時に多頭飼育を探知する事例が複数報告されている。さらに、精神福祉担当から、精神疾患の治療歴についての情報を入手したり、精神福祉担当が主治医を交えた支援会議を開き、入院の方針を定め入院支援を行い、その際に獣医師や動物愛護団体の支援を得て動物を譲渡につなげた事例も存在する。

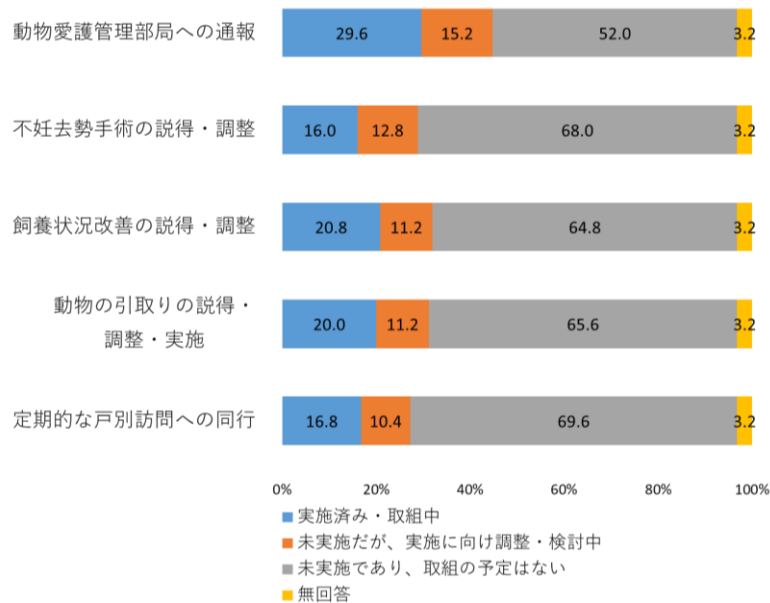
1) ¹なお、これらの人材は、社会福祉協議会等の自治体以外の機関に所属している場合もある。

(5) 多頭飼育に対する他部署・他機関との連携・連絡体制の構築の状況

1) 社会福祉協議会・民生委員との連携・連絡体制の構築状況

- 社会福祉協議会・民生委員との連携・連絡体制について、「実施済み・取組中」と答えた自治体の割合は、「動物愛護管理部局への通報」(29.6%)が最も多いが、その他の取組については、概ね全自治体の15%~20%程度に留まる。その一方で、「未実施であり、取組の予定はない」という回答は、すべての項目で約5~7割と過半数を占めている。

図 1-9 社会福祉協議会・民生委員との連携・連絡体制（単一回答, n=125）

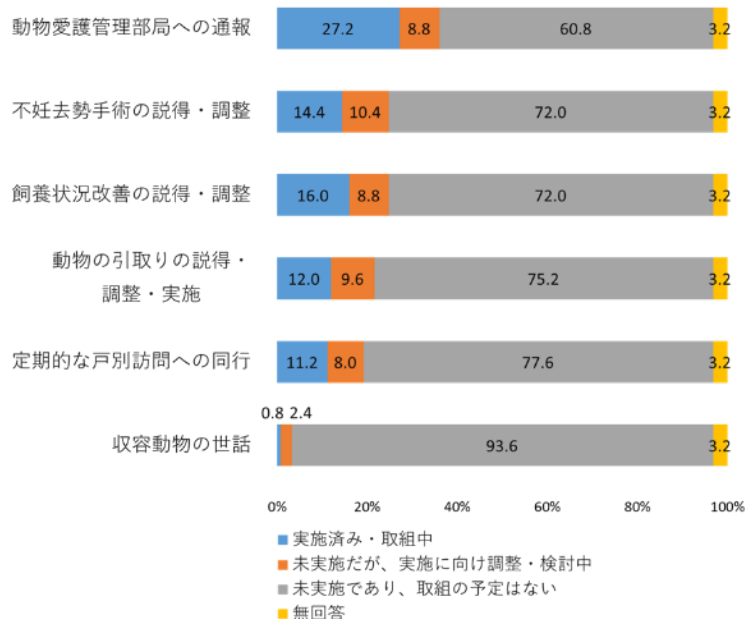


- 自治体による社会福祉協議会や民生委員への啓発活動として、動物愛護管理部局が、域内の市町村の民生委員の連絡会議等に職員を派遣し、高齢者等の動物適正飼養について周知を図る事例、民生委員へリーフレットを配布し、多頭飼育問題の周知啓発と早期相談の呼びかけを実施する事例、社会福祉協議会や地域包括支援センターに相談受付票の配布を行っている事例が報告されている。
- 「Q2 個別事例」を見ると、民生委員や地域包括支援センターは、動物愛護管理部局が探知するよりも早期の段階で情報を探知している事例が数多く報告されている。民生委員は飼育者の人となりを知っていることもあり、情報探知後は行政が対策を考える際に有益な情報がもたらされたという報告も存在する。一方で、民生委員や地域包括支援センターが多頭飼育を早期に把握していたにもかかわらず、情報が寄せられなかったために対策が遅れた事例も報告されており、早期の情報共有を希望する自治体も存在する。
- 社会福祉協議会や地域包括支援センターも、福祉サービスを通じて動物愛護管理部局よりも早く多頭飼育状態を探知していることが多く報告されている。ヘルパー等を通じて行政に通報がある例や、生活が困窮した飼育者から社会福祉協議会への相談により、多頭飼育状態が探知される事例が報告されている。
- 解決・改善に至る事例では、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員が、生活面から助言や支援（飼育者をデイサービスに繋げる、飼育者の認知症に配慮し動物の飼育頭数を決める等）を行うことで、改善につながった事例が報告されている。

2) 自治会・町内会との連携・連絡体制

- 自治会・町内会との連携・連絡体制について、「実施済み・取組中」と答えた自治体の割合は、「動物愛護管理部局への通報」(27.2%)が最も多いが、その他の取組については、概ね全体の10%~15%程度となっている。一方で、「未実施であり、取組の予定はない」という回答は、すべての項目で約6~9割と過半数を占めている。

図 1-10 自治会・町内会との連携・連絡体制（単一回答, n=125）

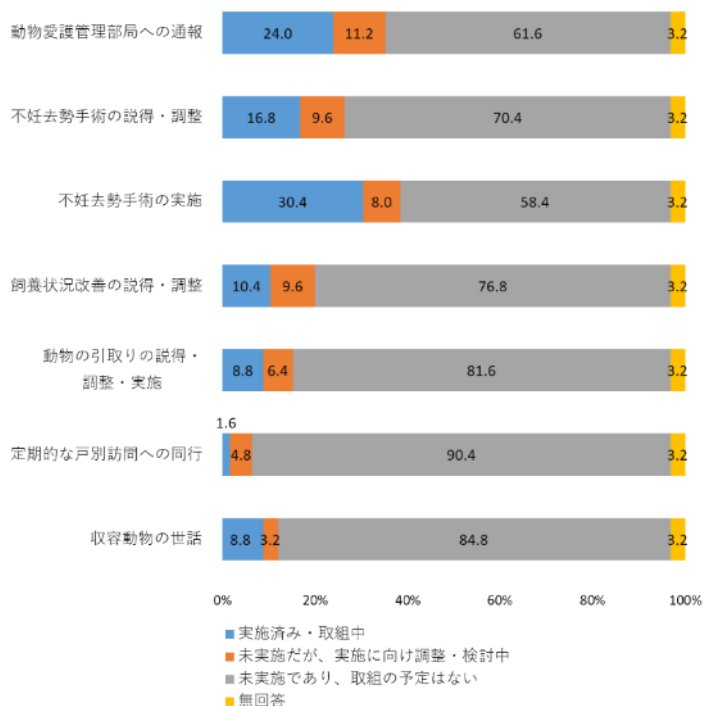


- 「Q2 個別事例」を見ると、自治会・町内会は、民生委員同様に、初期に情報を探知することが多い。
- 近隣住民から動物の悪臭、ネコノミやゴキブリなどの害虫の苦情が自治会に寄せられ、そこから行政に情報が寄せられることが多い。また、自宅周辺のごみやガラクタを放置していることから、自治会から行政に苦情が寄せられ、訪問して状況調査を行う段階で多頭飼育が発覚することもある。
- 自治会や町内会の関与がない事例も多いが、自治会が近隣の問題を把握し、解決に向けて飼育者のケアや動物の譲渡等を行政や社会福祉協議会、民生委員と協議した事例が存在する。

3) 獣医師会・動物病院との連携・連絡体制

- ・ 獣医師会・動物病院との連携・連絡体制について、「実施済み・取組中」と答えた自治体の割合は、「不妊去勢手術の実施」(30.4%)、「動物愛護管理部局への通報」(24.0%)で2割を超えているが、その他の取組については、概ね全体の10%～15%程度に留まっている。一方で、「未実施であり、取組の予定はない」という回答は、すべての項目で約6～9割と、過半数を占めている。

図 1-11 獣医師会・動物病院との連携・連絡体制（単一回答, n=125）

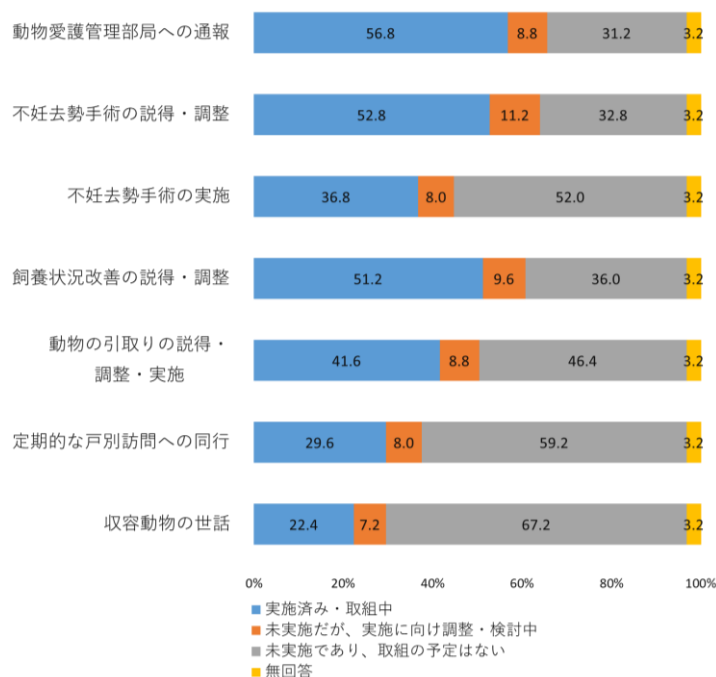


- ・ 「Q2 個別事例」では、飼育者のかかりつけの動物病院から多頭飼育の情報提供がなされる場合がある。
- ・ 動物病院による支援では、不妊去勢手術に関して支援が行われる事例が多い。飼育者は、経済的理由から不妊去勢手術が負担できない事例が多数報告されているが、開業獣医師が低廉な費用で不妊去勢手術を実施する事例、獣医師会の支援を得て狂犬病の登録・予防接種・不妊去勢手術を実施した事例などが多くみられる。
- ・ 不妊去勢手術の支援にあたっては、動物愛護団体が動物の捕獲や資金面で支援（助成制度の活用等）し、動物病院が手術を実施している。数は多くないが、飼育者の信頼する獣医師が動物の譲渡の支援をする事例も報告されている。

4) 動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員との連携・連絡体制

- 動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員との連携・連絡体制について、「実施済み・取組中」と答えた自治体の割合は、「動物愛護管理部局への通報」(56.8%)が最も多く、続く「不妊去勢手術の説得・調整」(52.8%)、「飼養状況改善の説得・調整」(51.2%)においても、過半数を占めている。
- 一方で、「未実施であり、取組の予定はない」という回答は、「収容動物の世話」(67.2%)、「定期的な戸別訪問への同行」(59.2%)「不妊去勢手術の実施」(52.0%)で、いずれも過半数を占めている。

図 1-12 動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員との連携・連絡体制（単一回答, n=125）

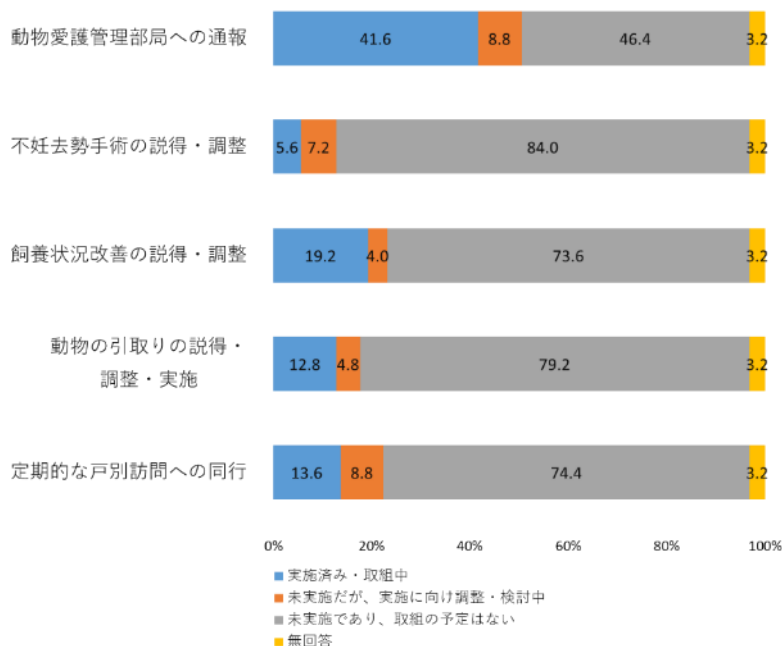


- 「Q2 個別事例」においては、多くの行政で、動物愛護団体は不妊去勢手術の実施や、動物の譲渡に係る説得・実施に関して連携を行っている。行政による引取りに飼育者が難色を示す場合でも、動物愛護団体による譲渡であれば説得に応じる事例が報告されている。
- 一方で動物愛護団体との連携について、情報共有について動物愛護団体から求められることが多いが、個人情報保護の観点から情報提供が困難との指摘も複数なされている。

5) 警察との連携・連絡体制

- 警察との連携・連絡体制について、「実施済み・取組中」と答えた自治体の割合は、「動物愛護管理局への通報」（41.6％）が最も多いが、その他の取組については、概ね全体の5％～20％程度に留まっている。
- 一方で、「未実施であり、取組の予定はない」という回答は、「動物愛護管理局への通報」（46.4％）を除くすべての項目で約7～8割と、過半数を占めている。

図 1-13 警察との連携・連絡体制（単一回答, n=125）

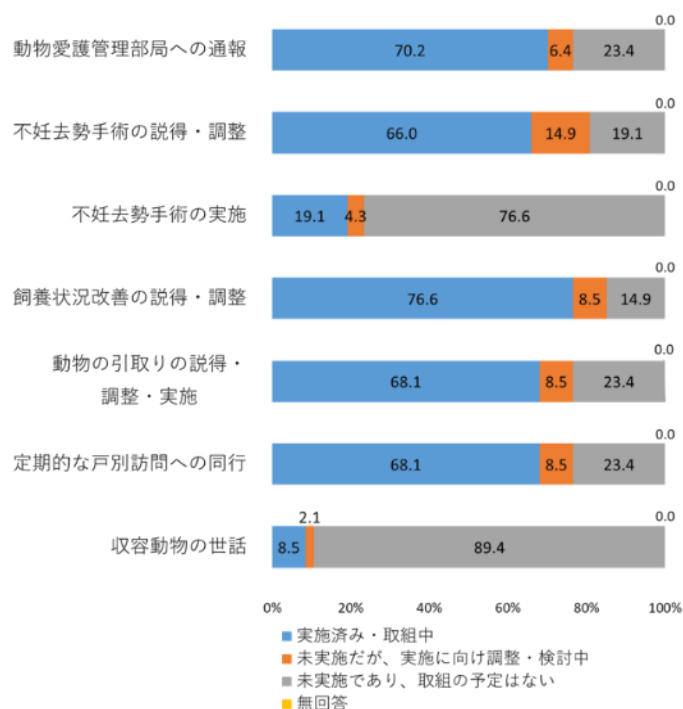


- 「Q2 個別事例」においては、警察との連携は、主に指導及び同行に関する部分で行われている。
- 例えば面会を拒絶された事例では、飼育者の帰宅時刻等について警察に情報提供し、警察官の訪問という形式で動物愛護管理局の担当者が住宅内へ入り立入り検査を行った事例や、夜間の人目がないう時間帯に動物の遺棄が行われていることから警察に相談し、警察による夜間の張り込み・警邏などを通じて解決に貢献したという事例も報告されている。
- 動物愛護管理法違反事例としては、不適正な多頭飼育に関連して動物愛護管理法第 25 条による勧告や、虐待の事例として動物愛護管理法第 44 条により罰金刑に処せられた事例が存在する。

6) 都道府県内市町村との連携・連絡体制

- 各都道府県による都道府県内市町村との連携・連絡体制について、「実施済み・取組中」と答えた自治体の割合は、「飼養状況改善の説得・調整」（76.6％）と最も高く、「動物愛護管理局への通報」（70.2％）と続き、一部の項目（「不妊去勢手術の実施」及び「収容動物の世話」）を除く全ての項目で6～7割と、高い割合を占めている。
- 一方で、「未実施であり、取組の予定はない」という回答は、「収容動物の世話」（89.4％）、「不妊去勢手術の実施」（76.6％）で高く、8～9割程度を占めている。

図 1-14 都道府県内市町村との連携・連絡体制（単一回答, n=47*）



※：選択肢については都道府県のみ回答。

- ・ 「Q2 個別事例」において、都道府県は、都道府県内市町村と様々な形で連携を行っている。具体的には、通報を受け市町村担当部署へ情報提供し、適正飼養の指導や狂犬病予防法に基づく登録・予防接種について、都道府県から市町村に依頼する事例や、市町村から通報を受けて都道府県が指導を行う事例も存在する。
- ・ 実際の対応事例では、都道府県内市町村の担当者が同行訪問をすることで、飼育者と円滑にコミュニケーションを図ることができたという報告が存在する。また、実際に、都道府県内の市町村が早い段階で多頭飼育の情報を入手していることもあり、都道府県からは、早期の情報共有の必要性について指摘しているほか、福祉部局、動物愛護管理部署、市町村との連携による多頭飼育の防止を期待する都道府県からの報告もあり、都道府県の動物愛護管理部署の職員にとって管轄内の市町村は重要なステークホルダーといえる。

■ 他機関との連携・連絡体制について

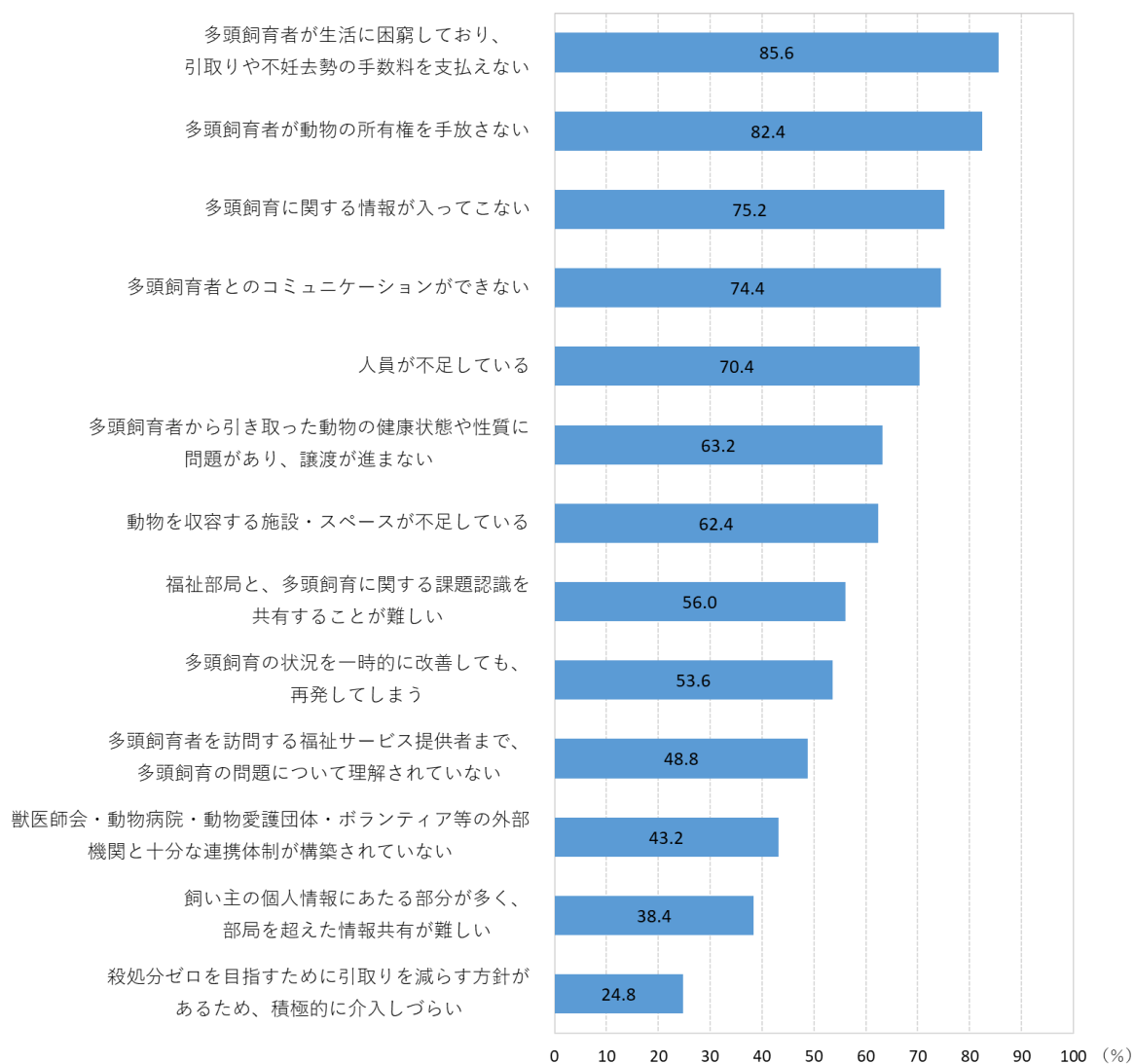
- ・ 自治体と当該自治体以外の機関との連携について、連携先として都道府県内市町村との連携が最も進んでいる。連携の内容としては、動物愛護管理部署への通報、及び不妊去勢手術の説得・調整などが行われている。続いてその他には、動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員との連携も進んでおり、飼養状況改善の説得・調整や、動物愛護管理部署への通報、動物の引取りの説得・調整・実施、定期的な戸別訪問への同行、不妊去勢手術の説得・調整がなされている。
- ・ 動物愛護管理部署への通報は、比較的連携の進んでいる都道府県内市町村及び動物愛護団体以外の機関においても約 2～4 割程度の自治体で連携・連絡体制が構築されているが、その先の具体的な取組まではつながっていないのが現状である。
- ・ なお、こうした取組は、個々のケースに応じて対応することが多く、また同じ自治体内においても地域によって取組にばらつきがあることを指摘する自治体もある。

- ・ その他の連携・協力として、福祉部局との連携（情報提供）、個別のケースに応じて都道府県内の市町村、区役所等と情報共有を行うケース、関係者（福祉部局、民生委員、介護支援専門員等）に対する研修会、ごみ屋敷条例に基づき福祉部局の依頼で動物愛護部署が同行する取組等が報告されている。
- ・ なお、上記機関以外の連携・連絡体制について、大学と連携した不妊去勢手術の実施や、地域包括支援センター、ケアマネージャー、ヘルパー、配食ボランティアなどへの啓発活動などが行われている。

(6) 動物愛護管理部局が抱えている多頭飼育に関する課題

- ・ 動物愛護管理部局が抱えている多頭飼育に関する課題について、「多頭飼育者が生活に困窮しており、引取りや不妊去勢の手数料を支払えない」（85.6%）が最も多く挙げられ、「多頭飼育者が動物の所有権を手放さない」（82.4%）、「多頭飼育に関する情報が入ってこない」（75.2%）、「多頭飼育者とのコミュニケーションができない」（74.4%）と続く。
- ・ 一部を除きほとんどの項目において、半数以上の自治体が課題であると指摘している。

図 1-15 動物愛護管理部局が抱えている多頭飼育に関する課題（複数回答, n=125）



- ・ 上記以外の課題としては、自治体側の課題と飼育者に由来する課題が指摘されており、前者については、「都道府県内市町村との間で連携や協力体制が得られにくいことがある」という回答があり、都道府県内市町村の連携が最も進んでいるにも関わらず、スムーズでない一面も指摘されている。
- ・ その他には、「近隣から苦情が無く所有権を手放さない場合には介入できない」等の説得が困難な事例が挙げられている。

2. クロス集計

(1) 多頭飼育の届出制度の状況別にみる取組・連携の状況

以下は、多頭飼育の届出制度の状況について、都道府県・政令市・中核市別に整理を行ったものである。

図 1-16 動物の多頭飼育の届出制度の状況（自治体区別）

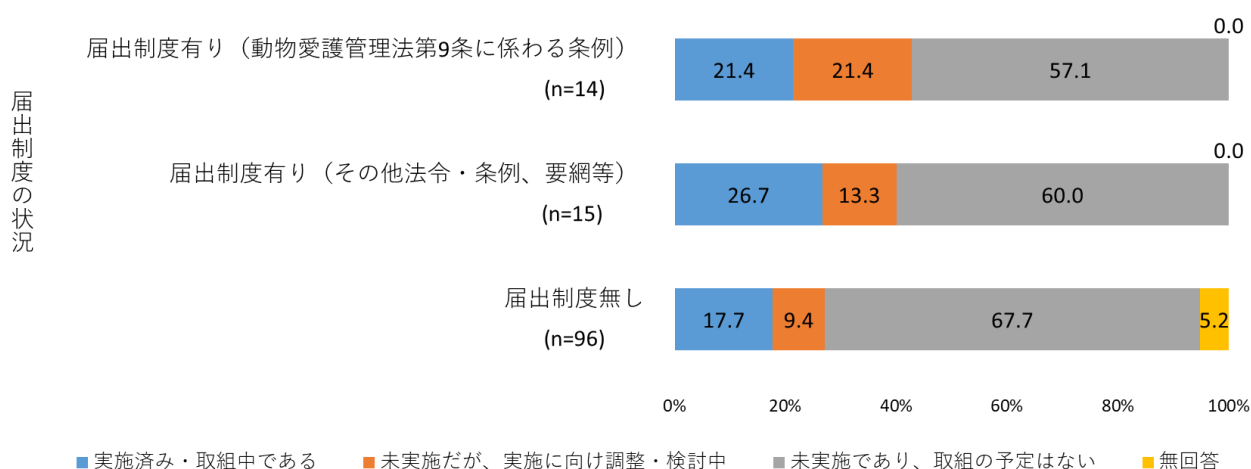
区分		項目	都道府県	政令市	中核市	合計
届出制度 有り	(動物愛護管理法第 9 条に係る条例)	自治体数	6	3	5	14
		割合	12.8%	15.0%	8.6%	11.2%
	(その他法令・条例、要綱等)	自治体数	8	2	5	15
		割合	17.0%	10.0%	8.6%	12.0%
届出制度無し		自治体数	33	15	48	96
		割合	70.2%	75.0%	82.8%	76.8%
合計		自治体数	47	20	58	125
		割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

1) 動物愛護管理部署の取組の状況

①「多頭飼育者の情報共有のための会議等の開催」に係る動物愛護管理部署の取組状況

- 動物の多頭飼育の届出制度の状況別にみる動物愛護管理部署の取組状況について、動物愛護管理部署による会議等の開催に係る取組みに関し「実施済み・取組中である」と答えた自治体の割合は、多頭飼育の「届出制度有り（動物愛護管理法第9条に係る条例）」の自治体では21.4%、「届出制度有り（その他法令・条例、要綱等）」の自治体では26.7%、「届出制度なし」の自治体では17.7%となっており、届出制度を有する自治体のほうが、会議等を開催する割合がわずかに高くなっている。

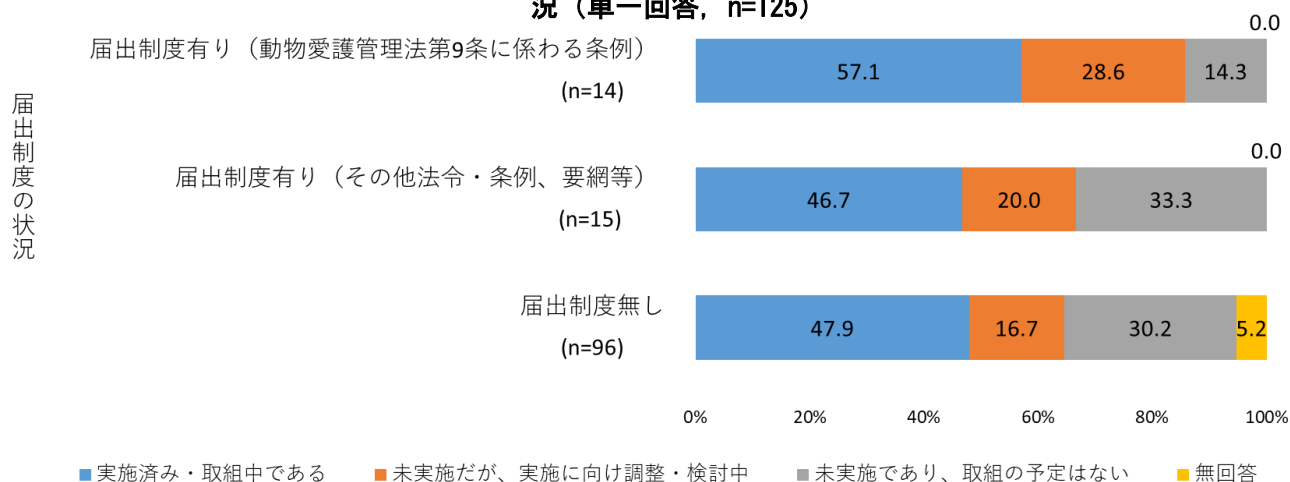
図 1-17 「多頭飼育者の情報共有のための会議等の開催」に係る動物愛護管理部署の取組状況
(単一回答, n=125)



②「多頭飼育に起因する問題に関する市民への普及啓発」に係る動物愛護管理部局の取組状況

- 動物の多頭飼育の届出制度の状況別にみる動物愛護管理部局の取組状況について、多頭飼育に起因する問題に関する市民への普及啓発の取組に関し「実施済み・取組中である」と答えた自治体は、多頭飼育の「届出制度有り（動物愛護管理法第9条に係わる条例）」の自治体では57.1%、「届出制度有り（その他法令・条例、要綱等）」の自治体では46.7%、「届出制度なし」の自治体では47.9%となっており、動物愛護管理法第9条に係わる届出制度を有する自治体が、その他の自治体よりも、市民への普及啓発を実施する割合が高くなっている。

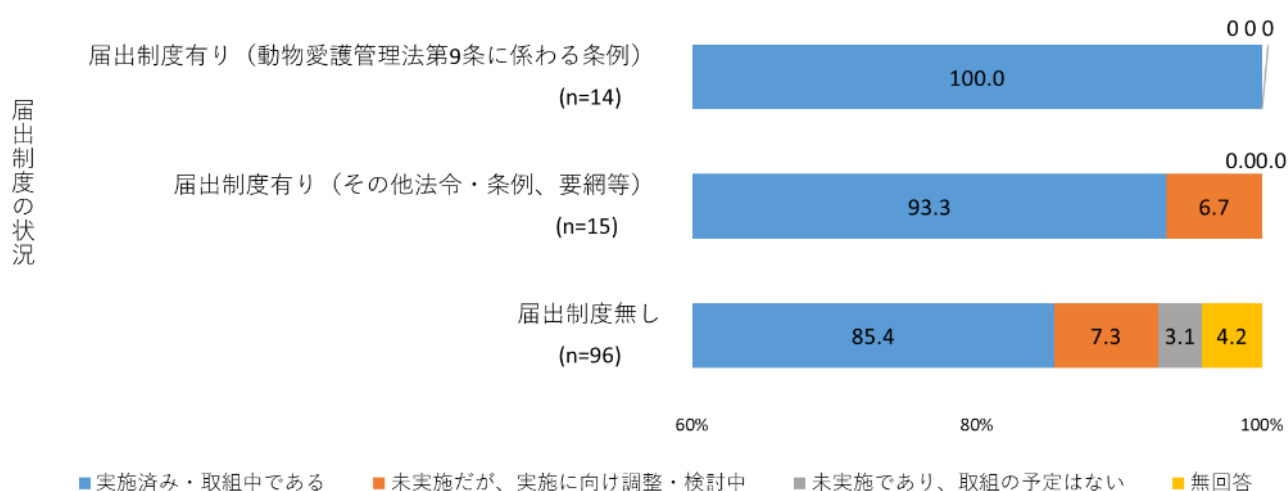
図 1-18 「多頭飼育に起因する問題に関する市民への普及啓発」に関する動物愛護管理部局の取組状況（単一回答，n=125）



③「平時からの不妊去勢手術の普及啓発」に係る動物愛護管理部局の取組状況

- 動物の多頭飼育の届出制度の状況別にみる動物愛護管理部局の取組状況について、平時からの不妊去勢手術の普及啓発の取組に関し「実施済み・取組中である」と答えた自治体は、多頭飼育の「届出制度有り（動物愛護管理法第9条に係わる条例）」の自治体では100.0%、「届出制度有り（その他法令・条例、要綱等）」の自治体では93.3%、「届出制度なし」の自治体では85.4%と、動物愛護管理法第9条に係わる条例の届出制度を有する自治体が平時からの不妊去勢手術の普及啓発に取組む割合が最も高く、その他法令・条例、要綱等の届出制度を有する自治体、届出制度の無い自治体と続く。

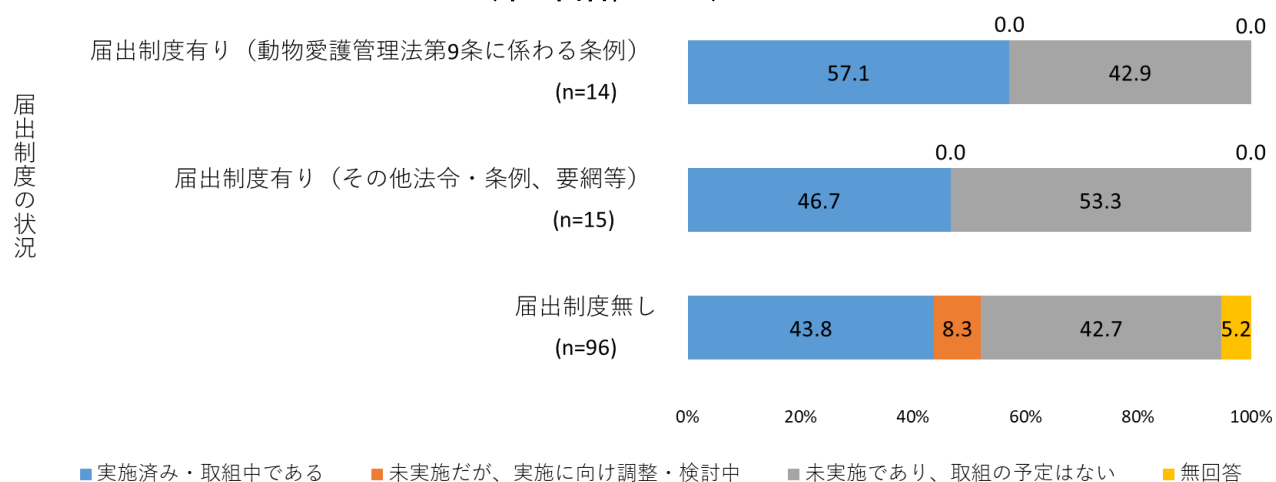
図 1-19 動物の多頭飼育の届出制度の状況：「平時からの不妊去勢手術の普及啓発」に関する動物愛護管理部局の取組状況（単一回答，n=125）



④「平時からの不妊去勢手術への助成・支援」に係る動物愛護管理部局の取組状況

- 動物の多頭飼育の届出制度の状況別にみる動物愛護管理部局の取組状況について、平時からの不妊去勢手術への助成・支援に関し「実施済み・取組中である」と答えた自治体の割合は、多頭飼育の「届出制度有り（動物愛護管理法第9条に係わる条例）」と答えた自治体では57.1%、「届出制度有り（その他法令・条例、要綱等）」の自治体では46.7%、「届出制度なし」の自治体では43.8%となっており、動物愛護管理法第9条に係わる条例の届出制度を有する自治体が、その他法令・条例、要綱等の届出制度を有する自治体及び届出制度の無い自治体よりも、平時からの不妊去勢手術への助成・支援を実施する割合が高くなっている。

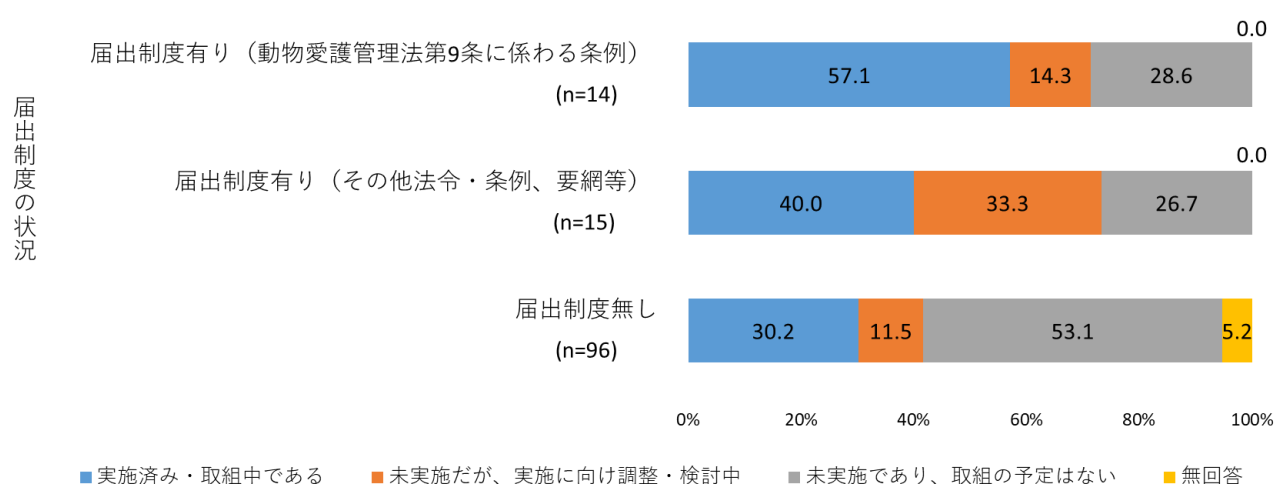
図 1-20 「平時からの不妊去勢手術への助成・支援」に関する動物愛護管理部局の取組状況
(単一回答, n=125)



⑤「不妊去勢手術に必要な行政施設内の設備・薬品の用意及び執刀できる職員の確保」に係る動物愛護管理部署の取組状況

- 動物の多頭飼育の届出制度の状況別にみる動物愛護管理部署の取組状況について、不妊去勢手術に必要な行政施設内の設備・薬品の用意及び執刀できる職員の確保に関し「実施済み・取組中である」と答えた自治体の割合は、多頭飼育の「届出制度有り（動物愛護管理法第9条に係わる条例）」の自治体では57.1%、「届出制度有り（その他法令・条例、要綱等）」の自治体では40.0%、「届出制度なし」の自治体では30.2%となっている。設備や薬品、職員の確保に取組む自治体の割合は、動物愛護管理法第9条に係わる条例の届出制度を有する自治体が最も高く、その他法令・条例、要綱等の届出制度を有する自治体、届出制度の無い自治体と続く。

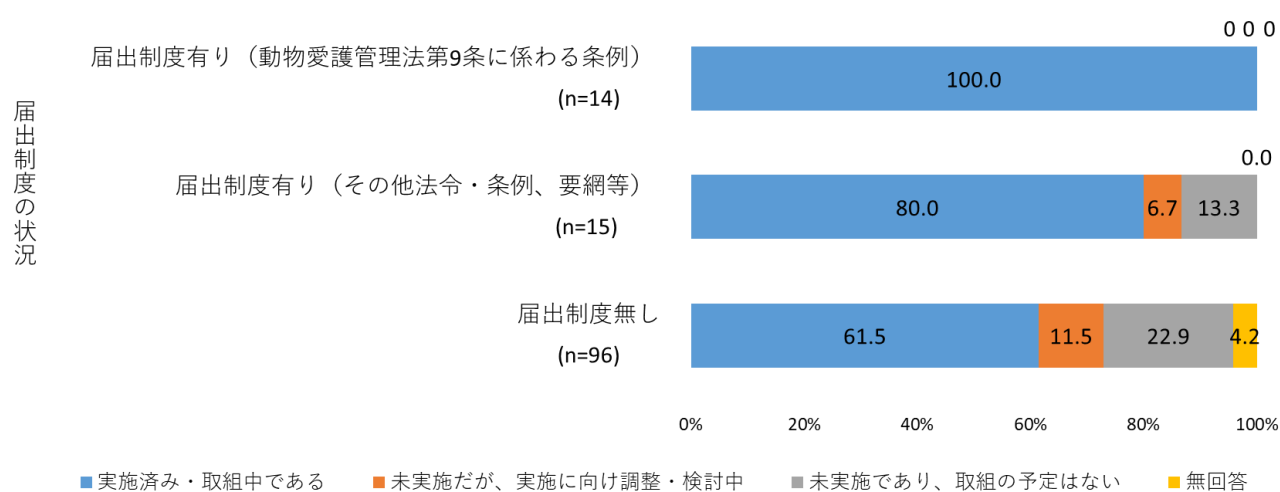
図 1-21 「不妊去勢手術に必要な行政施設内の設備・薬品の用意及び執刀できる職員の確保」に関する動物愛護管理部署の取組状況（単一回答，n=125）



⑥「苦情が寄せられている多頭飼育者への定期的な戸別訪問」に係る動物愛護管理部署の取組状況

- 動物の多頭飼育の届出制度の状況別にみる動物愛護管理部署の取組状況について、苦情が寄せられている多頭飼育者への定期的な戸別訪問に関し「実施済み・取組中である」と答えた自治体の割合は、多頭飼育の「届出制度有り（動物愛護管理法第9条に係わる条例）」の自治体では100.0%、「届出制度有り（その他法令・条例、要綱等）」の自治体では80.0%、「届出制度なし」の自治体では61.5%となっており、動物愛護管理法第9条に係わる条例の届出制度を有する自治体が最も高く、次にその他法令・条例、要綱等の届出制度を有する自治体、届出制度の無い自治体と続く。

図 1-22 「苦情が寄せられている多頭飼育者への定期的な戸別訪問」に関する動物愛護管理部署の取組状況（単一回答，n=125）

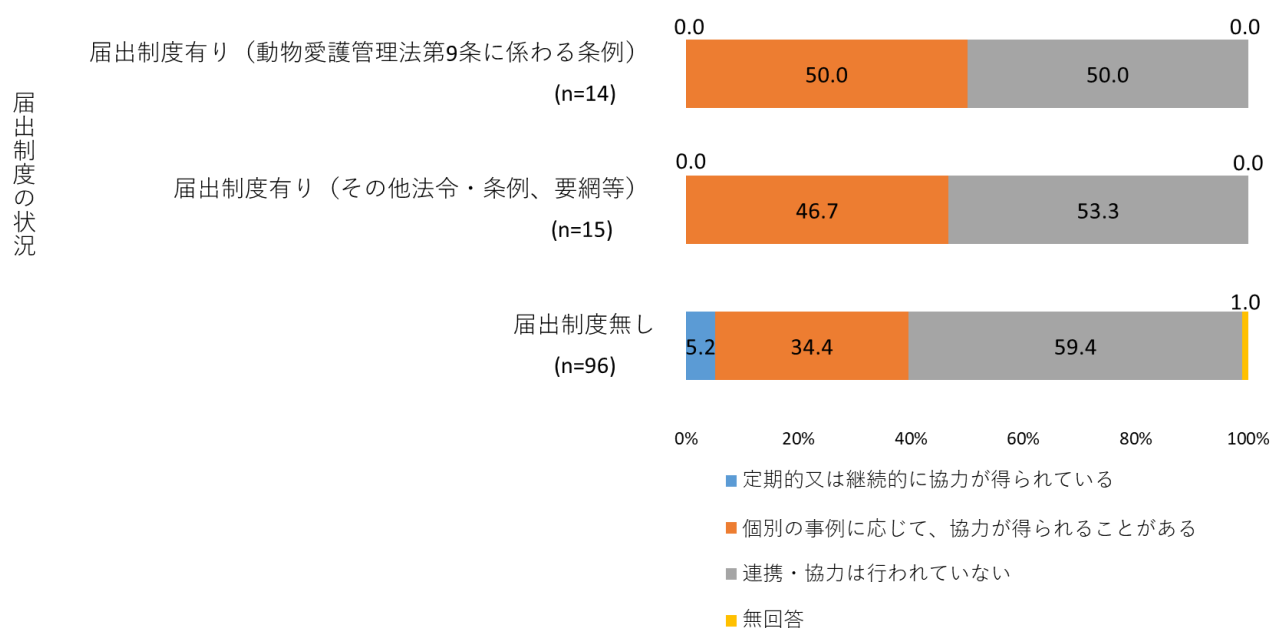


2) 福祉部局との連携・協力の状況

①「多頭飼育に関する市民への啓発」に関する福祉部局との連携・協力の状況

- 動物の多頭飼育の届出制度の状況別にみる福祉部局との連携・協力の状況について、多頭飼育に関する市民への啓発に関して福祉部局から「定期的又は継続的に協力が得られている」と答えた自治体の割合は、多頭飼育の「届出制度有り（動物愛護管理法第9条に係わる条例）」及び「届出制度有り（その他法令・条例、要綱等）」の自治体ではいずれも 0.0%、「届出制度なし」の自治体では 5.2% となっており、届出制度の無い自治体の方が、定期的に他の自治体よりも協力が得られる割合がわずかに高くなっている。
- 一方で、福祉部局から「個別の事例に応じて、協力が得られることがある」と回答する自治体の割合は、多頭飼育の「届出制度有り（動物愛護管理法第9条に係わる条例）」では 50.0%、「届出制度有り（その他法令・条例、要綱等）」では 46.7%、「届出制度なし」では 34.4%と、届出制度を有する自治体のほうが、届出制度の無い自治体よりも市民の啓発に関して福祉部局から連携・協力が得られる割合が高くなっている。

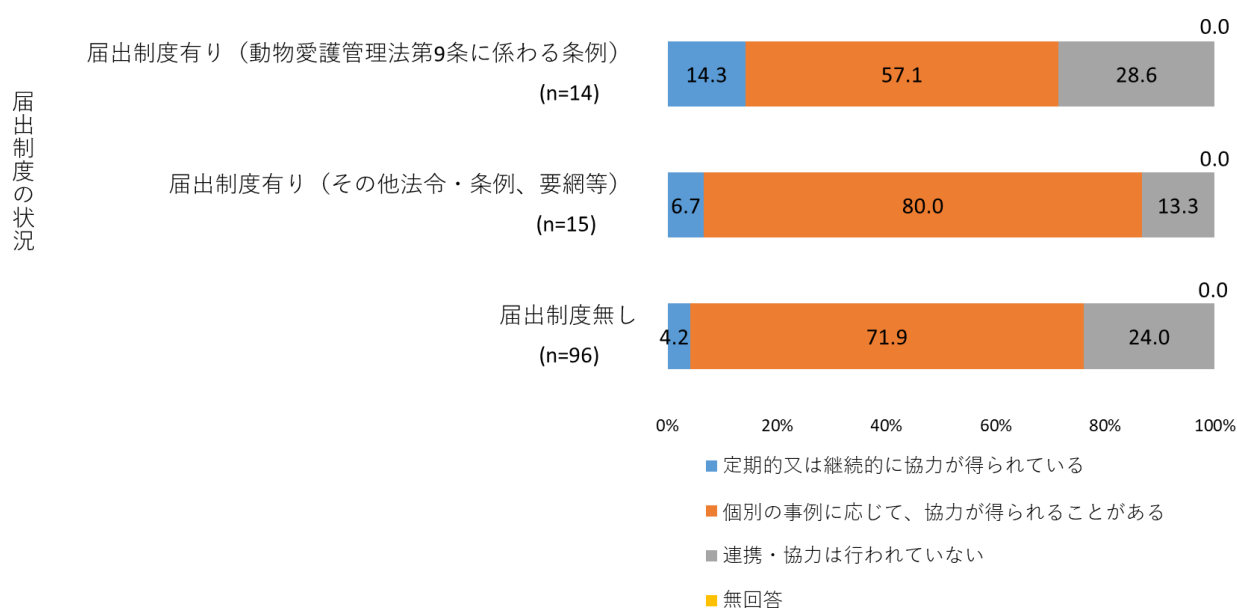
図 1-23 「多頭飼育に関する市民への啓発」に関する福祉部局との連携・協力の状況
(単一回答, n=125)



②「多頭飼育者の戸別訪問への同行」に関する福祉部局との連携・協力の状況

- 動物の多頭飼育の届出制度の状況別にみる福祉部局との連携・協力の状況について、多頭飼育の戸別訪問への同行に関し「定期的又は継続的に協力が得られている」と答えた自治体は、多頭飼育の「届出制度有り（動物愛護管理法第9条に係わる条例）」の自治体では14.3%、「届出制度有り（その他法令・条例、要綱等）」の自治体では6.7%、「届出制度なし」の自治体では4.2%となっており、動物愛護管理法第9条に基づく届出制度を有する自治体の方が、その他の回答をした自治体よりも戸別訪問への同行に関して福祉部局から連携・協力が得られる割合が高くなっている。
- 一方で、「個別の事例に応じて、協力が得られることがある」と回答する割合は、多頭飼育の「届出制度有り（動物愛護管理法第9条に係わる条例）」の自治体では57.1%、「届出制度有り（その他法令・条例、要綱等）」の自治体では80.0%、「届出制度なし」の自治体では71.9%となっており、動物愛護管理法第9条に基づく届出制度を有する自治体の方が、その他の回答をした自治体よりも、個別の事例に応じて戸別訪問への動向に関して連携・協力が得られる割合が低くなっている。

図 1-24 「多頭飼育者の戸別訪問への同行」に関する福祉部局との連携・協力の状況
(単一回答, n=125)



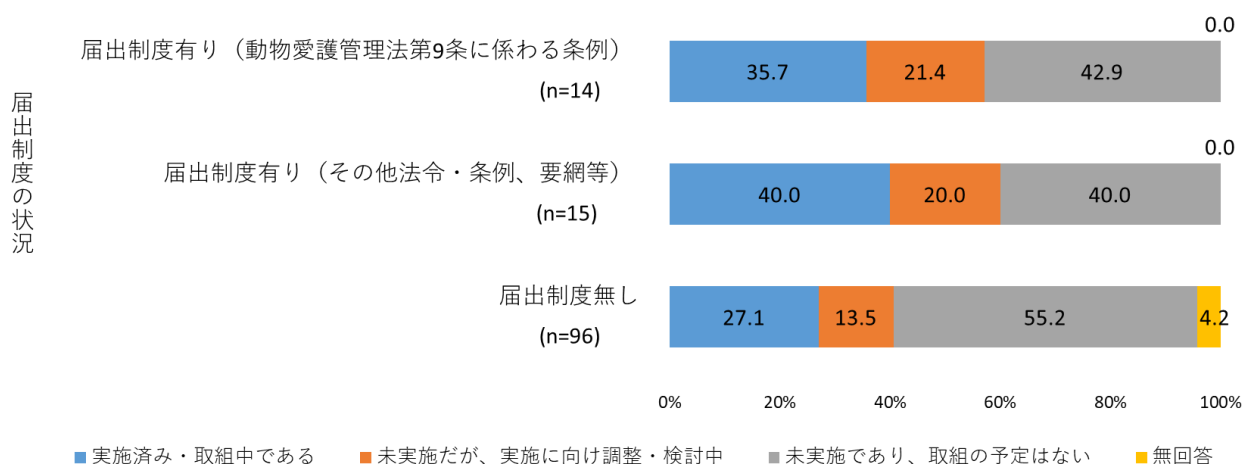
3) 他部署・他機関との連携・連絡体制の構築の状況

①社会福祉協議会・民生委員との連携・連絡体制

■ 動物愛護管理部局への通報

- 動物の多頭飼育の届出制度の状況別にみる社会福祉協議会・民生委員との連携・連絡体制について動物愛護管理部局への通報に係る連携・連絡体制に関し「実施済み・取組中である」と答えた自治体の割合は、多頭飼育の「届出制度有り（動物愛護管理法第9条に係わる条例）」の自治体では35.7%、「届出制度有り（その他法令・条例、要綱等）」の自治体では40.0%、「届出制度なし」の自治体では27.1%と、届出制度を有する自治体のほうが、届出制度の無い自治体よりも社会福祉協議会・民生委員と動物愛護管理部局への通報に関し連携等をする割合が高くなっている。

図 1-25 動物愛護管理部局への通報に関する社会福祉協議会・民生委員との連携・連絡体制
(単一回答, n=125)

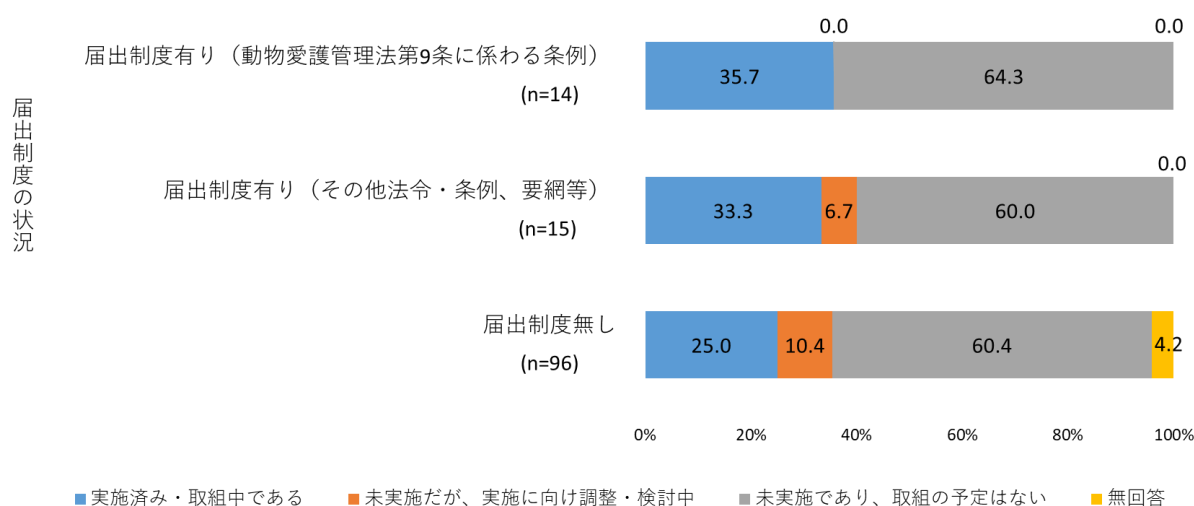


②自治会・町内会との連携・連絡体制

■ 動物愛護管理部署への通報

- 動物の多頭飼育の届出制度の状況別にみる自治会・町内会との連携・連絡体制について、動物愛護管理部署への通報に係る連携・連絡体制に関し「実施済み・取組中である」と答えた自治体の割合は、多頭飼育の「届出制度有り（動物愛護管理法第9条に係わる条例）」の自治体では35.7%、「届出制度有り（その他法令・条例、要綱等）」の自治体では33.3%、「届出制度無し」の自治体では25.0%と、届出制度を有する自治体のほうが、届出制度の無い自治体よりも自治会・町内会と動物愛護管理部署への通報に関し連携等をする割合が高くなっている。

図 1-26 動物愛護管理部署への通報に関する自治会・町内会との連携・連絡体制
(単一回答, n=125)

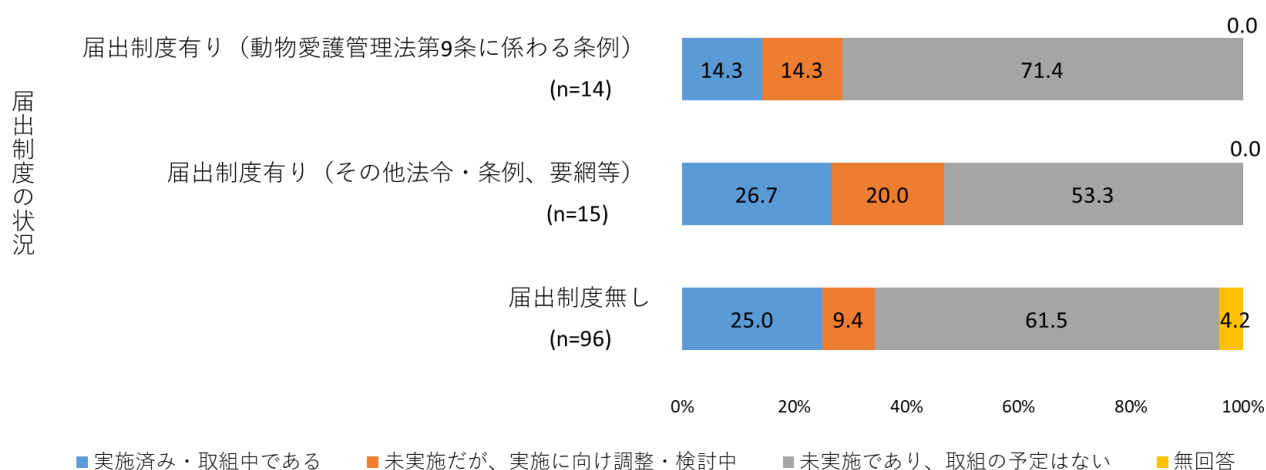


③獣医師会・動物病院との連携・連絡体制

■ 動物愛護管理局への通報

- ・ 動物の多頭飼育の届出制度の状況別にみる獣医師会・動物病院との連携・連絡体制について、動物愛護管理局への通報に係る連携・連絡体制に関し「実施済み・取組中である」と答えた自治体の割合は、多頭飼育の「届出制度有り（動物愛護管理法第9条に係わる条例）」の自治体では14.3%、「届出制度有り（その他法令・条例、要綱等）」の自治体では26.7%、「届出制度無し」の自治体では25.0%となっており、動物愛護管理法第9条に基づく届出制度を有する自治体の方が、その他の回答をした自治体よりも、獣医師会・動物病院との動物愛護管理局への通報に関して連携等をする割合が低くなっている。

図 1-27 動物愛護管理局への通報に関する獣医師会・動物病院との連携・連絡体制
(単一回答, n=125)

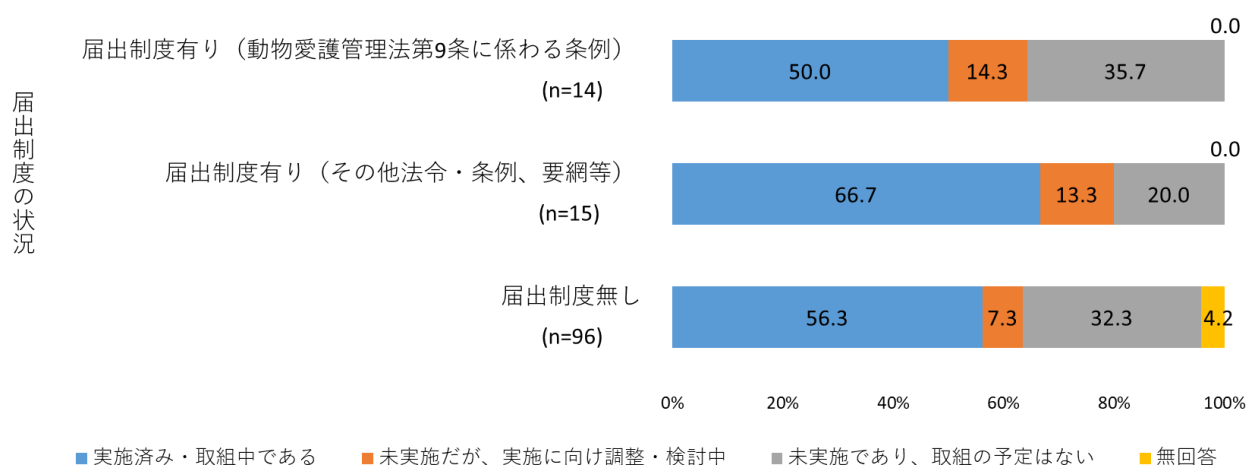


④動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員との連携・連絡体制

■ 動物愛護管理局への通報

- 動物の多頭飼育の届出制度の状況別にみる動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員との連携・連絡体制について、動物愛護管理局への通報に係る連携・連絡体制に関し「実施済み・取組中である」と答えた自治体の割合は、多頭飼育の「届出制度有り（動物愛護管理法第9条に係わる条例）」の自治体では50.0%、「届出制度有り（その他法令・条例、要綱等）」の自治体では66.7%、「届出制度無し」の自治体では56.3%となっている。その他法令・条例、要綱等に基づく届出制度を有する自治体において、動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員と動物愛護管理局への通報に関して連携等をする割合が最も高く、動物愛護管理法第9条に基づく届出制度を有する自治体において連携等をする割合が最も低くなっている。

図 1-28 動物愛護管理局への通報に関する動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員との連携・連絡体制（単一回答，n=125）

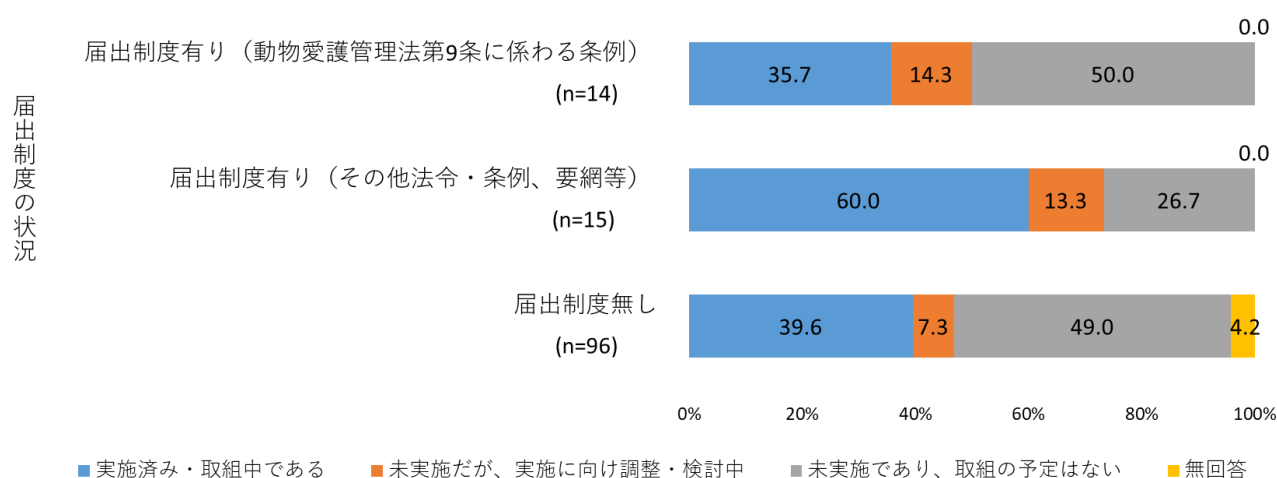


⑤警察との連携・連絡体制

■ 動物愛護管理局への通報

- 動物の多頭飼育の届出制度の状況別にみる警察との連携・連絡体制について、動物愛護管理局への通報に係る連携・連絡体制に関して「実施済み・取組中である」と答えた自治体の割合は、多頭飼育の「届出制度有り（動物愛護管理法第9条に係わる条例）」の自治体では35.7%、「届出制度有り（その他法令・条例、要綱等）」の自治体では60.0%、「届出制度無し」の自治体では39.6%と、その他法令・条例、要綱等に基づく届出制度を有する自治体において、警察と動物愛護管理局への通報に関して連携等をする割合が最も高くなっている。

図 1-29 動物愛護管理局への通報に関する警察との連携・連絡体制（単一回答，n=125）



(2) 自治体区分別にみる取組・連携の状況

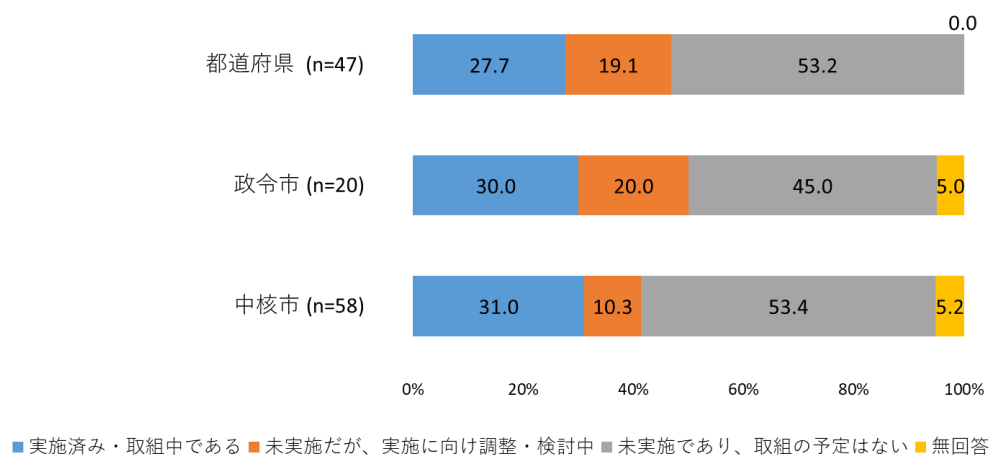
1) 他部署・他機関との連携・連絡体制の構築の状況

①社会福祉協議会・民生委員との連携・連絡体制

■ 動物愛護管理部局への通報

- 自治体区分別にみる社会福祉協議会・民生委員との連携・連絡体制について、動物愛護管理部局への通報に係る連携・連絡体制に関し「実施済み・取組中である」と答えた都道府県は27.7%、政令市は30.0%、中核市は31.0%となっており、中核市において社会福祉協議会・民生委員との動物愛護管理部局への通報に係る連携に取り組む割合が、わずかではあるが高くなっている。

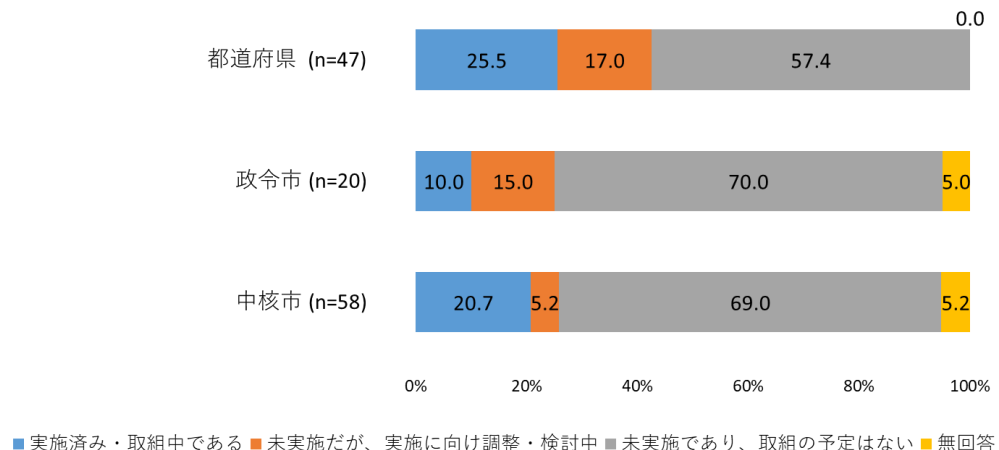
図 1-30 社会福祉協議会・民生委員との動物愛護管理部局への通報に係る連携・連絡体制
(単一回答, n=125)



■ 飼養状況改善の説得・調整

- 自治体区分別にみる社会福祉協議会・民生委員との連携・連絡体制について、飼養状況改善の説得・調整に係る連携・連絡体制に関し「実施済み・取組中である」と答えた都道府県は25.5%、政令市は10.0%、中核市は20.7%となっており、都道府県において、社会福祉協議会・民生委員との飼養状況改善の説得・調整に係る連携に取り組む割合が最も高くなっている。

図 1-31 社会福祉協議会・民生委員との飼養状況改善の説得・調整に係る連携・連絡体制
(単一回答, n=125)

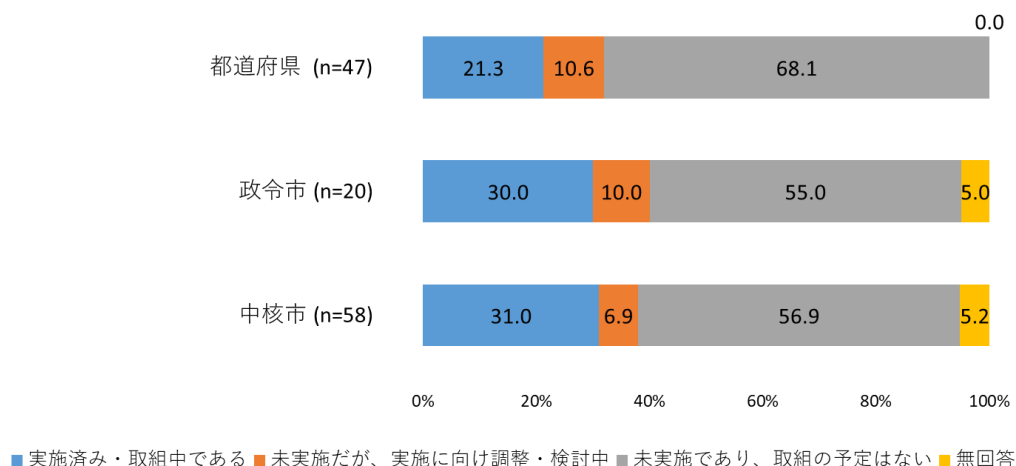


②自治会・町内会との連携・連絡体制

■ 動物愛護管理部局への通報

- 自治体区分別にみる自治会・町内会との連携・連絡体制について、動物愛護管理部局への通報に係る連携・連絡体制に関し「実施済み・取組中である」と答えた都道府県は21.3%、政令市は30.0%、中核市は31.0%となっており、中核市や政令市において自治会・町内会との動物愛護管理部局への通報に係る連携に取り組む割合が高くなっている。

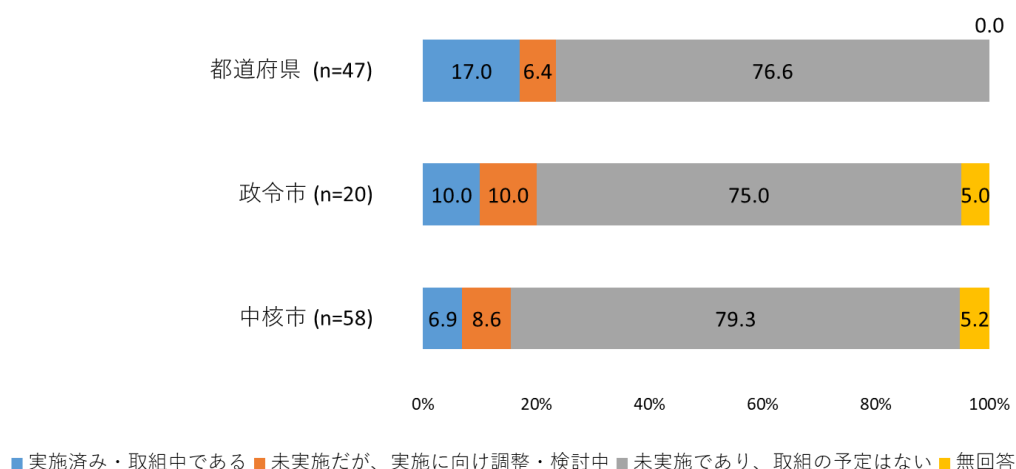
図 1-32 自治会・町内会との動物愛護管理部局への通報に係る連携・連絡体制
(単一回答, n=125)



■ 定期的な戸別訪問への同行

- 自治体区分別にみる自治会・町内会との連携・連絡体制について、定期的な戸別訪問への同行に係る連携・連絡体制に関し「実施済み・取組中である」と答えた都道府県は17.0%、政令市は10.0%、中核市は6.9%となっており、都道府県において自治会・町内会との定期的な戸別訪問への同行に係る連携に取り組む割合が最も高くなっている。

図 1-33 自治会・町内会との定期的な戸別訪問への同行に係る連携・連絡体制
(単一回答, n=125)

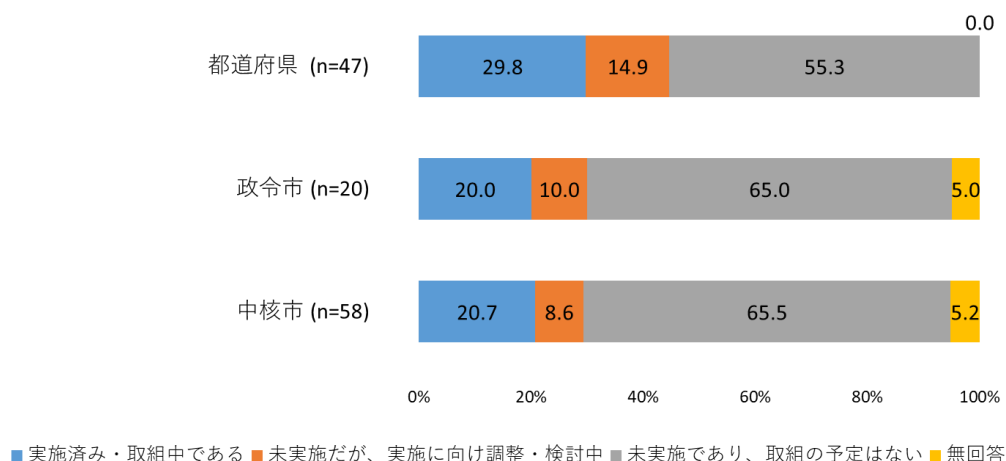


③獣医師会・動物病院との連携・連絡体制

■ 動物愛護管理部局への通報

- 自治体区分別にみる獣医師会・動物病院との連携・連絡体制について、動物愛護管理部局への通報に係る連携・連絡体制に関し「実施済み・取組中である」と答えた都道府県は29.8%、政令市は20.0%、中核市は20.7%となっており、都道府県において獣医師会・動物病院との動物愛護管理部局への通報に係る連携に取り組む割合が最も高くなっている。

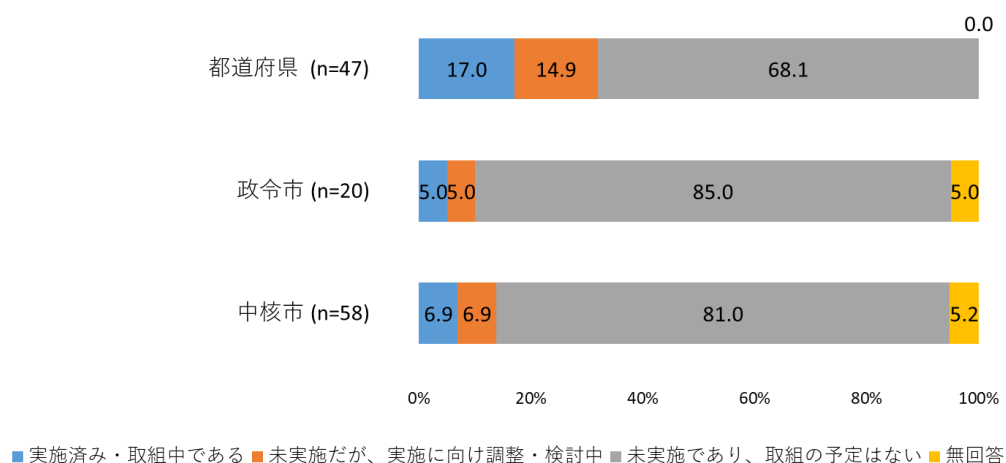
図 1-34 獣医師会・動物病院との動物愛護管理部局への通報に係る連携・連絡体制
(単一回答, n=125)



■ 飼養状況改善の説得・調整

- 自治体区分別にみる獣医師会・動物病院との連携・連絡体制について、飼養状況改善の説得・調整に係る連携・連絡体制に関し「実施済み・取組中である」と答えた都道府県は17.0%、政令市は5.0%、中核市は6.9%となっており、都道府県において獣医師会・動物病院との飼養状況改善の説得・調整に係る連携に取り組む割合が高くなっている。

図 1-35 獣医師会・動物病院との飼養状況改善の説得・調整に係る連携・連絡体制
(単一回答, n=125)

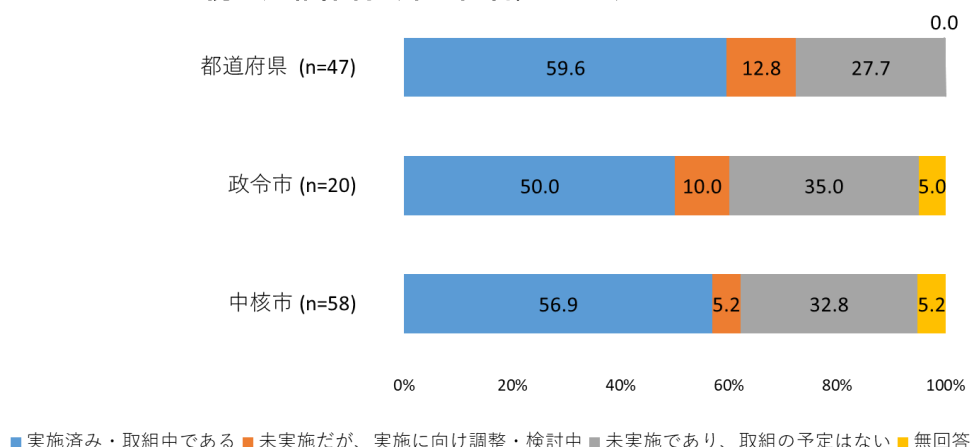


④動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員との連携・連絡体制

■ 動物愛護管理局への通報

- 自治体区分別にみる動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員との連携・連絡体制について、動物愛護管理局への通報に係る連携・連絡体制に関し「実施済み・取組中である」と答えた都道府県は59.6%、政令市は50.0%、中核市は56.9%となっており、都道府県において動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員との動物愛護管理局への通報に係る連携に取り組む割合が最も高くなっている。

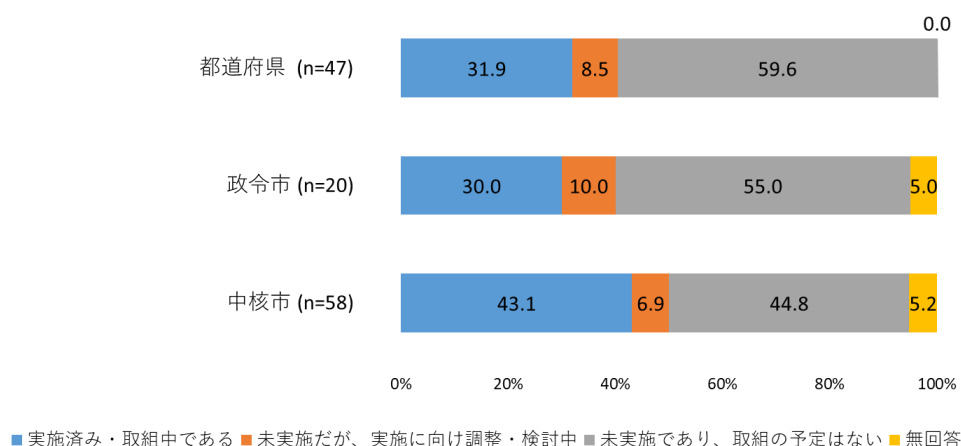
図 1-36 動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員との動物愛護管理局への通報に係る連携・連絡体制（単一回答，n=125）



■ 不妊去勢手術の実施

- 自治体区分別にみる動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員との連携・連絡体制について、不妊去勢手術の実施に係る連携・連絡体制に関し「実施済み・取組中である」と答えた都道府県は31.9%、政令市は30.0%、中核市は43.1%となっており、中核市において動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員との不妊去勢手術の実施に係る連携に取り組む割合が最も高くなっている。

図 1-37 動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員との不妊去勢手術の実施に係る連携・連絡体制（単一回答，n=125）

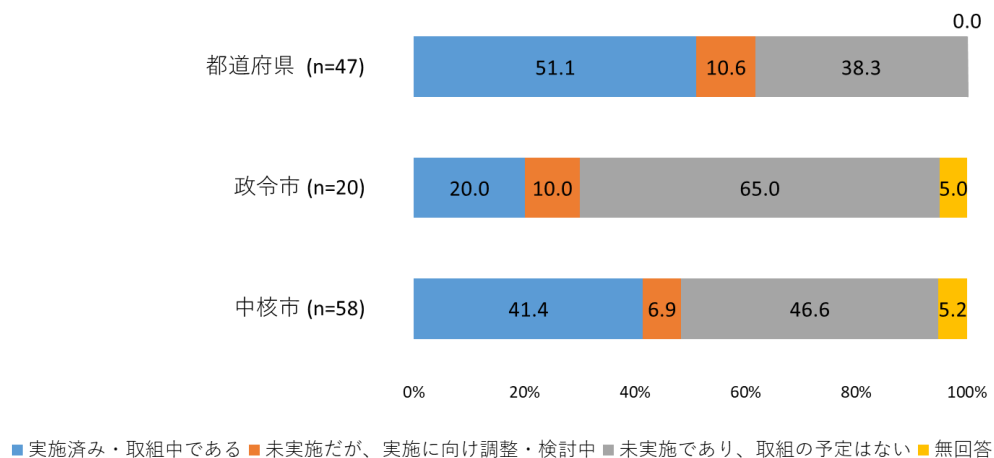


⑤警察との連携・連絡体制

■ 動物愛護管理局への通報

- 自治体区分別にみる警察との連携・連絡体制について、動物愛護管理局への通報に係る連携・連絡体制に関し「実施済み・取組中である」と答えた都道府県は51.1%、政令市は20.0%、中核市は41.4%となっており、各自治体区分のなかで都道府県が、警察との動物愛護管理局への通報に係る連携に取り組む割合が最も高くなっている。

図 1-38 警察との動物愛護管理局への通報に係る連携・連絡体制（単一回答，n=125）



(3) 動物愛護管理局の取組状況別にみる連携・協力の状況

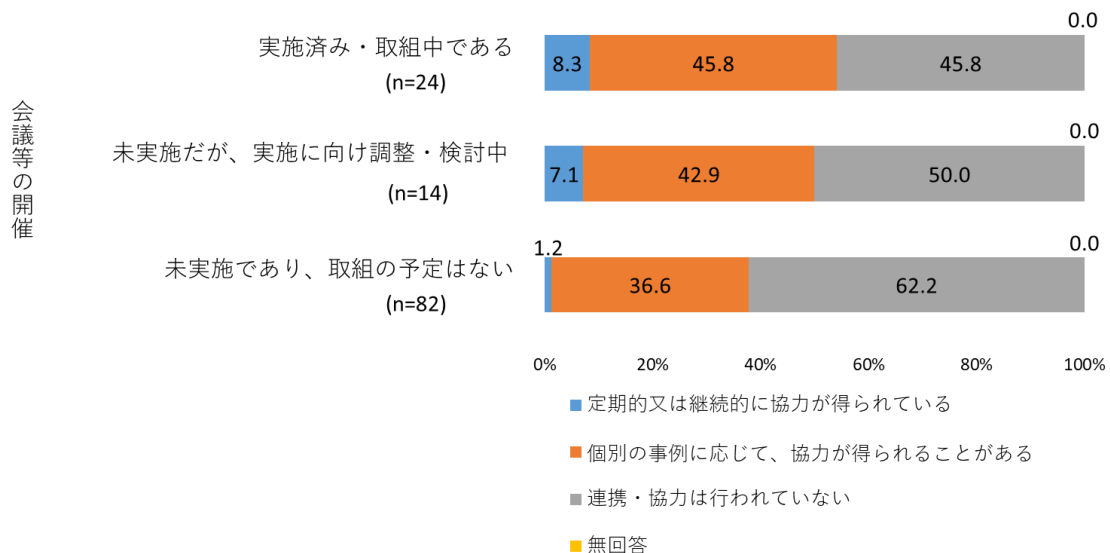
1) 多頭飼育に対する福祉部局との連携・協力の状況

①「多頭飼育者の情報共有のための会議等の開催」の取組状況の別にみる福祉部局との連携・協力の状況

■ 「多頭飼育に関する市民への啓発」に関する福祉部局との連携・協力の状況

- ・ 会議等の開催状況別にみる多頭飼育に関する市民への啓発に係る福祉部局との連携・協力の状況について、多頭飼育に関する市民への啓発に関し福祉部局から「定期的又は継続的に協力が得られている」と答えた自治体の割合は、会議等の開催について「実施済み・取組中である」と答えた自治体では8.3%、「未実施だが、実施に向け調整・検討中」の自治体では7.1%、「未実施であり、取組の予定はない」の自治体では1.2%となっており、会議等の開催に取り組んでいる自治体において、市民への啓発に関して福祉部局から定期的に協力を得ている割合が最も高くなっている。

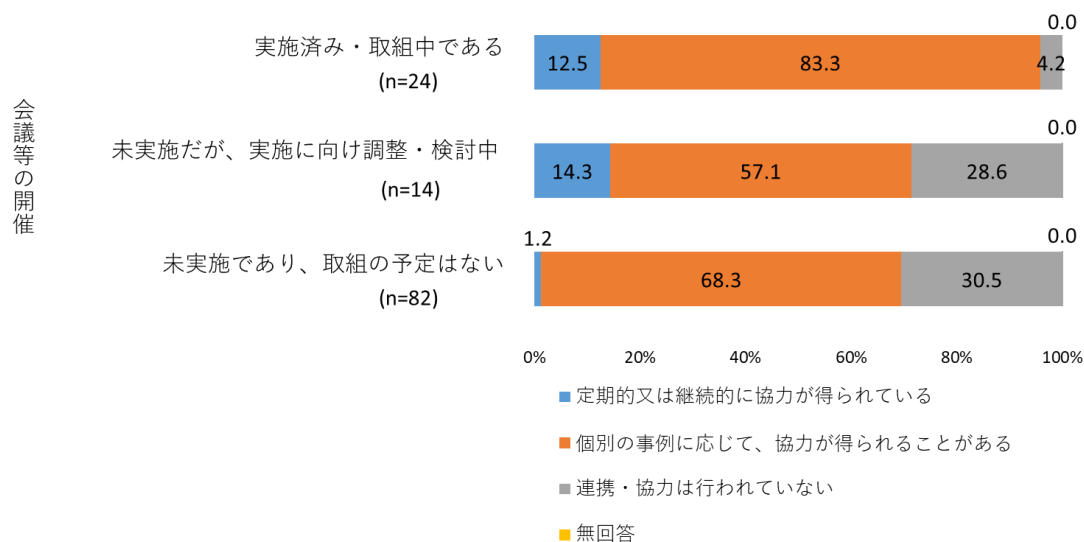
図 1-39 多頭飼育に関する市民への啓発に関する福祉部局との連携・協力の状況
(単一回答, n=120)



■ 「多頭飼育者の所有する動物の不妊去勢手術・飼養状況の改善・引き取りへの説得・同行」に関する福祉部局との連携・協力の状況

- ・ 会議等の開催状況別にみた多頭飼育者の所有する動物の不妊去勢手術・飼養状況の改善・引き取りへの説得・同行に係る福祉部局との連携・協力の状況について、飼養状況の改善・引き取りへの説得・同行に関して福祉部局から「定期的又は継続的に協力が得られている」と答えた自治体の割合は、会議等の開催について「実施済み・取組中である」の自治体では12.5%、「未実施だが、実施に向け調整・検討中」の自治体では14.3%、「未実施であり、取組の予定はない」の自治体では1.2%となっており、実施済み・取組み中の自治体の方が、未実施で取組み予定の無い自治体よりも、飼養状況の改善・引き取りへの説得・同行に関して福祉部局から定期的に協力を得ている割合が高くなっている。

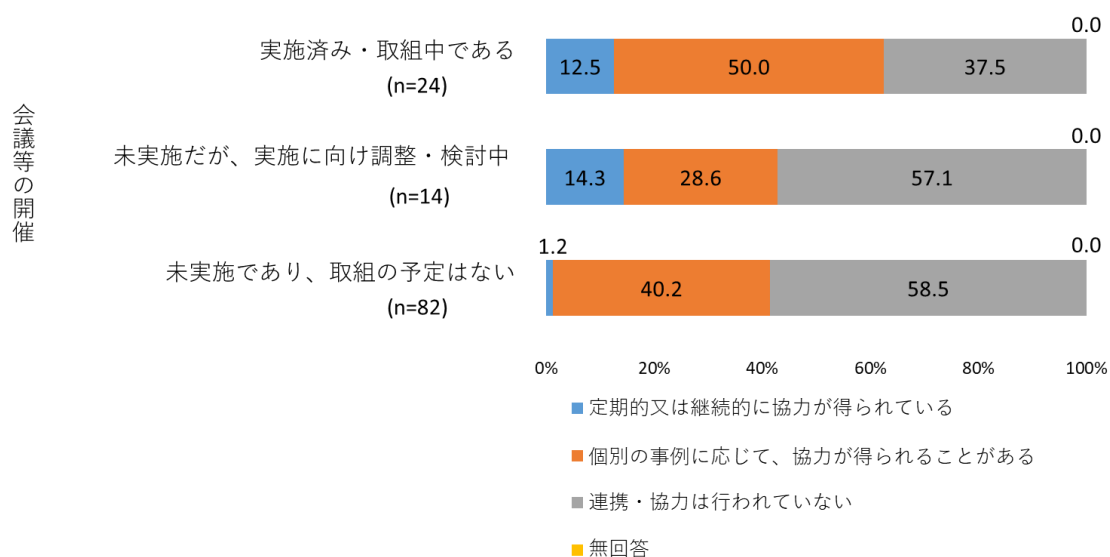
図 1-40 多頭飼育者の所有する動物の不妊去勢手術・飼養状況の改善・引き取りへの説得・同行に関する福祉部局との連携・協力の状況（単一回答，n=120）



■ 「不妊去勢手術の普及啓発」に関する福祉部局との連携・協力の状況

- ・ 会議等の開催状況別にみた不妊去勢手術の普及啓発に係る福祉部局との連携・協力の状況について、不妊去勢手術の普及啓発に関し福祉部局から「定期的又は継続的に協力が得られている」と答えた自治体の割合は、会議等の開催について「実施済み・取組中である」の自治体では 12.5%、「未実施だが、実施に向け調整・検討中」の自治体では 14.3%、「未実施であり、取組の予定はない」自治体では 1.2% となっており、実施済み・取組中の自治体の方が、未実施で取組み予定の無い自治体よりも、不妊去勢手術の普及啓発に関して福祉部局から定期的に協力を得ている割合が高くなっている。

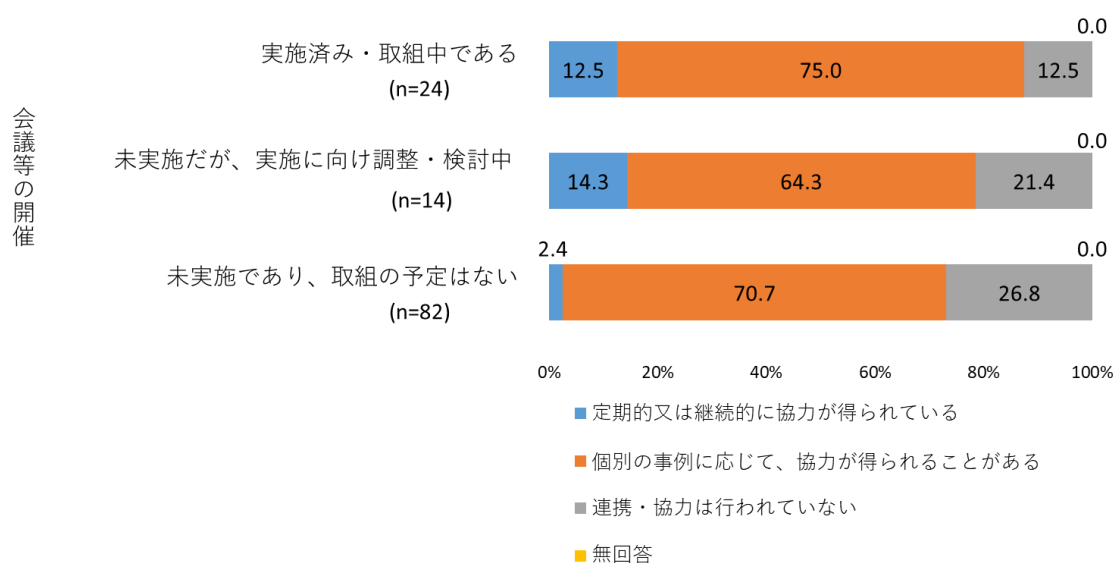
図 1-41 不妊去勢手術の普及啓発に関する福祉部局との連携・協力の状況（単一回答，n=120）



■ 「多頭飼育者の戸別訪問への同行」に関する福祉部局との連携・協力の状況

- ・ 会議等の開催状況別にみた多頭飼育者の戸別訪問への同行に係る福祉部局との連携・協力の状況について、戸別訪問への同行に関し福祉部局から「定期的又は継続的に協力が得られている」と答えた自治体の割合は、会議等の開催について「実施済み・取組中である」の自治体では12.5%、「未実施だが、実施に向け調整・検討中」の自治体では14.3%、「未実施であり、取組の予定はない」自治体では2.4%となっており、実施済み・取組中の自治体の方が、未実施で取組み予定の無い自治体よりも、戸別訪問への同行に関し福祉部局から定期的に協力を得ている割合が高くなっている。

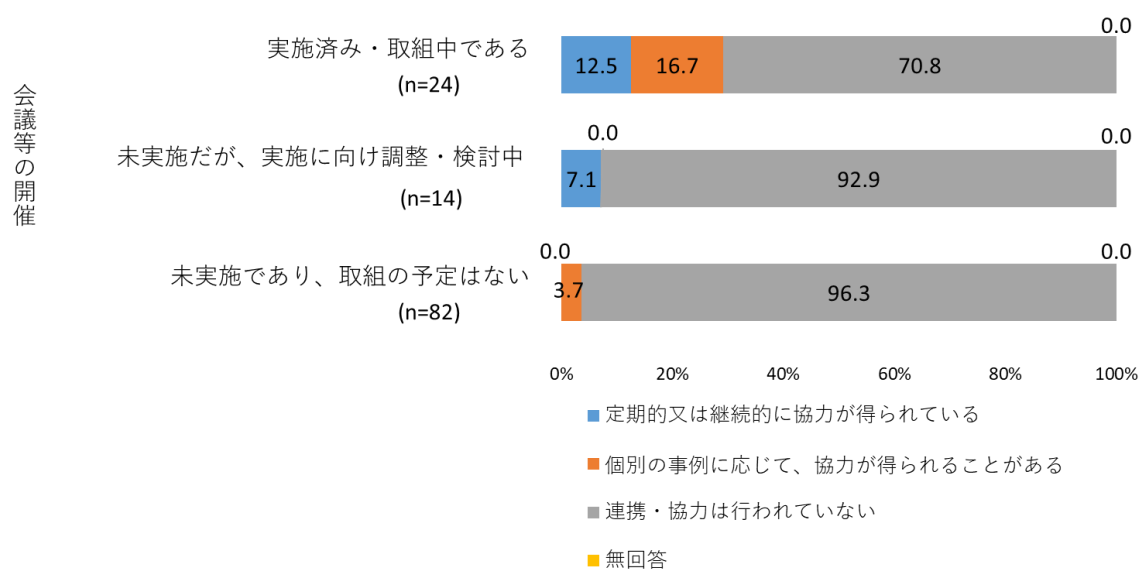
図 1-42 多頭飼育者の戸別訪問への同行に関する福祉部局との連携・協力の状況
(単一回答, n=120)



■ 「福祉部局等他の部署等に所属する職員を対象にした多頭飼育の研修」に関する福祉部局との連携・協力の状況

- ・ 会議等の開催状況別にみた福祉部局等他の部署等に所属する職員を対象にした多頭飼育の研修に係る福祉部局との連携・協力の状況について、多頭飼育の研修に関し福祉部局から「定期的又は継続的に協力が得られている」と答えた自治体の割合は、会議等の開催について「実施済み・取組中である」の自治体では 12.5%、「未実施だが、実施に向け調整・検討中」の自治体では 7.1%、「未実施であり、取組の予定はない」自治体では 0.0%となっており、実施済み・取組中の自治体の方が、未実施で取組み予定の無い自治体よりも、多頭飼育の研修に関し福祉部局から定期的に協力を得ている割合が高くなっている。

図 1-43 福祉部局等他の部署等に所属する職員を対象にした多頭飼育の研修に関する福祉部局との連携・協力の状況（単一回答，n=120）

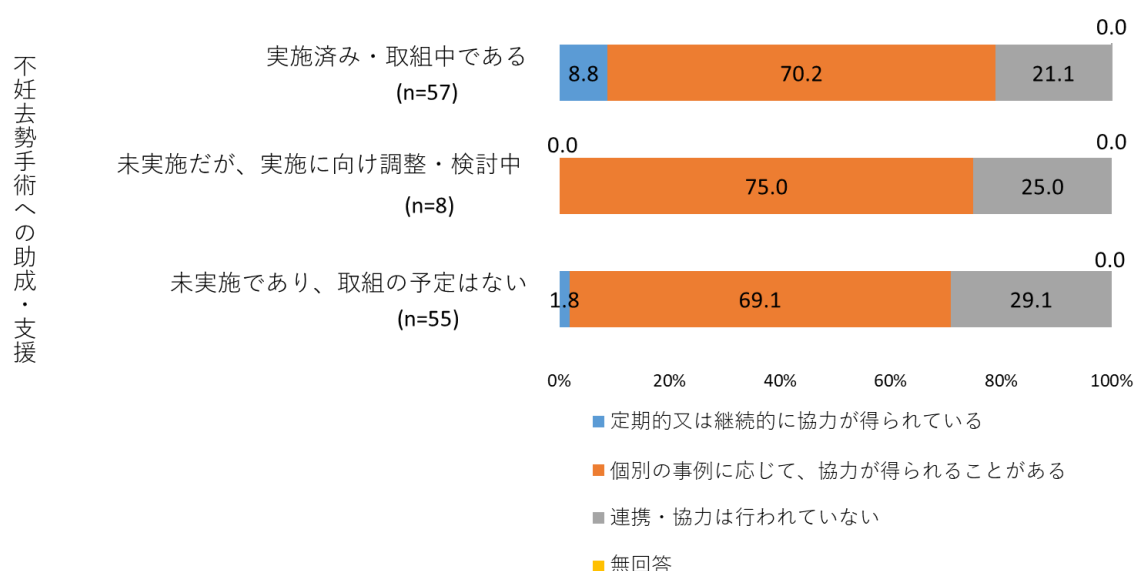


②「平時からの不妊去勢手術への助成・支援」の取組状況の別にみる福祉部局との連携・協力の状況

■ 「多頭飼育者の所有する動物の不妊去勢手術・飼養状況改善・引取りへの説得・同行」に係る福祉部局との連携・協力の状況

- ・ 平時からの不妊去勢手術への助成・支援別にみた不妊去勢手術・飼養状況改善・引取りへの説得・同行に係る福祉部局との連携・協力の状況について、飼養状況改善・引取り等への説得・同行に関し福祉部局から「定期的又は継続的に協力が得られている」と答えた自治体の割合は、不妊去勢手術への助成・支援について「実施済み・取組中である」の自治体では 8.8%、「未実施だが、実施に向け調整・検討中」の自治体では 0.0%、「未実施であり、取組の予定はない」自治体では 1.8%となっており、わずかな差ではあるものの、実施済み・取組中の自治体の方が、未実施で取組み予定の無い自治体よりも、飼養状況改善・引取り等への説得・同行に関し福祉部局から定期的に協力を得ている割合が高くなっている。

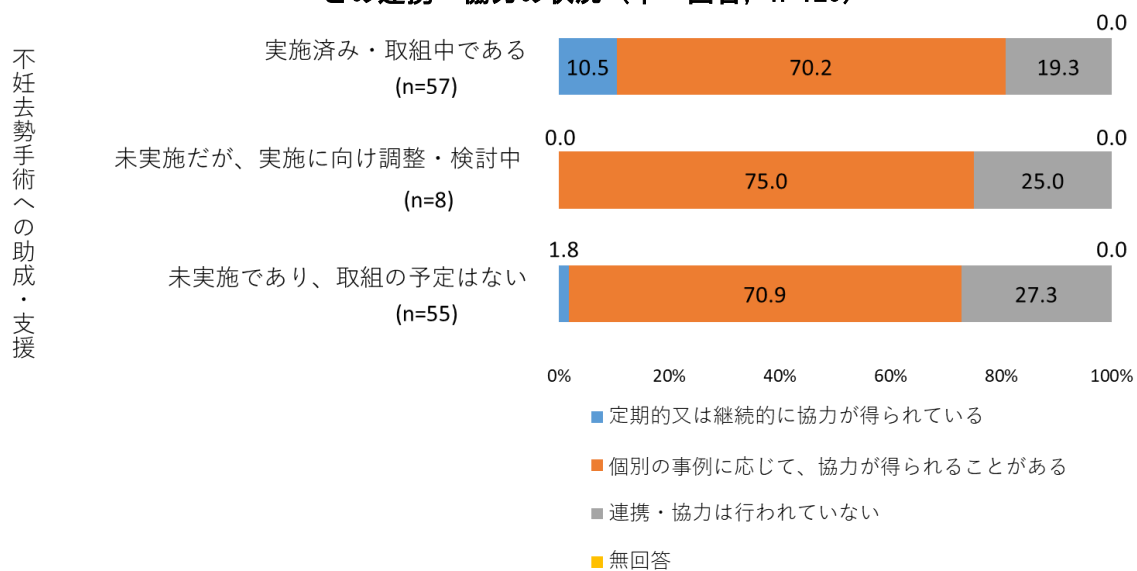
図 1-44 多頭飼育者の所有する動物の不妊去勢手術・飼養状況改善・引取りへの説得・同行に関する福祉部局との連携・協力の状況（単一回答，n=120）



■ 「多頭飼育者の戸別訪問への同行」に関する福祉部局との連携・協力の状況

- ・ 平時からの不妊去勢手術への助成・支援別にみた多頭飼育者の戸別訪問への同行に係る福祉部局との連携・協力の状況について、戸別訪問への同行に関し福祉部局から「定期的又は継続的に協力が得られている」と答えた自治体の割合は、不妊去勢手術への助成・支援について「実施済み・取組中である」の自治体では 10.5%、「未実施だが、実施に向け調整・検討中」の自治体では 0.0%、「未実施であり、取組の予定はない」自治体では 1.8%となっており、わずかな差ではあるものの、実施済み・取組中の自治体の方が、未実施で取組み予定の無い自治体よりも、戸別訪問への同行に関し福祉部局から定期的に協力を得ている割合が高くなっている。

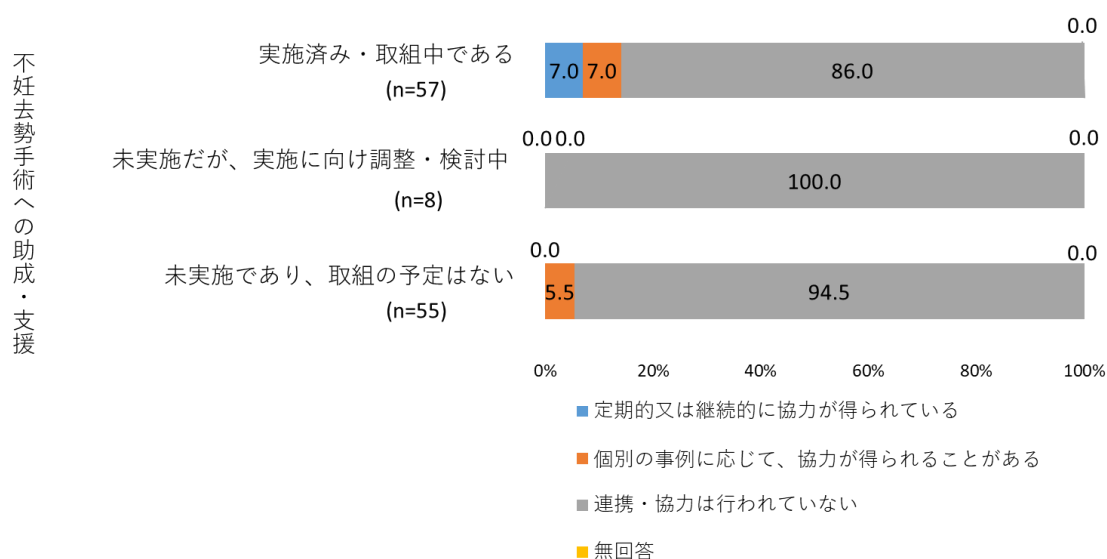
図 1-45 平時からの不妊去勢手術の助成支援：多頭飼育者の戸別訪問への同行に関する福祉部局との連携・協力の状況（単一回答，n=120）



■ 「福祉部局等他の部署等に所属する職員を対象とした多頭飼育の研修」に関する福祉部局との連携・協力の状況

- ・ 平時からの不妊去勢手術への助成・支援別にみた福祉部局等他の部署等に所属する職員を対象とした多頭飼育の研修に係る福祉部局との連携・協力の状況について、多頭飼育の研修に関し福祉部局から「定期的又は継続的に協力が得られている」と答えた自治体の割合は、不妊去勢手術への助成・支援について「実施済み・取組中である」自治体では 7.0%、「未実施だが、実施に向け調整・検討中」及び「未実施であり、取組の予定はない」自治体では 0.0%となっており、わずかな差ではあるものの、実施済み・取組中の自治体の方が、未実施で取組み予定の無い自治体よりも、多頭飼育の研修に関し福祉部局から協力を得ている割合が高くなっている。

図 1-46 福祉部局等他の部署等に所属する職員を対象とした多頭飼育の研修に関する福祉部局との連携・協力の状況（単一回答，n=120）

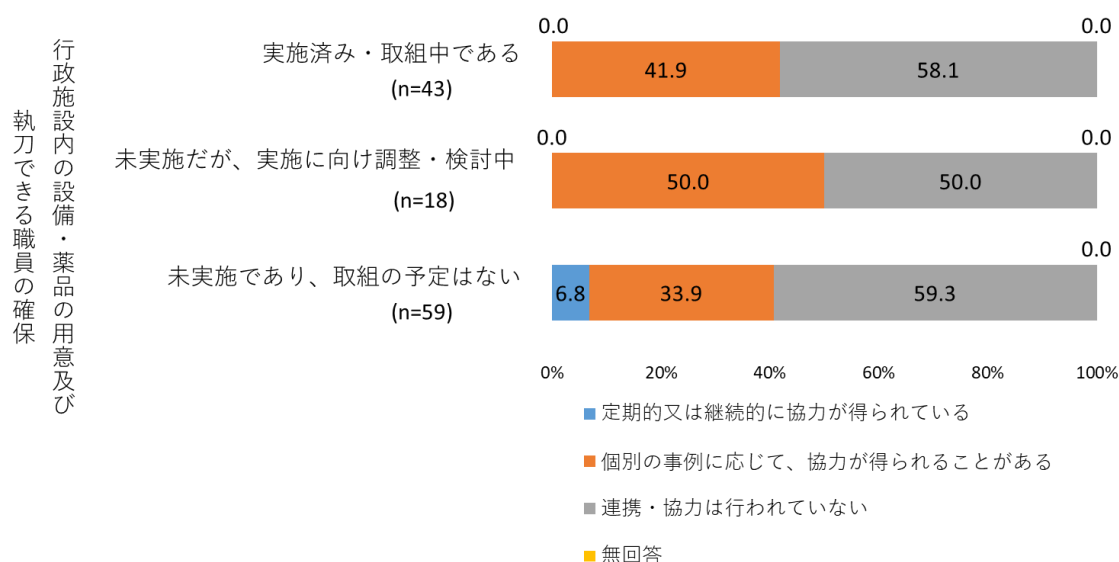


③「不妊去勢手術に必要な行政施設内の設備・薬品の用意及び執刀できる職員の確保」の取組状況の別にみる福祉部局との連携・協力の状況

■ 「多頭飼育に関する市民への啓発」に関する福祉部局との連携・協力の状況

- ・ 「不妊去勢手術に必要な行政施設内の設備・薬品の用意及び執刀できる職員の確保」の別にみた多頭飼育に関する市民への啓発に係る福祉部局との連携・協力の状況について、市民への啓発に関し福祉部局から「定期的又は継続的に協力が得られている」と答えた自治体の割合は、行政施設内の設備・薬品・職員の確保について「実施済み・取組中である」及び「未実施だが、実施に向け調整・検討中」の自治体では0.0%、「未実施であり、取組の予定はない」自治体では6.8%となっており、わずかな差ではあるものの、未実施で取組み予定の無い自治体の方が、実施済み・取組中の自治体よりも福祉部局から協力を得ている割合が高くなっている。

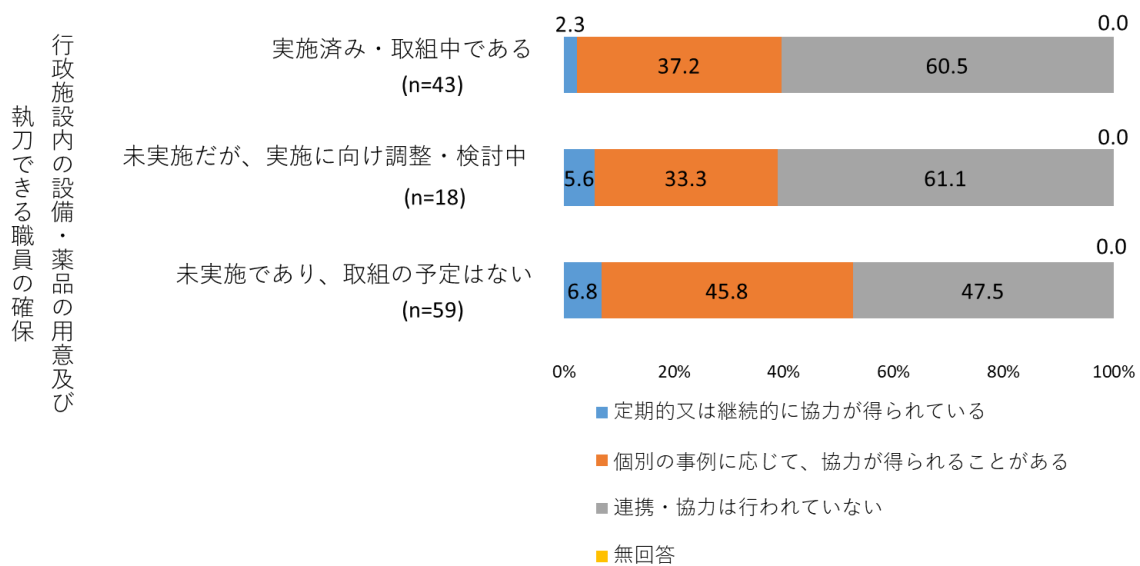
図 1-47 多頭飼育に関する市民への啓発に関する福祉部局との連携・協力の状況（単一回答，n=120）



■ 「不妊去勢手術の普及啓発」に関する福祉部局との連携・協力の状況

- ・ 「不妊去勢手術に必要な行政施設内の設備・薬品の用意及び執刀できる職員の確保」の別にみた不妊去勢手術の普及啓発に係る福祉部局との連携・協力の状況について、不妊去勢手術の普及啓発に関し福祉部局から「定期的又は継続的に協力が得られている」と答えた自治体の割合は、行政施設内の設備・薬品・職員の確保について「実施済み・取組中である」自治体では2.3%、「未実施だが、実施に向け調整・検討中」の自治体では5.6%、「未実施であり、取組の予定はない」自治体では6.8%となっており、わずかな差ではあるものの、未実施で取組み予定の無い自治体の方が、実施済み・取組中の自治体よりも福祉部局から協力を得ている割合が高くなっている。
- ・ 福祉部局から「個別の事例に応じて、協力が得られることがある」と答えた自治体の割合は、行政施設内の設備・薬品・職員の確保について「実施済み・取組中である」自治体では37.2%、「未実施だが、実施に向け調整・検討中」の自治体では33.3%、「未実施であり、取組の予定はない」自治体では45.8%となっており、未実施で取組み予定の無い自治体の方が、その他の回答をした自治体よりも福祉部局から協力を得ている割合が高くなっている。

図 1-48 不妊去勢手術の普及啓発に関する福祉部局との連携・協力の状況（単一回答，n=120）



2) 多頭飼育に対する他部署・他機関との連携・連絡体制の構築の状況

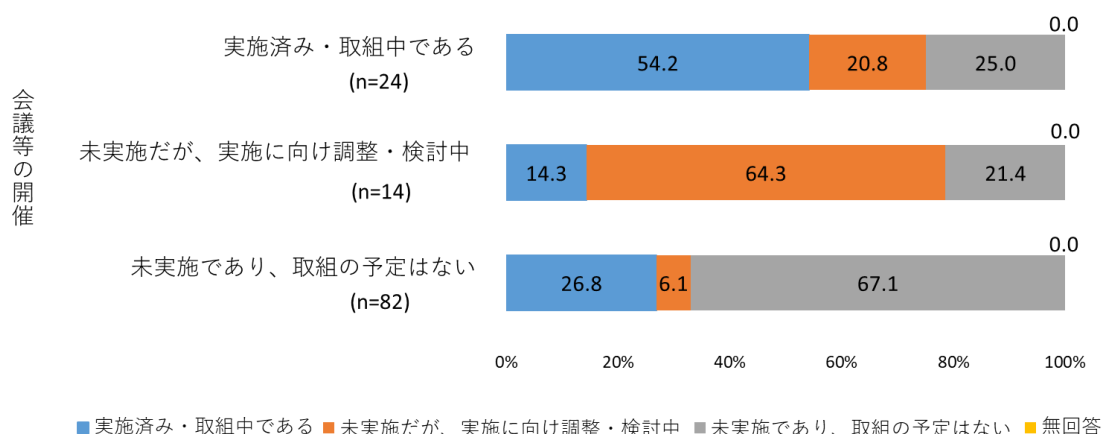
①社会福祉協議会・民生委員との連携・連絡体制

7) 会議等の開催別に見る連絡・連携体制

■ 動物愛護管理局への通報

- ・ 会議等の開催状況別にみた動物愛護管理局への通報に係る社会福祉協議会・民生委員との連携・連絡体制について、動物愛護管理局への通報に関して「実施済み・取組中である」と答えた自治体の割合は、会議等の開催について「実施済み・取組中である」自治体では 54.2%、「未実施だが、実施に向け調整・検討中」の自治体では 14.3%、「未実施であり、取組の予定はない」自治体では 26.8% となっており、実施済み・取組中の自治体が、動物愛護管理局への通報に関し社会福祉協議会・民生委員から協力を得ている割合が最も高くなっている。

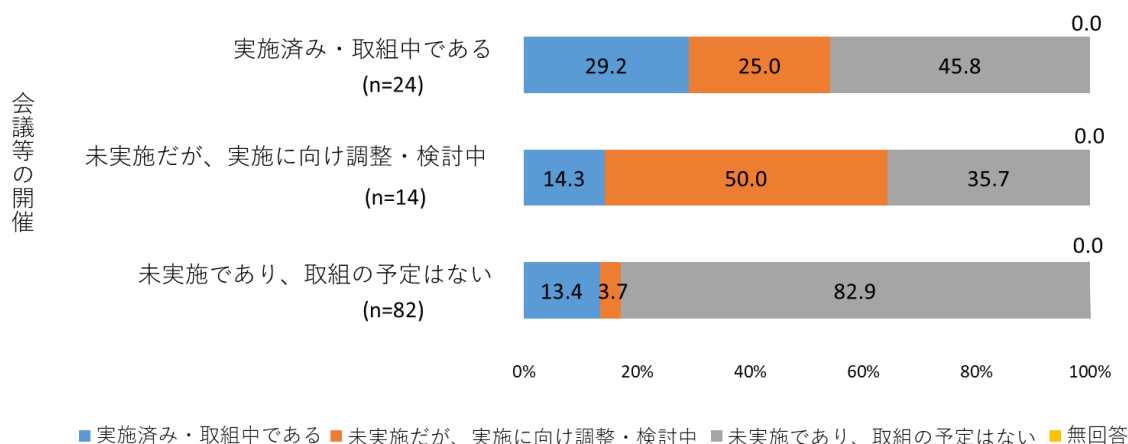
図 1-49 社会福祉協議会・民生委員との動物愛護管理局への通報に係る連携・連絡体制
(単一回答, n=120)



■ 不妊去勢手術の説得・調整

- ・ 会議等の開催状況別にみた不妊去勢手術の説得・調整に係る社会福祉協議会・民生委員との連携・連絡体制について、不妊去勢手術の説得・調整に関して「実施済み・取組中である」と答えた自治体の割合は、会議等の開催について「実施済み・取組中である」自治体では29.2%、「未実施だが、実施に向け調整・検討中」の自治体では14.3%、「未実施であり、取組の予定はない」自治体では13.4%となっており、実施済み・取組中の自治体の方が、その他の回答をした自治体より、不妊去勢手術の説得・調整に関し社会福祉協議会・民生委員から協力を得ている割合が高くなっている。

図 1-50 社会福祉協議会・民生委員との不妊去勢手術の説得・調整に係る連携・連絡体制
(単一回答, n=120)

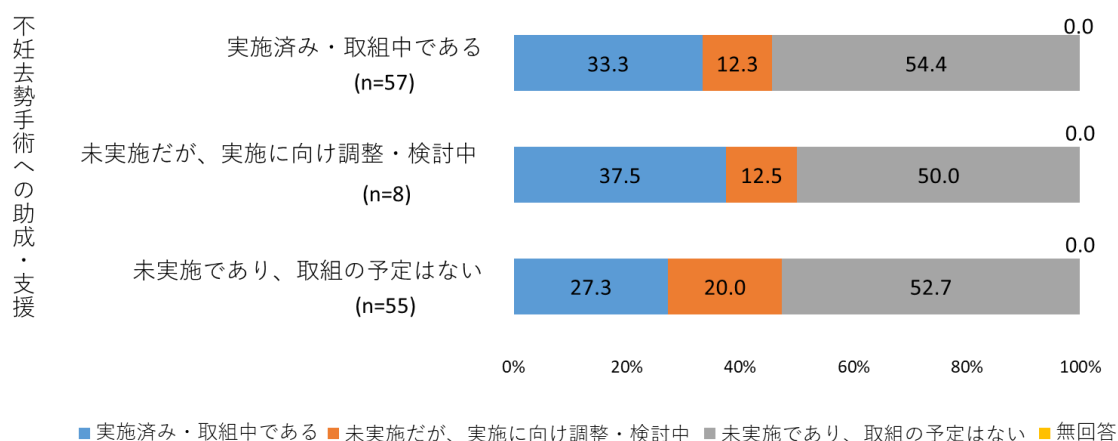


イ) 不妊去勢手術への助成・支援別に見る連絡・連携体制

■ 動物愛護管理局への通報

- ・ 不妊去勢手術への助成・支援の別にみた動物愛護管理局への通報に係る社会福祉協議会・民生委員との連絡・連携体制について、動物愛護管理局への通報に関して「実施済み・取組中である」と答えた自治体の割合は、不妊去勢手術への助成・支援について「実施済み・取組中である」自治体では33.3%、「未実施だが、実施に向け調整・検討中」の自治体では37.5%、「未実施であり、取組の予定はない」自治体では27.3%となっており、未実施だが、実施に向け調整中の自治体が、その他の回答をした自治体より、動物愛護管理局への通報に関し社会福祉協議会・民生委員から協力を得ている割合が高くなっている。

図 1-51 社会福祉協議会・民生委員との動物愛護管理局への通報に係る連絡・連携体制
(単一回答, n=120)

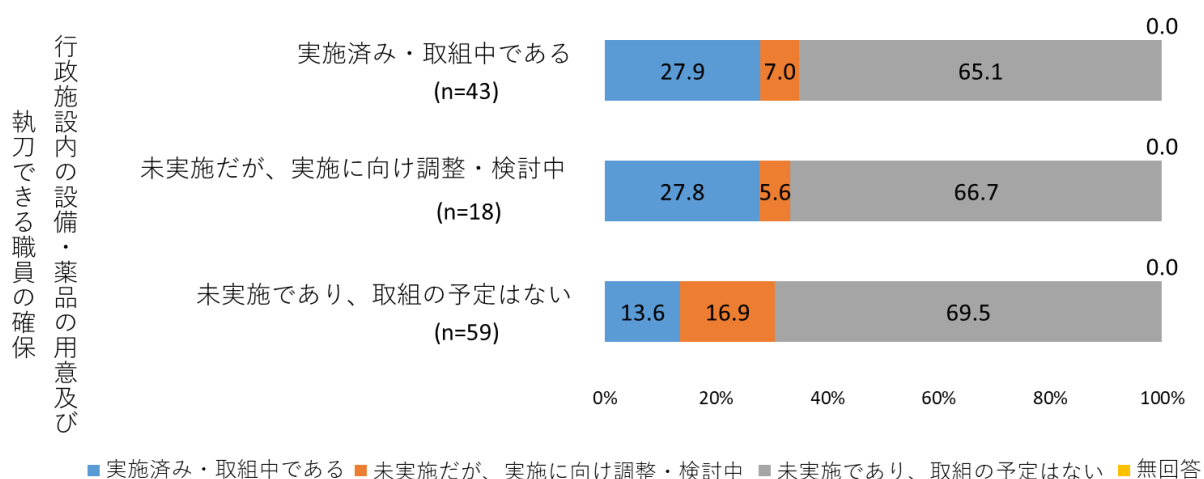


り) 不妊去勢手術に必要な行政施設内の設備・薬品の用意及び執刀できる職員の確保について

■ 動物の引き取りの説得・調整・実施

- ・ 「不妊去勢手術に必要な行政施設内の設備・薬品の用意及び執刀できる職員の確保」の別にみた動物の引き取りの説得・調整・実施に係る社会福祉協議会・民生委員との連携・連絡体制について、動物の引き取りの説得・調整・実施に関し「実施済み・取組中である」と答えた自治体の割合は、行政施設内の設備・薬品・職員の確保について「実施済み・取組中である」自治体では27.9%、「未実施だが、実施に向け調整・検討中」の自治体では27.8%、「未実施であり、取組の予定はない」自治体では13.6%となっている。
- ・ 動物の引き取りの説得・調整・実施に係る社会福祉協議会・民生委員との連携について、行政施設内の設備・薬品の用意及び執刀できる職員の確保が実施済み・取組み中及び実施に向け調整・検討中の自治体において、未実施で取組みの予定がない自治体より、動物の引き取りの説得・調整・実施に関し社会福祉協議会・民生委員から協力を得ている割合が高くなっている。

図 1-52 社会福祉協議会・民生委員との動物の引き取りの説得・調整・実施に係る連携・連絡体制
(単一回答, n=120)



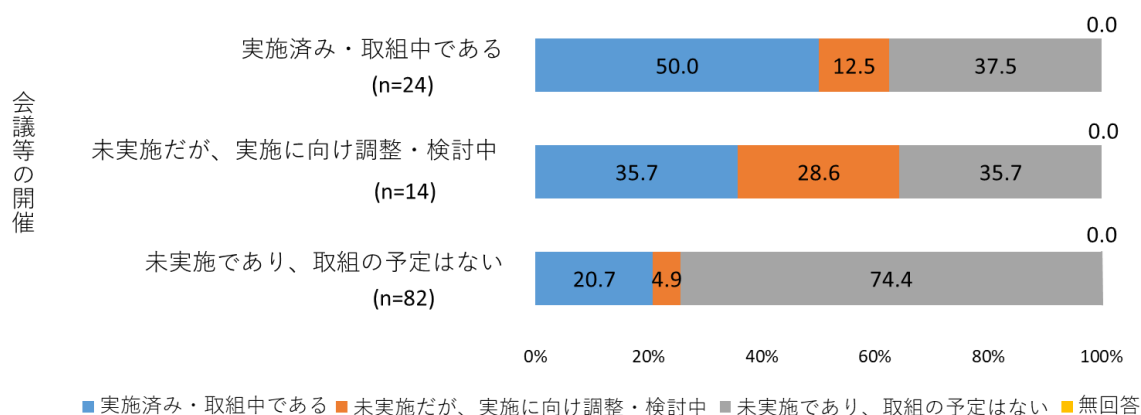
②自治会・町内会との連携・連絡体制

7) 会議等の開催別に見る連絡・連携体制

■ 動物愛護管理部局への通報

- ・ 会議等の開催状況別にみた動物愛護管理部局への通報に係る自治会・町内会との連携・連絡体制について、動物愛護管理部局への通報に関して「実施済み・取組中である」と答えた自治体の割合は、会議等の開催について「実施済み・取組中である」自治体では 50.0%、「未実施だが、実施に向け調整・検討中」の自治体では 35.7%、「未実施であり、取組の予定はない」自治体では 20.7%となっており、実施済み・取組中の自治体の方が、その他の回答をした自治体より、動物愛護管理部局への通報に関し自治会・町内会から協力を得ている割合が高くなっている。

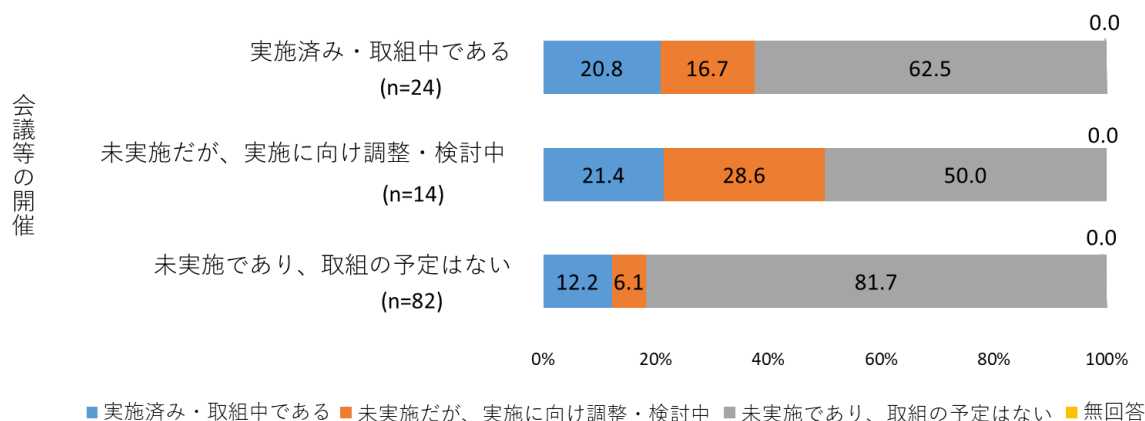
図 1-53 自治会・町内会との動物愛護管理部局への通報に係る連絡・連絡体制（単一回答，n=120）



■ 不妊去勢手術の説得・調整

- ・ 会議等の開催状況別にみた不妊去勢手術の説得・調整に係る自治会・町内会との連携・連絡体制について、不妊去勢手術の説得・調整に関して「実施済み・取組中である」と答えた自治体の割合は、会議等の開催について「実施済み・取組中である」自治体では 20.8%、「未実施だが、実施に向け調整・検討中」の自治体では 21.4%、「未実施であり、取組の予定はない」自治体では 12.2%となっており、実施済み・取組中及び実施に向け調整・検討中の自治体の方が、その他の回答をした自治体より、不妊去勢手術の説得・調整に関し自治会・町内会から協力を得ている割合が高くなっている。

図 1-54 自治会・町内会との不妊去勢手術の説得・調整に係る連絡・連絡体制（単一回答，n=120）

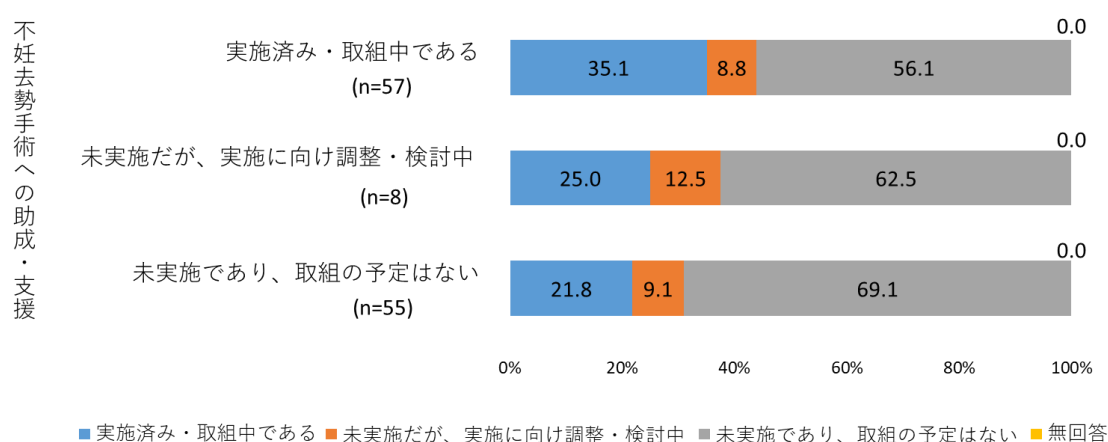


イ) 不妊去勢手術への助成・支援別に見る連絡・連携体制

■ 動物愛護管理局への通報

- ・ 不妊去勢手術への助成・支援の状況別にみた動物愛護管理局への通報に係る自治会・町内会との連携・連絡体制について、動物愛護管理局への通報に関して「実施済み・取組中である」と答えた自治体の割合は、不妊去勢手術への助成・支援について「実施済み・取組中である」自治体では35.1%、「未実施だが、実施に向け調整・検討中」の自治体では25.0%、「未実施であり、取組の予定はない」自治体では21.8%となっており、実施済み・取組中の自治体が、その他の回答をした自治体より、動物愛護管理局への通報に関し自治会・町内会から協力を得ている割合が高くなっている。

図 1-55 自治会・町内会との動物愛護管理局への通報に係る連携・連絡体制（単一回答，n=120）



③ 獣医師会・動物病院との連携・連絡体制

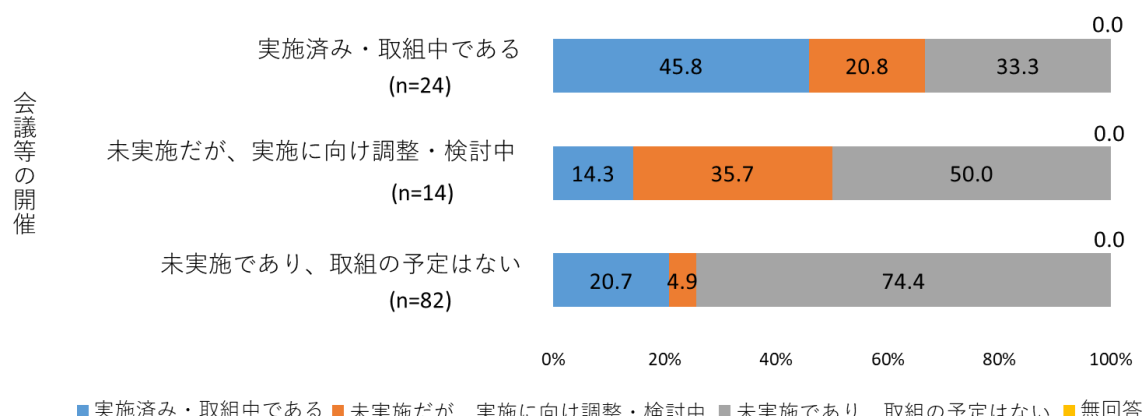
7) 会議等の開催別に見る連絡・連携体制

■ 動物愛護管理局への通報

- ・ 会議等の開催状況別にみた動物愛護管理局への通報に係る獣医師会・動物病院との連携・連絡体制について、動物愛護管理局への通報に関して「実施済み・取組中である」と答えた自治体の割合は、会議等の開催について「実施済み・取組中である」自治体では45.8%、「未実施だが、実施に向け調整・検討中」の自治体では14.3%、「未実施であり、取組の予定はない」自治体では20.7%となっており、実施済み・取組中の自治体の方が、その他の回答をした自治体より、動物愛護管理局への通報に関し獣医師会・動物病院から協力を得ている割合が高くなっている。

図 1-56 獣医師会・動物病院との動物愛護管理局への通報に係る連携・連絡体制

(単一回答, n=120)

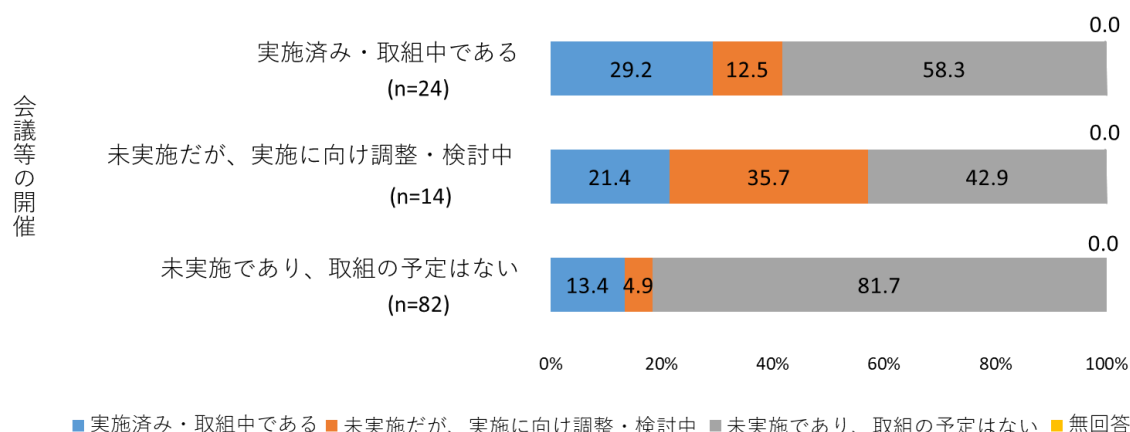


■ 不妊去勢手術の説得・調整

- ・ 会議等の開催状況別にみた不妊去勢手術の説得・調整に係る獣医師会・動物病院との連携・連絡体制について、不妊去勢手術の説得・調整に関して「実施済み・取組中である」と答えた自治体の割合は、会議等の開催について「実施済み・取組中である」自治体では 29.2%、「未実施だが、実施に向け調整・検討中」の自治体では 21.4%、「未実施であり、取組の予定はない」自治体では 13.4%となっており、実施済み・取組中の自治体の方が、その他の回答をした自治体より、不妊去勢手術の説得・調整に関し獣医師会・動物病院から協力を得ている割合が高くなっている。

図 1-57 獣医師会・動物病院との不妊去勢手術の説得・調整に係る連携・連絡体制

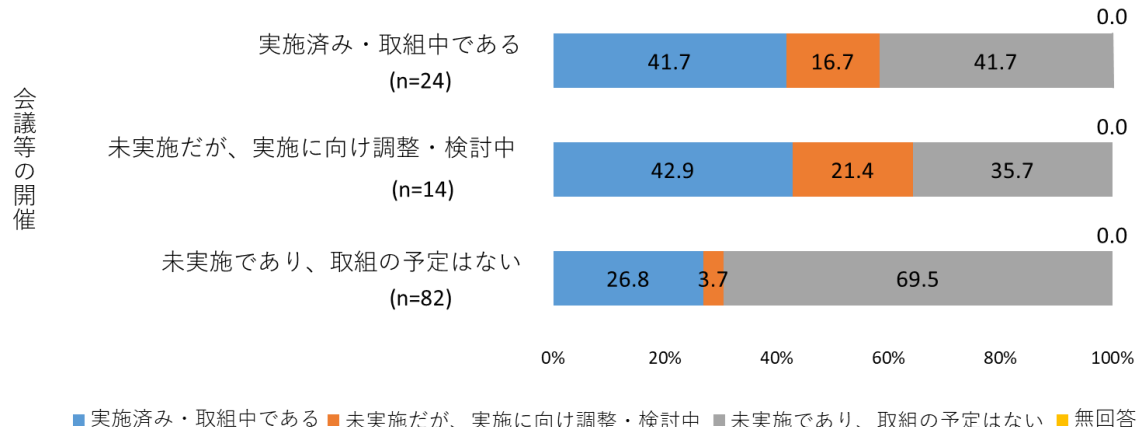
(単一回答, n=120)



■ 不妊去勢手術の実施

- ・ 会議等の開催状況別にみた不妊去勢手術の実施に係る獣医師会・動物病院との連携・連絡体制について、不妊去勢手術の実施に関して「実施済み・取組中である」と答えた自治体の割合は、会議等の開催について「実施済み・取組中である」自治体では41.7%、「未実施だが、実施に向け調整・検討中」の自治体では42.9%、「未実施であり、取組の予定はない」自治体では26.8%となっており、未実施で取組の予定のない自治体が、その他の回答をした自治体より、不妊去勢手術の実施に関し獣医師会・動物病院から協力を得ている割合が低くなっている。

図 1-58 獣医師会・動物病院との不妊去勢手術の実施に係る連携・連絡体制（単一回答，n=120）

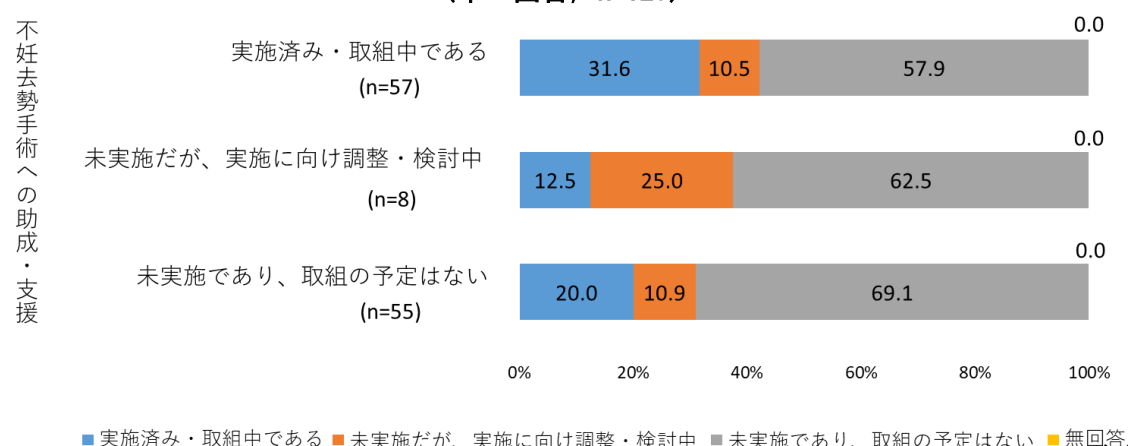


イ) 平時からの不妊去勢手術への助成・支援別に見る連絡・連携体制

■ 動物愛護管理局への通報

- ・ 不妊去勢手術への助成・支援の状況別にみた動物愛護管理局への通報に係る獣医師会・動物病院との連携・連絡体制について、動物愛護管理局への通報に関して「実施済み・取組中である」と答えた自治体の割合は、不妊去勢手術への助成・支援について「実施済み・取組中である」自治体では31.6%、「未実施だが、実施に向け調整・検討中」の自治体では12.5%、「未実施であり、取組の予定はない」自治体では20.0%となっており、実施済み・取組中の自治体が、その他の回答をした自治体より、動物愛護管理局への通報に関し獣医師会・動物病院から協力を得ている割合が最も高くなっている。

図 1-59 獣医師会・動物病院との動物愛護管理局への通報に係る連携・連絡体制（単一回答，n=120）

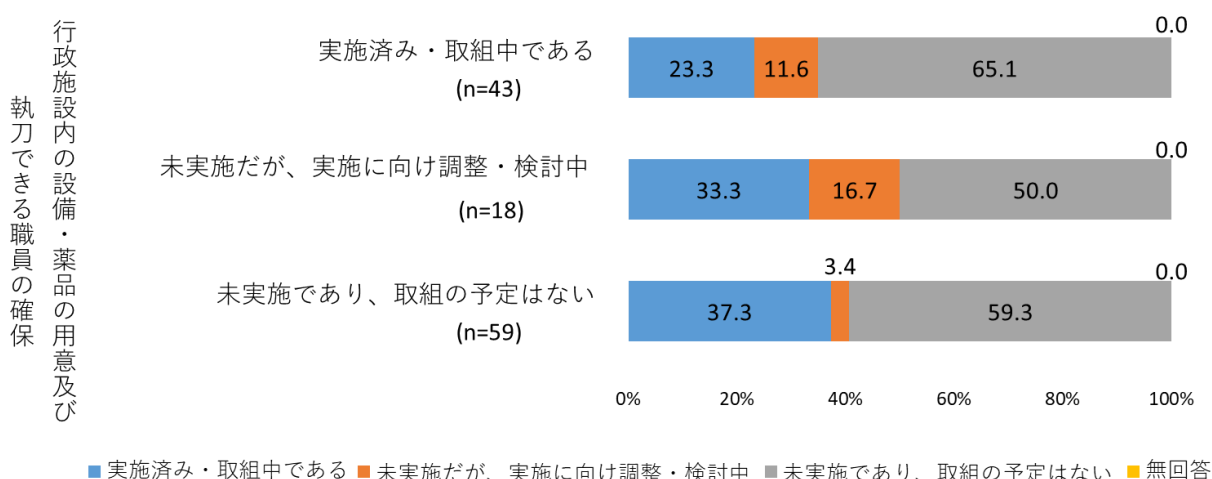


り) 不妊去勢手術に必要な行政施設内の設備・薬品の用意及び執刀できる職員の確保

■ 不妊去勢手術の実施

- ・ 「不妊去勢手術に必要な行政施設内の設備・薬品の用意及び執刀できる職員の確保」の別にみた不妊去勢手術の実施に係る獣医師会・動物病院との連携・連絡体制について、不妊去勢手術の実施に関し「実施済み・取組中である」と答えた自治体の割合は、行政施設内の設備・薬品の確保について「実施済み・取組中である」自治体では 23.3%、「未実施だが、実施に向け調整・検討中」の自治体では 33.3%、「未実施であり、取組の予定はない」自治体では 37.3%となっている。
- ・ 不妊去勢手術の実施に係る獣医師会・動物病院との連携について、行政施設内の設備・薬品の用意及び執刀できる職員の確保が未実施で取組みの予定がない自治体が、その他の回答をした自治体よりも不妊去勢手術の実施に関し獣医師会・動物病院から協力を得ている割合が高くなっている。

図 1-60 獣医師会・動物病院との不妊去勢手術の実施に係る連携・連絡体制（単一回答，n=120）



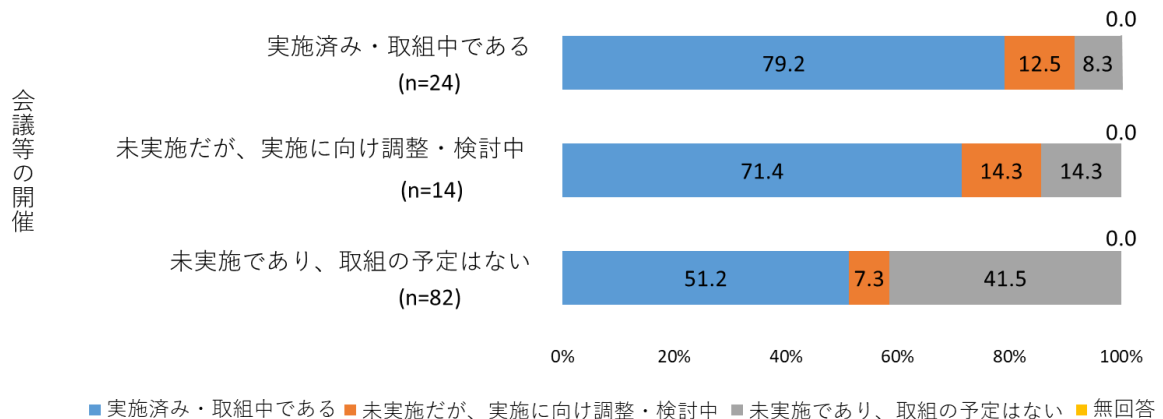
④動物愛護団体・ボランティア活動・動物愛護推進委員との連携・連絡体制

7) 会議等の開催別に見る連絡・連携体制

■ 動物愛護管理局への通報

- ・ 会議等の開催状況別にみた動物愛護管理局への通報に係る動物愛護団体・ボランティア活動・動物愛護推進委員との連携・連絡体制について、動物愛護管理局への通報に関して「実施済み・取組中である」と答えた自治体の割合は、会議等の開催について「実施済み・取組中である」自治体では 79.2%、「未実施だが、実施に向け調整・検討中」の自治体では 71.4%、「未実施であり、取組の予定はない」自治体では 51.2%となっており、会議等の開催について実施済み・取組中の自治体が、動物愛護管理局への通報に関し動物愛護団体・ボランティア活動・動物愛護推進委員から協力を得ている割合が最も高くなっている。

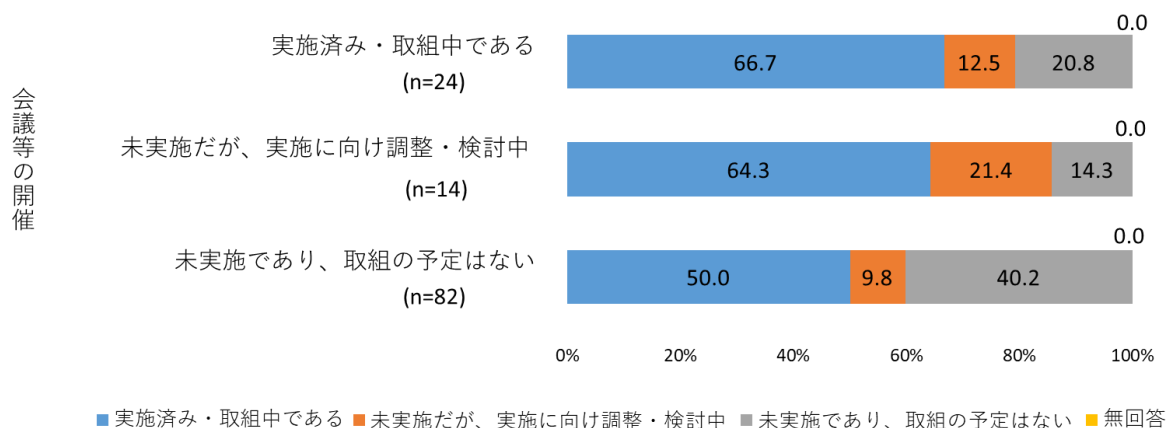
図 1-61 動物愛護団体・ボランティア活動・動物愛護推進委員との動物愛護管理局への通報に係る連携・連絡体制（単一回答，n=120）



■ 不妊去勢手術の説得・調整

- ・ 会議等の開催状況別にみた不妊去勢手術の説得・調整に係る動物愛護団体・ボランティア活動・動物愛護推進委員との連携・連絡体制について、不妊去勢手術の説得・調整に関して「実施済み・取組中である」と答えた自治体の割合は、会議等の開催について「実施済み・取組中である」自治体では 66.7%、「未実施だが、実施に向け調整・検討中」の自治体では 64.3%、「未実施であり、取組の予定はない」自治体では 50.0%となっており、実施済み・取組中の自治体の方が、その他の回答をした自治体より、不妊去勢手術の説得・調整に関し動物愛護団体・ボランティア活動・動物愛護推進委員から協力を得ている割合が高くなっている。

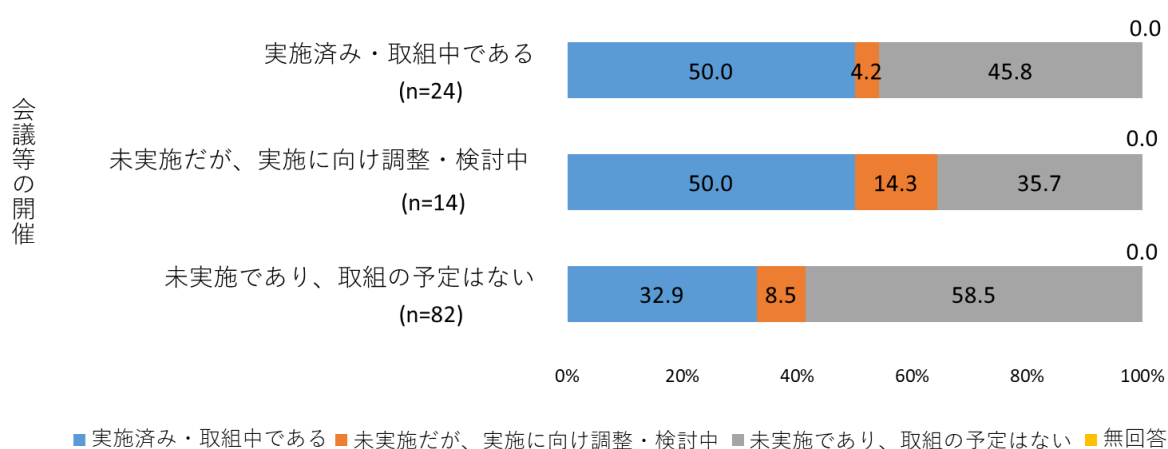
図 1-62 動物愛護団体・ボランティア活動・動物愛護推進委員との不妊去勢手術の説得・調整に係る連携・連絡体制（単一回答，n=120）



■ 不妊去勢手術の実施

- ・ 会議等の開催状況別にみた不妊去勢手術の実施に係る動物愛護団体・ボランティア活動・動物愛護推進委員との連携・連絡体制について、不妊去勢手術の実施に関して「実施済み・取組中である」と答えた自治体の割合は、会議等の開催について「実施済み・取組中である」及び「未実施だが、実施に向け調整・検討中」の自治体では50.0%、「未実施であり、取組の予定はない」自治体では32.9%となっており、実施済み・取組中及び実施に向け調整・検討中の自治体が、未実施で取組の予定のない自治体より、不妊去勢手術の実施に関し動物愛護団体・ボランティア活動・動物愛護推進委員から協力を得ている割合が高くなっている。

図 1-63 動物愛護団体・ボランティア活動・動物愛護推進委員との不妊去勢手術の実施に係る連携・連絡体制（単一回答，n=120）

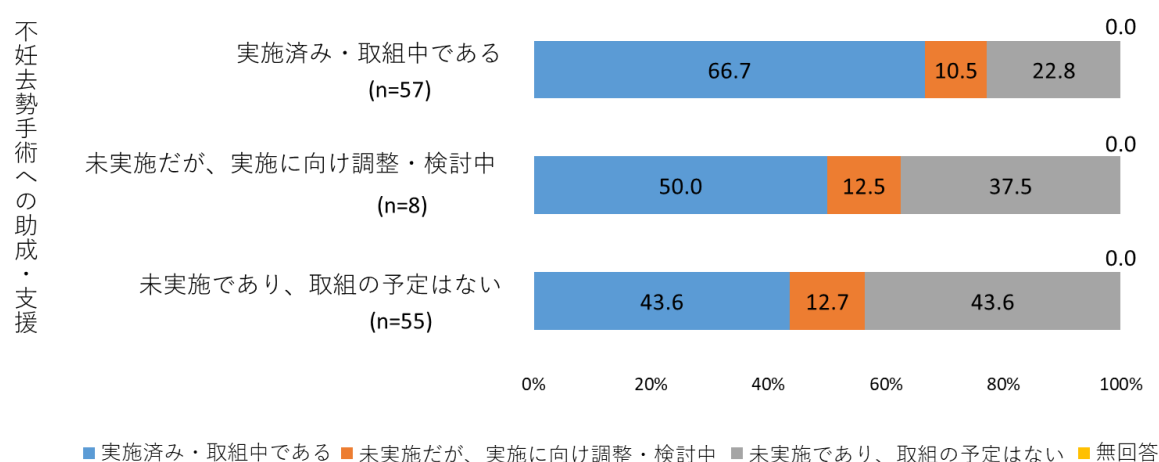


イ) 不妊去勢手術への助成・支援別に見る連絡・連携体制

■ 不妊去勢手術の説得・調整

- ・ 不妊去勢手術への助成・支援の別にみた不妊去勢手術の説得・調整に係る動物愛護団体・ボランティア活動・動物愛護推進員との連絡・連絡体制について、不妊去勢手術の説得・調整に関して「実施済み・取組中である」と答えた自治体の割合は、不妊去勢手術への助成・支援について「実施済み・取組中である」自治体では 66.7%、「未実施だが、実施に向け調整・検討中」の自治体では 50.0%、「未実施であり、取組の予定はない」自治体では 43.6%であり、実施済み・取組中の自治体が、不妊去勢手術の説得・調整に関し動物愛護団体・ボランティア活動・動物愛護推進員から協力を得ている割合が最も高くなっている。

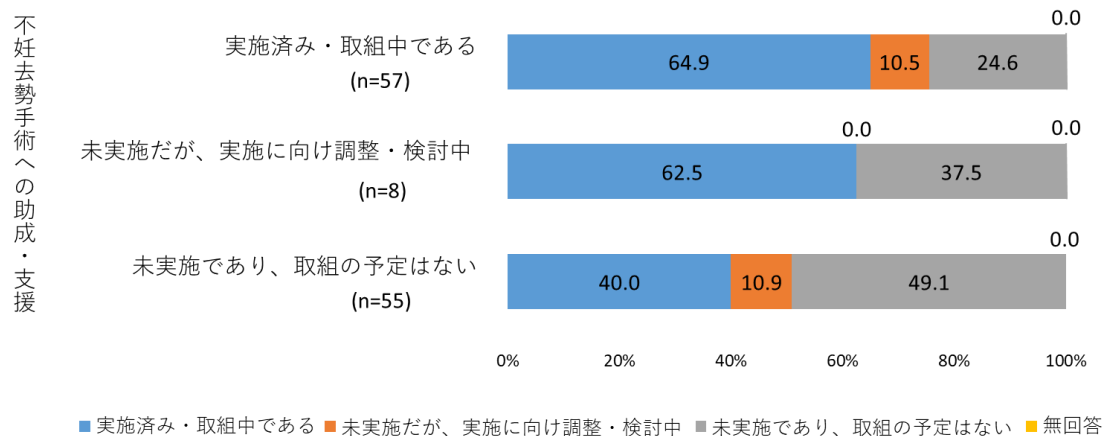
図 1-64 動物愛護団体・ボランティア活動・動物愛護推進員との不妊去勢手術の説得・調整に係る連絡・連絡体制（単一回答，n=120）



■ 飼養状況改善の説得・調整

- ・ 不妊去勢手術への助成・支援の別にみた飼養状況改善の説得・調整に係る動物愛護団体・ボランティア活動・動物愛護推進員との連絡・連絡体制について、飼養状況改善の説得・調整に関して「実施済み・取組中である」と答えた自治体の割合は、不妊去勢手術への助成・支援について「実施済み・取組中である」自治体では 64.9%、「未実施だが、実施に向け調整・検討中」の自治体では 62.5%、「未実施であり、取組の予定はない」自治体では 40.0%であり、実施済み・取組中及び実施に向け調整・検討中の自治体が、未実施で取組予定のない自治体より、飼養状況改善の説得・調整に関し動物愛護団体・ボランティア活動・動物愛護推進員から協力を得ている割合が高くなっている。

図 1-65 動物愛護団体・ボランティア活動・動物愛護推進員との飼養状況改善の説得・調整に係る連携・連絡体制（単一回答，n=120）



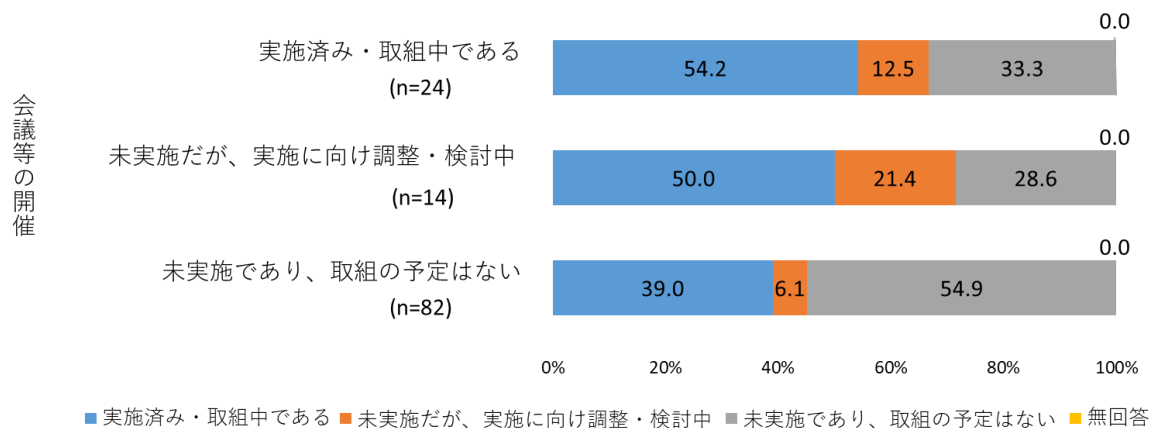
⑤警察との連携・連絡体制

7) 会議等の開催別に見る連絡・連携体制

■ 動物愛護管理局への通報

- ・ 会議等の開催状況別にみた動物愛護管理局への通報に係る警察との連携・連絡体制について、動物愛護管理局への通報に関して「実施済み・取組中である」と答えた自治体の割合は、会議等の開催について「実施済み・取組中である」自治体では 54.2%、「未実施だが、実施に向け調整・検討中」の自治体では 50.0%、「未実施であり、取組の予定はない」自治体では 39.0%となっており、会議等の開催について実施済み・取組中の自治体が、動物愛護管理局への通報に関し警察から協力を得ている割合が最も高くなっている。

図 1-66 警察との動物愛護管理局への通報に係る連携・連絡体制（単一回答，n=120）

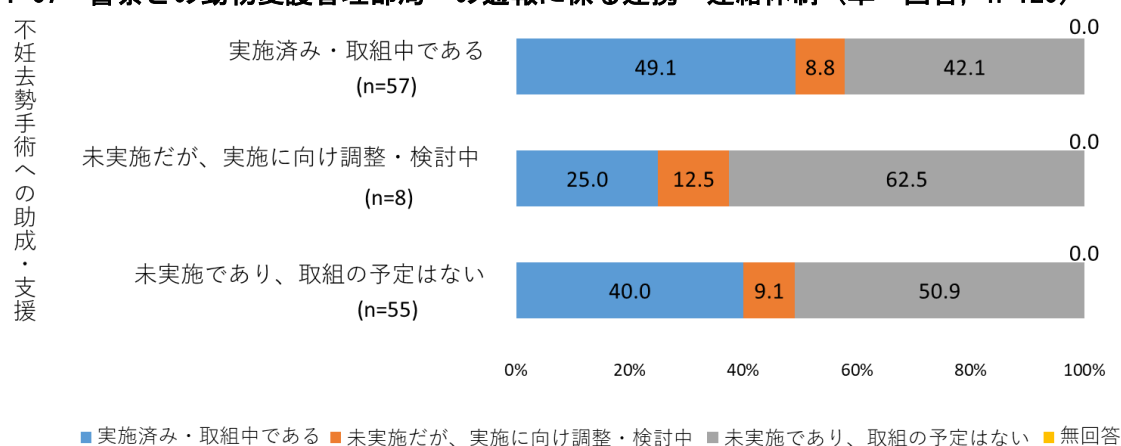


イ) 不妊去勢手術の助成・支援別に見る連絡・連携体制

■ 動物愛護管理局への通報

- ・ 不妊去勢手術への助成・支援の状況別にみた動物愛護管理局への通報に係る警察との連携・連絡体制について、動物愛護管理局への通報に関して「実施済み・取組中である」と答えた自治体の割合は、不妊去勢手術への助成・支援について「実施済み・取組中である」自治体では 49.1%、「未実施だが、実施に向け調整・検討中」の自治体では 25.0%、「未実施であり、取組の予定はない」自治体では 40.0%となっており、不妊去勢手術への助成・支援について実施済み・取組中の自治体が、動物愛護管理局への通報に関し警察から協力を得ている割合が最も高くなっている。

図 1-67 警察との動物愛護管理局への通報に係る連携・連絡体制（単一回答，n=120）



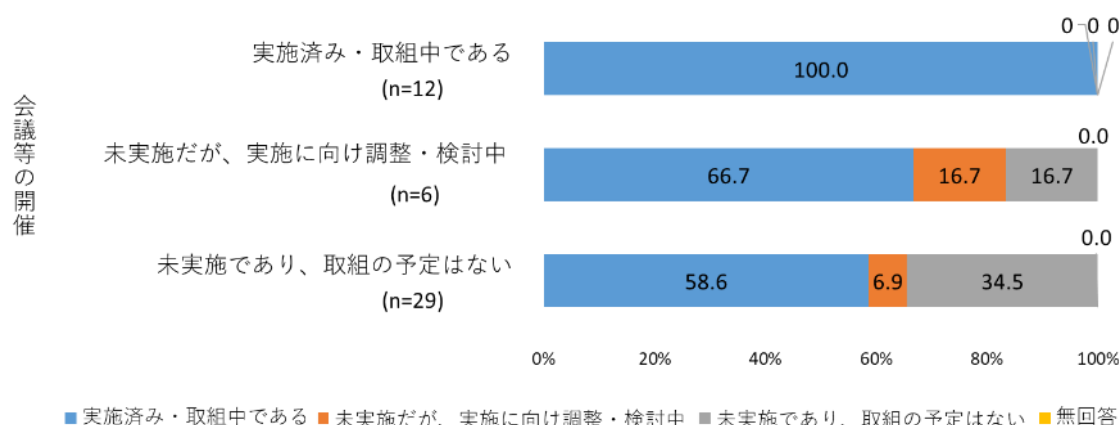
⑥都道府県内市町村との連携・連絡体制

7) 会議等の開催別に見る連絡・連携体制

■ 動物愛護管理局への通報

- ・ 会議等の開催状況別にみた動物愛護管理局への通報に係る都道府県内市町村との連携・連絡体制について、動物愛護管理局への通報に関して「実施済み・取組中である」と答えた自治体の割合は、会議等の開催について「実施済み・取組中である」自治体では 100.0%、「未実施だが、実施に向け調整・検討中」の自治体では 66.7%、「未実施であり、取組の予定はない」自治体では 58.6%となっており、会議等の開催について実施済み・取組中の自治体が、動物愛護管理局への通報に関し都道府県内市町村から協力を得ている割合が最も高くなっている。

図 1-68 都道府県内市町村との動物愛護管理局への通報に係る連絡・連絡体制（単一回答，n=47*）

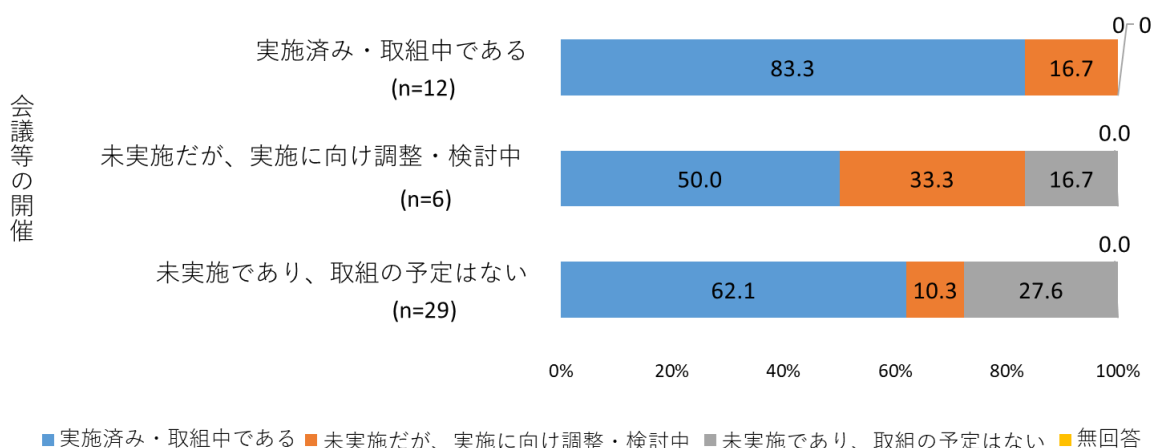


※：選択肢については都道府県のみ回答。

■ 不妊去勢手術の説得・調整

- ・ 会議等の開催状況別にみた不妊去勢手術の説得・調整に係る都道府県内市町村との連携・連絡体制について、不妊去勢手術の説得・調整に関して「実施済み・取組中である」と答えた自治体の割合は、会議等の開催について「実施済み・取組中である」自治体では 83.3%、「未実施だが、実施に向け調整・検討中」の自治体では 50.0%、「未実施であり、取組の予定はない」自治体では 62.1%となっており、会議等の開催について実施済み・取組中の自治体が、不妊去勢手術の説得・調整に関し都道府県内市町村から協力を得ている割合が最も高くなっている。

図 1-69 都道府県内市町村との不妊去勢手術の説得・調整に係る連携・連絡体制（単一回答，n=47*）



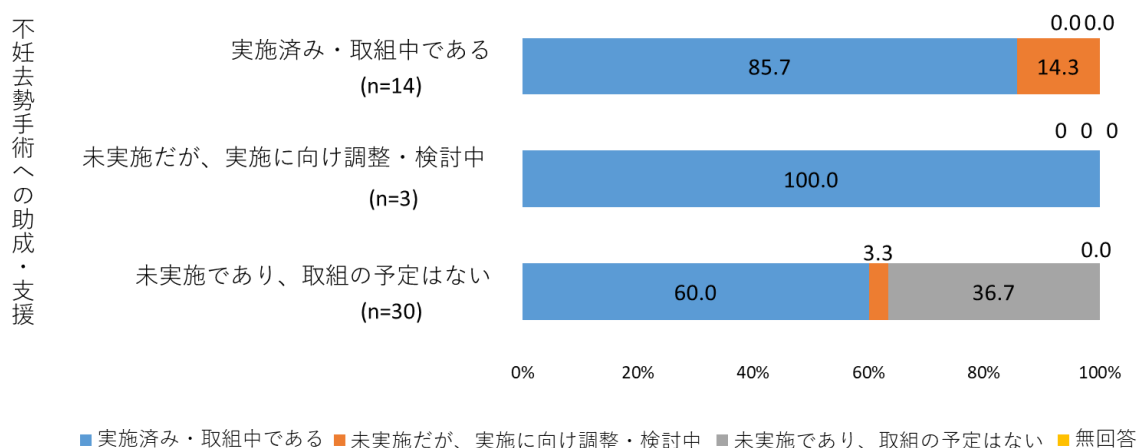
※：選択肢については都道府県のみ回答。

イ) 不妊去勢手術の助成・支援別に見る連絡・連携体制

■ 動物愛護管理局への通報

- 不妊去勢手術への助成・支援の状況別にみた動物愛護管理局への通報に係る都道府県内市町村との連携・連絡体制について、動物愛護管理局への通報に関して「実施済み・取組中である」と答えた自治体の割合は、不妊去勢手術への助成・支援について「実施済み・取組中である」自治体では 85.7%、「未実施だが、実施に向け調整・検討中」の自治体では 100.0%、「未実施であり、取組の予定はない」自治体では 60.0%となっており、未実施だが実施に向け調整中の自治体が、動物愛護管理局への通報に関し都道府県内市町村から協力を得ている割合が最も高くなっている。

図 1-70 都道府県内市町村との動物愛護管理局への通報に係る連携・連絡体制（単一回答，n=47*）



※：選択肢については都道府県のみ回答。

II. 各自治体が把握している多頭飼育の個別事例について【Q2】

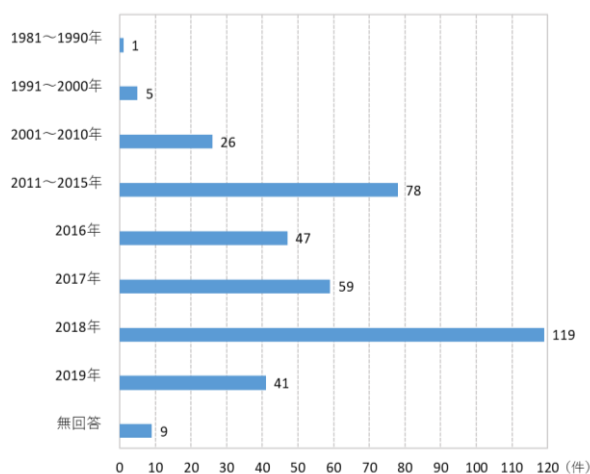
1. 単純集計

(1) 多頭飼育者にかかる基本情報

1) 最初の情報の把握年度

- ・ 多頭飼育に関して自治体が最初に情報を把握した年度をみると、全体の 266 件（69.1%）が 2016 年以降に発生した事例を報告している。
- ・ 最も古い報告は 1990 年と、最初に多頭飼育の状況を把握してから、約 30 年が経過しているものもある。

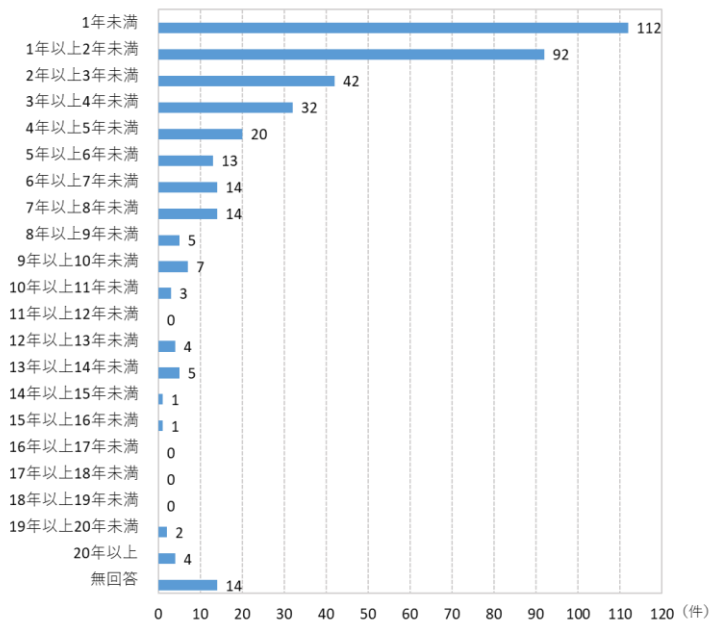
図 2-1 最初の情報の把握年度（単一回答, n=385）



2) 最初の情報把握から解決までの期間（継続中の場合は現在までの期間）

- ・ 多頭飼育に関して最初に情報を把握してから解決までの期間（継続している場合は現在までの期間）の平均年数は、3.0 年であった。
- ・ また、2 年未満が 204 件（53.0%）と全体の過半数を占め、1 年未満は全体の 112 件（29.1%）と 3 割近く占めている。
- ・ 一方で、10 年以上経過しているものも 20 件（5.2%）存在し、最も古いものでは 30 年経過している。

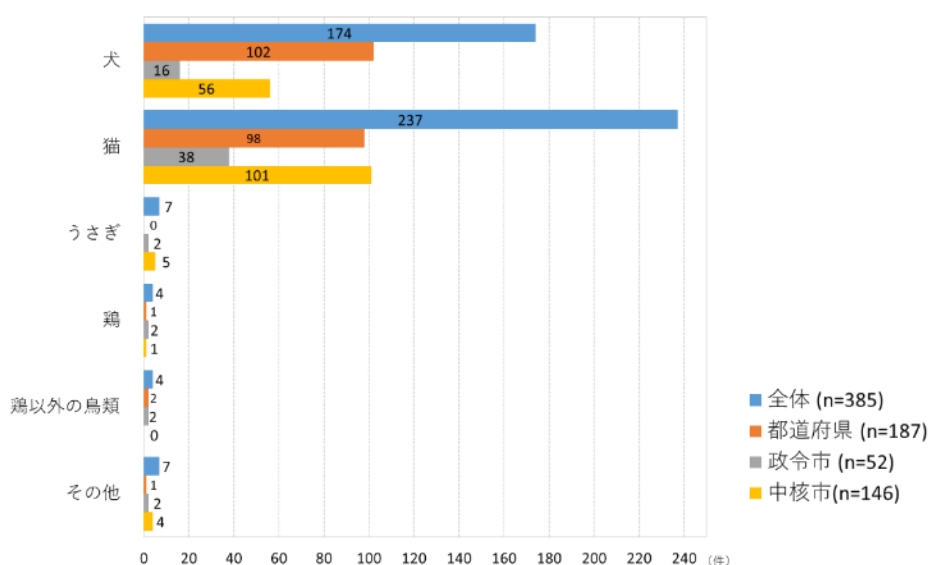
図 2-2 最初の情報把握から解決（あるいは継続中）の期間（単一回答, n=385）



3) 動物の種別

- ・ 多頭飼育者が飼育している動物の種別は、多くは犬か猫である。「猫」が 237 件（61.6%）と最も多く、「犬」が 174 件（45.2%）と続く。
- ・ なお、犬猫以外の動物は、「うさぎ」が 7 件（1.8%）、「鶏」が 4 件（1.0%）、「鶏以外の鳥類」が 4 件（1.0%）とごくわずかである。
- ・ 自治体区分別に見ると、都道府県では「犬」が 102 件（54.5%）であり、「猫」の 98 件（52.4%）をわずかに上回る一方、政令市及び中核市では、猫がそれぞれ 38 件（73.1%）、101 件（69.2%）であり、政令市及び中核市では、犬の事例よりも猫の事例の数が多くなっている。

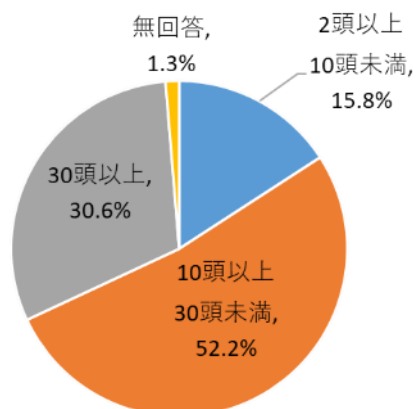
図 2-3 動物の種別（自治体区分別）（複数回答）



4) 動物の飼育頭数

- ・ 多頭飼育者の飼育頭数は、「10 頭以上 30 頭未満」（52.2%）が最も多く過半数を占め、「30 頭以上」（30.6%）、「2 頭以上 10 頭未満」（15.8%）と続く。

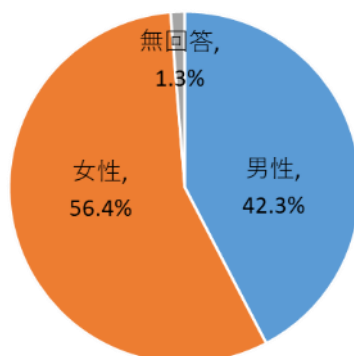
図 2-4 動物の飼育頭数（単一回答, n=385）



5) 主たる多頭飼育者の性別

- 主たる多頭飼育者の性別は、「女性」(56.4%)のほうが、「男性」(42.3%)よりも多くなっている。

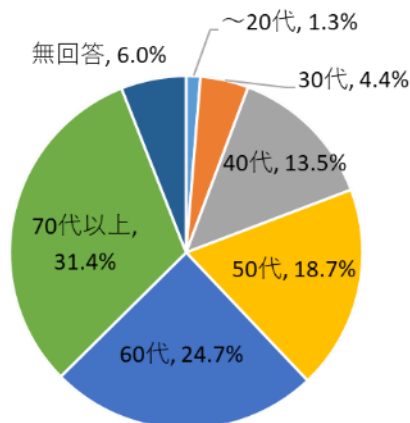
図 2-5 主たる多頭飼育者の性別 (単一回答, n=385)



6) 主たる多頭飼育者の年齢

- 主たる多頭飼育者の年齢は、「70代以上」(31.4%)が3割を超え最も割合が高く、「60代」(24.7%)、「50代」(18.7%)と続く。60代以上の割合は、合計で56.1%と過半数を占め高齢世代が多い一方で、現役世代(59歳以下)も37.9%と全体の三分の一を占めている。

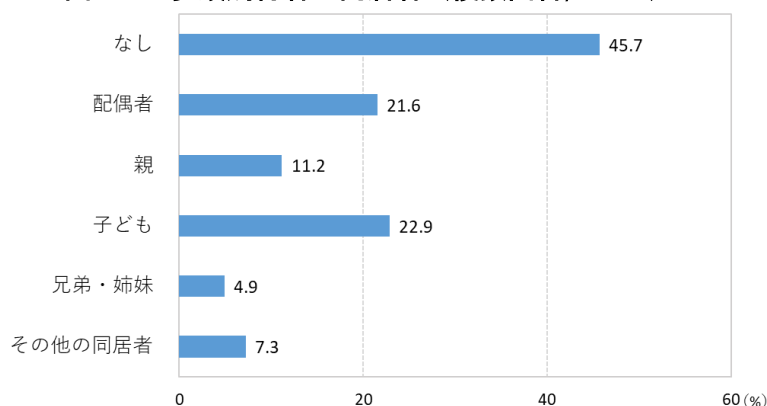
図 2-6 主たる多頭飼育者の年齢 (単一回答, n=385)



7) 多頭飼育者の同居者

- 多頭飼育者の同居者について、同居者「なし」(45.7%)の単身世帯が最も多く、同居者のいる世帯では、「子ども」(22.9%)が多く、「配偶者」(21.6%)、「親」(11.2%)と続く。

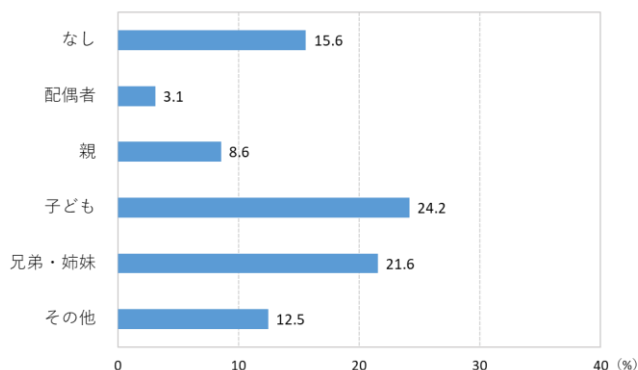
図 2-7 多頭飼育者の同居者 (複数回答, n=385)



8) 同居していない親族の有無

- 同居していない多頭飼育者の親族については、「子ども」(24.2%)が最も多く、「兄弟・姉妹」(21.6%)、身寄りのない「なし」(15.6%)と続く。

図 2-8 同居していない親族の有無 (複数回答, n=385)

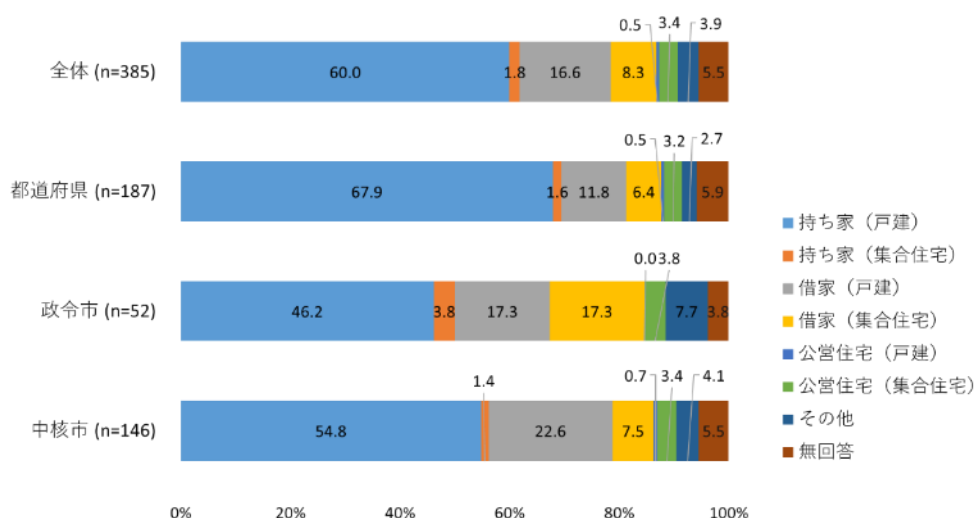


- 同居の有無にかかわらず、飼育者の身近な存在としては、親族（配偶者、親、子ども）のほか、内縁の関係者などが報告されている。ただし、これらの同居者・家族等の対応は様々であり、行政と協力して飼育者を説得する事例もあれば、飼育者の意思を尊重するあまりに多頭飼育状態の解決に消極的・否定的な事例も存在する。

9) 居住環境

- 多頭飼育者の居住環境については、「持ち家（戸建）」(60.0%)が全体の6割を占め、「借家（戸建）」(16.6%)、「借家（集合住宅）」(8.3%)と続く。
- 全ての自治体区分で持ち家（戸建て）が高い割合を示しているが、都道府県では67.9%と、政令市(46.2%)、中核市(54.8%)と比べると、顕著に高い割合を示している。政令市では、持ち家（戸建）が5割に満たない一方で、「借家（集合住宅）」(17.3%)の割合が他の自治体区分よりも高くなっている。

図 2-9 居住環境 (自治体区分別) (単一回答)

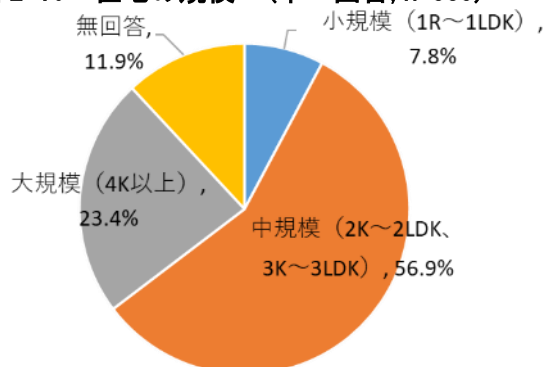


- ・ なお、動物を市営住宅で飼育し、飼育者本人は別の住宅に居住する事例や、山中の家やコンテナで飼育する事例など、自宅以外の場所で飼育する事例も複数報告されている。

10) 住宅の規模

- ・ 多頭飼育者の住宅の規模については、「中規模（2K～2LDK、3K～3LDK）」（56.9%）が過半数を占め、「大規模（4K以上）」（23.4%）、「小規模（1R～1LDK）」（7.8%）と続く。

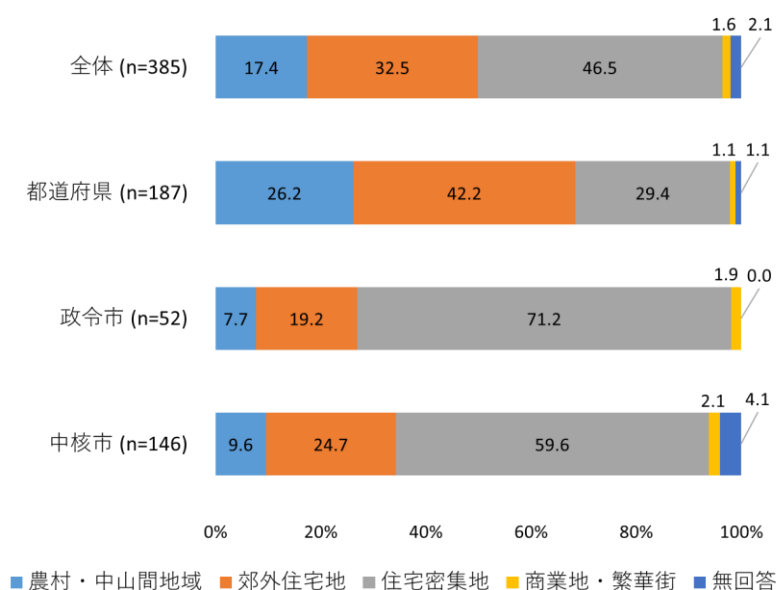
図 2-10 住宅の規模（単一回答, n=385）



11) 居住地の地域性

- ・ 多頭飼育者の居住地の地域性については、「住宅密集地」（46.5%）が半数近くを占め、「郊外住宅地」（32.5%）、「農村・中山間地域」（17.4%）と続く。
- ・ 自治体区分別に見ると、都道府県では郊外住宅地（42.2%）が最も高く、「農村・中山間地域」（26.2%）、「住宅密集地」（29.4%）と続く。一方で、政令市及び中核市では、「住宅密集地」の割合が最も高く、それぞれ 71.2%、59.6%となっている。

図 2-11 地域性（自治体区分別）（単一回答）

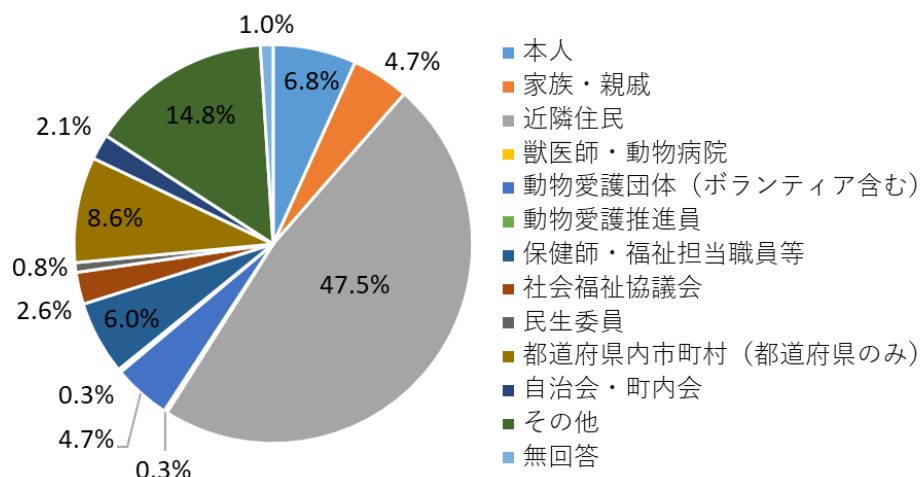


- ・ 実際に、住宅密集地であることで近隣から苦情が寄せられている事例や、住宅密集地でブリーダー業を営んでおり苦情につながっている事例などが報告されている。

12) 最初の情報提供者・機関

- ・ 多頭飼育者の多頭飼育状況に関して各自治体に最初に情報提供を行った者又は機関については、「近隣住民」(47.5%)が半数近くを占め、「その他」(14.8%)を除くと、「都道府県内市町村」(8.6%)、「本人」(6.8%)と続く。

図 2-11 最初の情報提供者・機関 (単一回答, n=385*)



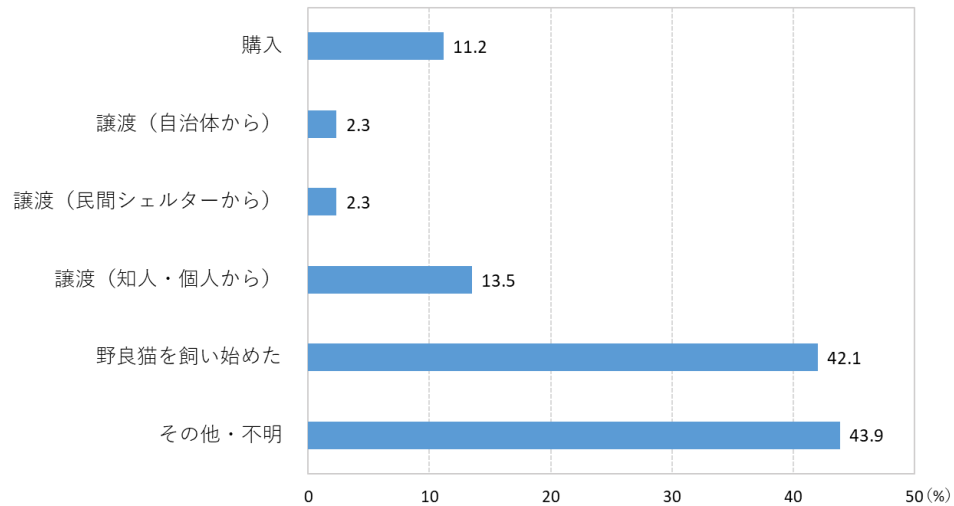
※：選択肢のうち、「都道府県内市町村」については都道府県のみ回答（n=187）

- ・ 不妊去勢手術を未実施のまま放し飼い等を行うことで、動物が繁殖して臭気・害虫・ふん害が生じ、そこから近隣住民の苦情につながる事例が多く報告されている。
- ・ その他には、飼育者本人からの動物の引取り願いから発覚する事例や、飼育者が福祉サービスを受けている福祉関係者（ケアマネージャー、ソーシャルワーカー、地域包括支援センター、自治体生活保護担当等）、民生委員、自治会・町内会、警察、動物愛護団体（ボランティア）などからの通報の事例がみられ、通報者は様々である。
- ・ 行政が近隣住民から最初の通報を受けた段階で、既に民生委員、地域包括支援センターなどが、多頭飼育の状態を把握していた事例も報告されている。
- ・ 飼育者が猫の完全室内飼いをを行っている場合で、近隣住民からのクレームにつながりにくい一方で、外部から気づかれず行政の探知が遅れることもある点が指摘されている。
- ・ 多頭飼育は様々なきっかけで発覚しており、飼育者の子どもの悪臭からネグレクトを疑った学校関係者や児童関係の福祉職（ソーシャルワーカー）からの通報があった事例、頻繁な死体の持ち込みから動物葬儀関係者が虐待を疑った事例、購入を繰り返すことからペットショップ職員からの通報がなされた事例など、探知のきっかけは官民を問わず多岐にわたる。なお、子どもの事例については、悪臭によるいじめや、不登校など、子どもに学校生活上問題があることが複数報告されている。

13) 多頭飼育に係る動物を入手した経緯

- 多頭飼育者が不適切な多頭飼育に至る原因となった動物を入手した経緯について、「その他・不明」(43.9%)が最も多く、「野良猫を飼い始めた」(42.1%)、「譲渡(知人・個人から)」(13.5%)、「購入」(11.2%)と続く。

図 2-12 多頭飼育に係る動物を入手した経緯 (複数回答, n=385)

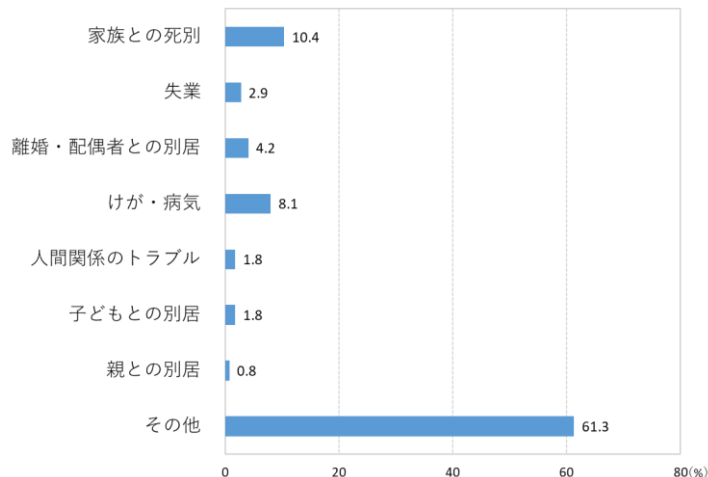


- 「その他・不明」について、「その他」としては、野良犬を拾ってきた事例、飼育者自身がブリーダー(元ブリーダーや、動物取扱業未登録の者を含む)である事例、元々の飼育者が死亡又は入院して他の同居者が動物の管理を引き継いだ事例などが存在する。
- 飼育者は入手した動物に不妊去勢手術を施していないケースが大半である。入手した動物を複数飼育した結果繁殖につながった事例や、放し飼いにした結果、屋外の動物との間で繁殖し、不適正な多頭飼育状態に陥る事例が複数報告されている。

14) 飼育者が多頭飼育状態に陥った経緯

- 飼育者が不適正な多頭飼育状態に陥った経緯について、「その他」(61.3%)と最も多く「家族との死別」(10.4%)、「けが・病気」(8.1%)と続く。

図 2-13 飼育者が多頭飼育状態に陥った経緯 (複数回答, n=385)

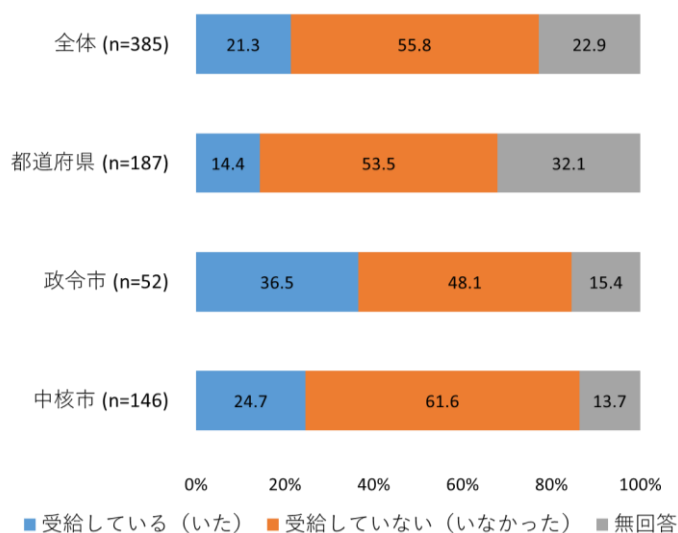


- ・ 「その他」に関して、飼育者が不適正な多頭飼育状態に陥った経緯として「繁殖制限・不妊去勢手術を行っていないため」と回答されているものが多いが、飼育者自身がブリーダー（元ブリーダーや、動物取扱業未登録の者を含む）であった事例、元々の飼育者が死亡又は入院して、他の同居者が動物の管理を引き継いだが、飼養管理能力が無く多頭飼育状態にある事例、飼育者本人の転職などが挙げられている。

15) 多頭飼育者の生活保護の受給の状況

- ・ 多頭飼育者の生活保護の受給の状況について、「受給している（いた）」（21.3％）は2割程度であり、事例の過半数は「受給していない（いなかった）」（55.8％）である。
- ・ 自治体区分別に見ると、都道府県では生活保護受給者は14.4％であるのに対し、政令市では36.5％、中核市では24.7％となっている。ただし、都道府県の場合、無回答が3割を超えており、生活保護の受給状況を把握できていない可能性も考えられる。

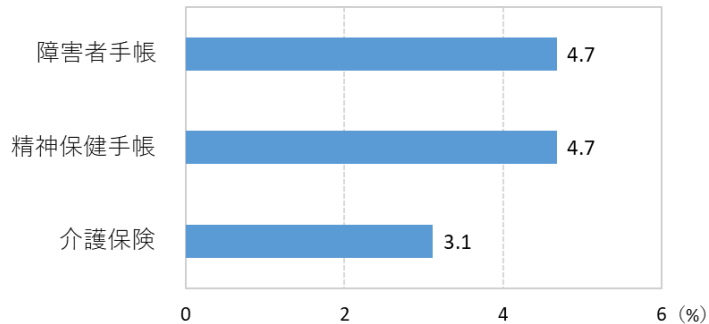
図 2-14 多頭飼育者の生活保護の受給の状況（自治体区分別）（単一回答）



16) 障害等の認定の有無

- 多頭飼育者のうち障害等の認定を受けている事例の割合について、「障害者手帳」(4.7%)、「精神保健手帳」(4.7%)、「介護保険」(3.1%)といずれも5%未満である。

図 2-15 障害等の認定の有無（複数回答, n=385）

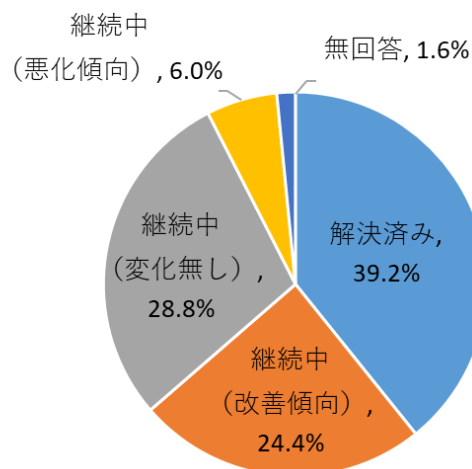


- 相当数が「無回答」であるが、「無回答」の事例の中には、障害がないという報告の他に、障害はあっても把握していないと思われるケース（外見から判断不可能で、かつ個人情報へのアクセスの制限により、正確な情報の把握ができない）も想定される点に留意が必要である。
- なお、障害等の認定の有無に関わらず障害や疾病等を抱える飼育者に関する報告がなされており、聴覚障害、認知症、寝たきりの高齢者、知的障害、精神障害（うつ病・震災による PTSD）、その他心筋梗塞等の疾病等により入院・通院している事例や、アルコール依存症等の事情を抱える事例が複数報告されている。また、これらのほかにも、正確な診断は無いものの、認知症や発達障害の可能性があると指摘される飼育者も存在する。

17) 課題の解決について

- 多頭飼育の課題の解決について、「解決済み」(39.2%)が4割近くを占め最も多く、「継続中（変化無し）」(28.8%)、「継続中（改善傾向）」(24.4%)、「継続中（悪化傾向）」(6.0%)と続く。

図 2-16 課題の解決について（単一回答, n=385）

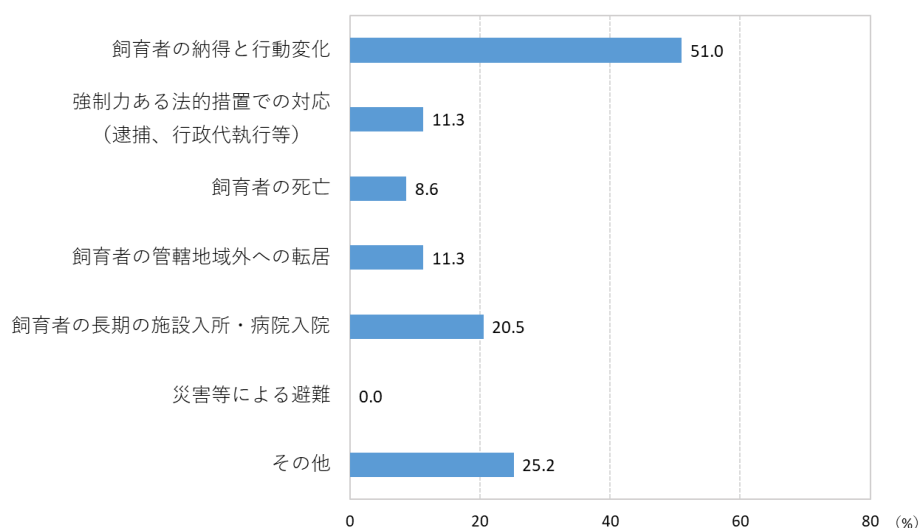


- ・ 比較的事態が解決又は改善している事例において、飼育者への説得や譲渡・引取り等の働きかけ、福祉的な支援を通じて事態を解決・改善に導いた事例と、強制退去などの法的な手段を通じて事態が解決・改善した事例が存在する。前者は、飼育者の死亡や入院などをきっかけに、家族、動物愛護団体、福祉関係者等の説得を通じて多頭飼育問題への対処が進むことが多い。実際の不妊去勢手術や譲渡の支援は、動物愛護団体が協力して実施している事例が多くみられる。後者は、狂犬病予防法違反や動物愛護管理法等の違反や、家賃滞納による強制退去などがきっかけで事態が解決に向けて動き出している。

18) 事案終結の経緯（飼育者の状況）

- ・ （「課題の解決について」の設問で「解決済み」と答えた事例について）、飼育者による多頭飼育事案終結に至る経緯について、「飼育者の納得と行動変化」（51.0%）が約半数近くを占め、「その他」（25.2%）、「飼育者の長期の施設入所・病院入院」（20.5%）、「強制力ある法的措置での対応（逮捕、行政代執行等）」（11.3%）及び「飼育者の管轄地域外への転居」（11.3%）と続く。

図 2-17 事案終結の経緯（飼育者の状況）（複数回答, n=151）

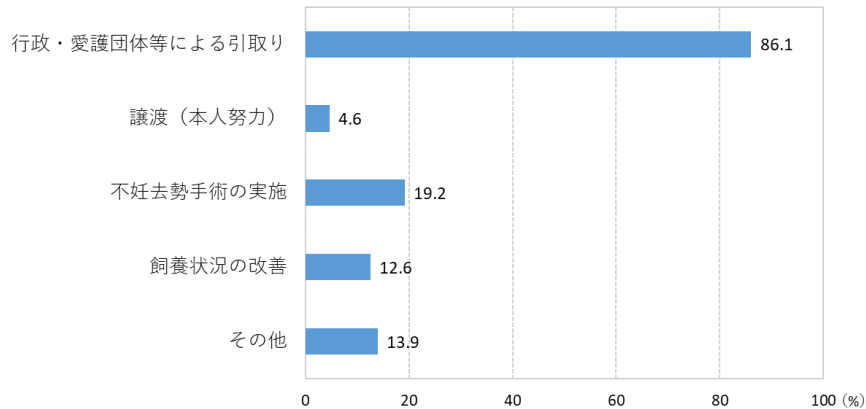


- ・ 管轄地域外への転居については様々な事例が報告されており、転居の際に飼育者本人が行政や愛護団体に支援を受けて解決した事例、多頭飼育の発覚により家主から立ち退きを求められて行政や愛護団体が介入した後に転居した事例、飼育者自身の都合で動物を抱えたまま自治体の管轄外に転居したケースと、動物の飼育状況や関係機関等の介入の状況も多様である点に留意が必要である。実際に、転居した先でも動物の飼養で苦情が発生しているという指摘や、動物を抱えながら転々と転居を繰り返す事例、自宅外で動物を飼育する事例なども報告されている。また、多頭飼育が改善した例もあれば、場所を変えて多頭飼育が継続している事例も存在する。

19) 事案終結の経緯（動物の状況）

- （「課題の解決について」の設問で「解決済み」と答えた事例について）、多頭飼育事案終結に至る経緯における動物の状況について、「行政・愛護団体等による引取り」（86.1%）が9割近くを占め、「不妊去勢手術の実施」（19.2%）、「その他」（13.9%）、「飼育状況の改善」（12.6%）と続く。「譲渡（本人努力）」（4.6%）による事案終結はわずかである。

図 2-18 事案終結の経緯（動物の状況）（複数回答, n=151）

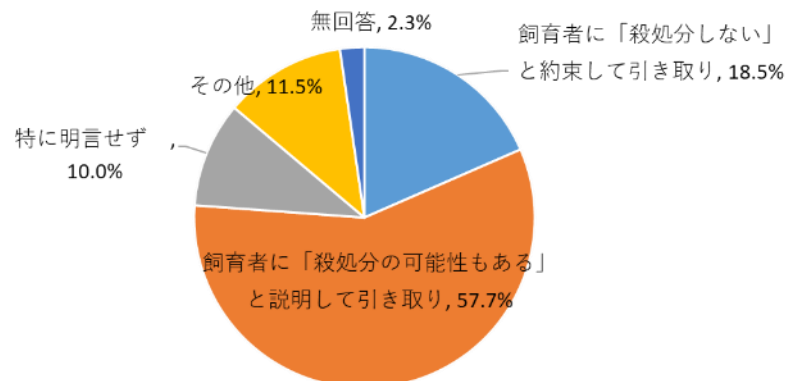


- 多頭飼育の問題が解決に至る経緯に係る報告を見る限り、行政関係者や、その他の機関による引取り、不妊去勢手術の実施、譲渡等の直接的な働きかけが改善に寄与しており、本人の努力のみに委ねて解決に至るケースは多いとは言えないのが現状である。「事案終結の経緯（飼育者の状況）」においては、事案の終結に際し「飼育者の納得と行動変化」が寄与していると報告されているが、本設問の結果や事案の終結後に再発する事例が多いことに鑑みて、飼育者が「所有権を手放し、適正飼養に努める」までの意識や行動の変化ではなく、「関係者の説得を経て所有権の放棄に合意する」までの意識や行動変化についてのみ言及されているものが多く含まれている可能性がある。

20) 引取り時の説明

- （「事案終結の経緯（動物の状況）」の設問で「行政・愛護団体等による引取り」と答えた事例について）、動物の引き取り時に飼育者への説明内容について、「飼育者に『殺処分の可能性もある』と説明して引き取り」（57.7%）が最も多く、「飼育者に『殺処分しない』と約束して引き取り」（18.5%）、「その他」（11.5%）と続く。

図 2-19 引取り時の説明（単一回答, n=130）



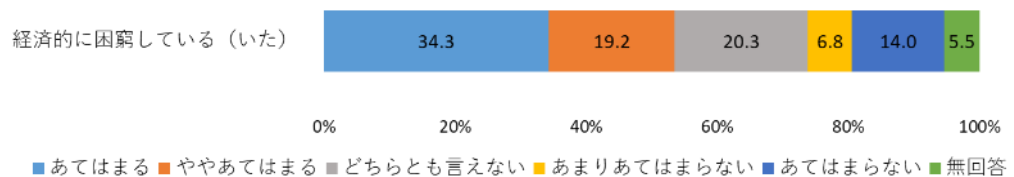
- ・ 殺処分に対しては、比較的多くの飼育者が抵抗感・拒否・消極的な反応を示している。終結した事例について、最終的に行政の指導、親族の説得、又は強制的な退去等によりやむを得ず行政に引取りを依頼するに至ったものや、行政、動物愛護団体の譲渡への取組により殺処分を免れたものもある。
- ・ 行政や動物愛護団体が全頭引取り・譲渡を行う場合もあれば、不妊去勢手術を施した後に飼育者の思い入れの強い個体や譲渡が困難な個体を数頭だけ残して引取り・譲渡を行うこともある。後者による対応の場合、不妊去勢手術を行わずに雌雄分離等の適正飼養の指導のみを実施した結果、後に再発する事例も複数報告されている。

(2) 生活の状況

1) 経済状況

- 生活状況において経済的に困窮しているかを問う設問について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」(53.5%)が全体の過半数を占めている。一方で、「あてはまらない」及び「あまりあてはまらない」(20.8%)が2割程度を占めている。
- なお、生活が困窮状態にある飼育者は全体の約5割であり、「図 2-15 多頭飼育者の生活保護の受給の状況」により生活保護の受給者は全体の2割程度であることから、困窮状態にある人のうち4割が生活保護受給者ということになる。

図 2-20 経済状況 (単一回答, n=385)

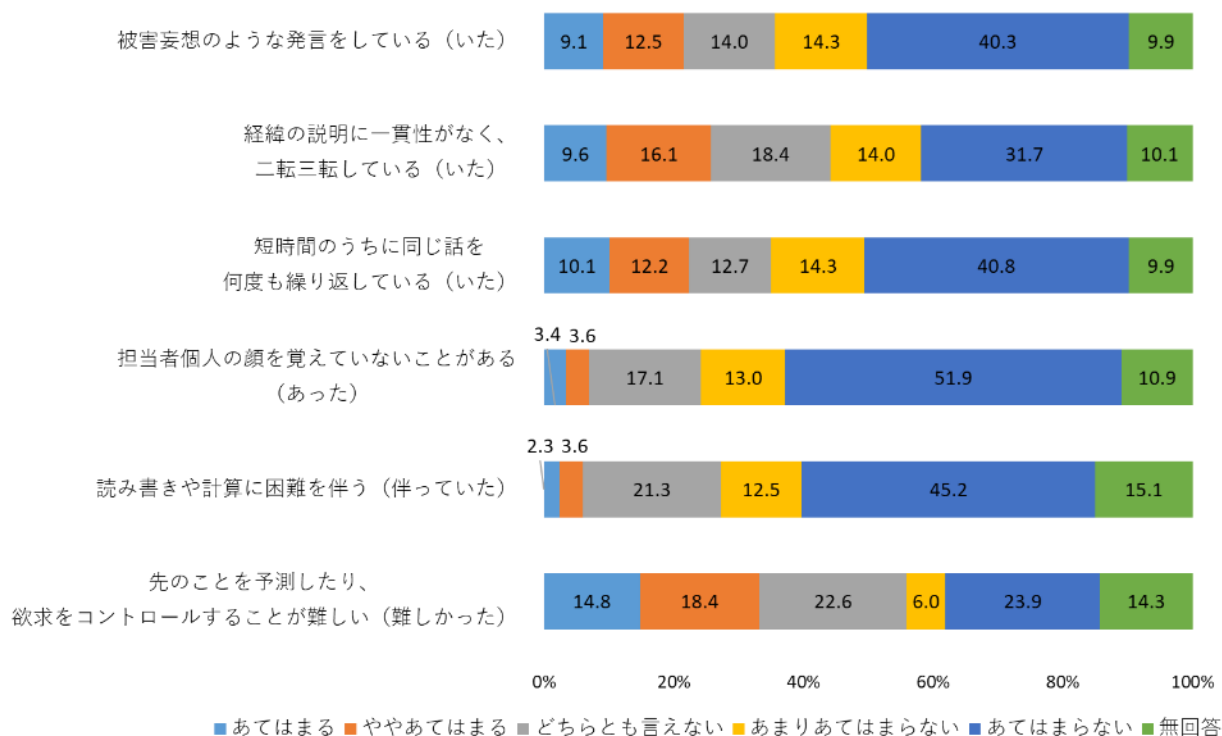


- 経済的に困窮していない人は全体の2割程度いることに留意が必要である。ただし、こうした事例においても、必ずしも安定した収入は無いが親族等より十分な仕送りを受けている事例など、生活基盤が脆弱な事例も含まれる。その他、就業している飼育者もあり、飲食店経営者、派遣労働者、医療従事者（医師、獣医師）が不適正な多頭飼育に陥っている事例、不適正な多頭飼育状態に陥っているが町内会役員として社会的役割を担っている事例など、多様な事例が報告されている。

2) 認知症、精神疾患、知的障害等が疑われる症状

- 認知症、精神疾患、知的障害等が疑われる症状に係る各項目について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合が最も高い項目は、「先のことを予測したり、欲求をコントロールすることが難しい(難しかった)」(33.2%)で、「経緯の説明に一貫性がなく、二転三転している(いた)」(25.7%)、「短時間のうちに同じ話を何度も繰り返している(いた)」(22.3%)、「被害妄想のような発言をしている(いた)」(21.6%)が続く。
- しかしながら、「あてはまらない」及び「あまりあてはまらない」の回答は、「先のことを予測したり、欲求をコントロールすることが難しい(難しかった)」(29.9%)を除く項目で、4～6割と高い割合を占めている点に留意が必要である。また、「読み書きや計算に困難を伴う(伴っていた)」(6.0%)、「担当者個人の顔を覚えていないことがある(あった)」(7.0%)の項目では、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例は1割未満にとどまる。

図 2-21 認知症、精神疾患、知的障害等が疑われる症状（単一回答, n=385）

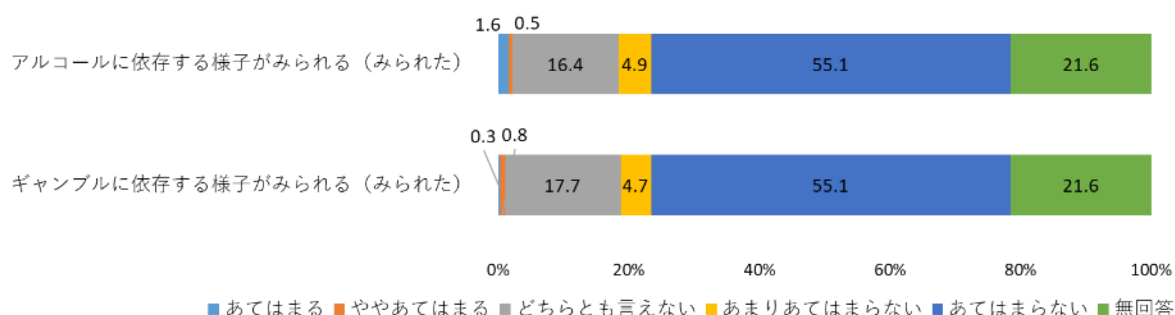


- 健康上の問題や障害を抱える飼育者が多く存在し、聴覚障害、認知症、寝たきり高齢者、知的障害、精神障害（うつ病や震災による PTSD）、その他心筋梗塞等の疾病等により入院・通院、アルコール依存症等の事情を抱える事例が複数報告されている。また、これらのほか、正確な診断は無いものの認知症や発達障害の疑いが持たれている飼育者も存在する。
- 一方で、特別な障害や疾病はないという報告もあり、特に障害や疾病が無くとも多頭飼育状態に陥り、近隣住民とトラブルを抱えている飼育者も相当数存在すると思われる。
- 「先のことを予測したり要求をコントロールすることが難しい」に該当する事例として、以下の行動が報告されている。
 - 借金をしてまで動物の世話を事例
 - 社会福祉協議会が財産管理を行っているものの、本人の食費として手渡す現金で動物のえさを購入し、本人が低栄養で入院に至る事例
 - 室内の片付けのために収納家具等を購入するが、敷地内駐車場に梱包されたまま放置している事例
 - 食事に困っても、収入が入るとタクシーを使って買い物に出かける事例

3) 生活の乱れ

- 多頭飼育者の生活の乱れに係る各項目について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合は、「アルコールに依存する様子がみられる（みられた）」（2.1%）、「ギャンブルに依存する様子がみられる（みられた）」（1.0%）ともに、きわめて少ない割合にとどまる。一方で、いずれの項目において、「あてはまらない」及び「あまりあてはまらない」の割合は過半数を超えている。

図 2-22 生活の乱れ（単一回答, n=385）

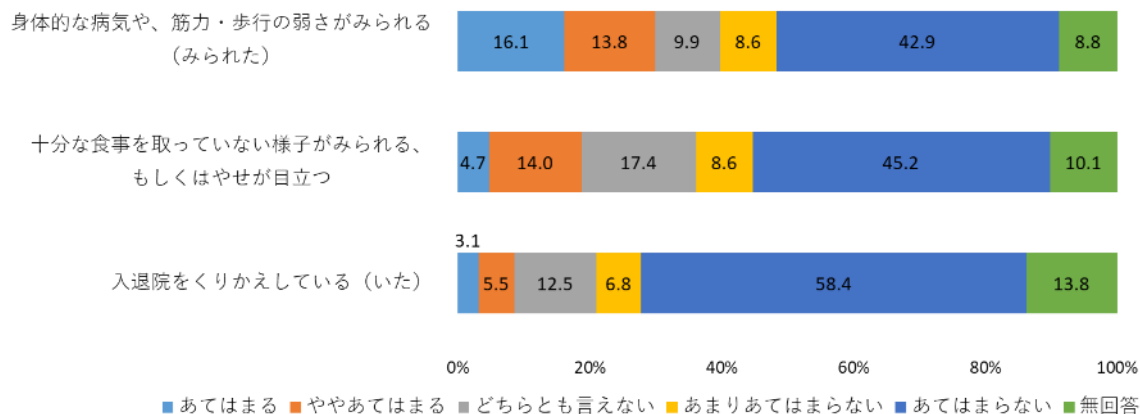


- アンケートの自由回答からは、ギャンブルに関する報告は見られなかった。
- アルコール依存症について、数は少ないが行政職員の訪問時に正常な会話ができないほどの依存状態にある事例、生活保護費で頻繁に飲酒するなど、日常の行動からアルコール依存が疑われている事例などが報告されている。

4) 健康状態

- 多頭飼育者の健康状態に係る各項目について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合が高い項目は、「身体的な病気や、筋力・歩行の弱さがみられる（みられた）」（29.9%）であり、「十分な食事を取っていない様子がみられる、もしくはやせが目立つ。」（18.7%）、「入退院をくりかえしている（いた）」（8.6%）と続く。一方で、いずれの項目においても、「あてはまらない」及び「あまりあてはまらない」の割合は過半数を超えている。

図 2-23 健康状態（単一回答, n=385）



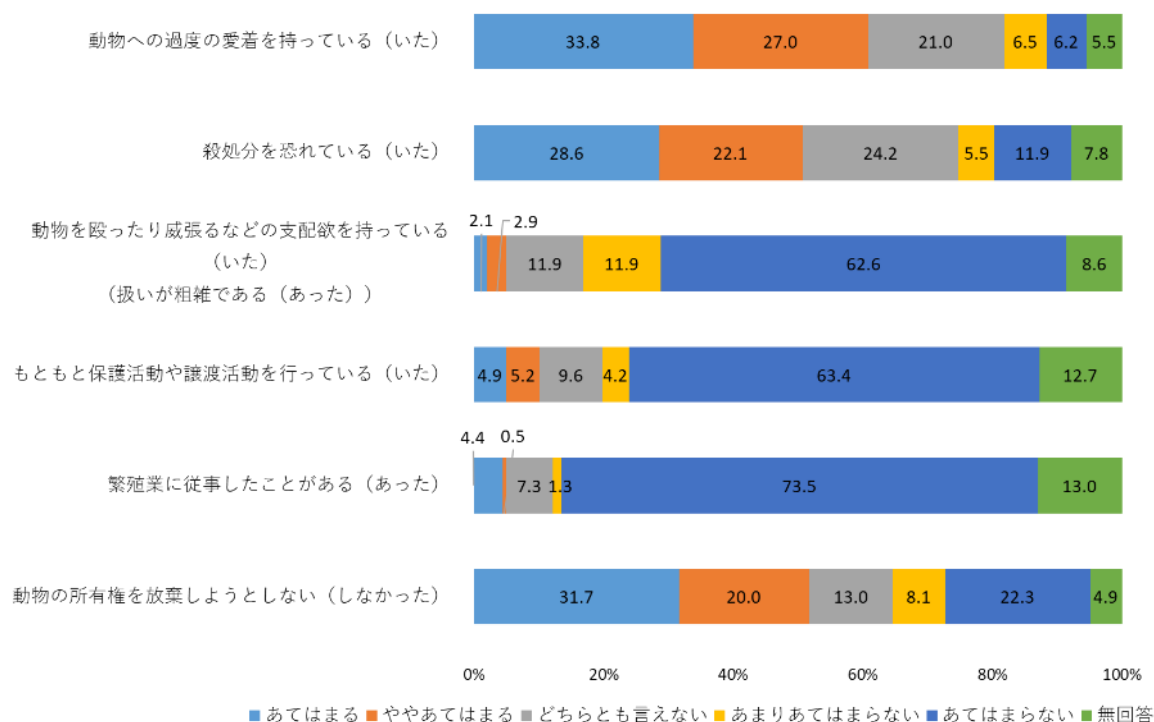
- ・ 健康状態について、認知症や認知症が疑われる高齢者や寝たきりの高齢者がおり、体力の低下、判断力・記憶力の低下が認められる例や、認知症の疑いは認められないものの、高齢ゆえに会話が円滑でない飼育者の事例が報告されている。なお、本調査で把握された事例は、60 歳以上の高齢世代の飼育者によるものが過半数を占めていることに留意が必要である。
- ・ 一方で、特別な健康上の問題は見られないという報告もあり、特に障害や疾病が無くとも、近隣住民とコミュニケーションの問題を抱えている飼育者も相当数存在すると思われる。

5) 動物とのかかわりにみられる特徴（ホーダー気質の有無等）

- 多頭飼育者の健康状態に係る各項目について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合が最も高い項目は、「動物への過度の愛着を持っている（いた）」（60.8%）であり、「動物の所有権を放棄しようとしな（しなかった）」（51.7%）、及び「殺処分を恐れている（いた）」（50.6%）と続き、いずれも過半数を超えている。
- 一方で、「動物を殴ったり威張るなどの支配欲を持っている（いた）」の項目に、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の割合（4.9%）は少なく、「あてはまらない」又は「あまりあてはまらない」の割合（74.5%）が7割以上を占めている。
- 過去の繁殖業や保護・譲渡活動の経歴を問う設問について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した割合は、「もともと保護活動や譲渡活動を行っている（いた）」が（10.1）%、「繁殖業に従事したことがある（あった）」が（4.9%）と、わずかに存在する。

図 2-24 動物とのかかわりにみられる特徴（ホーダー気質の有無等）

（単一回答, n=385）



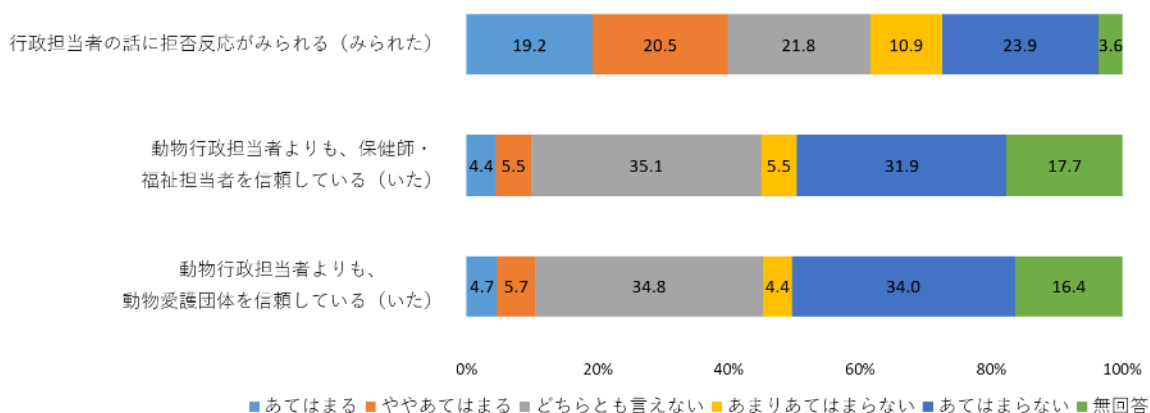
- 動物への暴力的な行為を指摘する内容の報告は一定数存在するが、むしろ、飼育者が動物への過度の愛着を有しながら、動物を適正に飼養せず劣悪な飼育環境のまま放置する等のネグレクトに相当する事例のほうが多く報告されている。
- 動物への愛着を有する一部の飼育者の中には、病気になれば病院に連れて行き、動物が死ぬと嘆き悲しむが、疾病の予防には無関心という報告、愛着を示しつつ飼育していても動物がいなくなっても探す気配がないという報告、気に入っている動物とそれ以外の動物とで愛情のかけ方や扱いが異なるという報告など、動物への愛着・愛情と実際の飼育の状態に矛盾がみられるという指摘が複数なされている。
- 動物関連の前歴を有するケースとしては、一部にブリーダー又はブリーダーに類するもの（動物取

扱業に未登録で販売している疑いのあるもの、登録まではしていないが、登録の相談を行った形跡があるもの)、猫カフェ、酪農などがある。その他、保護・譲渡活動については、飼育者が「地域猫活動」と称して住民の合意無く猫の保護活動している事例などがある。

6) 行政関係者との関係構築

- 行政関係者との関係構築に係る各項目について、「行政担当者の話に拒否反応がみられる（みられた）」という項目では、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合（39.7%）は4割程度であり、「あてはまらない」及び「あまりあてはまらない」の割合（34.8%）よりわずかに高くなっている。
- なお、「動物行政担当者よりも、保健師・福祉担当者を信頼している（いた）」、「動物行政担当者よりも、動物愛護団体を信頼している（いた）」の項目について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」に該当する割合はいずれも1割未満に留まっている。

図 2-25 行政関係者との関係構築（単一回答, n=385）

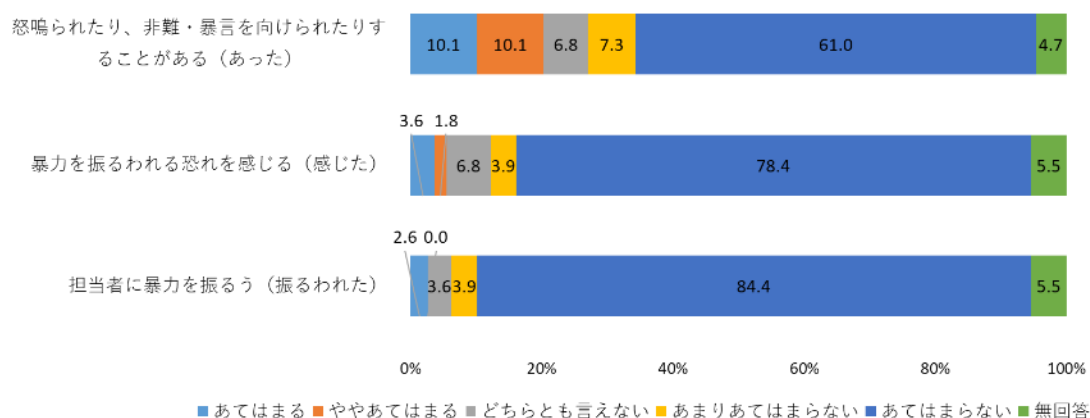


- 特に行政に対する問題行動が見られない事例が一部にはある一方で、飼育者は、居留守等により動物行政担当者の訪問を拒否する事例や、動物行政担当者に対し暴言を吐く、暴れる等の反応を示す事例が報告されている。また、動物愛護行政に対して不信感や否定的な考え方を抱いている飼育者もいる。
- その一方で、福祉関係者とは一定の信頼関係ができている事例、最初は動物行政担当者との接触を拒んだが、徐々に会話ができる関係になった事例なども報告されている。

7) 暴力的な言動（コミュニケーション、社会性の有無）

- ・ 暴力的な言動に係る各項目について、「怒鳴られたり、非難・暴言を向けられたりすることがある（あった）」という項目では、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合（20.3%）は約2割存在し、行政担当者が飼育者から、「暴力を振るわれる恐れを感じる（感じた）」では5.5%、「担当者に暴力を振るう（振るわれた）」では2.6%存在する。

図 2-26 暴力的な言動（コミュニケーション、社会性の有無）（単一回答, n=385）



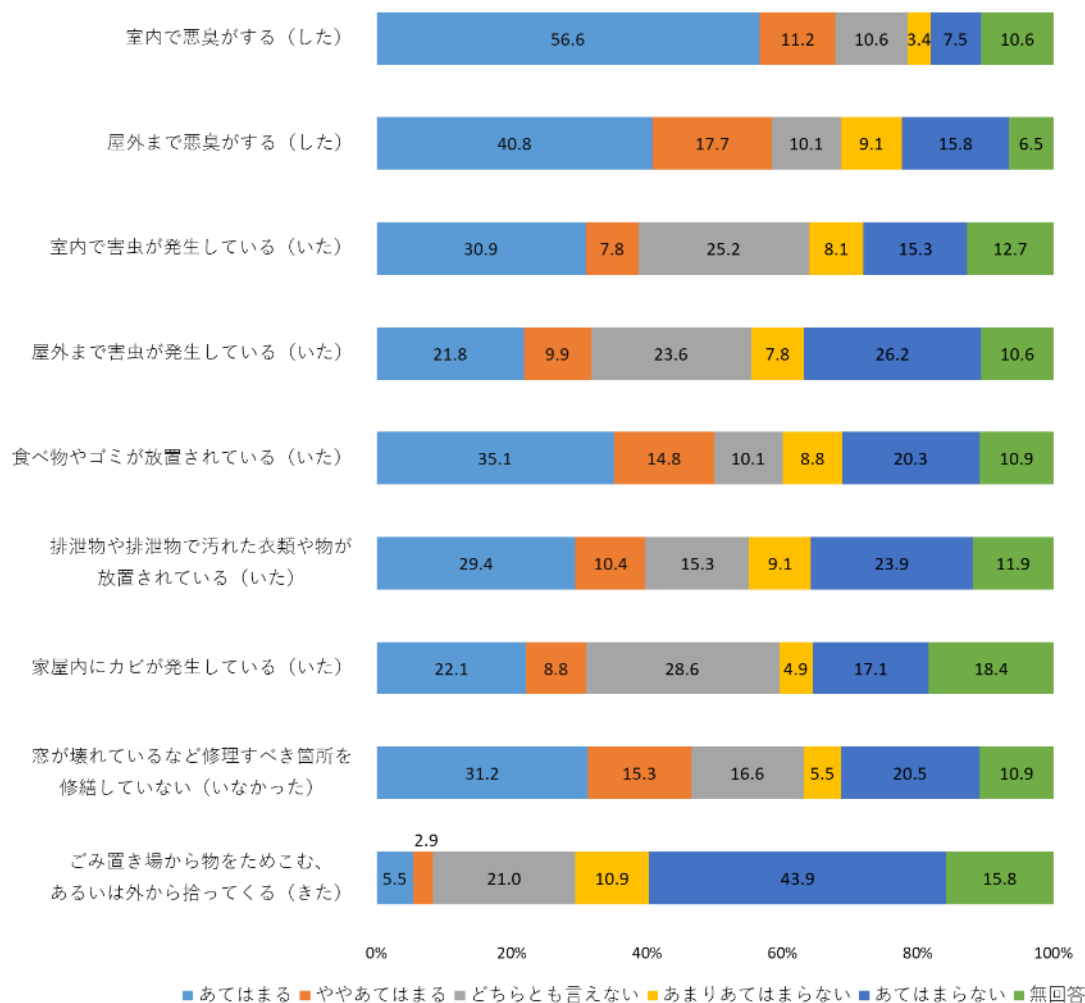
- ・ 暴力的な言動について、動物行政担当者に対して、長時間にわたり暴言を吐く等の事例が報告されている。また、暴言には至らずとも虚言を繰り返すことにより業務に支障を来しているという報告や、コミュニケーションや意思疎通に支障を来し、適正飼養について理解力の欠如している飼育者もいるが、一方で弁が立ち自身の持論を展開する飼育者もいる。

(3) セルフ・ネグレクトについて【Q2 (3)】

1) 住宅内の衛生状態について

- 住宅内の衛生状態に係る各項目について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合が、「室内で悪臭がする（した）」(67.8%) 及び「屋外まで悪臭がする（した）」(58.4%) の二つの項目で過半数を超えている。その他の項目においても概ね3割から5割近くが「あてはまる」又は「ややあてはまる」と回答しており高い割合になっているが、「ごみ置き場から物をためこむ、あるいは外から拾ってくる（きた）」について、その割合はわずかに8.3%にとどまる。

図 2-27 住宅内の衛生状態について（単一回答, n=385）



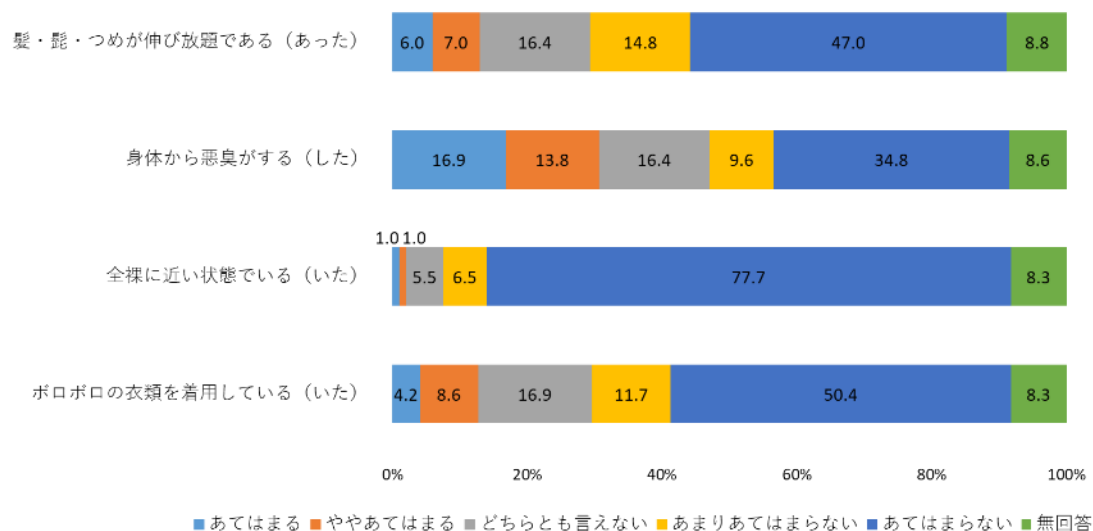
- 住宅の衛生状態が比較的良好に保たれている事例について一部で報告されている一方で、劣悪な衛生状態が数多く指摘されている。
- 後者の場合、住宅が実際にごみ屋敷となっている状態や、庭先や自宅内にごみや糞が堆積したごみ屋敷に近い状態などが報告されている。その中には、「セルフ・ネグレクトの状態にある」と指摘される飼育者もいる。また、衛生状態の悪化により、日常生活が成り立たなくなり、自宅の椅子や自家用車の中で寝泊りをする事例、第三者の家庭でシャワーを浴びる事例、自宅以外の別宅で飼育をする事例が報告されている。

- ・ 自宅の状態についても、その管理状況は多様であり、自宅以外で飼育し、自宅は衛生状態がある程度保たれている事例、自宅の特定の部屋で飼育し不衛生な状態にある一方で、その他の部屋はある程度の衛生状態が保たれている事例、ほとんど全ての部屋が不衛生な状態にある事例など様々である。

2) 飼育者自身の衛生状態について

- ・ 飼育者自身の衛生状態に係る各項目について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合が最も高い項目が、「身体から悪臭がする（した）」（30.6%）であり、「髪・髭・つめが伸び放題である（あった）」（13.0%）、「ボロボロの衣類を着用している（いた）」（12.7%）と続く。一方で、「全裸に近い状態にいる（いた）」について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合は、わずかに 2.1%であった。

図 2-28 飼育者自身の衛生状態について（単一回答, n=385）

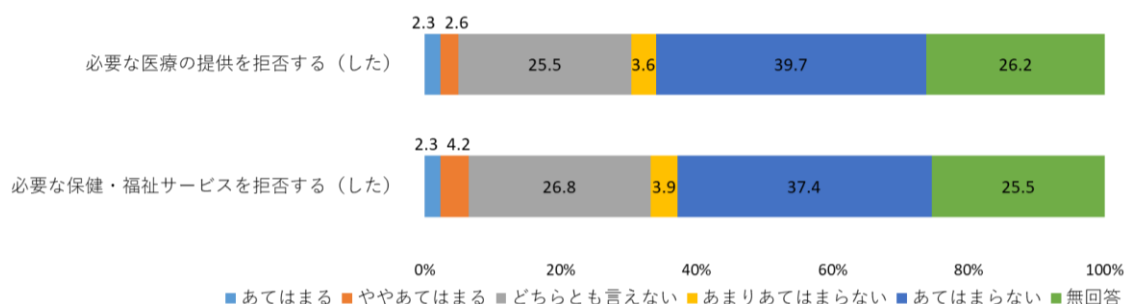


- ・ 飼育者の衛生状態が比較的良好に保たれている事例について一部で報告されている一方で、劣悪な衛生状態が数多く指摘されている。
- ・ 後者の場合、入浴や衣類の洗濯ができておらずボロボロの身なりで、動物の獣臭や糞便の臭いなどの悪臭、頭髮・ひげ・爪が整えられていない、ノミ、マダニに咬まれた痕や皮膚病のような形跡があった、等の報告がなされている。

3) 保健医療福祉サービスの利用状況について

- 保健医療福祉サービスの利用状況に係る各項目について、「必要な医療の提供を拒否する（した）」（4.9%）及び「必要な保健・福祉サービスを拒否する（した）」（6.5%）ともに、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合が、1割未満である。
- なお、いずれの項目も全体の四分の一が無回答である点に留意が必要である。

図 2-29 保健医療福祉サービスの利用状況について（単一回答, n=385）

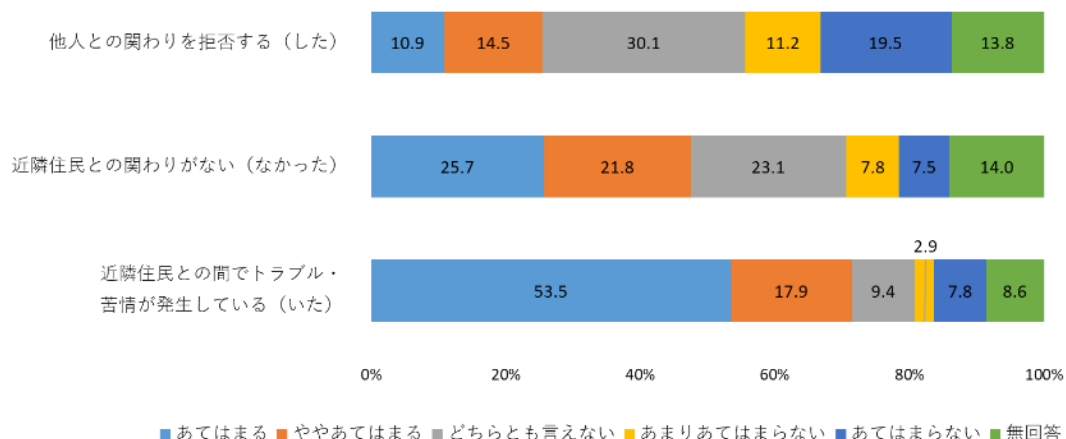


- 医療や保健・福祉サービスを拒絶していると思われる報告はほとんど見当たらない中で、「いわゆるセルフ・ネグレクトと考えられる事例で、自治会・近隣住民からの協力や申し出、行政の福祉的支援の提案も全て拒否され、問題解決に至るのが困難であった。」という報告があった。
- 飼育者は、社会福祉協議会、地域包括支援センター、ケアマネージャー、ヘルパー等の支援を受けている事例が数多くみられる。

4) 他人との関わりについて

- 他人との関わりに係る各項目について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合が最も高い項目が、「近隣住民との間でトラブル・苦情が発生している（いた）」（71.4%）で7割を占め、「近隣住民との関わりがない（なかった）」（47.5%）、「他人との関わりを拒否する（した）」（25.5%）と続く。

図 2-30 他人との関わりについて（単一回答, n=385）

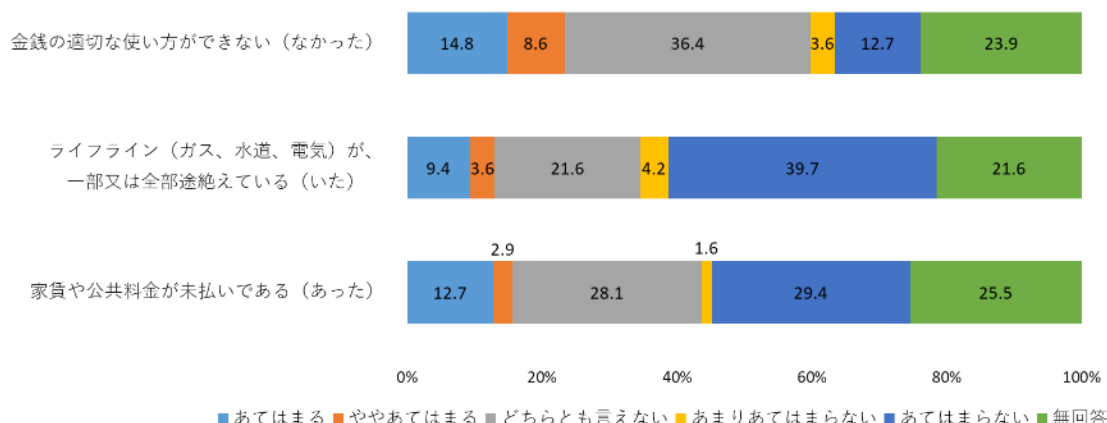


- ・ 多くは近隣からの苦情を受けており対人関係は良好とはいいがたい。悪臭や所有者の無い動物への餌やりから近隣住民と深刻な対人トラブルを抱えている事例、飼育者自身が他人とのかかわりを避け孤立している事例、苦情を言われれば謝罪をする例など、近隣住民の関係も様々である。
- ・ 飼育者には、経済的・社会的に孤立していると思われる事例が多くみられるものの、飼育者が定職に就いている事例や、地域での役割（町内会の役員）を有する事例なども存在する。

5) 金銭・財産管理能力の有無について

- ・ 金銭・財産管理能力に係る各項目について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合が最も高い項目が、「金銭の適切な使い方ができない（なかった）」（23.4%）であり、「家賃や公共料金が未払いである（あった）」（15.6%）、「ライフライン（ガス、水道、電気）が、一部又は全部途絶えている（いた）」（13.0%）と続く。
- ・ いずれの項目も全体の2割以上が無回答である点に留意が必要である。

図 2-31 金銭・財産管理能力の有無について（単一回答, n=385）



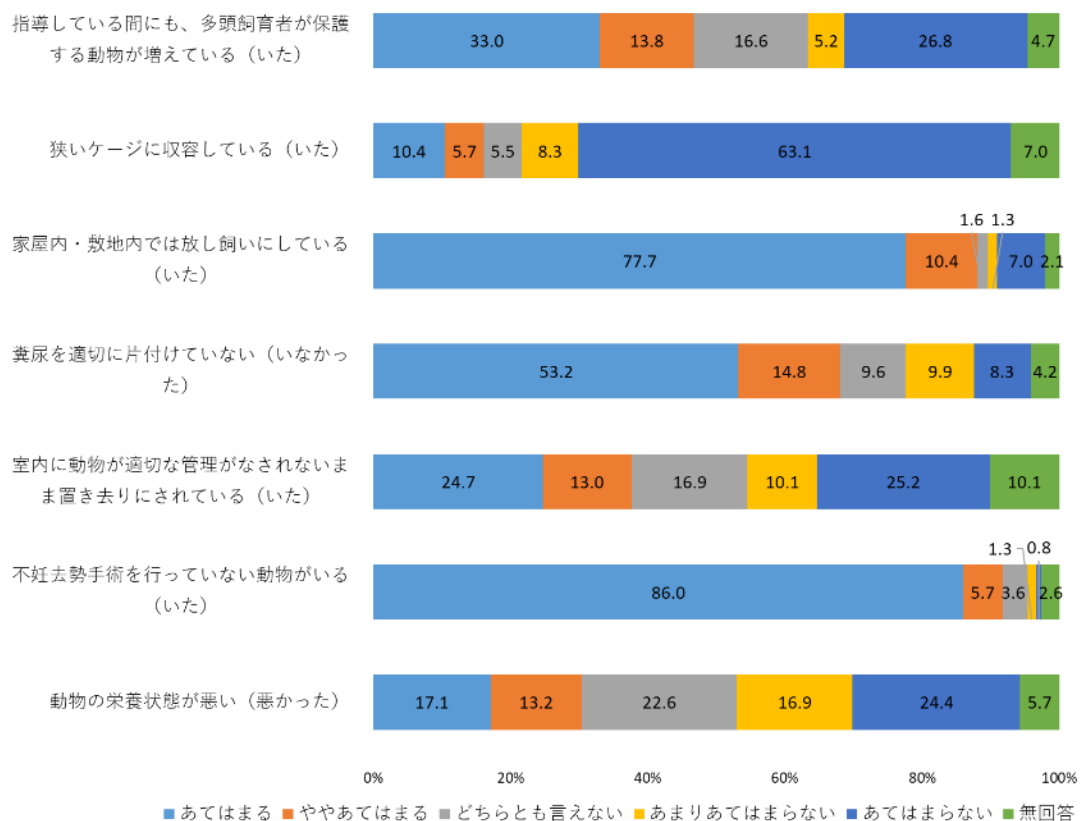
- ・ 「金銭の適切な使い方ができない（なかった）」に該当する事例として、借金をしてまで動物の世話をする事例、社会福祉協議会に財産管理を委ねているが、食費で動物のえさを購入する事例、生活に困っても不必要な支出（タクシー代等）を行う事例が報告されている。
- ・ ライフライン（ガス、水道、電気）や家賃や公共料金の支払状況について、ガス・電気の未払いにより灯油や自家発電機を利用して生活する事例、家賃の滞納により強制退去となる事例、車が車検切れとなっている等の事例が報告されている。

(4) 動物の様子【Q2 (4)】

1) 動物の飼育の状況について

- 動物の飼育の状況に係る各項目に対し、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答は、「不妊去勢手術を行っていない動物がいる (いた)」(91.7%)、「家屋内・敷地内では放し飼いにしている (いた)」(88.1%) において約 9 割とかなりの割合を占め、「糞尿を適切に片付けていない (いなかった)」(68.1%)、「指導している間にも、多頭飼育者が保護する動物が増えている (いた)」(46.8%) と続く。

図 2-32 動物の飼育の状況について (単一回答, n=385)

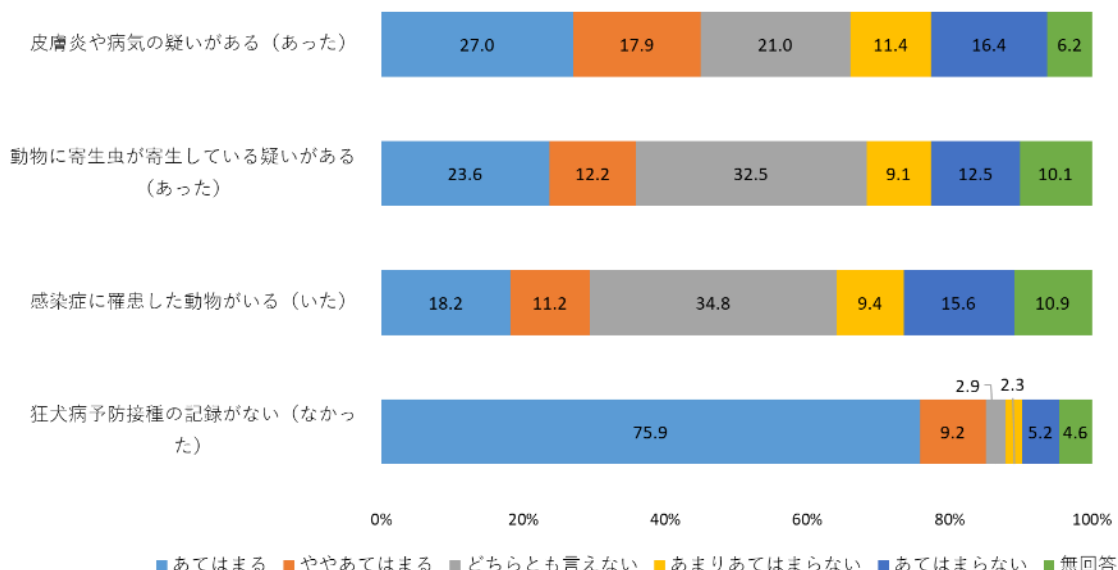


- 不妊去勢手術については、行政職員の指導に応じて実施した事例も一部存在するが、多くは経済的理由等により指導に応じない事例や、一度は不妊去勢手術を実施したもののその後一部の未実施の個体が繁殖し、多頭飼育に再び至る事例もみられる。不妊去勢手術を行っている事例では、飼育者本人の意思によるものよりも、愛護団体や獣医師・動物病院等の支援により実施に至っている事例が散見される。
- 飼育状態について、動物の管理は行われており犬の健康状態、衛生状況は一定程度保たれている事例もあるが、放し飼いなど適切に飼育されていない事例はかなり多く指摘されている。

2) 動物の衛生状態について

- 動物の飼育の状況に係る各項目に対し、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答は、「狂犬病予防接種の記録がない（なかった）」（85.1%）において犬の事例の8割以上を占め極めて高い割合となっている。続いて、「皮膚炎や病気の疑いがある（あった）」（44.9%）が半数近く、「動物に寄生虫が寄生している疑いがある（あった）」（35.8%）が3割以上を占めている。

図 2-33 動物の衛生状態について（単一回答, n=385*）



※：選択肢のうち、「狂犬病予防接種の記録がない（なかった）」については犬の事例のみ回答（n=174）

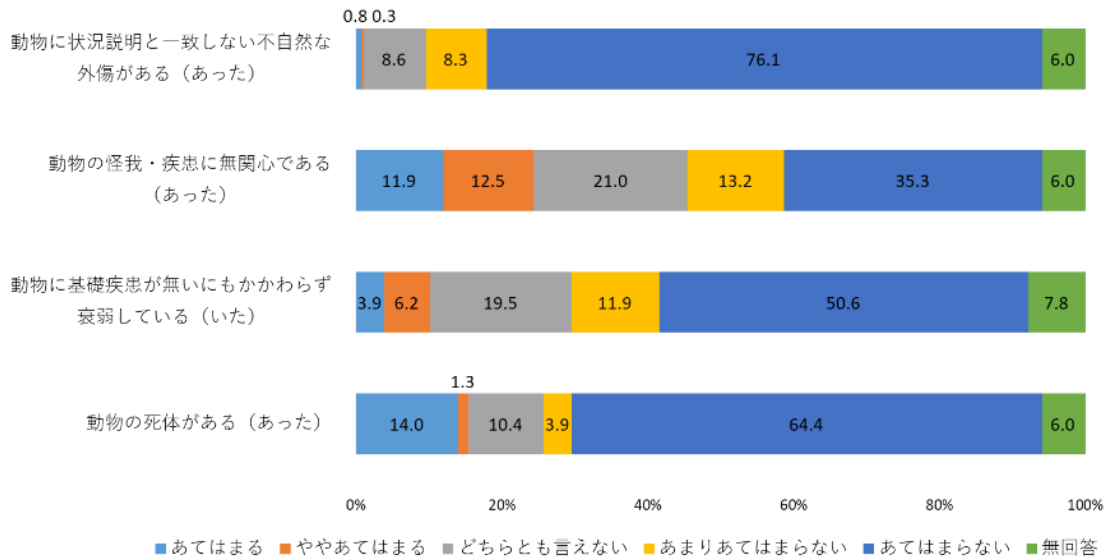
- 衛生面では課題があるものの、健康状態には問題が見られない状態の事例もあるが、一方で、健康上問題があると思われる事例も指摘されている。具体的には、爪がのびたまの個体、毛玉が絡んだ状態の個体、ノミ、シラミ、耳ダニ、フィラリアなどの寄生虫が確認された個体、皮膚炎、削瘦（るいそう）、骨折している個体、奇形とみられる個体が報告されている。

(5) 虐待が疑われる状況【Q2 (5)】

1) 動物への虐待の可能性

- 動物の虐待の可能性に係る各項目に対し、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した割合について、「動物の怪我・疾患に無関心である（あった）」（24.4%）が最も高く、「動物の死体がある（あった）」（15.3%）、「動物に基礎疾患が無いにもかかわらず衰弱している（いた）」（10.1%）と続く。一方で、「動物に状況説明と一致しない不自然な外傷がある（あった）」について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した割合は1.0%に留まる。

図 2-34 動物への虐待の可能性（単一回答, n=385）

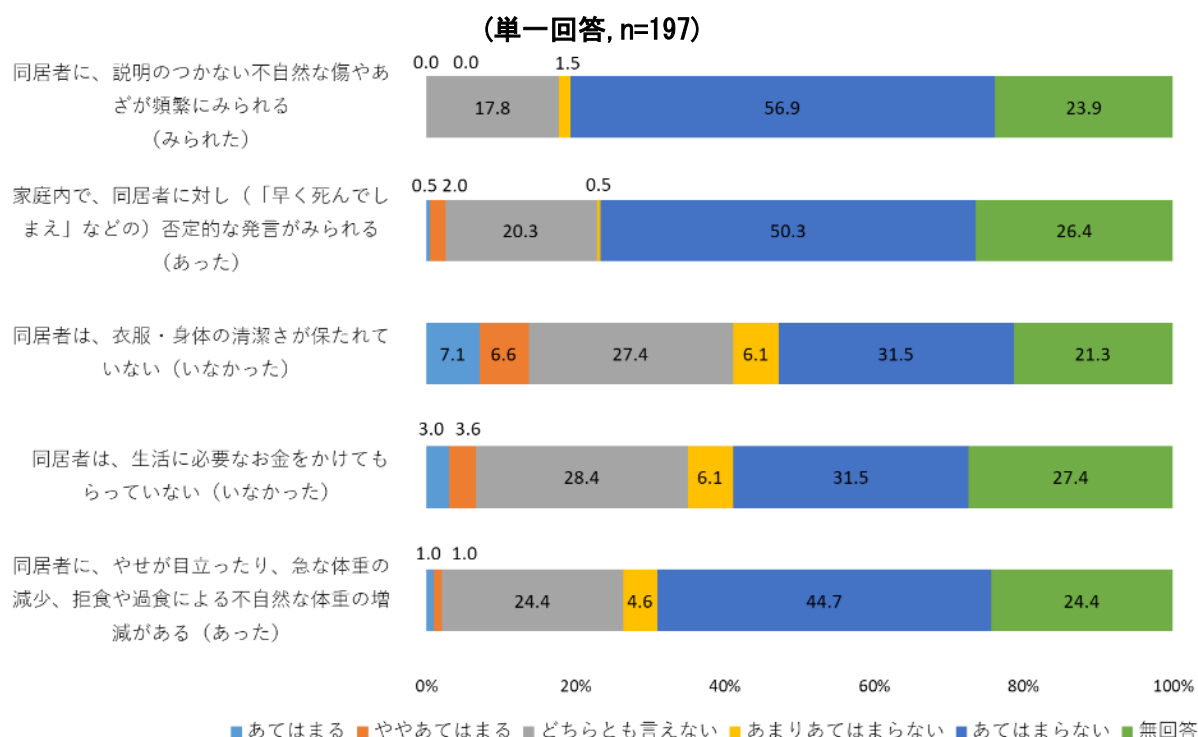


- 動物への虐待について、虐待に該当しない又は虐待とまでは言えない、という報告があった一方で、虐待及び虐待の疑いのあるものについて指摘するものがあった。虐待の有無について、暴力・暴言に関するものも報告されているが、ネグレクトに関する報告の方が多い。なお、動物への過度の愛着や所有権を手放さないとといった態度を示しながら、動物の疾病の予防や治療に無関心、動物の逸走や死亡に関心を示さない、といった一貫性に欠ける考え方を指摘する報告も散見された。
- 訪問時又は立入時に、行政職員が動物の死体を発見したという事例も複数報告されている。

2) 飼育者の世帯における人への虐待の可能性

- 飼育者の世帯における人への虐待の可能性に係る各項目について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した割合は総じて高くはなく、1割を超えるのは「同居者は、衣服・身体の清潔さが保たれていない（いなかった）」（13.7%）のみである。なお、いずれの項目も全体の2割以上が無回答である点に留意が必要である。

図 2-35 飼育者の世帯における人への虐待の可能性【同居者が居る事例のみ】



- ・ 多頭飼育者の世帯の一部では、虐待又は虐待が疑われる事例が報告されている。暴力が伴うものもあるが、ネグレクトに関するものが比較的多く報告されている。ネグレクト状態に置かれた子どものいる家庭で、引きこもり、不登校などの問題も抱えているという事例も散見される。

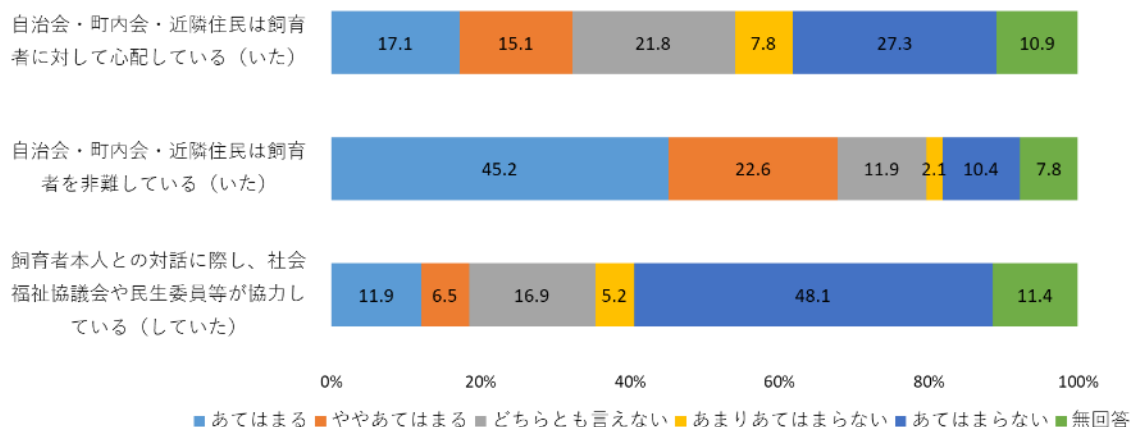
(6) 関与する民間団体の様子【Q2 (6)】

多頭飼育に関して、特に民間団体と接点の無い飼育者もいれば、民間団体と接点を有する飼育者もあり、関わり方は様々である。後者については、自治体・町内会・民生委員などが近隣の苦情者と調整を行う事例、動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員などが動物の譲渡や不妊去勢手術に関する支援をする事例、獣医師・動物病院がかかりつけ医として関わりを有する事例などがみられる。

1) 自治会・町内会等との関係

- 自治会・町内会等との関係に係る各項目に対して、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した割合について、「自治会・町内会・近隣住民は飼育者を非難している（いた）」（67.8%）が6割と高い一方で、「自治会・町内会・近隣住民は飼育者に対して心配している（いた）」（32.2%）は3割程度である。また、「飼育者本人との対話に際し、社会福祉協議会や民生委員等が協力している（していた）」（18.4%）も2割以下に留まる。

図 2-36 自治会・町内会等との関係（単一回答, n=385）

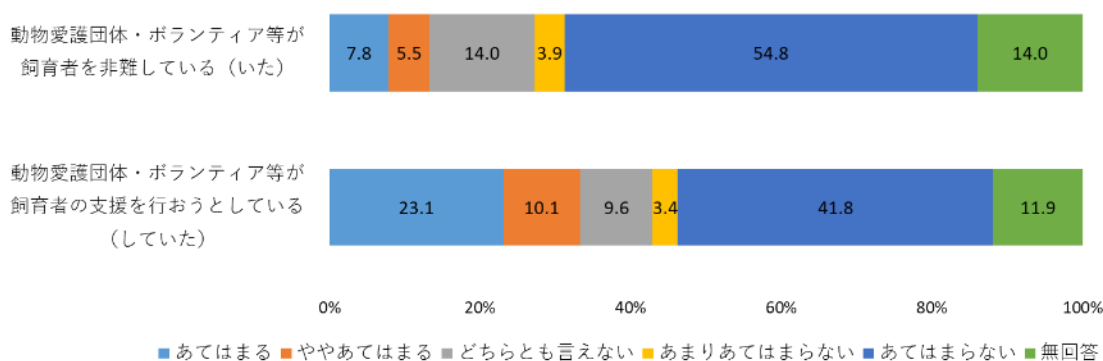


- 多頭飼育者は近隣住民とトラブルを抱え、孤立又は対立していることが多いが、必ずしも近隣と関係が断絶しているとは限らない。飼育者にも友人関係があったり、飼育者が子育て世代の場合、近隣住民がネグレクト状態にある同居者や動物を心配するケースもみられる。

2) 動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員等の関わり

- 動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員等の関わりに係る各項目に対して、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した割合について、「動物愛護団体・ボランティア等が飼育者の支援を行おうとしている（していた）」（33.2%）が3割を超え、「動物愛護団体・ボランティア等が飼育者を非難している（いた）」（13.2%）よりも高くなっている。

図 2-37 動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員等の関わり（単一回答, n=385）

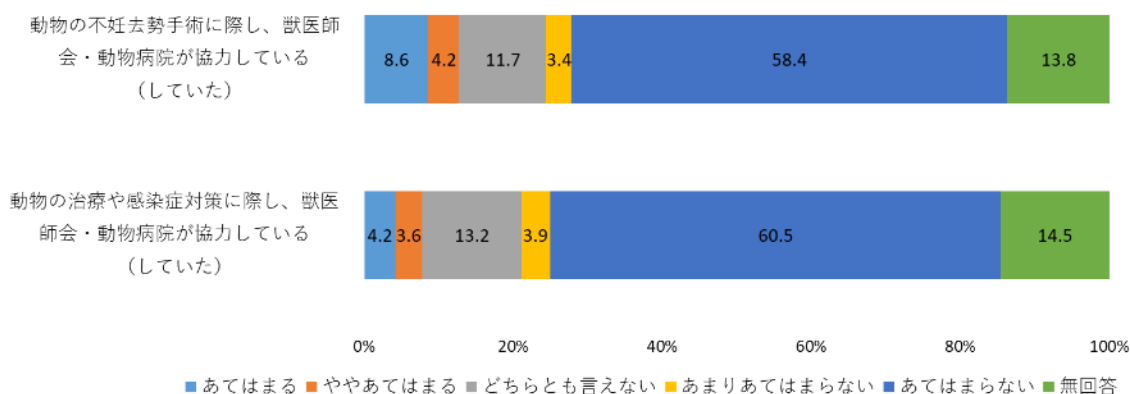


- 動物愛護団体は、飼育者への支援（不妊去勢手術の支援や譲渡等）において大きな役割を担っている。殺処分を恐れる飼育者が、行政による動物の引取りに応じないときに動物愛護団体が譲渡に関する支援を提案することで、飼育者の対応が軟化する事例も報告されている。一方で、飼育者と動物愛護団体との間で良好な関係を継続的に構築することができず、支援及び人間関係が途絶えるケースも散見される。

3) 獣医師会・動物病院による支援の状況

- 獣医師会・動物病院による支援の状況に係る各項目に対して、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した割合について、「動物の不妊去勢手術に際し、獣医師会・動物病院が協力している（していた）」（12.7%）及び「動物の治療や感染症対策に際し、獣医師会・動物病院が協力している（していた）」（7.8%）のいずれも1割前後に留まる。

図 2-38 獣医師会・動物病院による支援の状況（単一回答, n=385）



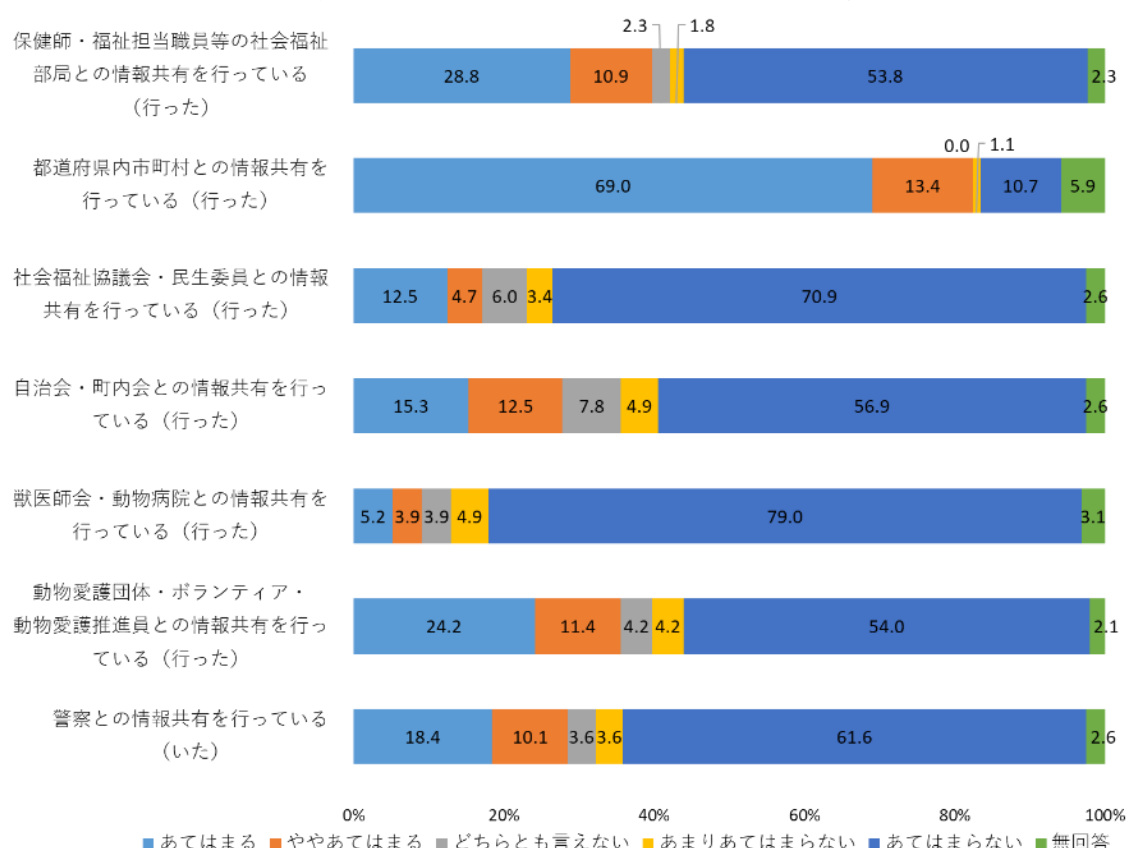
- ・ 動物病院による支援では、不妊去勢手術に関して支援が行われる事例が多い。飼育者は、経済的理由から不妊去勢手術が負担できない事例が多数報告されているが、開業獣医師が不妊去勢費用を低廉な価格で実施する事例、獣医師会の支援を得て狂犬病の登録・予防接種・不妊去勢手術を実施した事例などが多くみられる。
- ・ 不妊去勢手術の支援にあたっては、動物愛護団体が動物の捕獲や資金面での支援（助成制度等活用等）し、動物病院が手術を実施している。数は多くないが、飼育者の信頼する獣医師が動物の譲渡の支援をする事例も報告されている。

(7) 各事例に対する行政側の課題・対応・対応策【Q2（7）】

1) 各事例に対する行政側の課題・対応・対応策

- ・ 他の部署、他の機関との情報共有の状況に係る各項目について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合は、都道府県のケースで「都道府県内市町村との情報共有を行っている（行った）」（82.4%）が8割を超え最も高く、「保健師・福祉担当職員等の社会福祉部局との情報共有を行っている（行った）」（39.7%）、「動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員との情報共有を行っている（行った）」（35.6%）、「警察との情報共有を行っている（いた）」（28.6%）と続く。
- ・ 一方で、「獣医師会・動物病院との情報共有を行っている（行った）」について「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例は9.1%と1割未満であった。

図 2-39 他の部署、他の機関との情報共有の状況（単一回答, n=385*）



※：選択肢のうち、「都道府県内市町村との情報共有を行っている（行った）」については都道府県のみ回答（n=187）

- ・ 動物愛護管理部局が福祉部局（生活保護担当等）や社会福祉協議会などに、情報共有等や飼育者との調整をしてもらいたいと考えるような場面でも、飼育者への指導等の介入の重要性が理解されず、協力が得られない事例や、前例がなく担当ではないと協力を断られる事例が報告されている。
- ・ 福祉部局との連携状況は様々であるが、動物愛護管理部局が介入すると、飼育者との信頼関係が崩れる恐れがあることから指導に対して積極的な協力が得られないという報告や、福祉部局が多頭飼育の領域に介入することで本来の福祉にかかる業務に支障を来たため、情報共有を行いつつ各担当部門で業務を実施しているという報告があった。
- ・ 警察との連携は、主に指導及び同行に関する部分で行われており、面会を拒絶された事例では、飼育者の帰宅時刻等の情報を収集した上で、警察へ情報を提供し、警察の協力を得て警察官の訪問という形式で動物愛護管理部局の担当者が住宅内へ入ることができた事例が報告されている。動物愛護管理法違反で書類送検された事例も存在する。
- ・ 行政側の対応として、動物愛護団体から情報提供を依頼されることは多いが、個人情報保護の観点から警察及び行政機関以外には情報共有を行うことが容易ではない点が複数挙げられている。

2. クロス集計

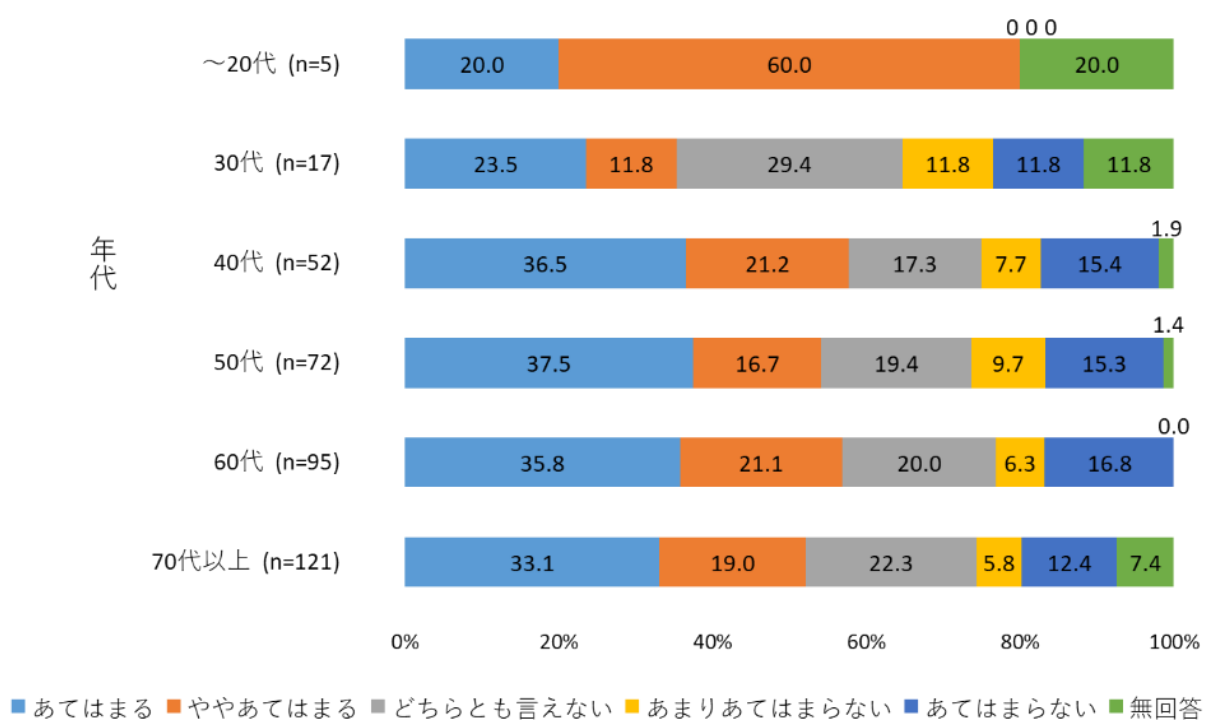
(1) 年代別にみる多頭飼育者の状況

1) 生活の状況

■ 経済的に困窮している（いた）

- 主たる飼育者の年代別にみる生活の状況（経済的に困窮している（いた））について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合は、主たる飼育者の年代が「～20代」（80.0%）、「30代」（35.3%）、「40代」（57.7%）、「50代」（54.2%）、「60代」（56.8%）、「70代」（52.1%）と、30代までの年代でばらつきがみられるものの、40代以降は過半数が経済的に困窮している。

図 2-40 経済的に困窮している（いた）（単一回答，n=362）

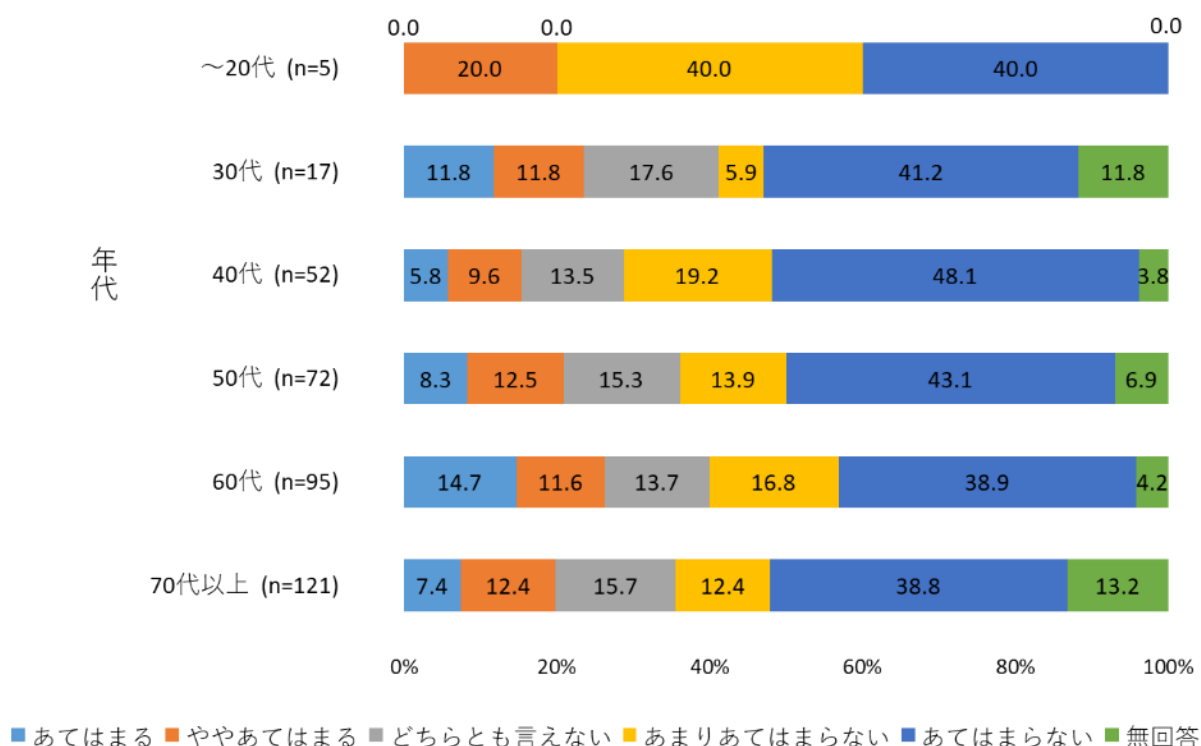


①認知症、精神疾患、知的障害等が疑われる症状

■ 被害妄想のような発言をしている（いた）

- 主たる飼育者の年代別にみる認知症、精神疾患、知的障害等が疑われる症状（被害妄想のような発言をしている（いた））について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合は、主たる飼育者の年代が「～20代」（20.0%）、「30代」（23.5%）、「40代」（15.4%）、「50代」（20.8%）、「60代」（26.3%）、「70代」（19.8%）と、年代を問わず、被害妄想のような発言がみられる事例が概ね15%から25%程度の幅で存在している。

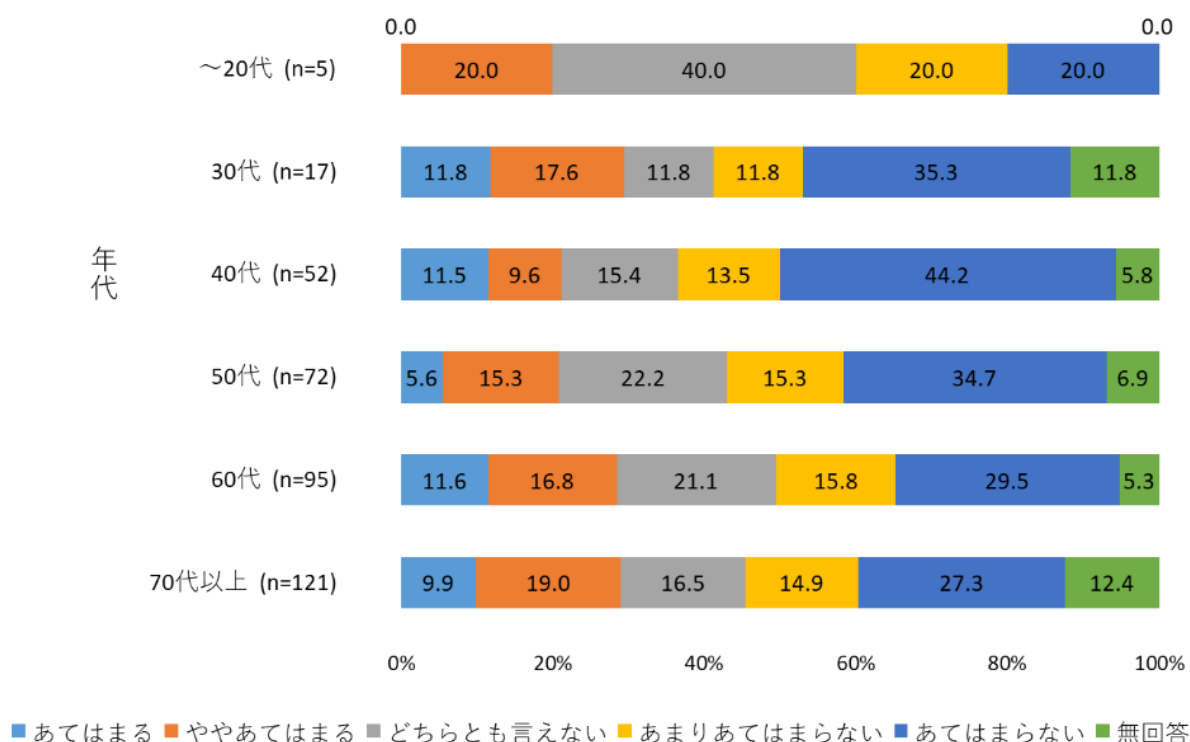
図 2-41 被害妄想のような発言をしている（いた）（単一回答，n=362）



■ 経緯の説明に一貫性がなく、二転三転している

- 主たる飼育者の年代別にみる認知症、精神疾患、知的障害等が疑われる症状（経緯の説明に一貫性がなく、二転三転している（いた））について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合は、主たる飼育者の年代が「～20代」（20.0%）、「30代」（29.4%）、「40代」（21.2%）、「50代」（20.8%）、「60代」（28.4 %）、「70代」（28.9%）と、年代を問わず、経緯の説明に一貫性がなく、二転三転している事例が概ね2割から3割程度存在している。

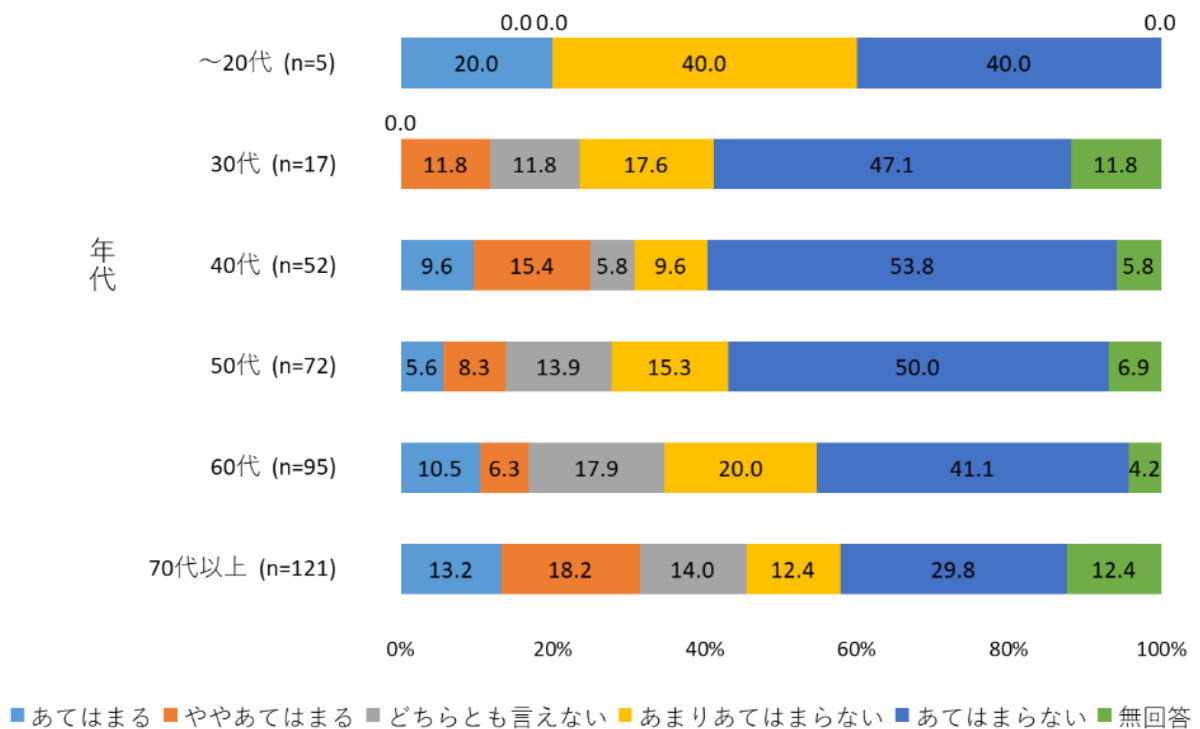
図 2-42 経緯の説明に一貫性がなく、二転三転している（単一回答, n=362）



■ 短時間のうちに同じ話を何度も繰り返している（いた）

- ・ 主たる飼育者の年代別にみる認知症、精神疾患、知的障害等が疑われる症状（短時間のうちに同じ話を何度も繰り返している（いた））について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合は、主たる飼育者の年代が「～20代」（20.0%）、「30代」（11.8%）、「40代」（25.0%）、「50代」（13.9%）、「60代」（16.8 %）、「70代」（31.4%）と、年代を問わず、飼育者が同じ話を繰り返す傾向がみられる事例が概ね1割から3割程度存在している。
- ・ また、若い年代ではばらつきが著しいが、50代以降は、割合が徐々に高くなっている。

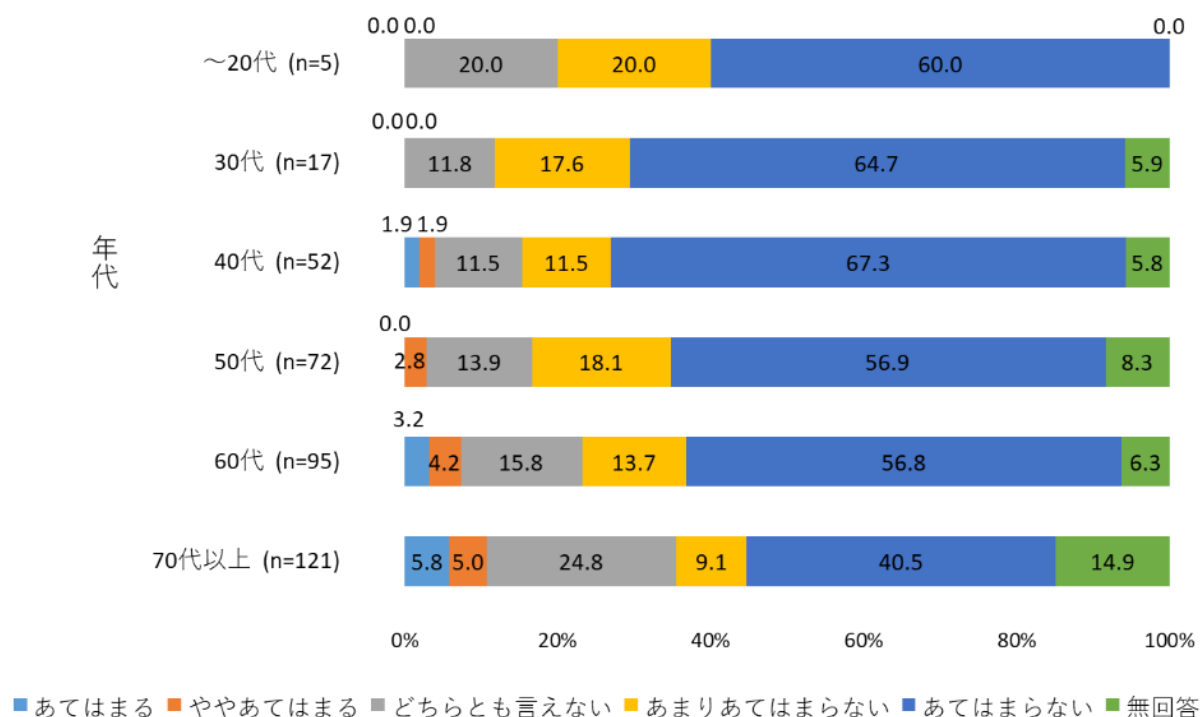
図 2-43 短時間のうちに同じ話を何度も繰り返している（いた）（単一回答，n=362）



■ 担当者個人の顔を覚えていないことがある（あった）

- 主たる飼育者の年代別にみる認知症、精神疾患、知的障害等が疑われる症状（担当者個人の顔を覚えていないことがある（あった））について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合は、主たる飼育者の年代が「～20代」（0.0%）、「30代」（0.0%）、「40代」（3.8%）、「50代」（2.8%）、「60代」（7.4 %）、「70代」（10.7%）と、若い年代の飼育者にはみられないが、40代からみられ、50代以降は年代が上がるにしたがって、飼育者が担当者の顔を覚えていない事例の割合が高くなっている。

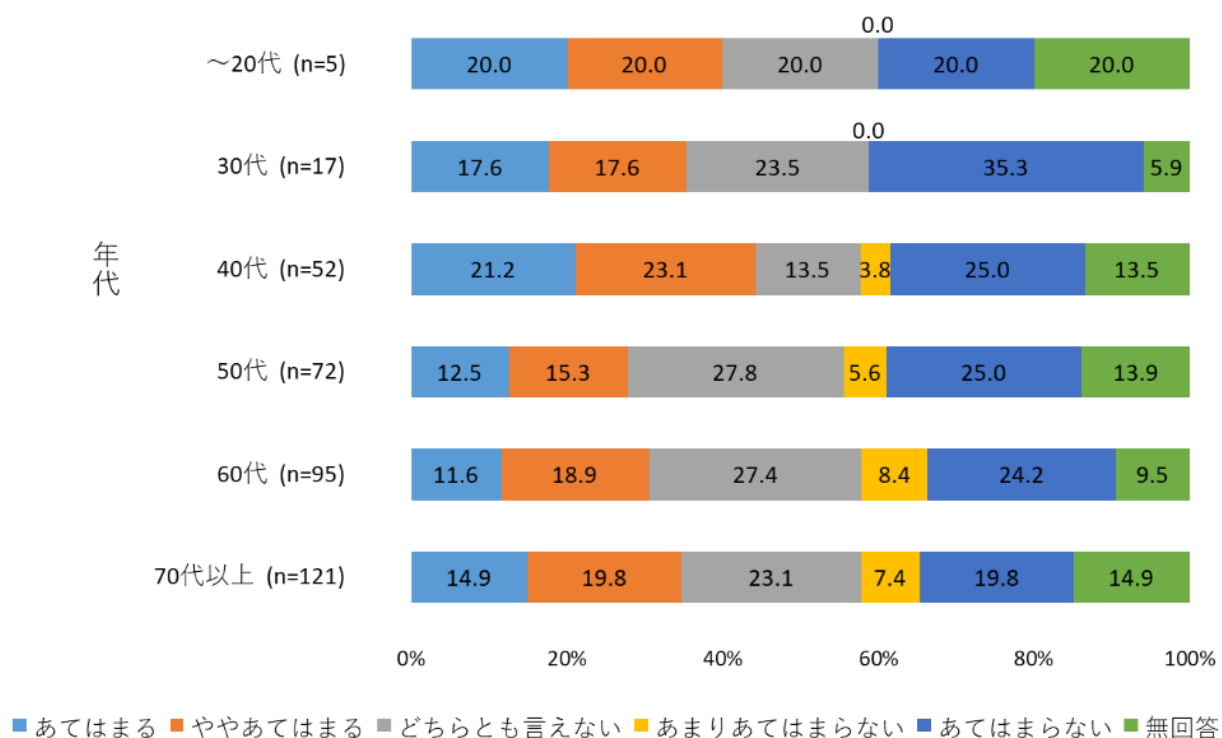
図 2-44 担当者個人の顔を覚えていないことがある（あった）（単一回答，n=362）



■ 先のことを予測したり、欲求をコントロールすることが難しい（難しかった）

- ・ 主たる飼育者の年代別にみる認知症、精神疾患、知的障害等が疑われる症状（先のことを予測したり、欲求をコントロールすることが難しい（難しかった））について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合は、主たる飼育者の年代が「～20代」（40.0%）、「30代」（35.3%）、「40代」（44.2%）、「50代」（27.8%）、「60代」（30.5%）、「70代」（34.7%）と、年代を問わず、飼育者が先のことを予測したり欲求をコントロールすることに問題を抱える事例の割合は、3割前後から4割前後と、いずれの世代にも存在する。

図 2-45 先のことを予測したり、欲求をコントロールすることが難しい（難しかった）
（単一回答，n=362）

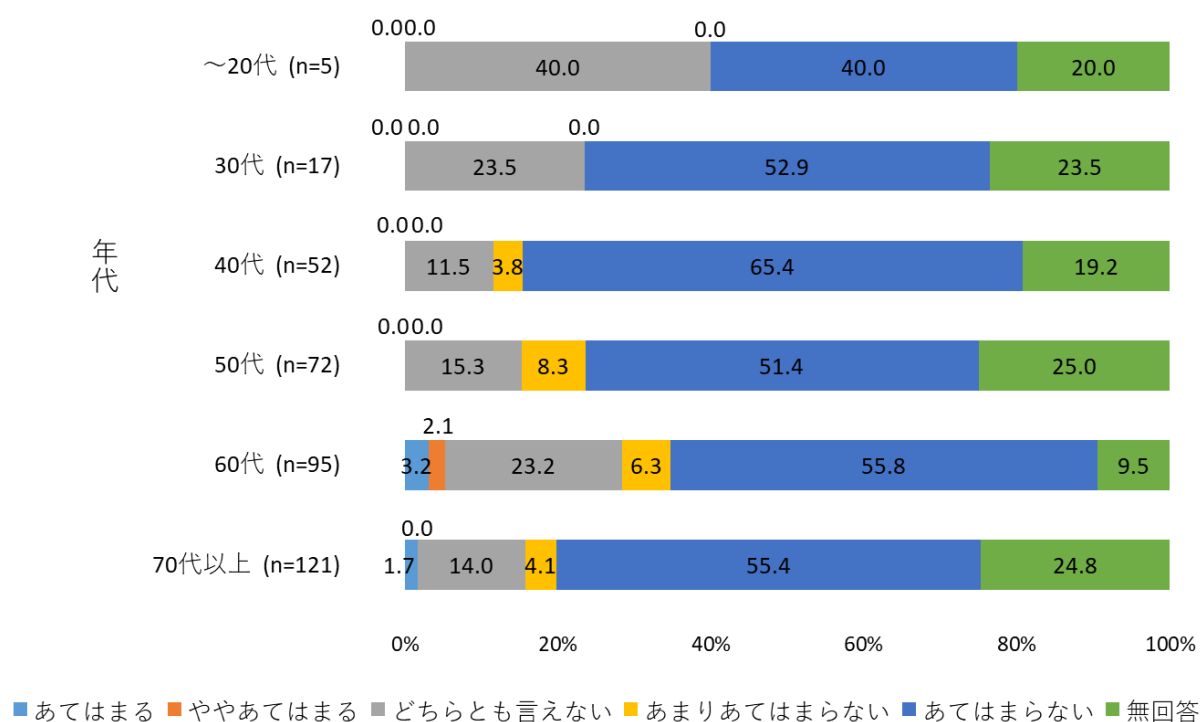


②生活の乱れ

■ アルコールに依存する様子がみられる（みられた）

- ・ 主たる飼育者の年代別にみる生活の乱れ（アルコールに依存する様子がみられる（みられた））について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、主たる飼育者が50代未満が0.0%であるのに対し、「60代」（5.3%）、「70代」（1.7%）と、アルコールに依存する飼育者ほぼ全て高齢世代であった。

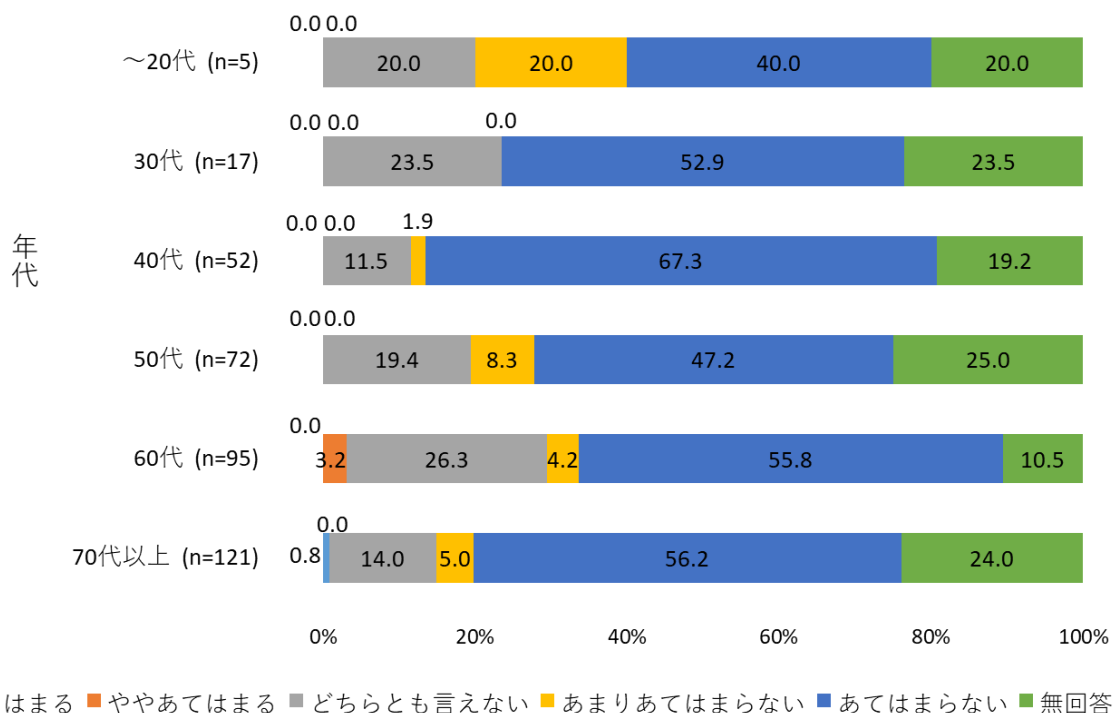
図 2-46 アルコールに依存する様子がみられる（みられた）（単一回答，n=362）



■ ギャンブルに依存する様子がみられる（みられた）

- 主たる飼育者の年代別にみる生活の乱れ（ギャンブルに依存する様子がみられる（みられた））について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、主たる飼育者が50代未満では0.0%であるのに対し、「60代」（3.2%）、「70代」（0.8%）と、ギャンブルに依存する飼育者ほぼ全て高齢世代であった。

図 2-47 ギャンブルに依存する様子がみられる（みられた）（単一回答，n=362）

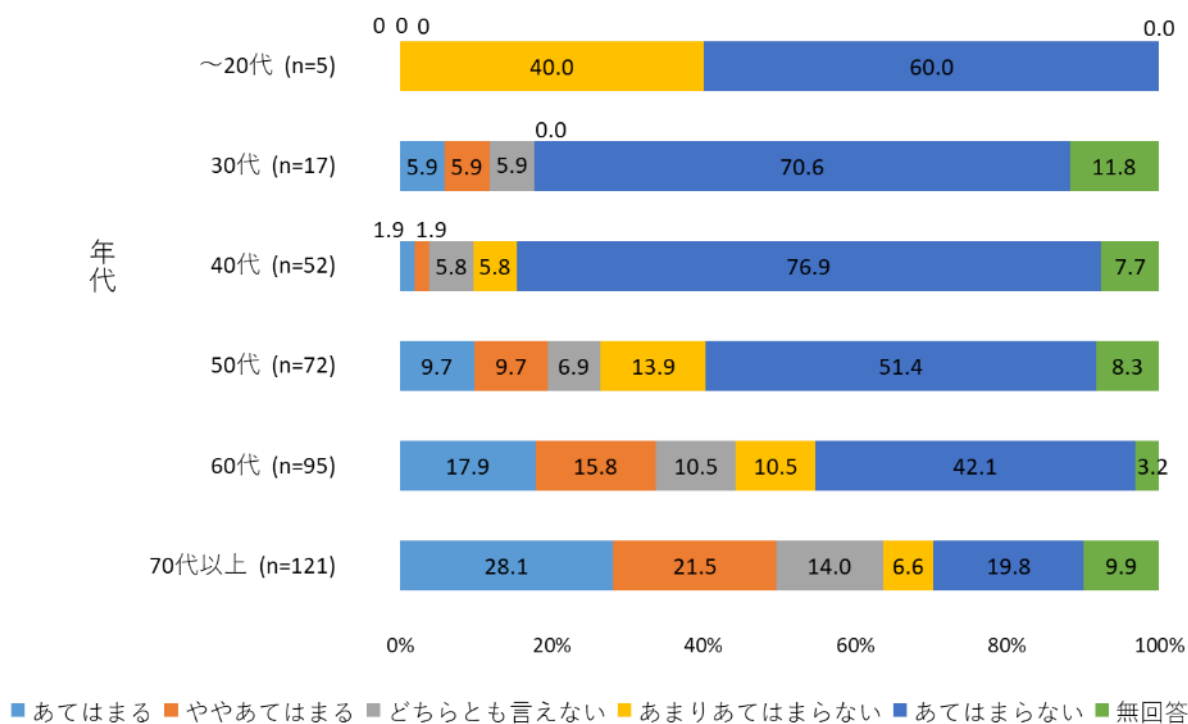


③健康状態

■ 身体的な病気や、筋力・歩行の弱さがみられる（みられた）

- ・ 主たる飼育者の年代別にみる健康状態（身体的な病気や、筋力・歩行の弱さがみられる（みられた））について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答した事例の割合は、主たる飼育者の年代が「～20代」（0.0%）、「30代」（11.8%）、「40代」（3.8%）、「50代」（19.4%）、「60代」（33.7%）、「70代以上」（49.6%）となっており、飼育者が高齢であるほど、身体的な病気や、筋力・歩行の弱さがみられるようになっている。

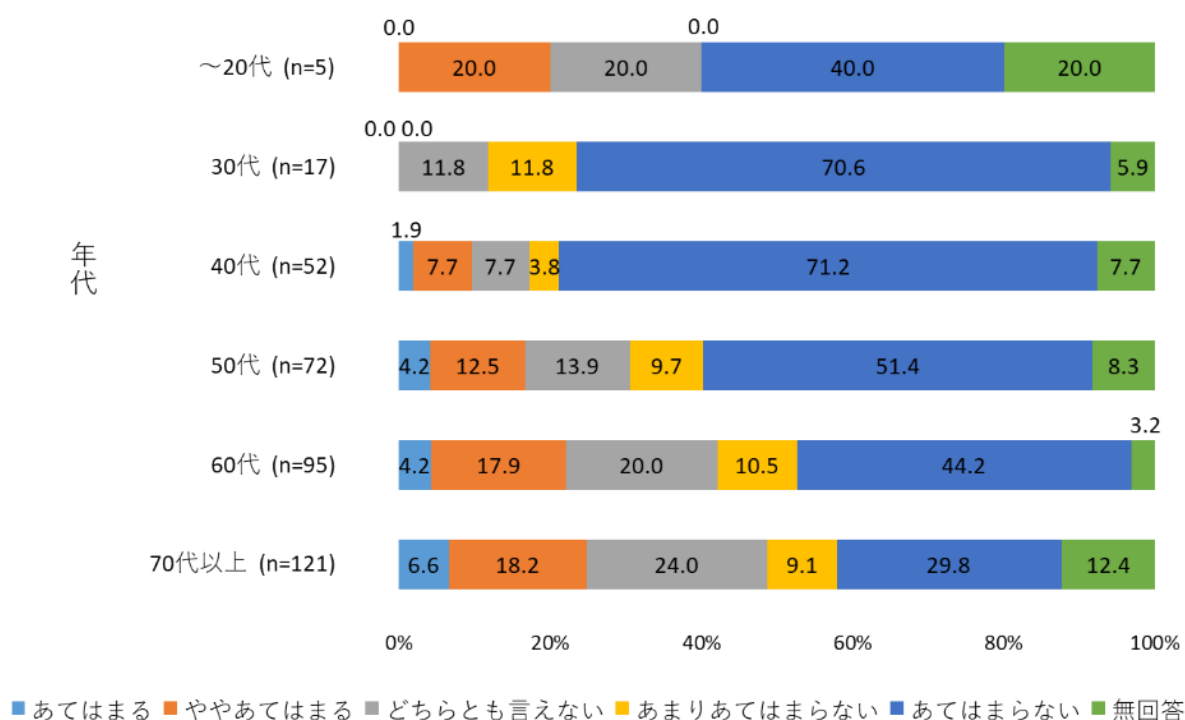
図 2-48 身体的な病気や、筋力・歩行の弱さがみられる（みられた）（単一回答，n=362）



■ 十分な食事を取っていない様子がみられる、もしくはやせが目立つ

- 主たる飼育者の年代別にみる健康状態（十分な食事を取っていない様子がみられる、もしくはやせが目立つ）について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、主たる飼育者が「～20代」（20.0%）及び「30代」（0.0%）と、「40代」（9.6%）、「50代」（16.7%）、「60代」（22.1%）、「70代以上」（24.8%）となっており、20代までの年代ではばらつきがみられるが、主たる飼育者の年代が高くなるのにしたがって、食事の摂取ややせの問題が目立つ割合が高くなっている。

図 2-49 十分な食事を取っていない様子がみられる、もしくはやせが目立つ
(単一回答, n=362)

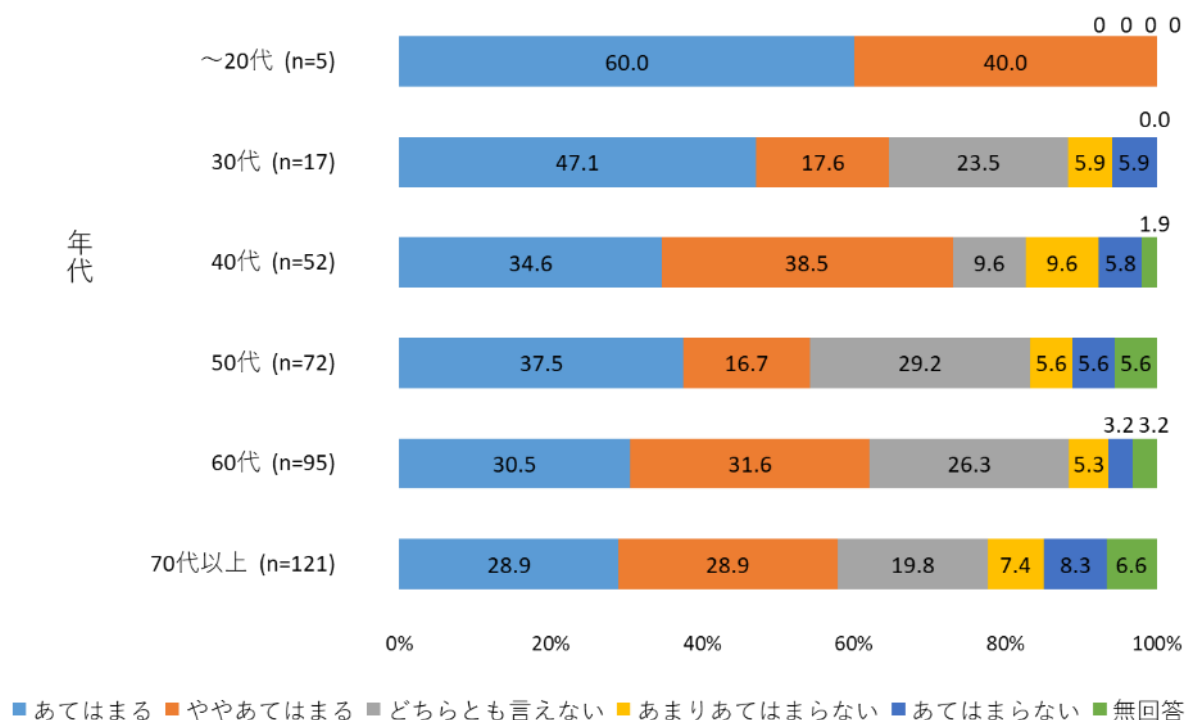


④動物とのかかわりにみられる特徴（ホーダー気質の有無等）

■ 動物への過度の愛着を持っている（いた）

- ・ 主たる飼育者の年代別にみるホーダー気質等の特徴（動物への過度の愛着を持っている（いた））について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合は、主たる飼育者が「～20代」（100.0%）、「30代」（64.7%）、「40代」（73.1%）、「50代」（54.2%）、「60代」（62.1%）、「70代」（57.9%）と、若い世代のほうが、過度の愛着を持つ人の割合がやや高くなる傾向がみられる。
- ・ なお、ホーダー気質について「あてはまる」の回答のみに限定すると、高齢世代よりも若い世代のほうが、動物への過度の愛着を持つ人の割合が顕著に高くなっている。

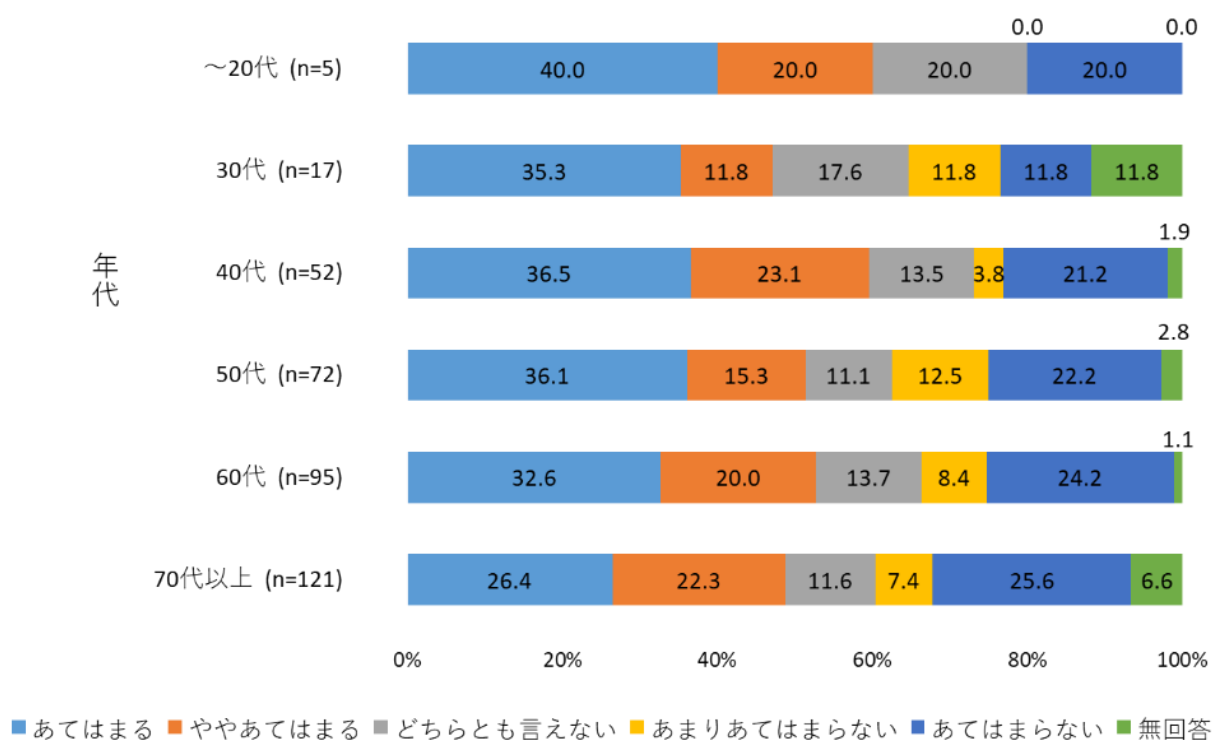
図 2-50 動物への過度の愛着を持っている（いた）（単一回答, n=362）



■ 動物の所有権を放棄しようとしな（しなかった）

- 主たる飼育者の年代別にみるホーダー気質等の特徴（動物の所有権を放棄しようとしな（しなかった））について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、主たる飼育者が「～20代」（60.0%）、「30代」（47.1%）、「40代」（59.6%）、「50代」（51.4%）、「60代」（52.6%）、「70代」（48.8%）と、30代で割合が低くなる等、一部の年代で例外はあるものの、高齢世代よりも若い世代のほうが、動物の所有権の放棄に応じない人の割合がやや高くなっている。
- なお、動物の所有権の放棄に応じないことについて「あてはまる」の回答のみに限定した場合、高齢世代よりも若い世代のほうが、応じない人の割合が顕著に高くなっている。

図 2-51 動物の所有権を放棄しようとしな（しなかった）（単一回答, n=362）



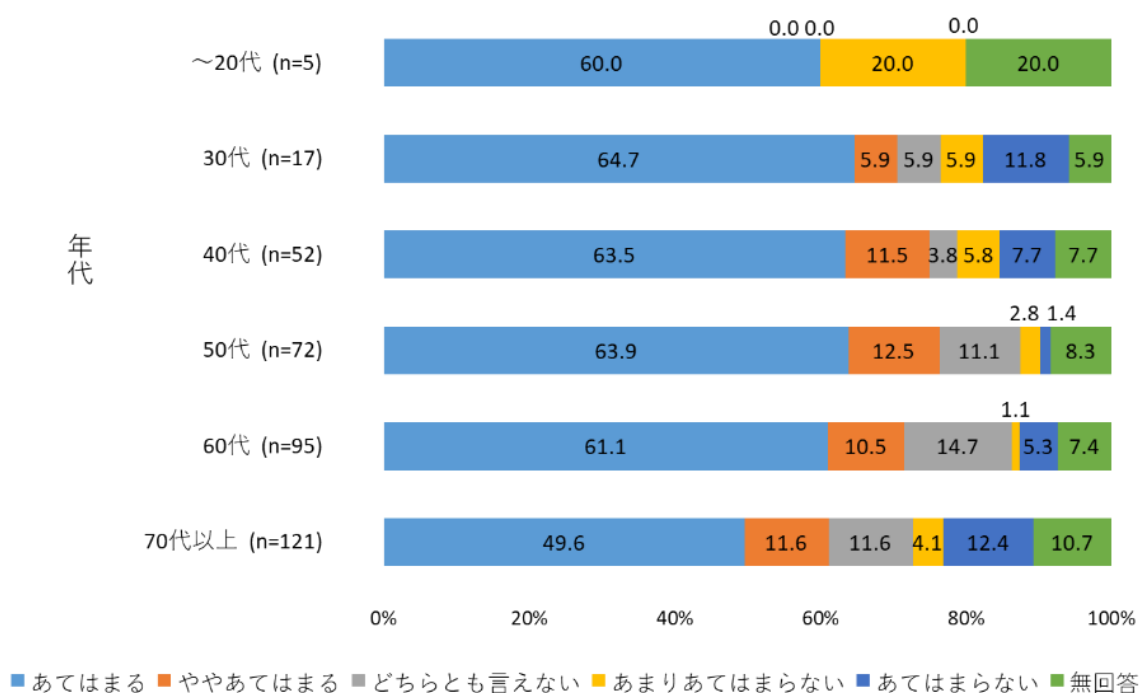
2) セルフ・ネグレクトについて

①住宅内の衛生状態

■ 室内で悪臭がする（した）

- 主たる飼育者の年代別にみた住宅内の衛生状態（室内で悪臭がする（した））について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合は、主たる飼育者が「～20代」（60%）、「30代」（70.6%）、「40代」（75.0%）、「50代」（76.4%）、「60代」（71.6%）、「70代」（61.2%）と、50代までは大きな違いはみられないが、60代から減少に転じている。

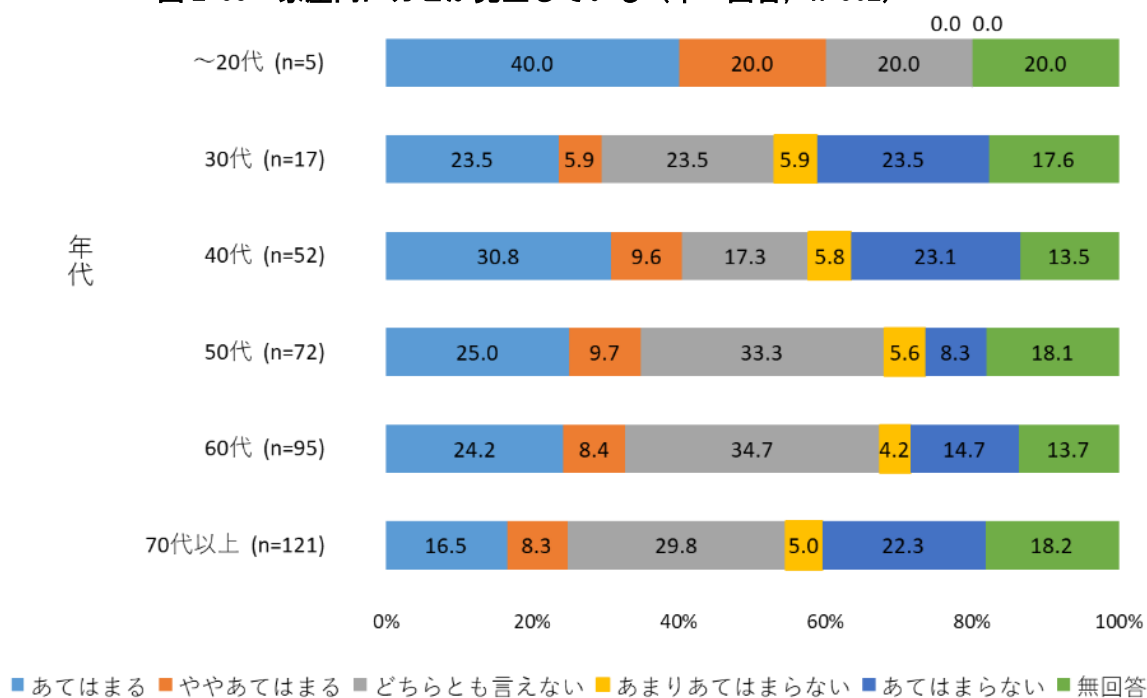
図 2-52 室内で悪臭がする（した）（単一回答, n=362）



■ 家屋内にカビが発生している

- 主たる飼育者の年代別にみる住宅内の衛生状態（家屋内にカビが発生している（いた））について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、主たる飼育者が「～20代」（60.0%）、「30代」（29.4%）、「40代」（40.4%）、「50代」（34.7%）、「60代」（32.6%）、「70代」（24.8%）と、30代までの年代でばらつきがみられるものの、40代以降、高齢世代になるほど居住する家屋内におけるカビの発生事例の割合が低くなる傾向がみられる。

図 2-53 家屋内にカビが発生している（単一回答，n=362）

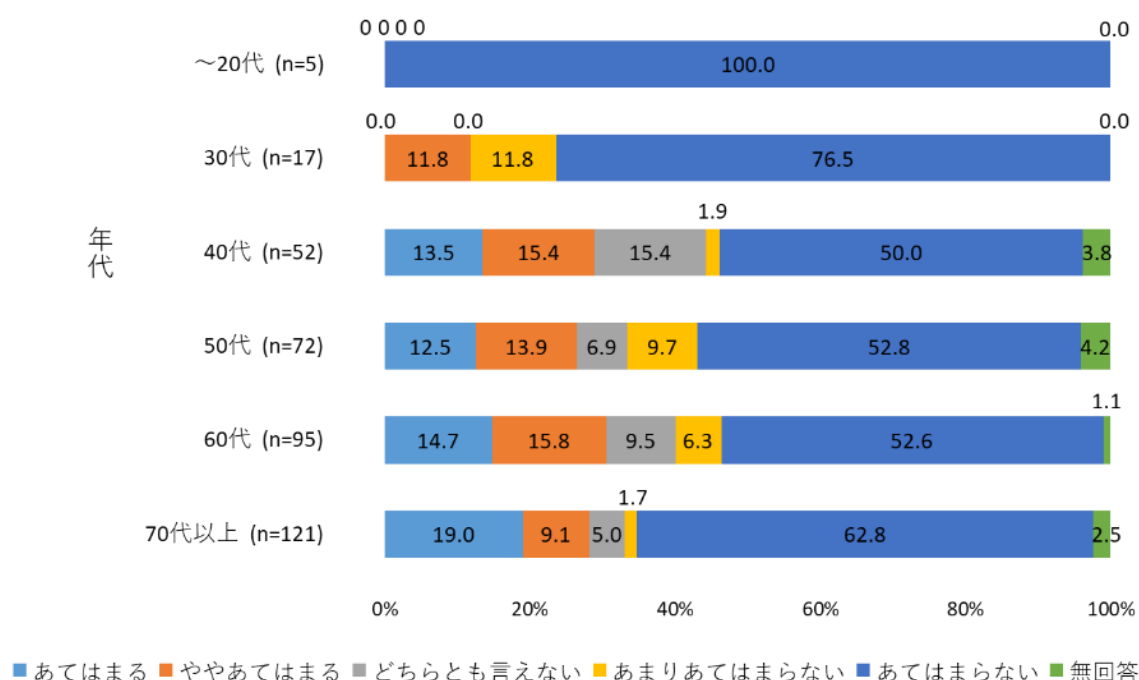


3) 他の部署、他の機関との情報共有の状況

■ 自治会・町内会との情報共有を行っている（行った）

- 主たる飼育者の年代別にみる他の部署、他の機関との情報共有の状況（自治会・町内会との情報共有を行っている（行った））について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、主たる飼育者が「～20代」（0.0%）、「30代」（11.8%）、「40代」（28.9%）、「50代」（26.4%）、「60代」（30.5%）、「70代」（28.1%）と、ばらつきの大きな30代未満を除き、40代以降から70代までで概ね3割前後となっている。
- 一方で、「あてはまる」に限定した場合、主たる飼育者が「～20代」（0.0%）、「30代」（0.0%）、「40代」（13.5%）、「50代」（12.5%）、「60代」（14.7%）、「70代」（19.0%）と、若い世代の事例の方が、自治体・町内会との情報共有が行われていない事例の割合が顕著に高くなっている。

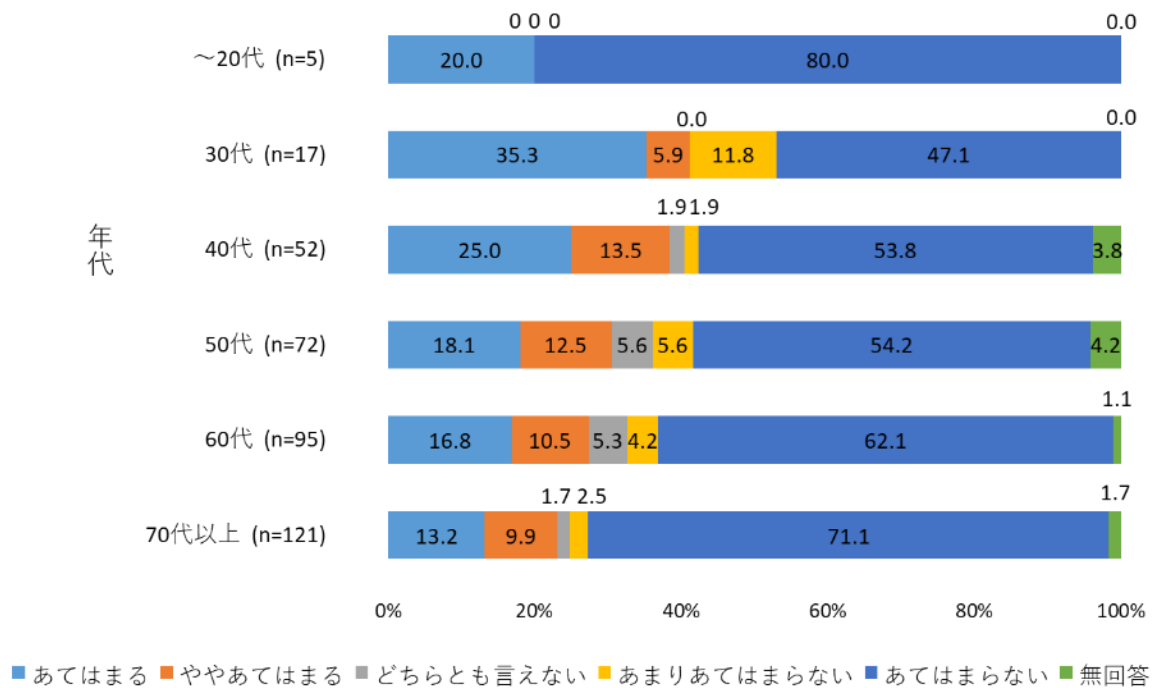
図 2-54 自治会・町内会との情報共有を行っている（行った）（単一回答，n=362）



■ 警察との情報共有を行っている（行った）

- 主たる飼育者の年代別にみる他の部署、他の機関との情報共有の状況（警察との情報共有を行っている（行った））について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、「～20代」（20.0%）、「30代」（41.2%）、「40代」（38.5%）、「50代」（30.6%）、「60代」（27.4%）、「70代」（23.1%）と、ばらつきの大きな20代までの若い世代を除いて、若い世代ほど、警察との情報共有が行われる事例の割合が高くなっている。

図 2-55 警察との情報共有を行っている（行った）（単一回答，n=362）



(2) 男女別にみる多頭飼育者の状況

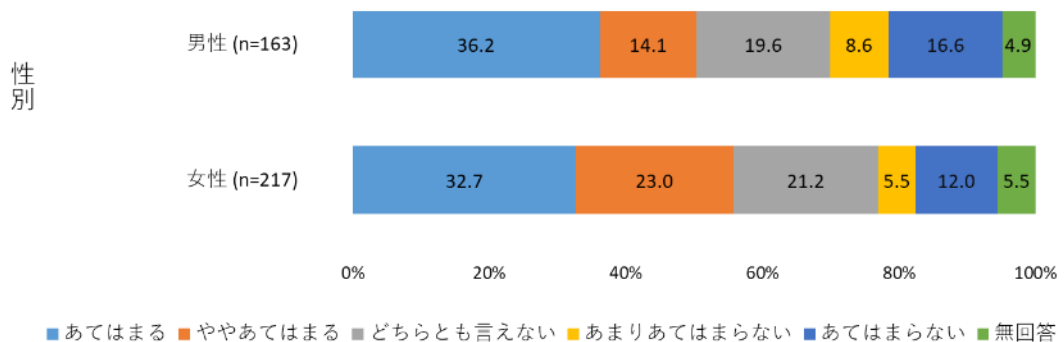
1) 生活の状況

①経済状況

■ 経済的に困窮している（いた）

- 主たる飼育者の男女別にみる生活の状況（経済的に困窮している（いた））について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合は、主たる飼育者が「男性」では50.3%、「女性」では55.8%と、いずれも半数が困窮しているが、飼育者が女性の方が困窮している人の割合がわずかに高い。

図 2-56 経済的に困窮している（いた）（単数回答，n=380）

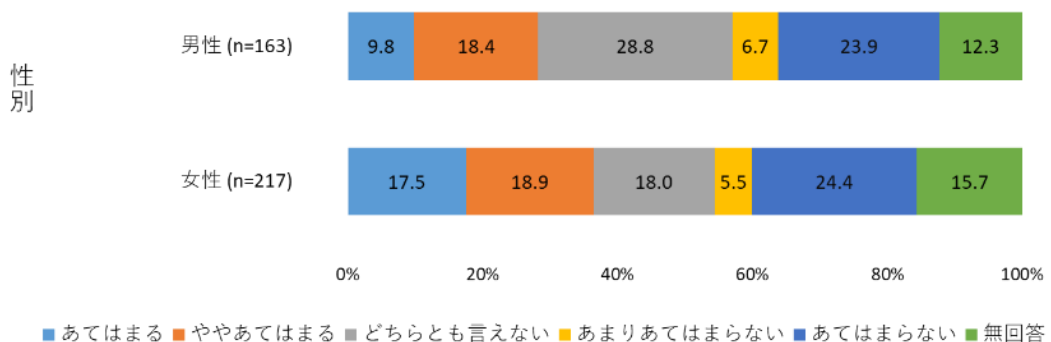


②認知症、精神疾患、知的障害等が疑われる症状

■ 先のことを予測したり、欲求をコントロールすることが難しい（難しかった）

- 主たる飼育者の男女別にみる認知症、精神疾患、知的障害等が疑われる症状（先のことを予測したり、欲求をコントロールすることが難しい（難しかった））について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、主たる飼育者が「男性」では28.2%、「女性」では36.4%と、飼育者が女性の方が先のことを予測したり、要求をコントロールすることが難しい人の割合が高い。

図 2-57 先のことを予測したり、欲求をコントロールすることが難しい（難しかった）（単一回答，n=380）

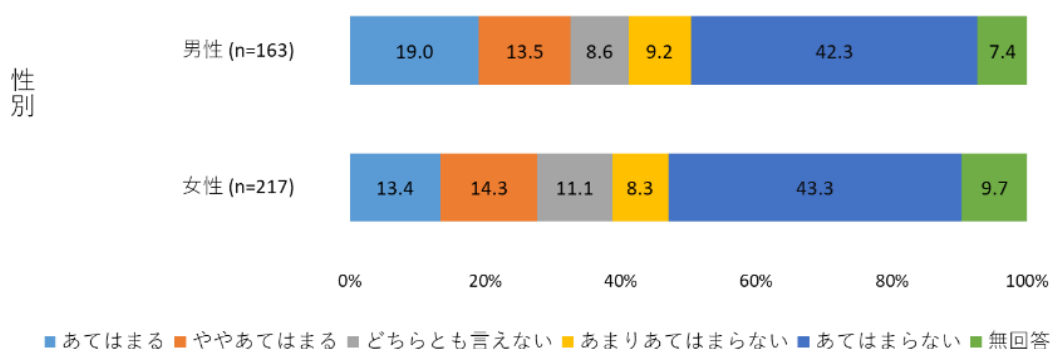


③健康状態

■ 身体的な病気や、筋力・歩行の弱さがみられる（みられた）

- 主たる飼育者の男女別にみる生活の状況（身体的な病気や、筋力・歩行の弱さがみられる（みられた））について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、主たる飼育者が「男性」では 32.5%、「女性」では 27.6%と、飼育者が男性の方が、身体的な病気や、筋力・歩行の弱さがみられる人の割合がわずかに高い。

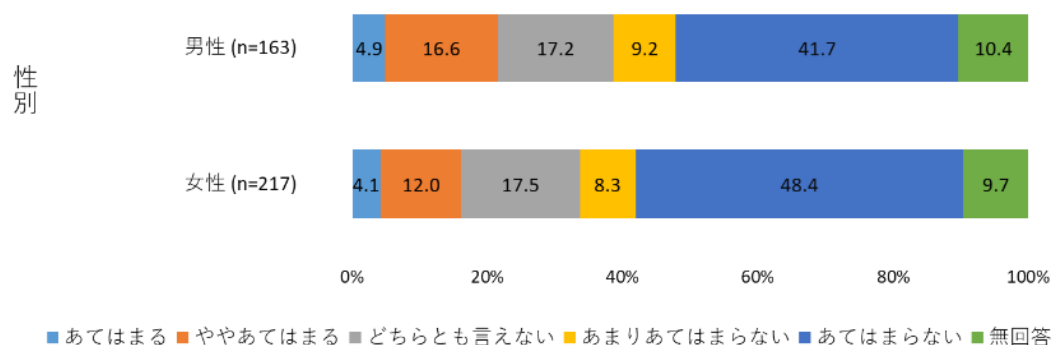
図 2-58 身体的な病気や、筋力・歩行の弱さがみられる（みられた）（単一回答，n=380）



■ 十分な食事を取っていない様子が見られる、もしくはやせが目立つ

- 主たる飼育者の男女別にみる生活の状況（十分な食事を取っていない様子が見られる、もしくはやせが目立つ）について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合は、主たる飼育者が「男性」では 21.5%、「女性」では 16.1%と、飼育者が男性の方が十分な食事を取れていなかったりやせが目立つ人の割合がわずかに高い。

図 2-59 十分な食事を取っていない様子が見られる、もしくはやせが目立つ。
（単一回答，n=380）

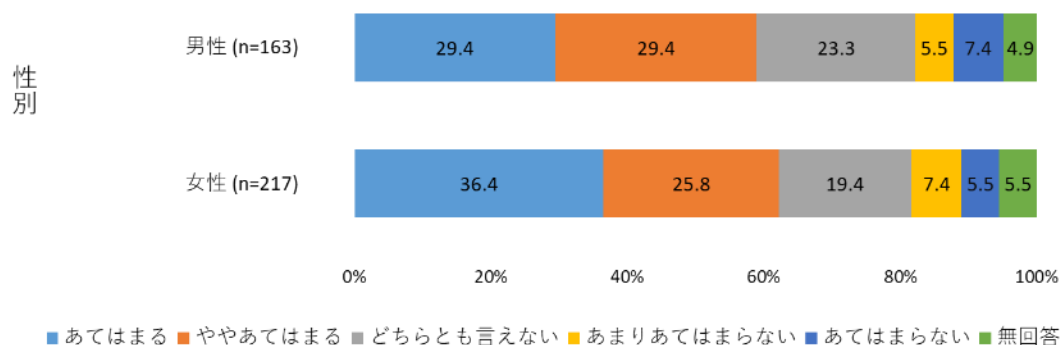


④動物とのかかわりに見られる特徴（ホーダー気質の有無等）

■ 動物への過度の愛着を持っている（いた）

- 主たる飼育者の男女別にみるホーダー気質等の特徴（動物への過度の愛着を持っている（いた））について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、主たる飼育者が「男性」では 58.9%、「女性」では 62.2%と、飼育者が女性の方が動物への過度の愛着を有する人の割合がわずかに高い。

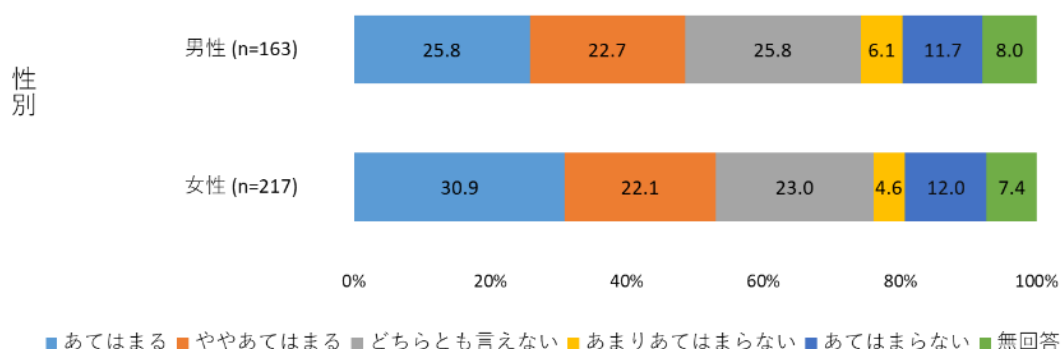
図 2-60 動物への過度の愛着を持っている（いた）（単一回答，n=380）



■ 殺処分を恐れている（いた）

- 主たる飼育者の男女別にみるホーダー気質等の特徴（殺処分を恐れている（いた））について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、主たる飼育者が「男性」では 48.5%、「女性」では 53.0%と、飼育者が女性の方が殺処分を恐れている人の割合がわずかに高い。

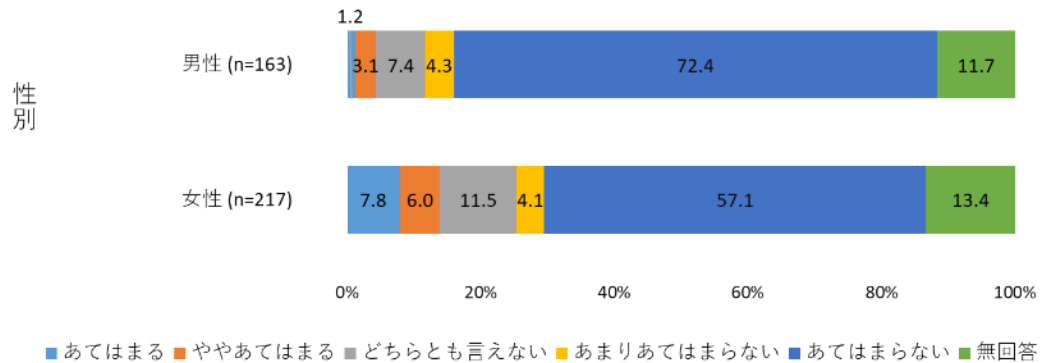
図 2-61 殺処分を恐れている（いた）（単一回答，n=380）



■ もともと保護活動や譲渡活動を行っている（いた）

- 主たる飼育者の男女別にみるホーダー気質等の特徴（もともと保護活動や譲渡活動を行っている（いた））について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、主たる飼育者が「男性」では 4.3%、「女性」では 13.8%と、飼育者が女性の方が譲渡活動を行っている人の割合が高い。

図 2-62 もともと保護活動や譲渡活動を行っている（いた）（単一回答, n=380）

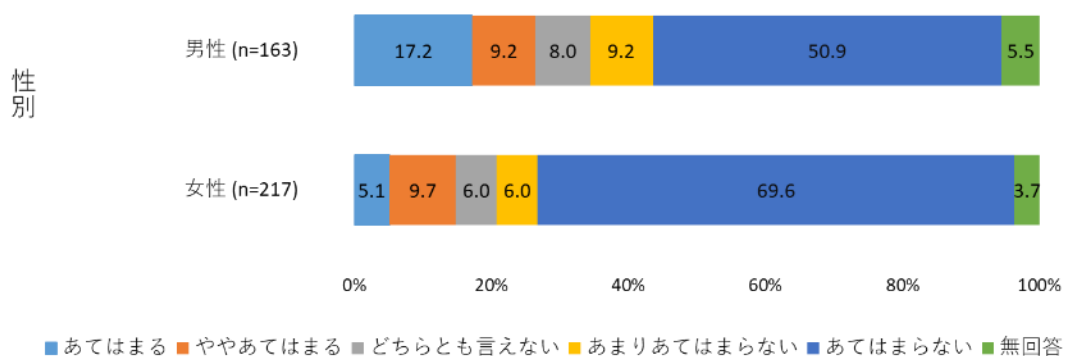


⑤暴力的な言動（コミュニケーション、社会性の有無）

■ 怒鳴られたり、非難・暴言を向けられたりすることがある（あった）

- 主たる飼育者の男女別にみる暴力的な言動（怒鳴られたり、非難・暴言を向けられたりすることがある（あった））について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合は、主たる飼育者が「男性」では 26.4%、「女性」では 14.7%と、飼育者が男性の方が非難・暴言を向ける人の割合が高い。

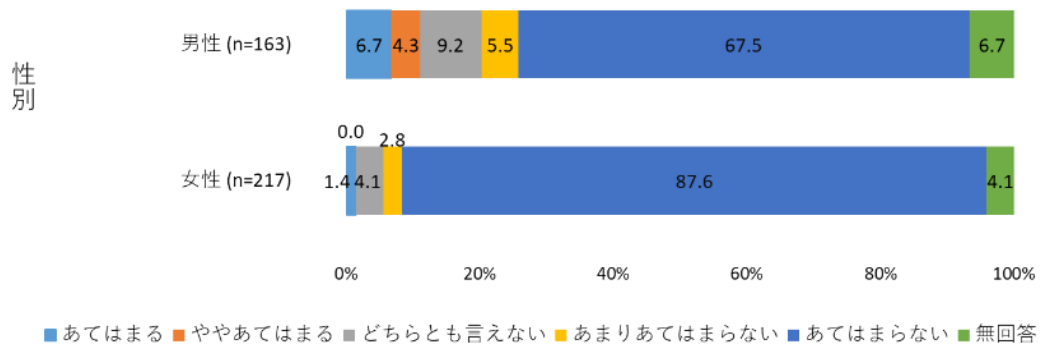
図 2-63 怒鳴られたり、非難・暴言を向けられたりすることがある（あった）（単一回答, n=380）



■ 暴力を振るわれる恐れを感じる（感じた）

- 主たる飼育者の男女別にみる暴力的な言動（暴力を振るわれる恐れを感じる（感じた））について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、主たる飼育者が「男性」では 11.0%、「女性」では 1.4%と、飼育者が男性である方が、行政担当者が暴力を振るわれる恐れを感じる割合が高くなっている。

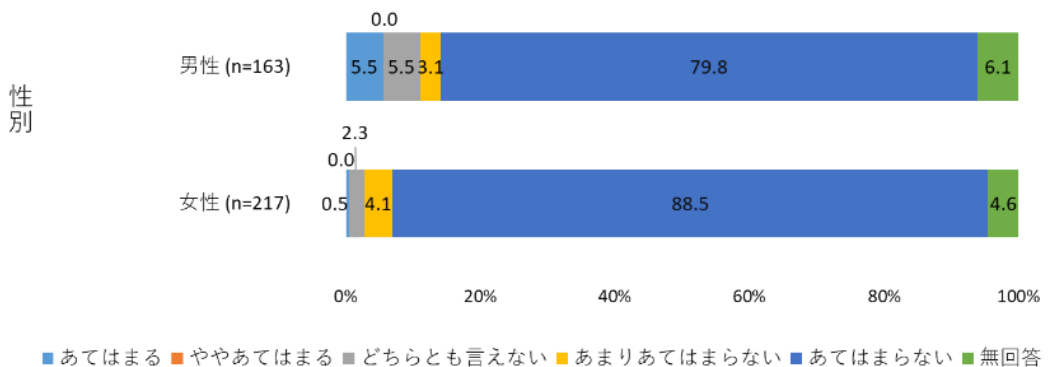
図 2-64 暴力を振るわれる恐れを感じる（感じた）（単一回答, n=380）



■ 担当者に暴力を振るう（振るわれた）

- 主たる飼育者の男女別にみる暴力的な言動（担当者に暴力を振るう（振るわれた））について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合は、主たる飼育者が「男性」では 5.5%、「女性」では 0.5%と、飼育者が男性である方が、行政の担当者に暴力を振るう割合が高くなっている。

図 2-65 担当者に暴力を振るう（振るわれた）（単一回答, n=380）



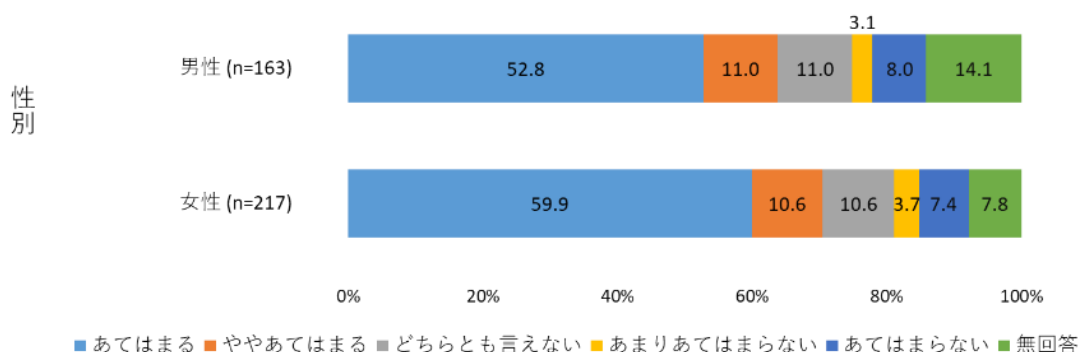
2) セルフ・ネグレクトについて

①住宅内の衛生状態

■ 室内で悪臭がする（した）

- 主たる飼育者の男女別にみる住宅内の衛生状態（室内で悪臭がする（した））について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、主たる飼育者が「男性」では 63.8%、「女性」では 70.5%と、飼育者の女性の割合が高くなっている。

図 2-66 室内で悪臭がする（した）（単数回答, n=380）

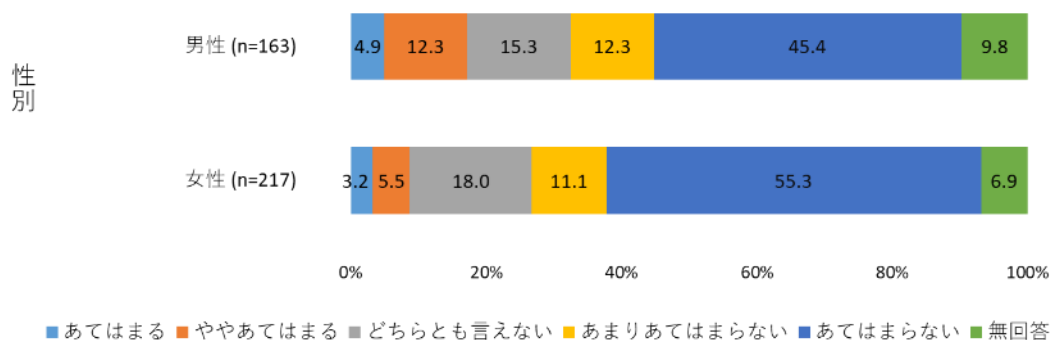


②飼育者自身の衛生状態

■ ボロボロの衣類を着用している（いた）

- 主たる飼育者の男女別にみる飼育者自身の衛生状態（ボロボロの衣類を着用している（いた））について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、主たる飼育者が「男性」では 17.2%、「女性」では 8.8%と、飼育者が男性の方が、ボロボロの衣類を着る割合が高くなっている。

図 2-67 ボロボロの衣類を着用している（いた）（単数回答, n=380）

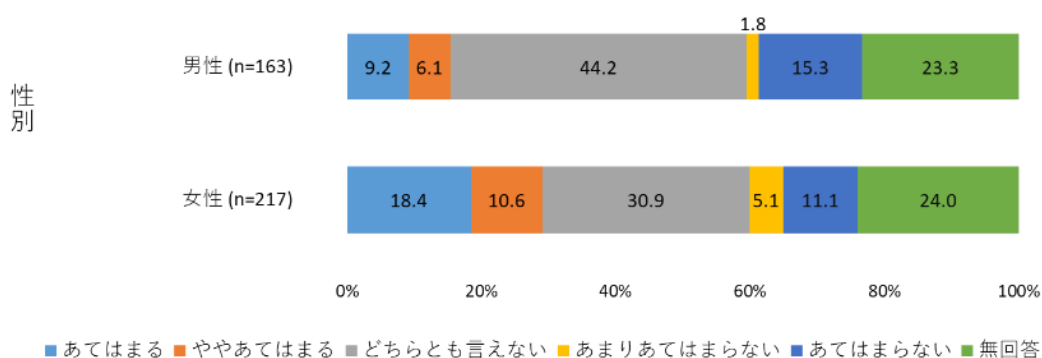


③金銭・財政管理能力の有無

■ 金銭の適切な使い方ができない（なかった）

- 主たる飼育者の男女別にみる金銭・財政管理能力の有無（金銭の適切な使い方ができない（なかった））について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、主たる飼育者が「男性」では 15.3%、「女性」では 29.0%と、飼育者が女性の方が、金銭の遣い方の管理に問題を抱える人の割合が高くなっている。

図 2-68 金銭の適切な使い方ができない（なかった）（単数回答, n=380）

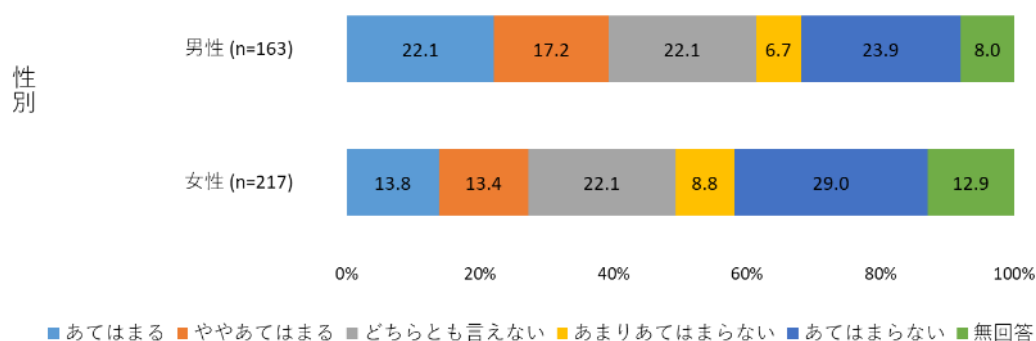


3) 関与する民間団体の様子

■ 自治会・町内会・近隣住民は飼育者に対して心配している（いた）

- 主たる飼育者の男女別にみる民間団体の関与（自治会・町内会・近隣住民は飼育者に対して心配している（いた））について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、主たる飼育者が「男性」では 39.3%、「女性」では 27.2%と、飼育者が男性の事例のほうが、自治会・町内会・近隣住民が心配している事例の割合が高い。

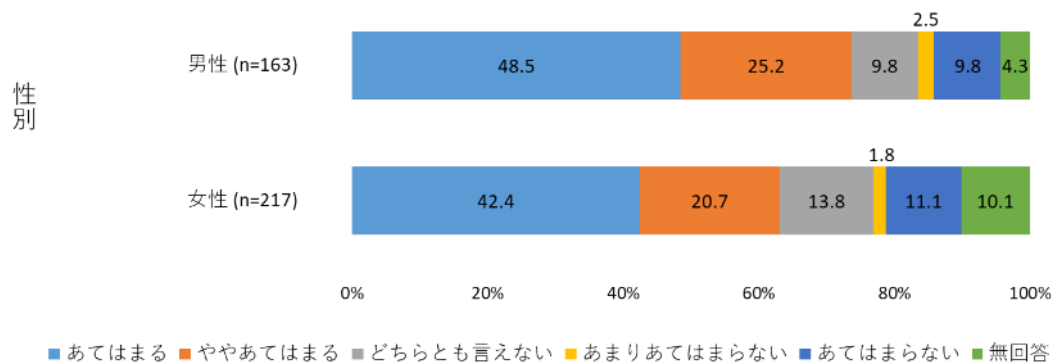
図 2-69 自治会・町内会・近隣住民は飼育者に対して心配している（いた）（単一回答, n=380）



■ 自治会・町内会・近隣住民は飼育者を非難している（いた）

- 主たる飼育者の男女別にみる民間団体の関与（自治会・町内会・近隣住民は飼育者を非難している（いた））について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、主たる飼育者が「男性」では73.6%、「女性」では63.1%と、飼育者が男性である方が、自治会・町内会・近隣住民が非難している割合が高い。

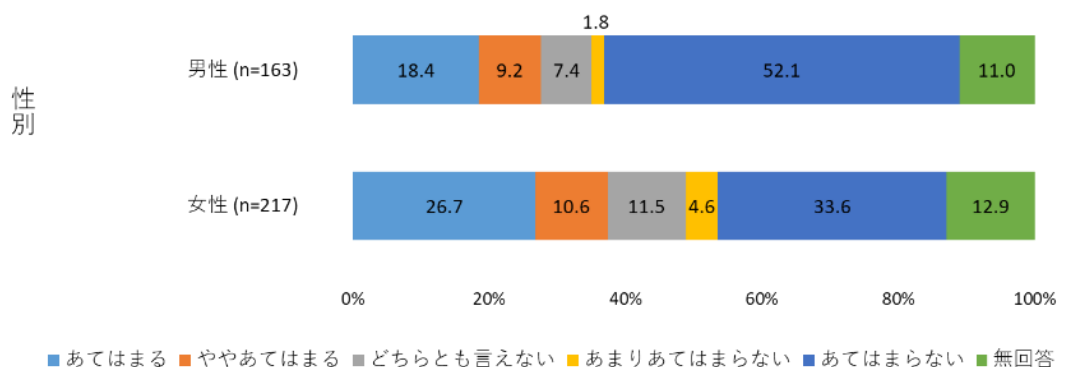
図 2-70 自治会・町内会・近隣住民は飼育者を非難している（いた）
（単一回答，n=380）



■ 動物愛護団体・ボランティア等が飼育者の支援を行おうとしている（していた）

- 主たる飼育者の男女別にみる民間団体の関与（動物愛護団体・ボランティア等が飼育者の支援を行おうとしている（していた））について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、主たる飼育者が「男性」では27.6%、「女性」では37.3%と、飼育者が女性の事例のほうが、動物愛護団体・ボランティア等が飼育者の支援をしようとしている割合が高い。

図 2-71 動物愛護団体・ボランティア等が飼育者の支援を行おうとしている（していた）単一回答，
n=380)

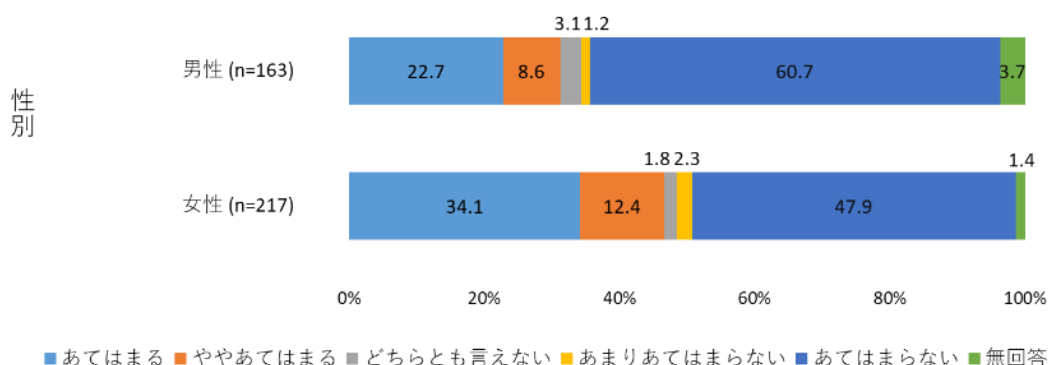


4) 各事例に対する行政側の課題・対応・対応策

■ 保健師・福祉担当職員等の社会福祉部局との情報共有

- 主たる飼育者の男女別にみる各事例に対する行政側の課題・対応・対応策（保健師・福祉担当職員等の社会福祉部局との情報共有を行っている（行った））について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、主たる飼育者が「男性」では 31.3%、「女性」では 46.5%と、飼育者が女性の事例である方が、社会福祉部局との情報共有がなされる割合が高くなっている。

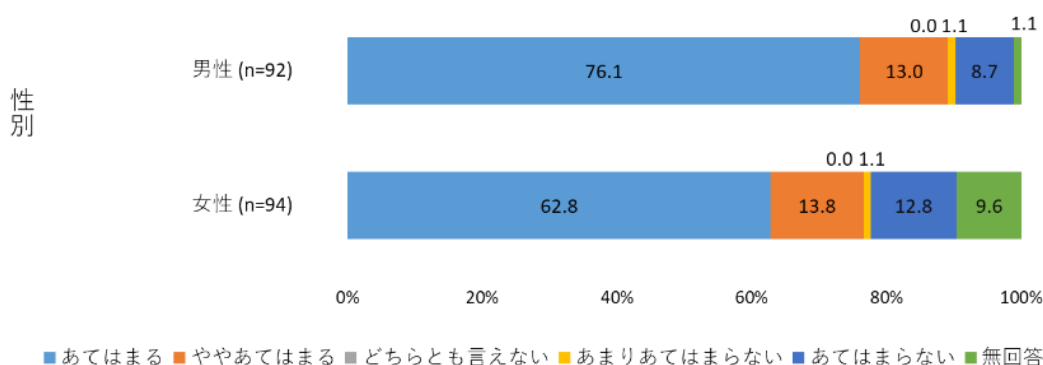
図 2-72 保健師・福祉担当職員等の社会福祉部局との情報共有を行っている（行った）
（単数回答，n=380）



■ 都道府県内市町村との情報共有

- 主たる飼育者の男女別にみる各事例に対する行政側の課題・対応・対応策（都道府県内市町村との情報共有を行っている（行った））について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、主たる飼育者が「男性」では 89.1%、「女性」では 76.6%と、飼育者が男性の事例である方が、都道府県内市町村との情報共有がなされる割合が高くなっている。

図 2-73 都道府県内市町村との情報共有を行っている（行った）（単数回答，n=186*）

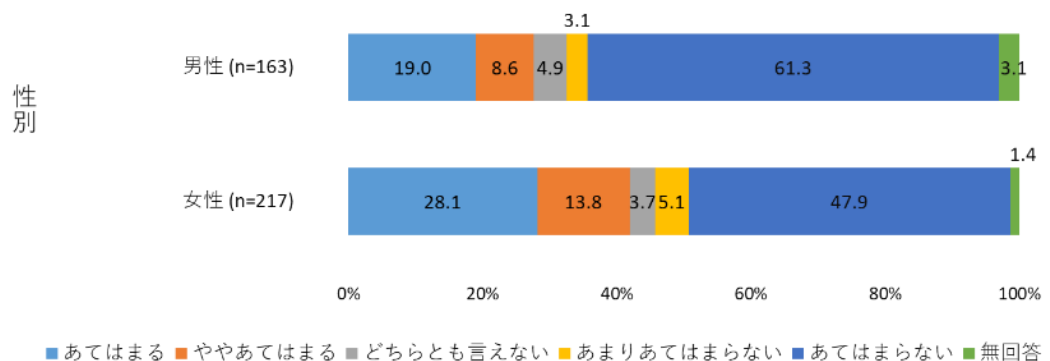


※：選択肢については都道府県のみ回答。

■ 動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員との情報共有

- 主たる飼育者の男女別にみる行政側の課題・対応・対応策（動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員との情報共有を行っている（行った））について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、主たる飼育者が「男性」では 27.6%、「女性」では 41.9%と、飼育者が女性の事例である方が、動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員との情報共有がなされる割合が高くなっている。

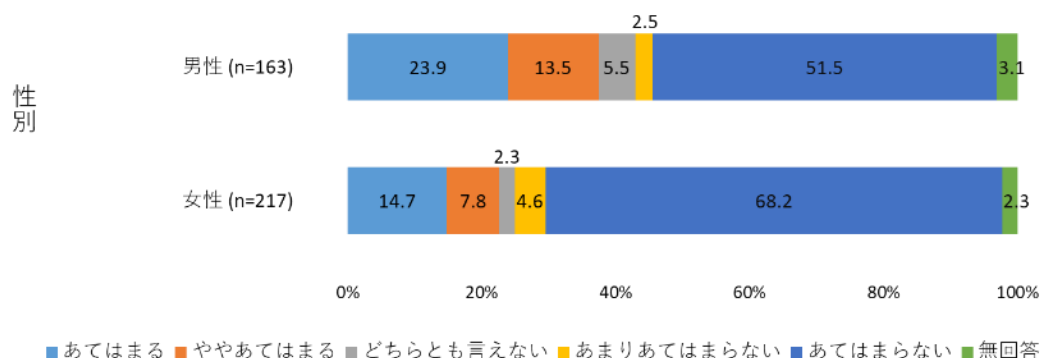
図 2-74 動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員との情報共有を行っている（行った）
（単数回答，n=380）



■ 警察との情報共有

- 主たる飼育者の男女別にみる行政側の課題・対応・対応策（警察との情報共有を行っている（行った））について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、主たる飼育者が「男性」では 37.4%、「女性」では 22.6%と、飼育者が男性の事例である方が、警察と情報共有がなされる割合が高くなっている。

図 2-75 警察との情報共有を行っている（いた）（単数回答，n=380）

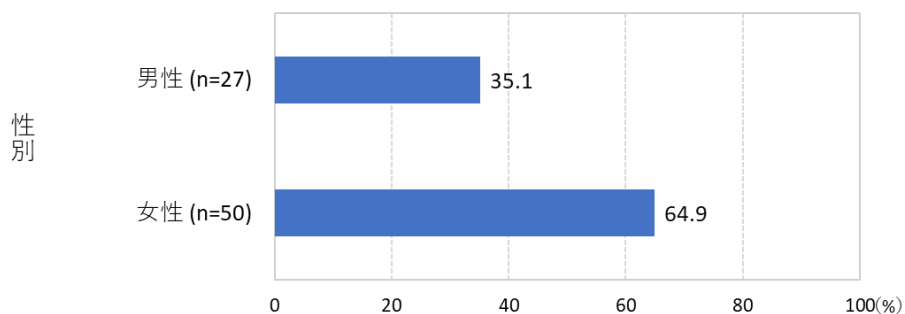


5) 事業終結の経緯

■ 飼育者の納得と行動変化

- ・ 事案が終結した事案を対象に、男女別の事業終結の経緯の要因のうち、「飼育者の納得と行動変化」という項目について集計を行った。飼育者の納得と行動変化を要因として挙げた回答の割合は、主たる飼育者が「男性」では 35.1%、「女性」では 64.9%と、飼育者の女性の割合が高くなっている。

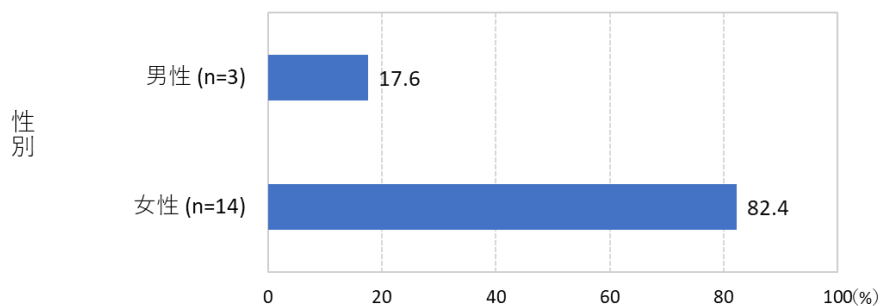
図 2-76 事業終結の経緯：飼育者の納得と行動変化（複数回答，n=77）



■ 飼育者の管轄地域外への転居

- ・ 事案が終結した事案を対象に、男女別の事業終結の経緯の要因のうち、「飼育者の管轄地域外への転居」という項目について集計を行った。飼育者が管轄地域外へ転居したことを要因として挙げた回答の割合は、「男性」では 17.6%、「女性」では 82.4%と、飼育者の女性の割合が高くなっている。

図 2-77 事業終結の経緯：飼育者の管轄地域外への転居（複数回答，n=17）



(3) 同居者の有無別にみる多頭飼育者の状況

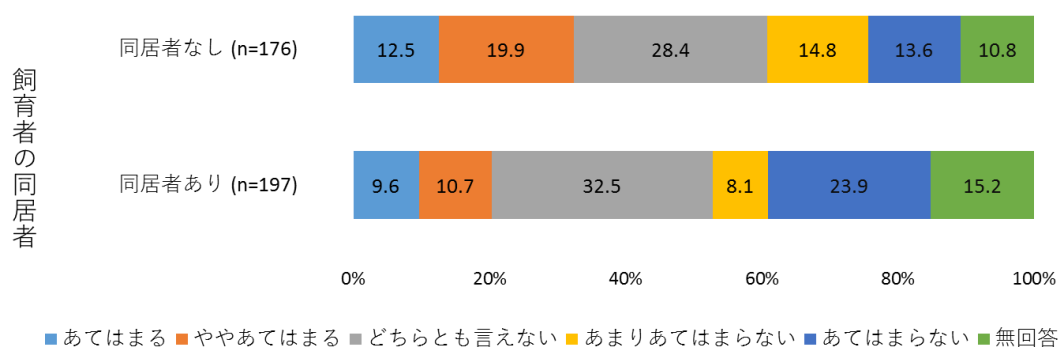
1) セルフ・ネグレクトについて

①他人との関わりを拒否する（した）

■ 他人との関わりを拒否する（した）

- 主たる飼育者の同居者の有無別にみる他人との関わりに対する拒否の状況について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、「同居者なし」では 32.4%、「同居者あり」では 20.3%と、同居者の居ない事例のほうが他人とのかかわりを拒否する割合が高くなっている。

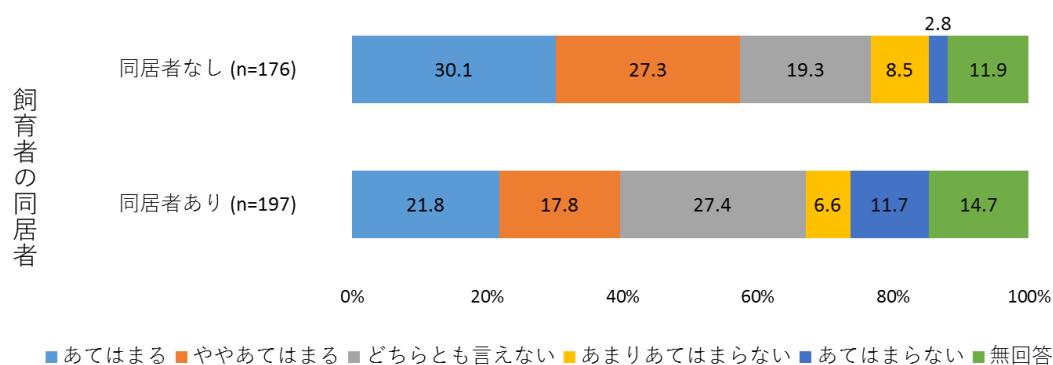
図 2-78 他人との関わりを拒否する（した）（単数回答，n=373）



■ 近隣住民との関わりがない（なかった）

- 主たる飼育者の同居者の有無別にみる近隣住民との関わりについて、他人とのかかわりが乏しいことに、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、「同居者なし」では 57.4%、「同居者あり」では 39.6%と、同居者の居ない事例のほうが近隣住民との関わりが乏しくなる傾向がみられる。

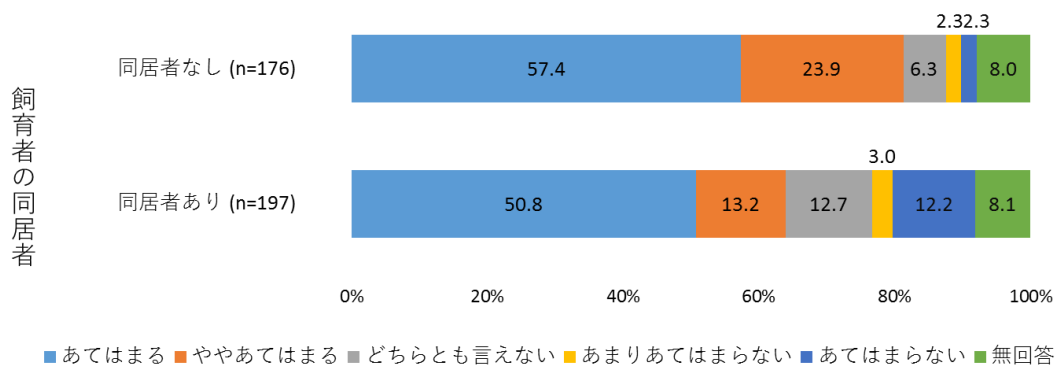
図 2-79 近隣住民との関わりがない（なかった）（単数回答，n=373）



■ 近隣住民との間でトラブル・苦情が発生している（いた）

- ・ 主たる飼育者の同居者の有無別にみる近隣住民とのトラブルの状況について、近隣住民とのトラブル・苦情の発生に関して「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、「同居者なし」では81.3%、「同居者あり」では64.0%と、同居者の居ない事例のほうが近隣住民との間でトラブルが生じている割合が高くなっている。

図 2-80 近隣住民との間でトラブル・苦情が発生している（いた）（単数回答, n=373）

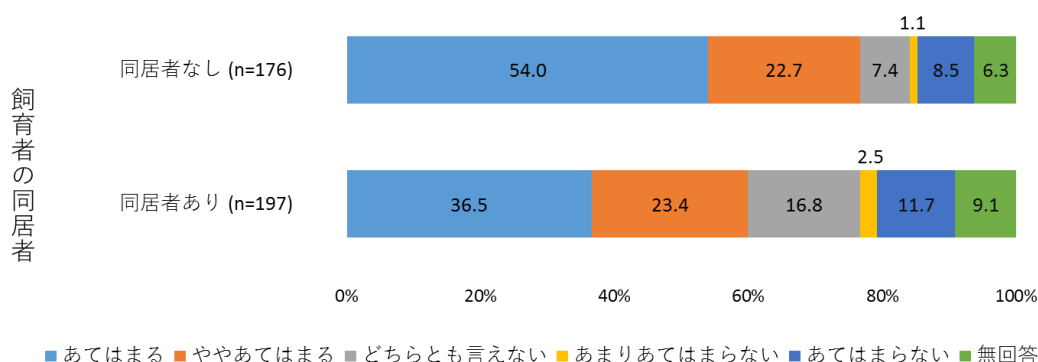


2) 関与する民間団体の様子

■ 自治会・町内会・近隣住民は飼育者を非難している（いた）

- 主たる飼育者の同居者の有無別にみる自治会・町内会・近隣住民との関係について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、「同居者なし」では 76.7%、「同居者あり」では 59.9%と、同居者の居ない事例のほうが、自治会・町内会・近隣住民との関係が悪化する割合が高くなっている。

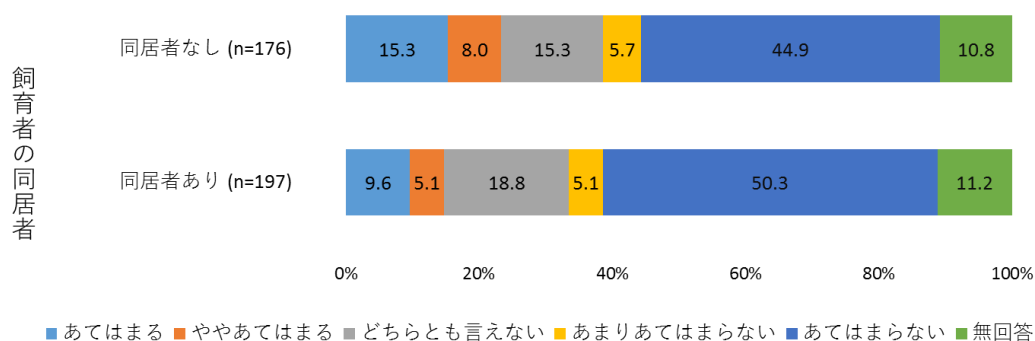
図 2-81 関与する民間団体の様子：自治会・町内会・近隣住民は飼育者を非難している（いた）
（単数回答，n=373）



■ 飼育者本人との対話に際し、社会福祉協議会や民生委員等が協力している（していた）

- 主たる飼育者の同居者の有無別にみる社会福祉協議会や民生委員等との関係について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、「同居者なし」では 23.3%、「同居者あり」では 14.7%と、同居者の居ない事例のほうが、社会福祉協議会や民生委員等が協力する割合が高くなっている。

図 2-82 関与する民間団体の様子：飼育者本人との対話に際し、社会福祉協議会や民生委員等が協力している（していた）（単数回答，n=373）

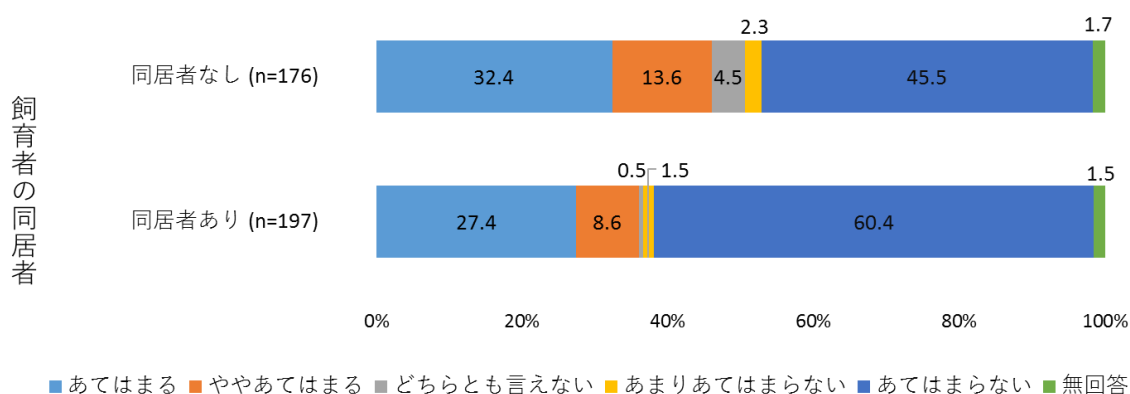


3) 各事例に対する行政側の課題・対応・対応策

■ 保健師・福祉担当職員等の社会福祉部局との情報共有を行っている（行った）

- 主たる飼育者の同居者の有無別にみる保健師・福祉担当職員等の社会福祉部局との情報共有の状況について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、「同居者なし」では46.0%、「同居者あり」では36.0%と、同居者の居ない事例のほうが保健師・福祉担当職員等の社会福祉部局と情報共有が行われる割合が高くなっている。

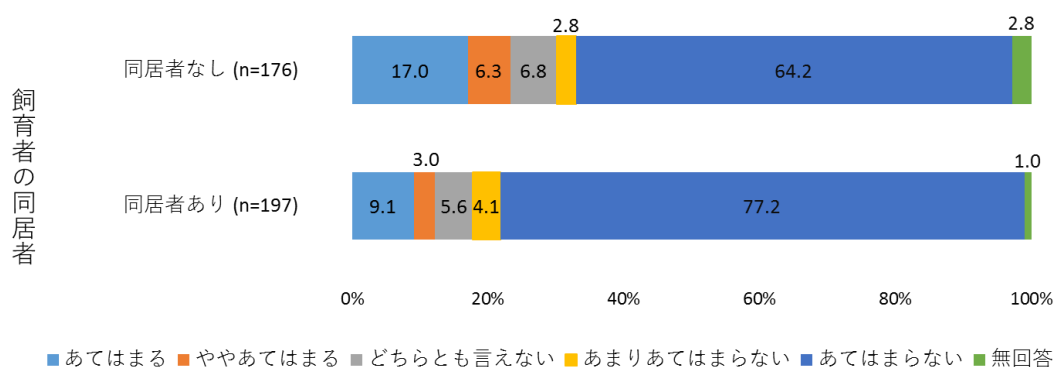
図 2-83 各事例に対する行政側の課題・対応・対応策：保健師・福祉担当職員等の社会福祉部局との情報共有を行っている（行った）（単数回答，n=373）



■ 社会福祉協議会・民生委員との情報共有を行っている（行った）

- 主たる飼育者の同居者の有無別にみる社会福祉協議会・民生委員との情報共有の状況について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、「同居者なし」では23.3%、「同居者あり」では12.2%と、同居者の居ない事例のほうが社会福祉協議会・民生委員と情報共有が行われる割合が高くなっている。

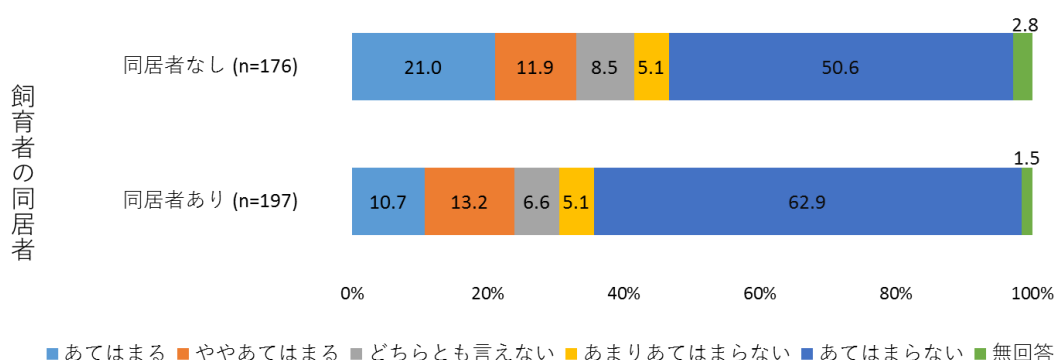
図 2-84 各事例に対する行政側の課題・対応・対応策：社会福祉協議会・民生委員との情報共有を行っている（行った）（単数回答，n=373）



■ 自治会・町内会との情報共有を行っている（行った）

- 主たる飼育者の同居者の有無別にみる自治会・町内会との情報共有の状況について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、「同居者なし」では 33.0%、「同居者あり」では 23.9%と、同居者の居ない事例のほうが自治会・町内会との情報共有がなされる割合が高くなっている。

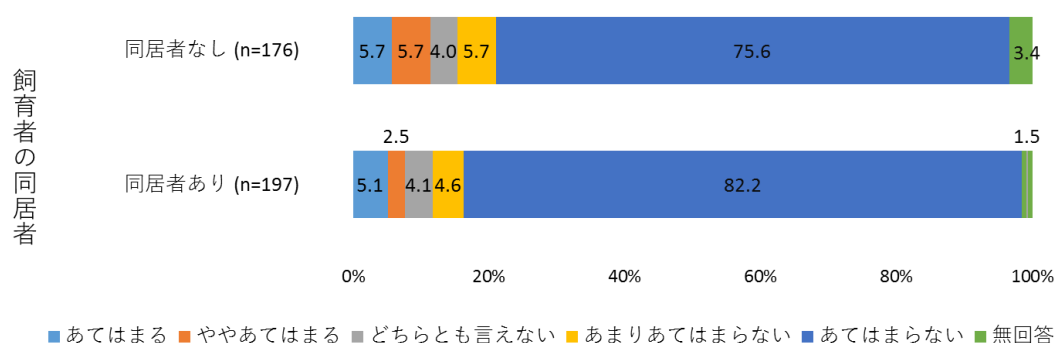
図 2-85 各事例に対する行政側の課題・対応・対応策：自治会・町内会との情報共有を行っている（行った）（単数回答，n=373）



■ 獣医師会・動物病院との情報共有を行っている（行った）

- 主たる飼育者の同居者の有無別にみる動物病院との情報共有の状況について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、「同居者なし」では 11.4%、「同居者あり」では 7.6%と、同居者の居ない事例のほうが、獣医師会・動物病院と情報共有がなされる割合が、わずかに高くなっている。

図 2-86 各事例に対する行政側の課題・対応・対応策：獣医師会・動物病院との情報共有を行っている（行った）（単数回答，n=373）



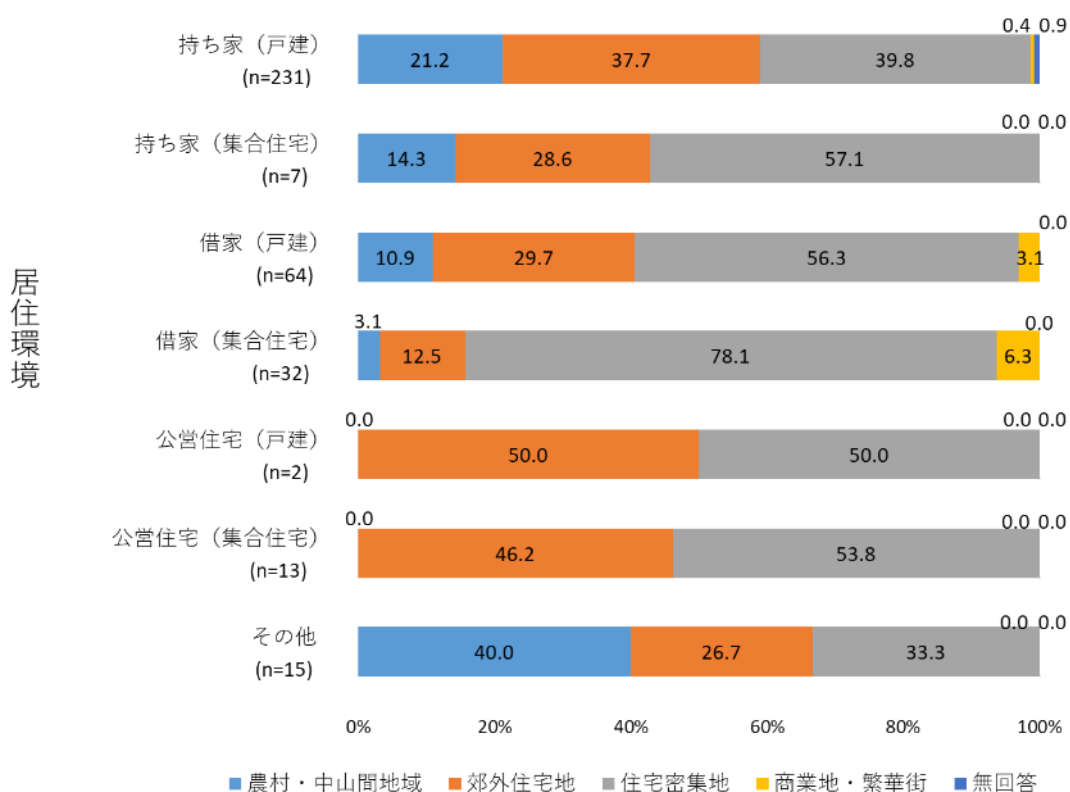
(4) 居住環境別にみる多頭飼育者

1) 多頭飼育者の基本情報

■ 地域性

- ・ 飼育者の居住環境別にみる地域性について、「持ち家（戸建）」の立地は、「住宅密集地」（39.8％）の割合が最も高く、続いて「郊外住宅地」（37.7％）、「農村・中山間地域」（21.2％）と続く。
- ・ 「借家（戸建）」の立地は、「住宅密集地」（56.3％）の割合が過半数を超え最も高く、「郊外住宅地」（29.7％）、「農村・中山間地域」（10.9％）と続く。
- ・ 「借家（集合住宅）」の立地は、「住宅密集地」（78.1％）は8割近くを占め、「郊外住宅地」（12.5％）、「商業地・繁華街」（6.3％）と続く。

図 2-87 居住環境：地域性（単一回答，n=364）



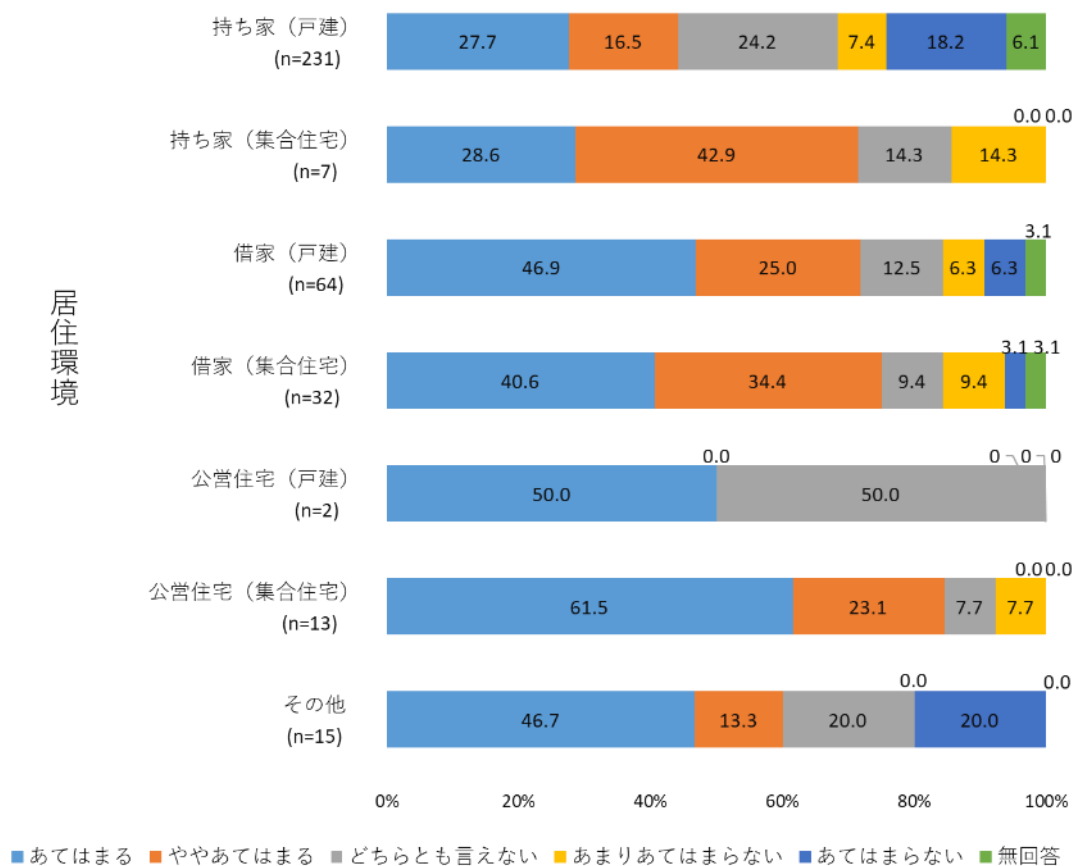
2) 生活の状況

①経済状況

■ 経済的に困窮している（いた）

- ・ 飼育者の居住環境別にみる経済状況について、経済的困窮の状況に「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した割合について、「公営住宅（集合住宅）」では 84.6%、「借家（集合住宅）」では 75.0%、続いて「借家（戸建）」では 71.9%、「持ち家（戸建）」では 44.2%となっている。

図 2-88 居住環境：経済的に困窮している（いた）（単一回答，n=364）



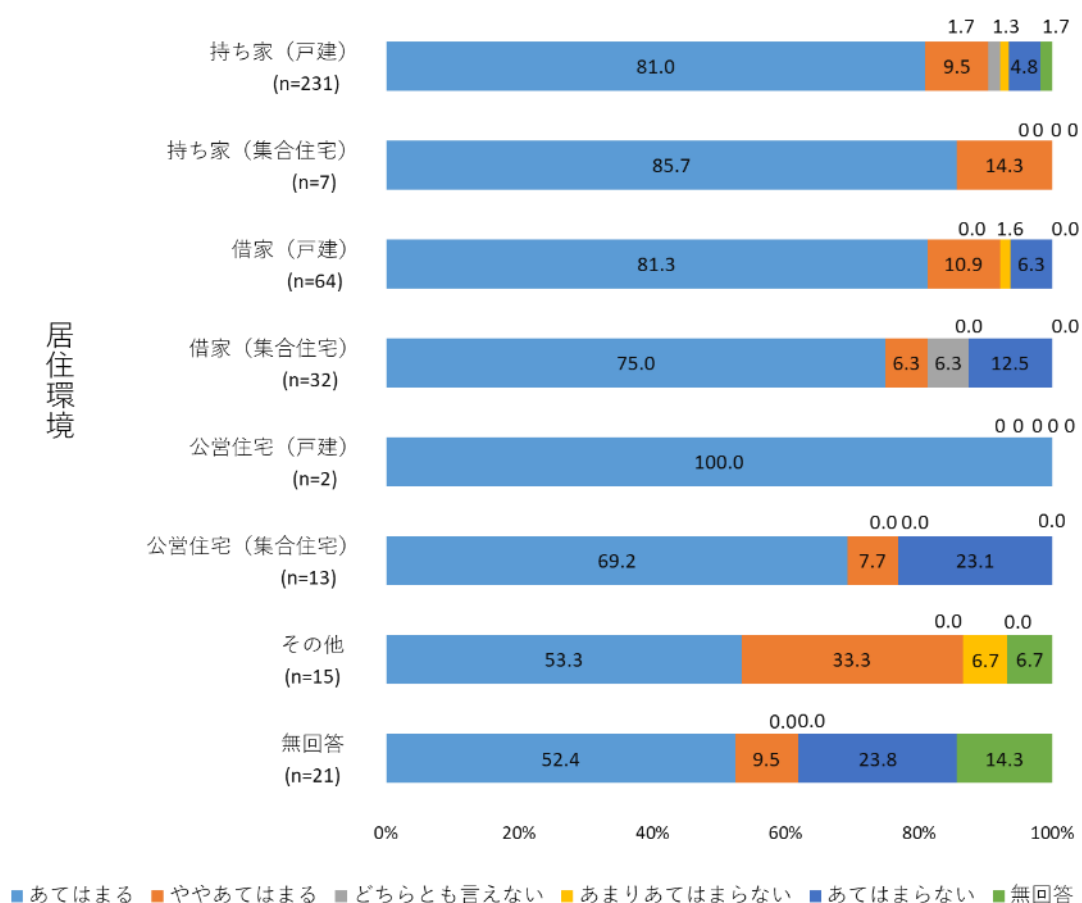
3) 動物の様子

①動物の飼育の状況

■ 家屋内・敷地内では放し飼いにしている（いた）

- 飼育者の居住環境別にみる動物の飼育の状況（家屋内・敷地内では放し飼いにしている（いた））について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合は、「持ち家（戸建）」（90.5%）、「持ち家（集合住宅）」（100.0%）、「借家（戸建）」（92.2%）及び「公営住宅（戸建）」（100.0%）で9割を超えている。
- 一方で、「借家（集合住宅）」（81.3%）及び「公営住宅（集合住宅）」（76.9%）など、公営・民営の別を問わず借家の集合住宅では、8割前後と他の住宅よりもやや低くなっている。

図 2-89 屋内・敷地内では放し飼いにしている（いた）（単一回答, n=364）



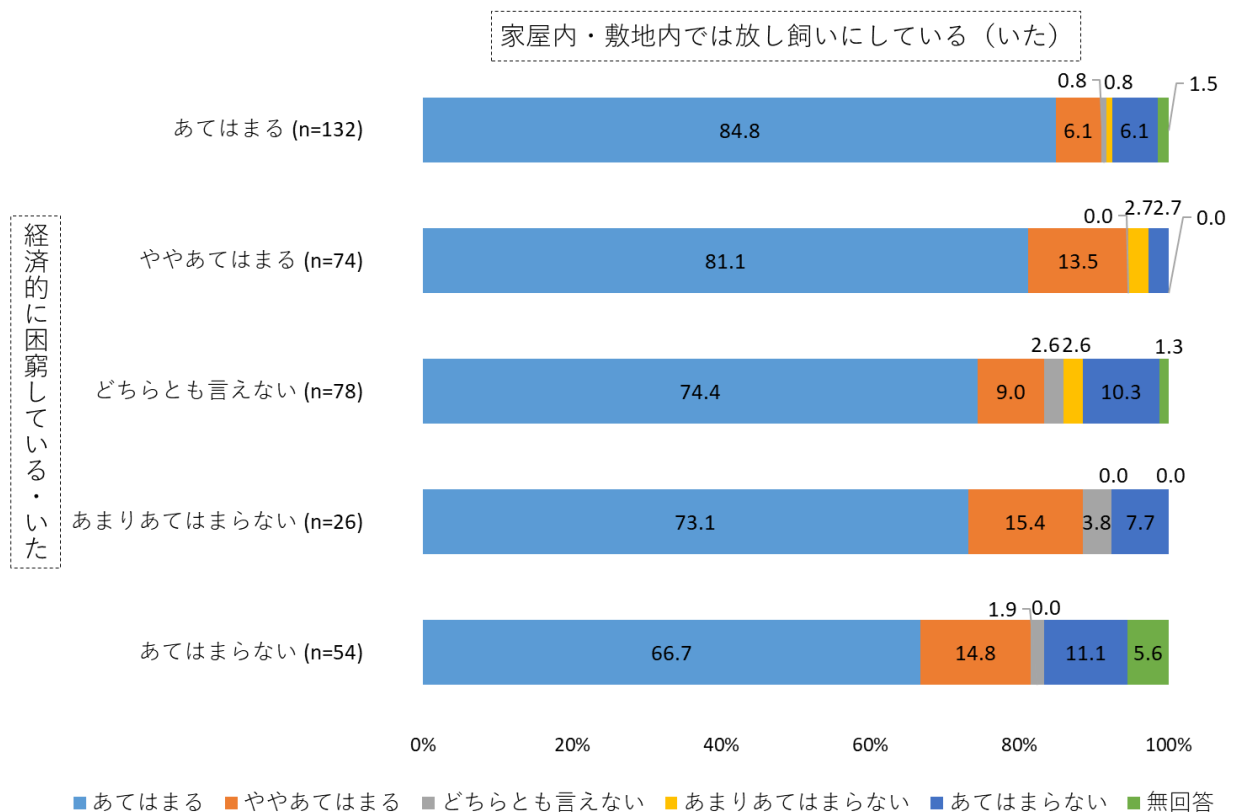
(5) 経済状況別にみる多頭飼育者の状況

1) 動物の様子

■ 家屋内・敷地内では放し飼いにしている（いた）

- 飼育者の経済状況別にみる動物の飼育の状況（家屋内・敷地内では放し飼いにしている（いた））について、放し飼いの状態に「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した割合は、経済的困窮に「あてはまる」事例では90.9%、「ややあてはまる」では94.6%と、9割を超えている。一方で、経済的困窮について「どちらとも言えない」と回答した事例では83.3%、「あまりあてはまらない」では88.5%、「あてはまらない」では81.5%と、9割を下回っている。
- 放し飼いの状態について「あてはまる」のみでみた場合、経済的困窮について「あてはまる」事例で84.8%と割合が最も高く、「ややあてはまる」では81.1%、「どちらとも言えない」では74.4%、「あまりあてはまらない」73.1%、「あてはまらない」では66.7%と答えており、経済的困窮が深刻なケースほど、屋内・敷地内で放し飼いが顕著に行われる傾向がみられる。

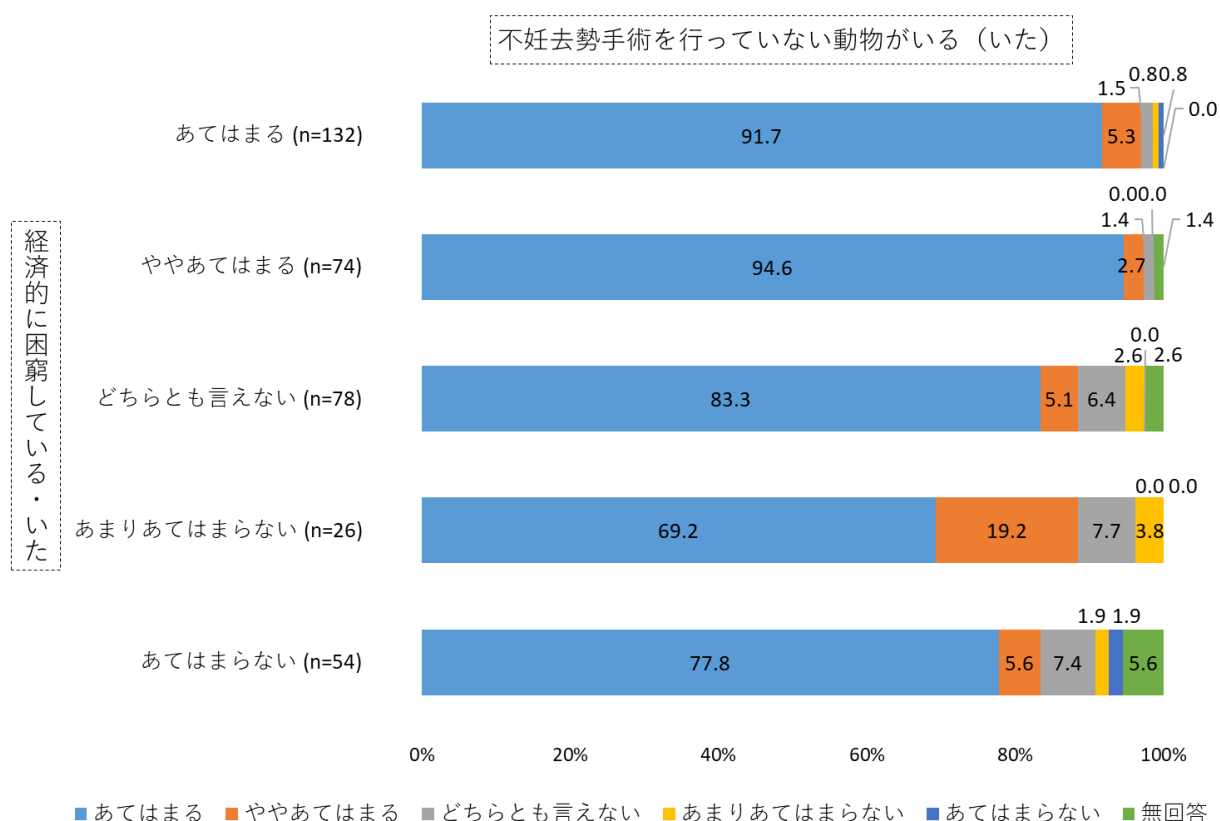
図 2-90 家屋内・敷地内では放し飼いにしている（いた）（単一回答, n=364）



■ 不妊去勢手術を行っていない動物がいる（いた）

- 飼育者の経済状況別にみる動物の飼育の状況（不妊去勢手術を行っていない動物がいる（いた））について、不妊去勢未実施の動物がいる状態に「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合は、経済的困窮に「あてはまる」と答えた事例では 97.0%と最も高く、「ややあてはまる」では 97.3%、「どちらとも言えない」では 88.5%、「あまりあてはまらない」では 88.5%、「あてはまらない」では 83.3%と回答しており、経済的困窮が深刻な飼育者ほど、不妊去勢手術を行っていない動物を有する割合が高い傾向がみられる。

図 2-91 不妊去勢手術を行っていない動物がいる（いた）（単一回答, n=364）

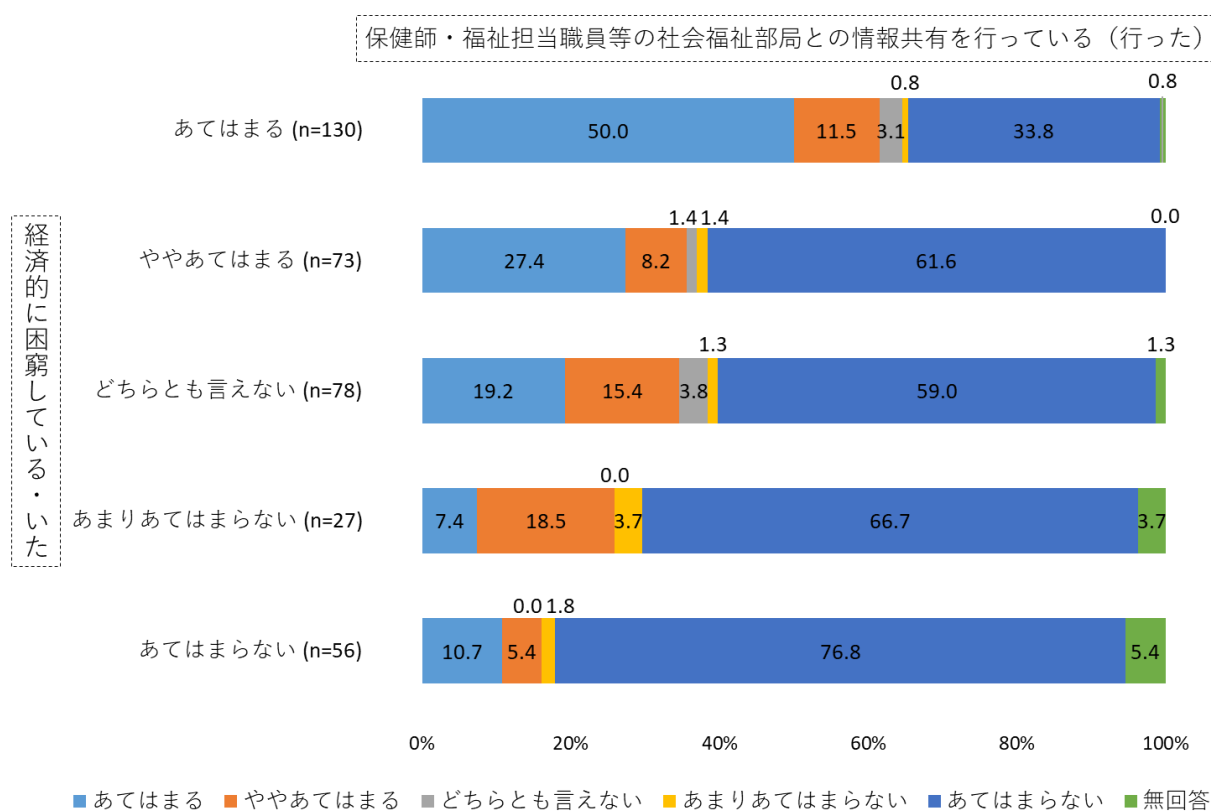


2) 各事例に対する行政側の課題・対応・対応策

■ 保健師・福祉担当職員等の社会福祉部局との情報共有を行っている（行った）

- ・ 飼育者の経済状況別にみる保健師・福祉担当職員等の社会福祉部局との情報共有の実施について「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した割合は、経済的困窮に「あてはまる」事例では 61.5%、「ややあてはまる」では 35.6%、「どちらとも言えない」では 34.6%、「あまりあてはまらない」では 25.9%、「あてはまらない」では 16.1%と、経済的困窮がみられる事例ほど、保健師・福祉担当職員等の社会福祉部局と情報提供が行われる割合が高くなっている。

図 2-92 保健師・福祉担当職員等の社会福祉部局との情報共有を行っている（行った）
（単一回答，n=364）



(6) ホーダー気質の有無別にみる多頭飼育者

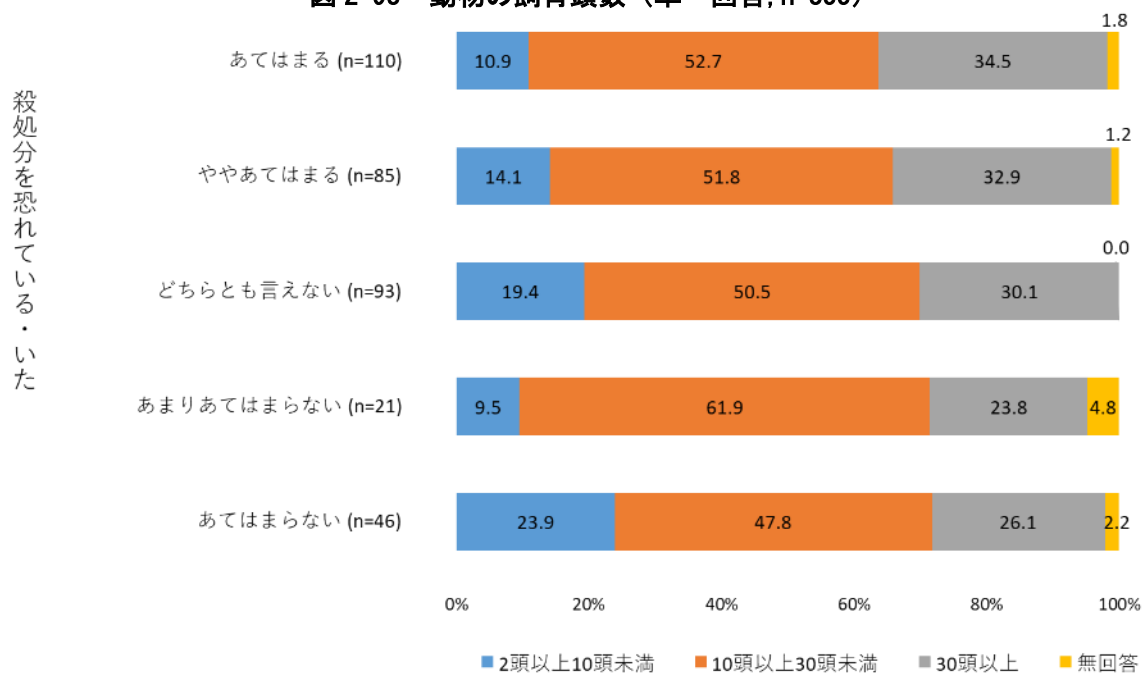
1) 基本情報

①動物の飼育頭数

■ 動物の飼育頭数

- ・ 多頭飼育者の殺処分への恐れ状況別にみる動物の飼育頭数について集計を行った。多頭飼育者による殺処分への恐れについて「あてはまる」と回答した事例では、飼育頭数が「2 頭以上 10 頭未満」の事例は 10.9%、「10 頭以上 30 頭未満」の事例は 52.7%、「30 頭以上」の事例は 34.5%と、約 9 割が 10 頭以上飼育している。
- ・ 一方で、多頭飼育者による殺処分への恐れについて「あてはまらない」と回答した事例においては、飼育頭数が「2 頭以上 10 頭未満」の回答は 23.9%、「10 頭以上 30 頭未満」の回答は 47.8%、「30 頭以上」の回答は 26.1%と、10 頭以上飼育している事例は約 7 割程度である。
- ・ 殺処分を恐れる飼育者ほど、動物の飼育頭数が多い傾向がみられる。

図 2-93 動物の飼育頭数（単一回答, n=355）

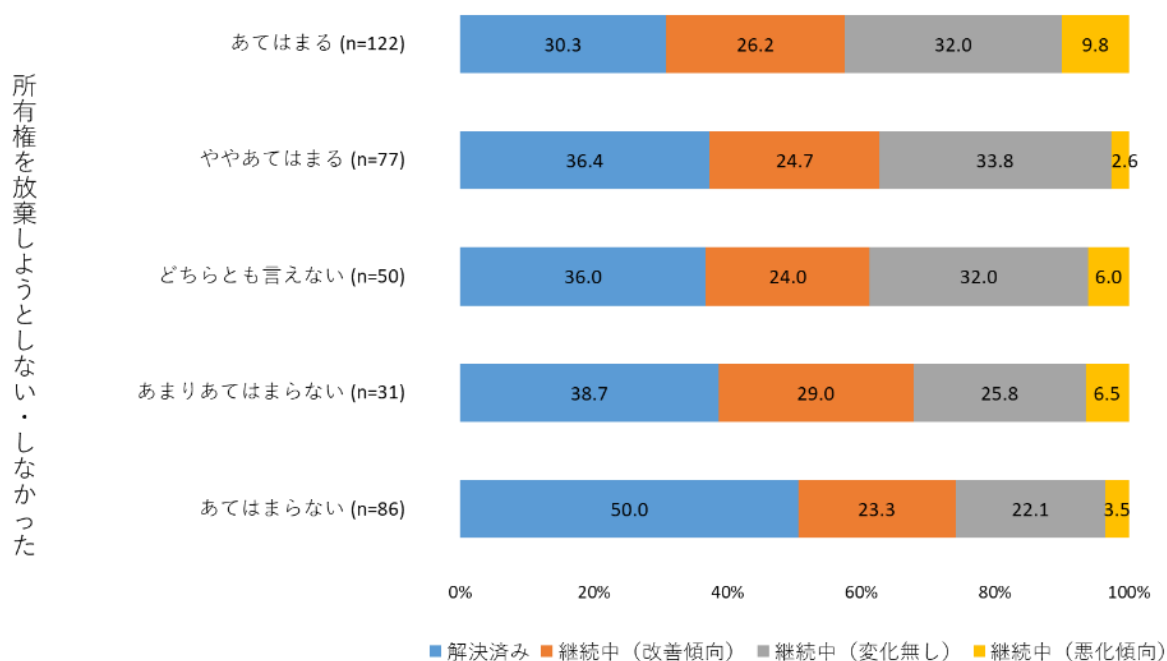


②課題の解決

■ 課題解決について

- ・ 飼育者による所有権放棄の意識別にみる課題の解決の状況について、集計を行った。飼育者による所有権放棄への拒絶について「あてはまる」と回答した事例では、課題解決の状況について「解決済み」の事例は30.3%、「継続中（改善傾向）」の事例は26.2%、「継続中（変化無し）」の事例は32.0%、「継続中（悪化傾向）」の事例は、9.8%と、解決又は改善傾向がみられるのは5割程度である。
- ・ 一方で、飼育者による所有権放棄への拒絶について「あてはまらない」と回答した事例では、課題解決の状況について「解決済み」の回答は50.0%、「継続中（改善傾向）」の回答は23.3%、「継続中（変化無し）」の回答は22.1%、「継続中（悪化傾向）」の回答は3.5%となっている。
- ・ 所有権放棄に否定的な飼育者ほど、解決や改善した事例の割合が少なくなっている。

図 2-94 課題解決について（単一回答, n=366）

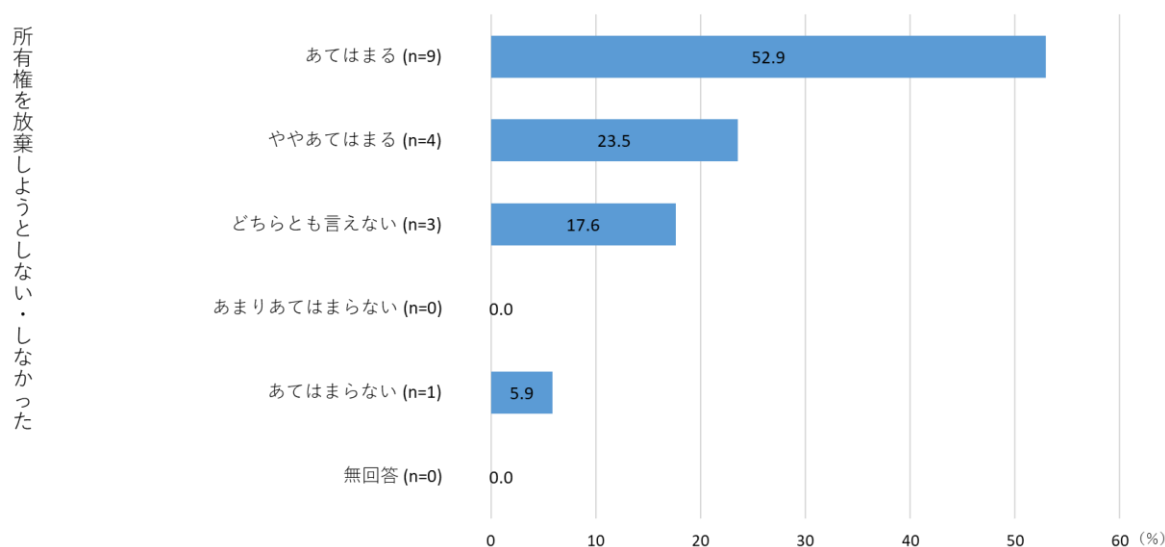


③事業終結の経緯

■ 強制力ある法的措置での対応

- ・ 終結した事案を対象に、飼育者による所有権放棄の意識別にみる課題解決の方法のうち「強制力ある法的措置での対応」という項目について、集計を行った。飼育者による所有権放棄への拒絶について「あてはまる」と回答した事例は 52.9%、「ややあてはまる」では 23.5%、「どちらともいえない」では 17.6%、「あまりあてはまらない」では 0.0%、「あてはまらない」では 5.9%となっている。
- ・ 解決事例のうち、動物の所有権放棄への拒否感が強い飼育者ほど、法的措置に至る事例の割合が高くなっている。

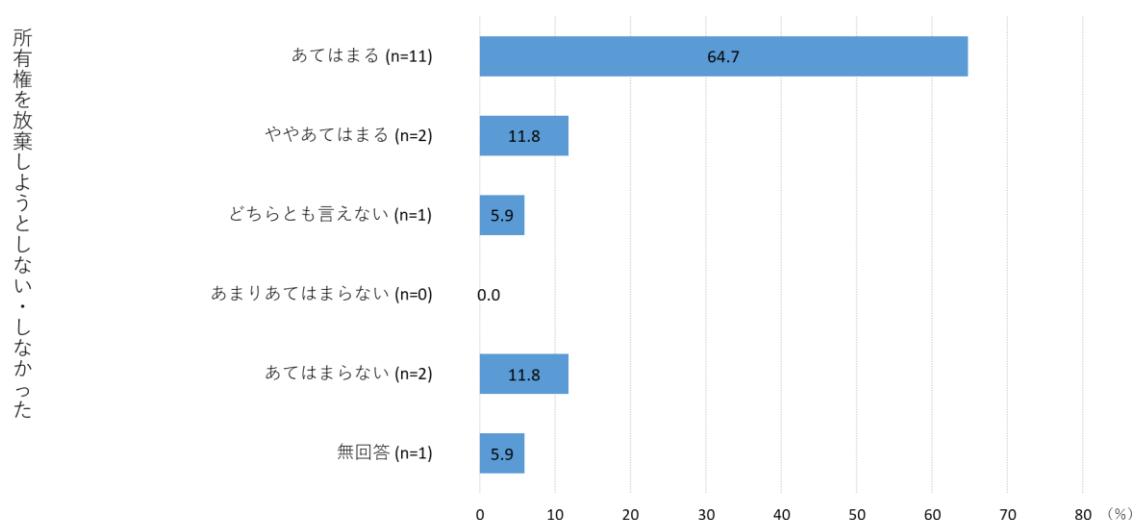
図 2-95 事業終結の経緯：強制力ある法的措置での対応（複数回答, n=17）



■ 飼育者の管轄地域外への転居

- ・ 事案が終結した事案を対象に、飼育者による所有権放棄の意識別にみる課題の解決の方法のうち「飼育者の管轄地域外への転居」という項目について、集計を行った。飼育者による所有権放棄への拒絶について「あてはまる」と回答した事例では 64.7%と、管轄地域以外への転居により解決している事例の割合が最も高く、「ややあてはまる」では 11.8%、「どちらともいえない」では 5.9%、「あまりあてはまらない」では 0.0%、「あてはまらない」では 11.8%となっている。解決事例のうち、動物の所有権放棄への拒否感が強い飼育者ほど、飼育者の管轄地域外への転居の事例の割合が高くなっている。

図 2-96 事業終結の経緯：飼育者の管轄地域外への転居（複数回答, n=17）



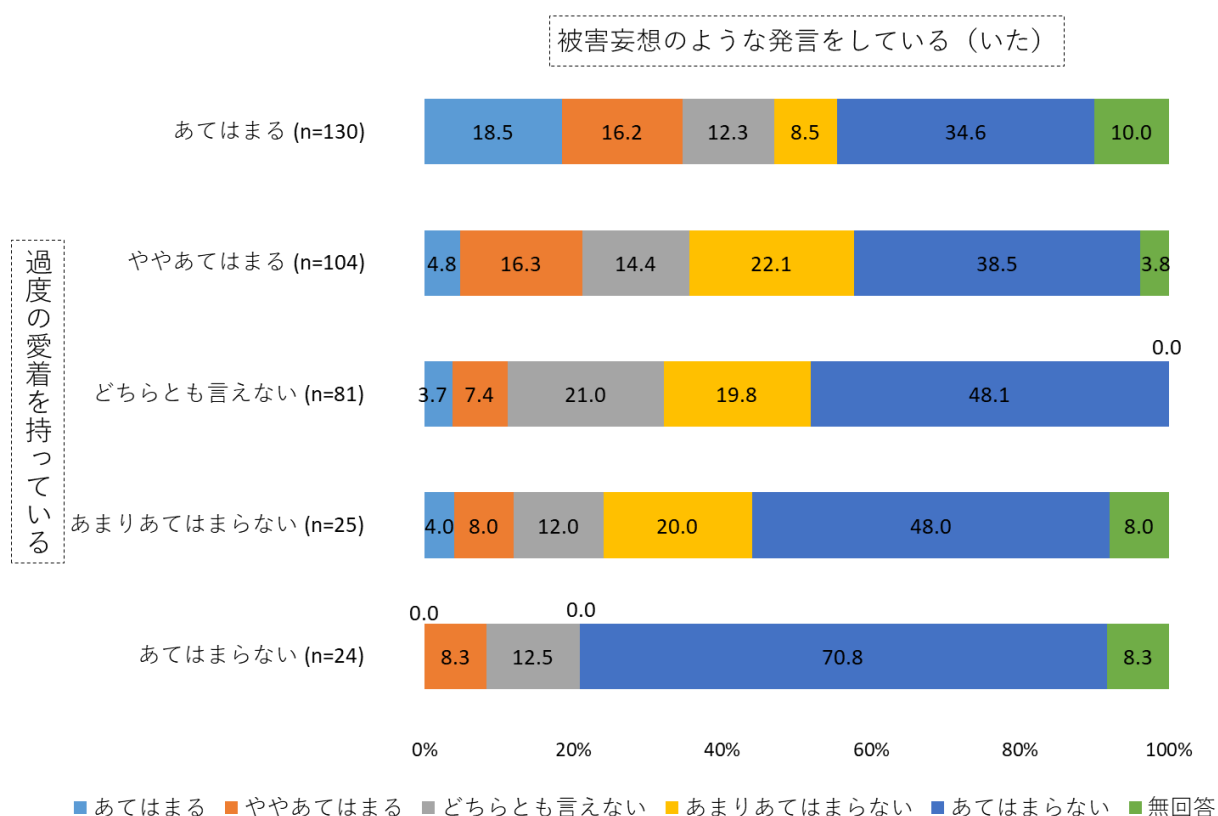
2) 生活の状況

①認知症、精神疾患、知的障害等が疑われる症状

■ 被害妄想のような発言をしている（いた）

- ・ 飼育者の動物への愛着の有無別に、動物の飼育の状況に関し、「被害妄想のような発言をしている（いた）」という項目について、集計を行った。被害妄想のような発言をしている点について「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、過度の愛着を有する点について「あてはまる」と回答した事例については 34.6%、「ややあてはまる」では 21.2%、「あまりあてはまらない」では 12.0%、「どちらとも言えない」では 11.1%、「あてはまらない」では 8.3%である。
- ・ 過度の愛着を有する傾向のある飼育者ほど、被害妄想のような発言がみられる割合が高くなっている。

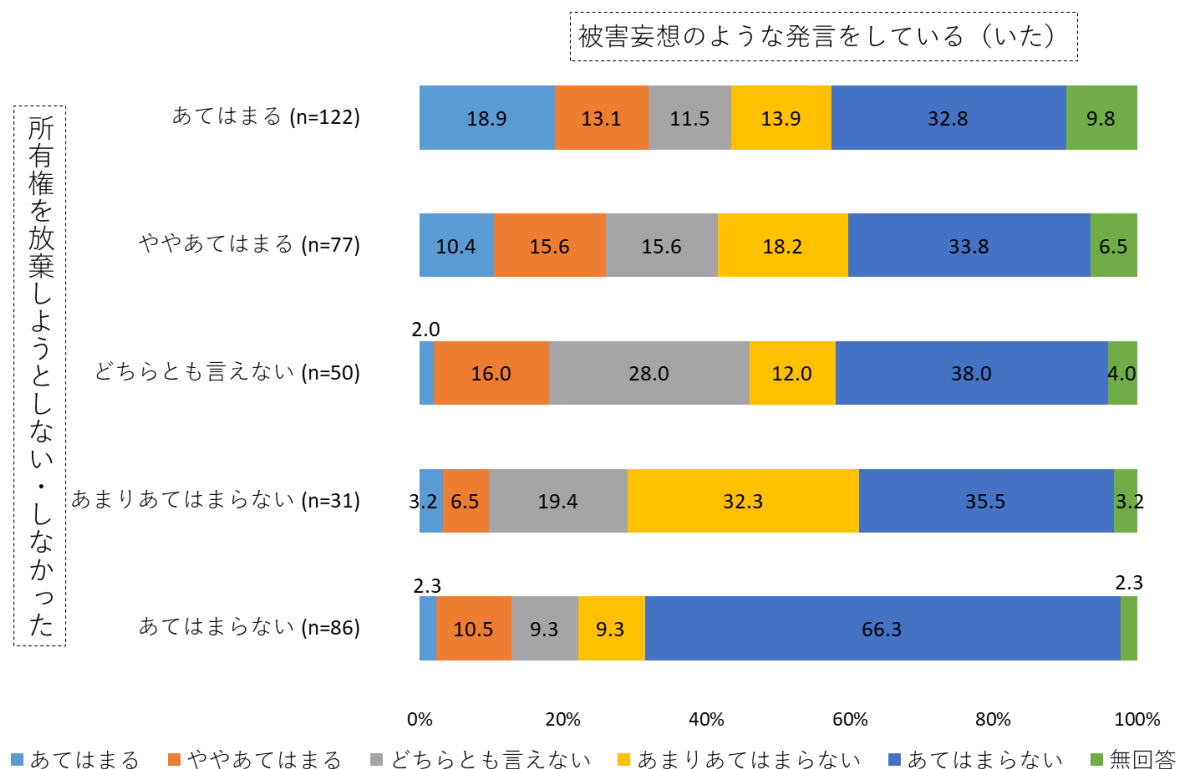
図 2-97 被害妄想のような発言をしている（いた）（単一回答, n=364）



■ 被害妄想のような発言をしている（いた）

- 飼育者による所有権放棄の意識別に、動物の飼育の状況について「（飼育者が）被害妄想のような発言をしている（いた）」という項目について、集計を行った。被害妄想のような発言をしている点について「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、多頭飼育者による所有権放棄への拒絶について「あてはまる」と回答した事例では32.0%、「ややあてはまる」は26.0%、「どちらとも言えない」では18.0%、「あまりあてはまらない」では9.7%、「あてはまらない」では12.8%と回答している。
- 所有権放棄に否定的な傾向のある飼育者ほど、被害妄想のような発言がみられる割合が高い。

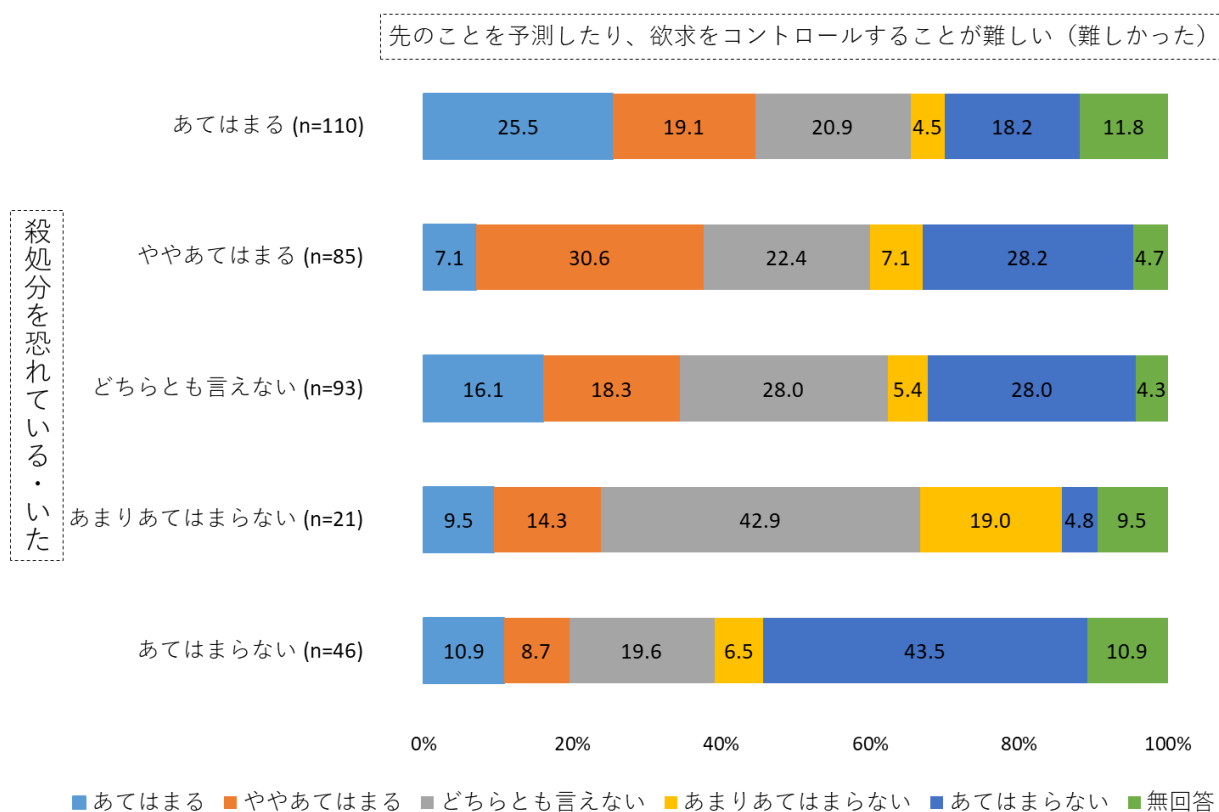
図 2-98 被害妄想のような発言をしている（いた）（単一回答, n=366）



■ 先のことを予測したり、欲求をコントロールすることが難しい（難しかった）

- ・ 飼育者の殺処分の恐れ程度別に、認知症、精神疾患、知的障害等が疑われる症状に関し、「先のことを予測したり、欲求をコントロールすることが難しい（難しかった）」という項目について、集計を行った。多頭飼育者が先の予測や欲求のコントロールに関し困難を抱えていることについて「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、殺処分への恐れに対し「あてはまる」と回答した事例では 44.5%、「ややあてはまる」では 37.6%、「どちらとも言えない」では 34.4%、「あまりあてはまらない」では 23.8%、「あてはまらない」では 19.6%と回答している。
- ・ 殺処분을恐れる飼育者ほど、先のことを予測したり、欲求をコントロールすることに困難を抱える傾向がみられる。

図 2-99 先のことを予測したり、欲求をコントロールすることが難しい（難しかった）
（単一回答， n=355）



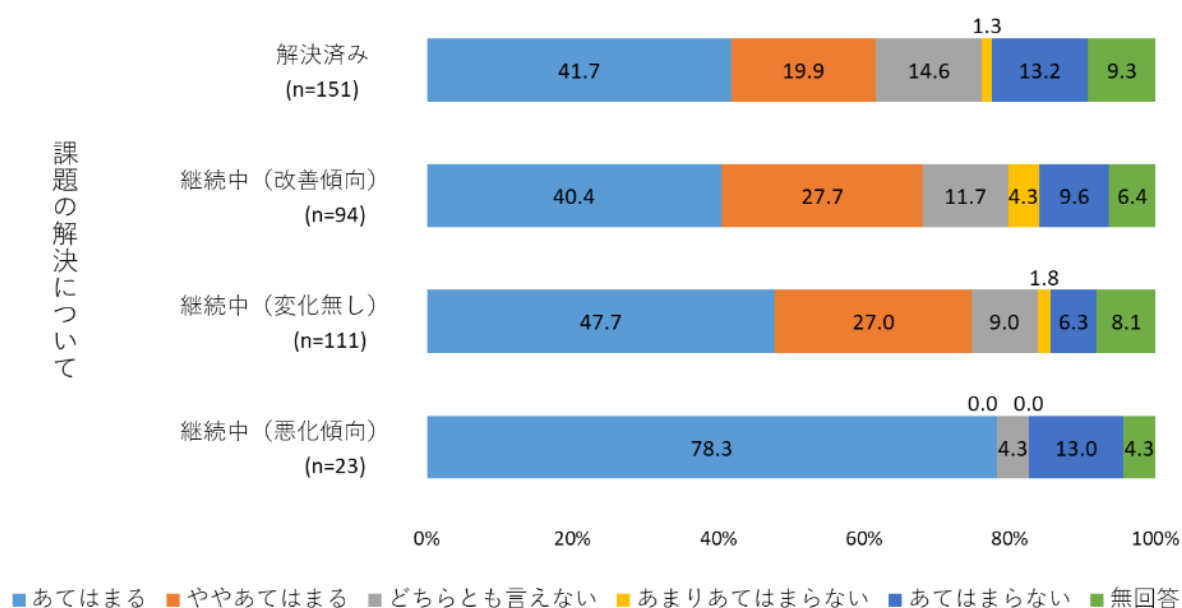
(7) 課題の解決の状況別にみる多頭飼育者の状況

1) 関与する民間団体の様子

■ 自治会・町内会・近隣住民は飼育者を非難している（いた）

- ・ 課題の解決状況別にみる自治会・町内会・近隣住民との関係に関し、飼育者に対する非難の状況について集計を行った。自治会・町内会・近隣住民が飼育者に対する非難の状況について「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合は、課題の解決の状況に係る問いに対し「解決済み」と回答した事例では 61.6%、「継続中（改善傾向）」では 68.1%、「継続中（変化無し）」では 74.8%、「継続中（悪化傾向）」では 78.3%となっている。
- ・ 課題の解決に至っていないものほど、自治体・町内会・近隣住民との関係も悪化している。

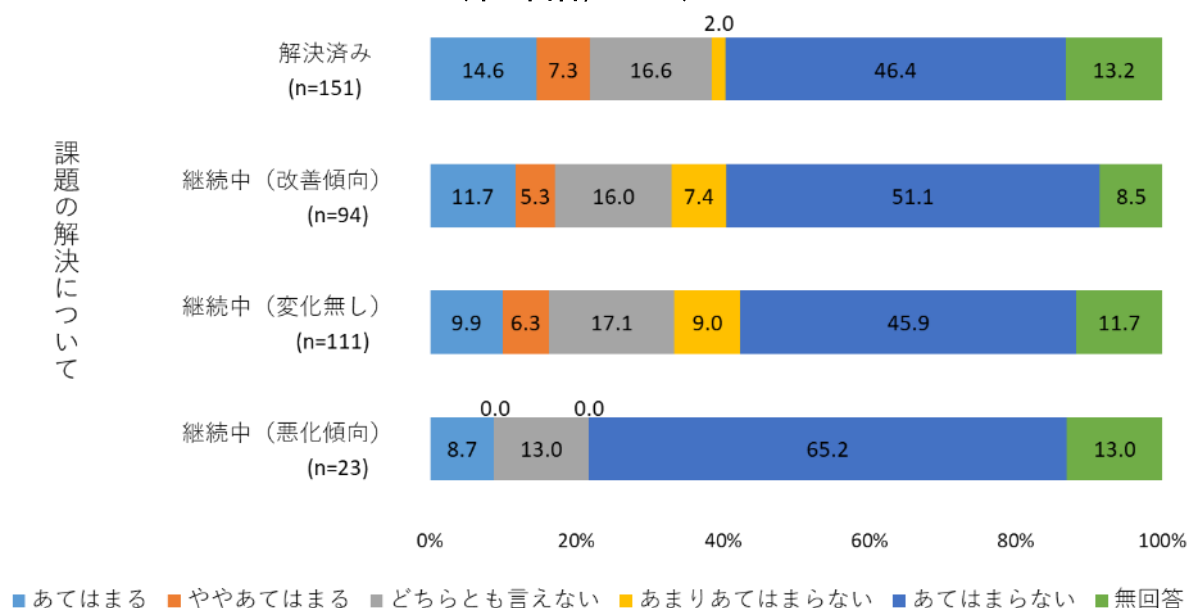
図 2-100 自治会・町内会・近隣住民は飼育者を非難している（いた）（単一回答，n=379）



■ 飼育者本人との対話に際し、社会福祉協議会や民生委員等が協力している（していた）

- ・ 課題の解決状況別にみる社会福祉協議会や民生委員等との関係に関し、飼育者に対する協力の状況について集計を行った。社会福祉協議会や民生委員等の協力について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、課題の解決の状況に係る問いに対し「解決済み」と回答した事例では21.9%、「継続中（改善傾向）」では17.0%、「継続中（変化無し）」では16.2%、「継続中（悪化傾向）」では8.7%となっている。
- ・ 課題の解決に至っていないものほど、社会福祉協議会や民生委員等の協力を得ている割合が低くなっている。

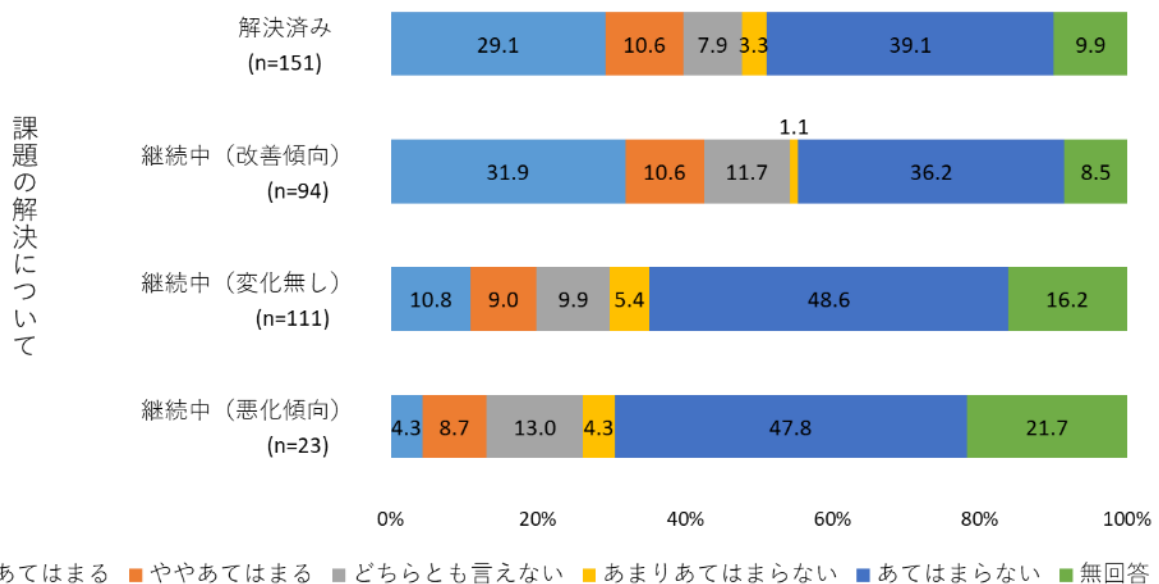
図 2-101 飼育者本人との対話に際し、社会福祉協議会や民生委員等が協力している（していた）
（単一回答，n=379）



■ 動物愛護団体・ボランティア等が飼育者の支援を行おうとしている（していた）

- ・ 課題の解決状況別にみる動物愛護団体・ボランティア等との関係に関し、「動物愛護団体・ボランティア等が飼育者の支援を行おうとしている（していた）」という項目について、集計を行った。動物愛護団体・ボランティア等による支援の取組について「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、課題の解決の状況に係る問いに対し「解決済み」と回答した事例では 39.7%、「継続中（改善傾向）」では 42.6%、「継続中（変化無し）」では 19.8%、「継続中（悪化傾向）」では 13.0%となっている。
- ・ 課題の解決に至っていないものほど、動物愛護団体・ボランティア等が支援する事例の割合が低くなっている。

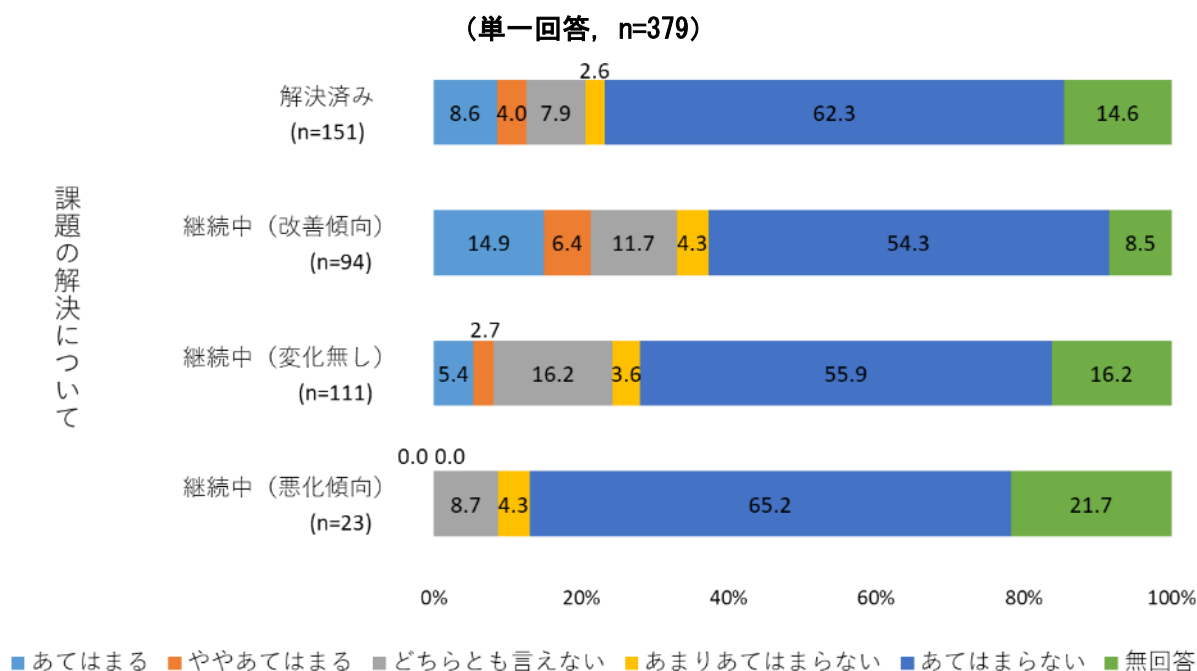
図 2-102 動物愛護団体・ボランティア等が飼育者の支援を行おうとしている（していた）
（単一回答，n=379）



■ 動物の不妊去勢手術に際し、獣医師会・動物病院が協力している（していた）

- ・ 課題の解決状況別に、動物の不妊手術に際しての獣医師会・動物病院の協力の状況について集計を行った。獣医師会・動物病院の協力について「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、課題の解決の状況に係る問いに対し「解決済み」と回答した事例では 12.6%、「継続中（改善傾向）」では 21.3%、「継続中（変化無し）」では 8.1%、「継続中（悪化傾向）」では 0.0%となっている。
- ・ 課題の解決に至っていないものほど、獣医師会・動物病院が協力する事例の割合が低くなっている。

図 2-103 動物の不妊去勢手術に際し、獣医師会・動物病院が協力している（していた）

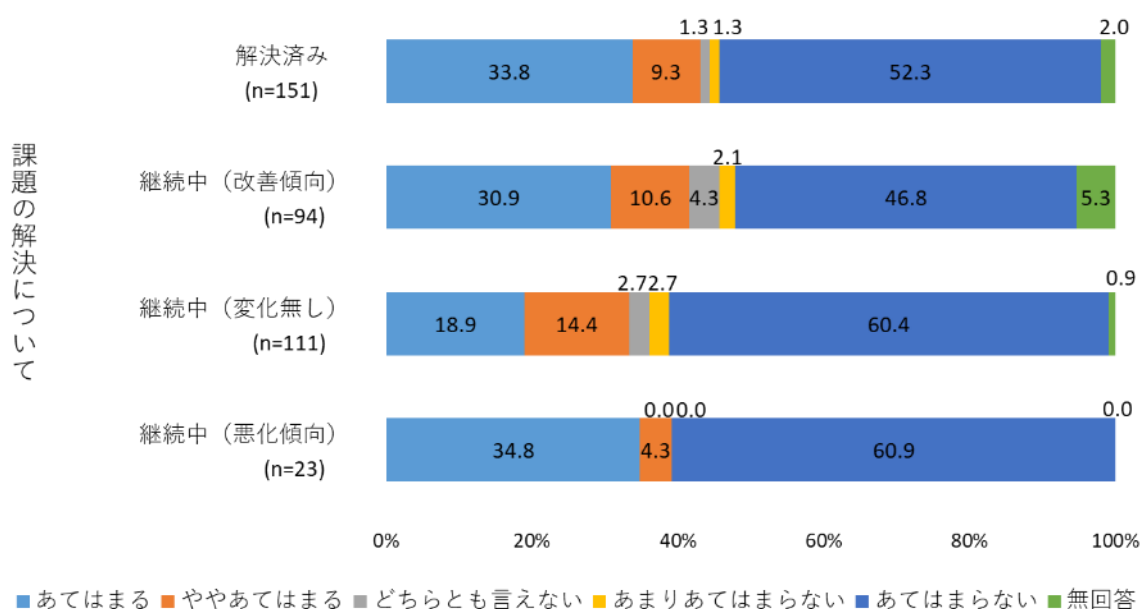


2) 各事例に対する行政側の課題・対応・対応策

■ 保健師・福祉担当職員等の社会福祉部局との情報共有を行っている

- ・ 課題の解決状況別に、保健師・福祉担当職員等の社会福祉部局との情報共有の状況について、集計を行った。保健師・福祉担当職員等の社会福祉部局との情報共有の実施について「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、課題の解決の状況に係る問いに対し「解決済み」と回答した事例では43.0%、「継続中（改善傾向）」では41.5%、「継続中（変化なし）」が33.3%、「継続中（悪化傾向）」では39.1%となっている。
- ・ 課題が解決に至らず変化がない状況において、社会福祉部局との情報共有を行う割合が減る傾向がみられる。

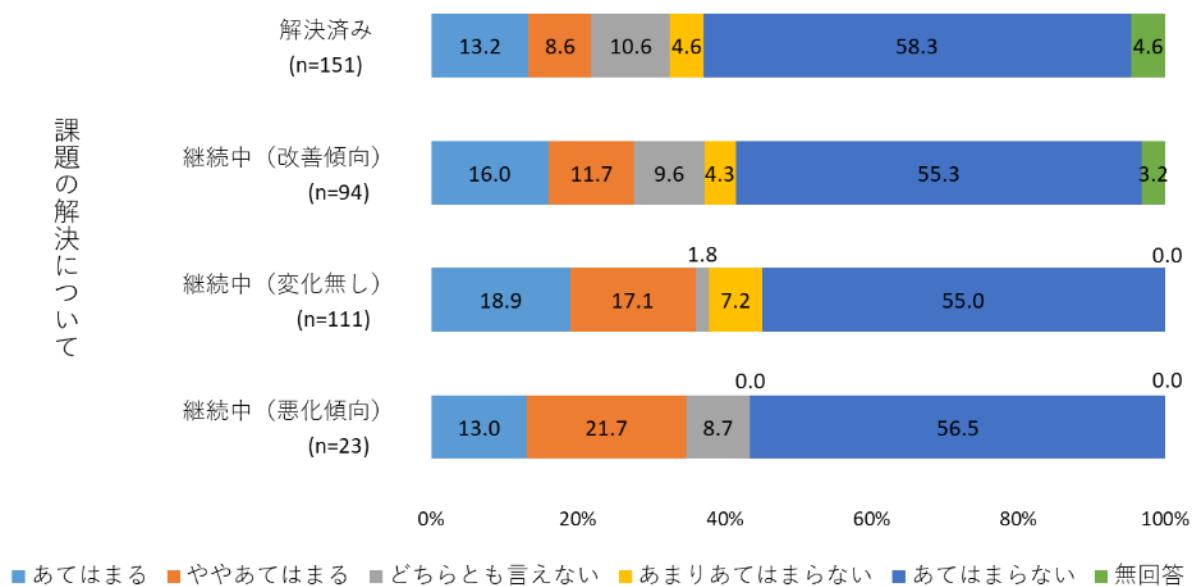
図 2-104 保健師・福祉担当職員等の社会福祉部局との情報共有を行っている（行った）
（単一回答，n=379）



■ 自治会・町内会との情報共有を行っている（行った）

- 課題の解決状況別に、自治会・町内会との情報共有の状況について、集計を行った。自治会・町内会との情報共有の実施について「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、課題の解決の状況に係る問いに対し「解決済み」と回答した事例では21.9%、「継続中（改善傾向）」では27.7%、「継続中（変化無し）」では36.0%、「継続中（悪化傾向）」では34.8%となっている。
- 課題の解決に至っていないものほど、自治会・町内会との情報共有が減る傾向がみられる。

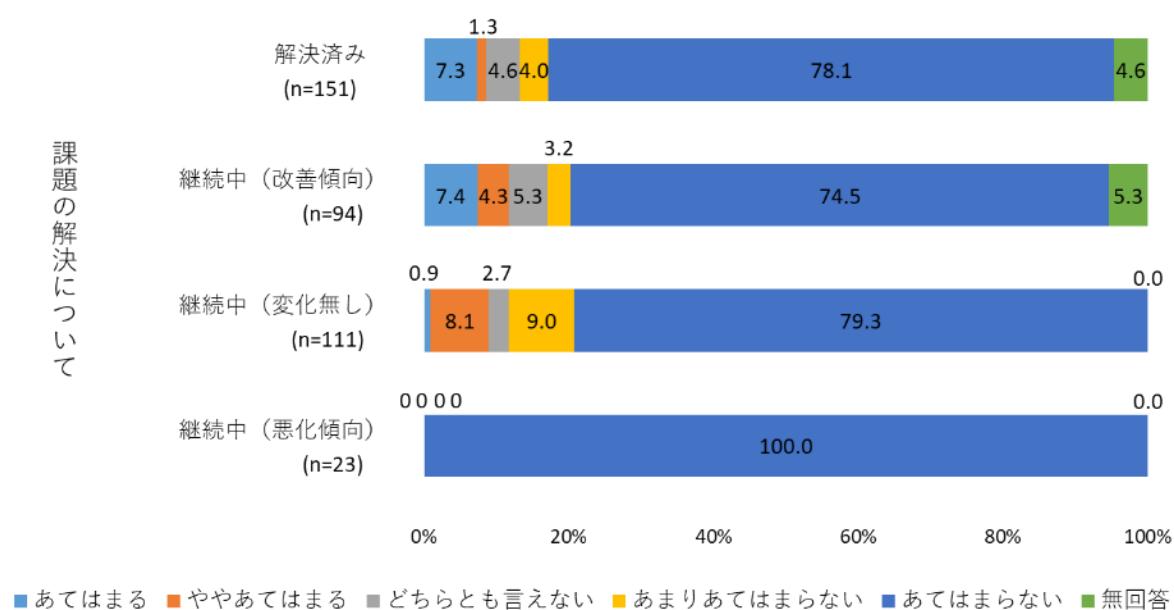
図 2-105 課題の解決について：自治会・町内会との情報共有を行っている（行った）（単一回答，n=379）



■ 獣医師会・動物病院との情報共有を行っている（行った）

- ・ 課題の解決状況別に、獣医師会・動物病院との情報共有の状況について、集計を行った。獣医師会・動物病院との情報共有の実施について「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、課題の解決の状況に係る問いに対し「解決済み」と回答した事例では 8.6%、「継続中（改善傾向）」では 11.7%、「継続中（変化無し）」では 9.0%、「継続中（悪化傾向）」0.0%となっている。
- ・ 多頭飼育が継続している事例や悪化している事例において、獣医師会・動物病院との情報共有が減る傾向がみられる。
- ・ 課題の解決に至っていないものほど、獣医師会・動物病院との情報共有が減る傾向がみられる。

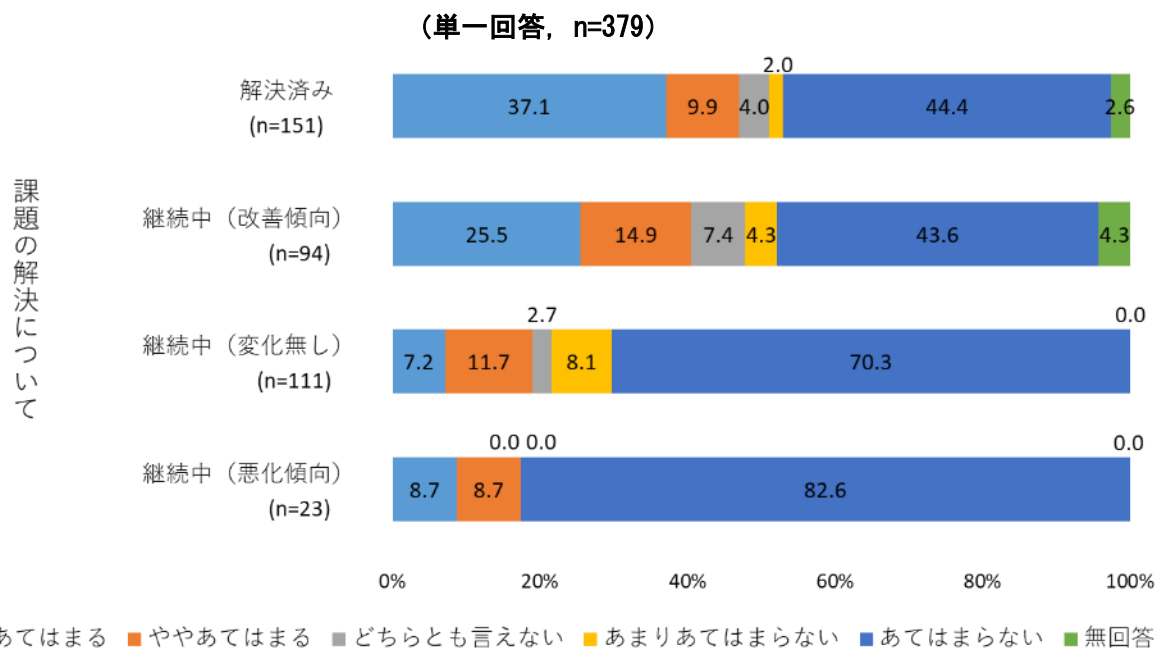
図 2-106 獣医師会・動物病院との情報共有を行っている（行った）（単一回答, n=379）



■ 動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員との情報共有を行っている（行った）

- ・ 課題の解決状況別に、動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員との情報共有の状況について、集計を行った。動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員との情報共有の実施について「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、課題の解決の状況に係る問いに対し「解決済み」と回答した事例では 47.0%、「継続中（改善傾向）」では 40.4%、「継続中（変化無し）」では 18.9%、「継続中（悪化傾向）」では 17.4%となっている。
- ・ 多頭飼育が継続している事例や悪化している事例において、動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員との情報共有が顕著に減る傾向がみられる。
- ・ 課題の解決に至っていないものほど、動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員が減る傾向が顕著にみられる。

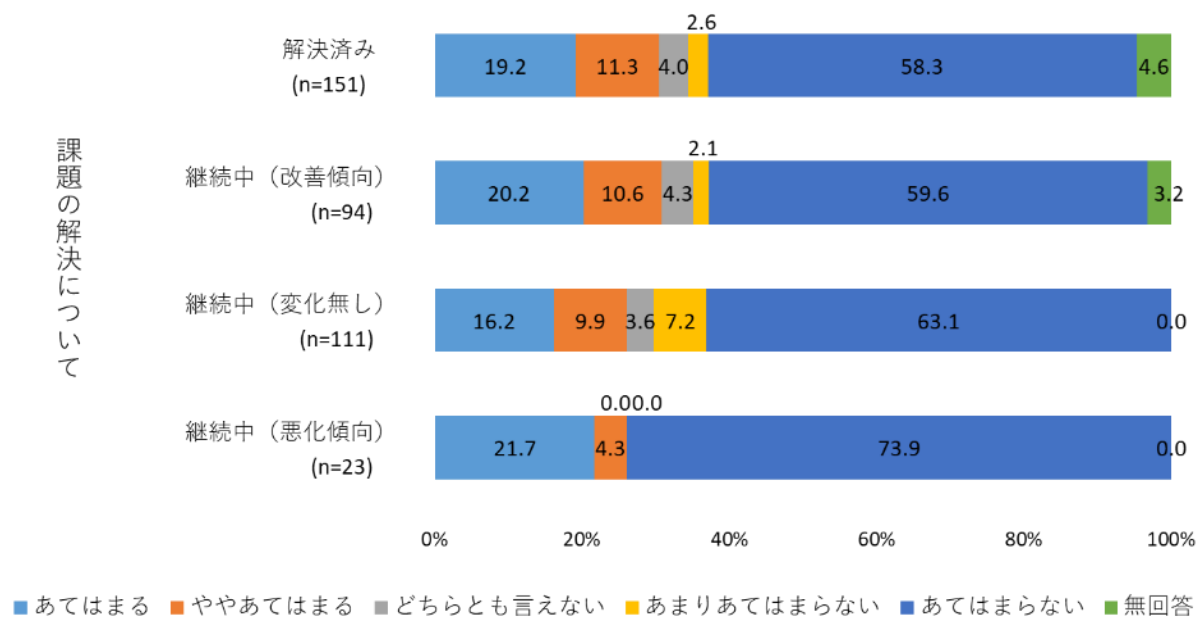
図 2-107 動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員との情報共有を行っている（行った）



■ 警察との情報共有を行っている（いた）

- 課題の解決状況別に、警察との情報共有の状況について集計を行った。警察との情報共有の実施について「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例の割合は、課題の解決の状況に係る問いに対し「解決済み」と回答した事例では30.5%、「継続中（改善傾向）」では30.9%、「継続中（変化無し）」では26.1%、「継続中（悪化傾向）」では26.1%となっている。

図 2-108 課題の解決について：警察との情報共有を行っている（いた）（単一回答，n=379）



3. 各事例における状況の改善または解決に寄与した、他部署・他機関との連携・協力等のプロセスや、その他の要因等

- ・ 比較的事態が解決又は改善している事例において、①飼育者への説得や譲渡・引取り等の働きかけ、福祉的な支援を通じて事態を解決・改善に導いた事例と、②法的な手段を通じて事態が解決・改善させた事例が存在する。いずれにしても飼育者本人の自助努力のみで解決した事例は多くなく、そのような方法での解決は容易ではないと考えられる。

■ 飼育者への説得や譲渡・引取り等の働きかけ、福祉的な支援を通じて事態を解決・改善に導いた事例

- ・ 福祉的な支援を通じた解決・改善について、これらは主に、民生委員・自治会、福祉部局、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の福祉分野の外部機関、動物愛護団体や動物愛護推進員、警察等と情報共有を行って対応している。また、これら以外の部署・機関としては、環境部局、道路事業部局、地域振興担当部局、消防、児童相談所、弁護士、医師（飼育者の主治医）、飼育者の土地や住宅の関係者（土地所有者（貸主）、住宅の管理会社、住宅公社）、ペットショップ等も関与するケースが散見され、幅広い主体が多頭飼育の問題解決に向け関与している。
- ・ 飼育者が死亡したとき、又は入院の必要が生じたときに、解決に向かう事例も報告されている。
- ・ 特に初動の段階にあっては、飼育者と付き合いがあり飼育者の人柄を良く知る人（近隣住民、民生委員、自治会、町内会）の情報が、飼育者にアプローチする上で重要な情報源となっていることが多い。情報を把握した後、行政機関の各部署間で情報を共有し、部署間を越えて同行又はそれぞれが「手分け」して訪問し、信頼関係の構築と維持に努めながら、各機関の役割に応じた指導を行っている。また、指導や説得に当たり一度の指導で改善が難しいこともしばしば指摘されており、継続して何度も説明・説得していくことの必要性も指摘されている。
- ・ いずれの機関の担当でもない業務が数多く存在する中で、解決・改善につながる事例については、飼育者に関する重要な情報の提供、所管の無い業務の引き受け・割り振りを行い、改善に取り組むキーパーソンがいる事例が多くみられる。
 - 動物愛護管理部局が、具体的に引取り譲渡などの支援を行うのみならず、多頭飼育者の住居の清掃など、異例の対応を行ったケースも指摘されている。
 - 動物愛護団体は、多頭飼育にかかる情報の探知から、事態の解決・改善に至るまでに非常に重要な役割を担っている。行政と比べて、殺処分を恐れる飼育者から信頼を得られやすいという背景がある。動物の新たな譲渡先を探す支援を行ったり、不妊去勢手術を低廉な価格で実施できるよう手配したり、飼育者の自宅を清掃するなど、などさまざまな局面で協力している。新聞の取材による情報の普及と動物愛護団体のネットワークにより、1週間以内に40頭以上の動物を譲渡につなげた事例も存在する。
 - 獣医師・動物病院は、愛護団体と連携し、不妊去勢手術実施の協力を行っている。
 - 地域包括支援センターが、法テラスの弁護士、社会福祉協議会、居宅介護支援サービス、動物愛護団体、保健所の関係者を集め、ケースカンファレンスを行って方針を決めた事例がある。その中で、飼育者の認知症に配慮し、減らす動物の範囲を慎重に決めるなど、随時情報共有を行い対応している。

➤ 社会福祉協議会によるアプローチとして、生活改善に向けて飼育者をデイサービスへつなげることで、生活の改善がみられ、犬に対する依存が軽減したことで所有権を手放す結果につながったという報告も挙げられている。

- ・ 全頭引取り・譲渡が行われる事例がある一方で、不妊去勢済みの動物を数頭残して引取り・譲渡が行われる事例がある。動物の譲渡が困難な個体がいる場合や、動物を取り上げることによる飼育者の環境の変化に配慮した場合などに、譲渡困難な個体や飼育者の思い入れの強い個体を数頭残して引取り・譲渡が行われている。
- ・ その他、不登校の子どもがいる家庭において、スクールソーシャルワーカーを通じて、飼育者の家庭の多頭飼育の状況について情報収集をした事例、ペットショップに対し飼育者の来店時の情報提供を依頼し協力を得た事例もある。

■ 法的な手段を通じて事態を解決・改善させた事例

- ・ 法的な手段については、警察により狂犬病予防法違反や動物愛護管理法等の違反により処罰されるケースと、家賃滞納等の理由により住居の強制退去・明け渡しの強制執行により退去を余儀なくされるケースとある。
- ・ 法的な手段による対応となった場合、結果的に問題解決の期限が生じるために、譲渡や引取り等の対応に迫られるケースが多い。また、退去を求める貸主がキーパーソンとなって積極的に支援して、多頭飼育の解消を図るケースが報告されている。
- ・ 弁護士が関与する事例については、法的な手段によるか、福祉的な支援によるかを問わず終結に至った事例がいくつか存在している。
 - 法的な手続きによって終結した事例では、苦情者の親族（弁護士）が期限を付して状況改善を求める文書を飼育者に送付した事例、大家の弁護士との協議した事例が存在する。いずれも法令違反や強制執行のような強制的な措置ではないが、飼育者は最終的に転居している。
 - 福祉的な支援により終結した事例では、障がいのある飼育者の補佐人（弁護士・弁護士事務所の事務員）が仲介者として支援を行った事例、ケースカンファレンスへの参加者として弁護士が支援した事例、自治体の顧問弁護士の助言が寄与した事例も存在する。

■ 継続的な接触・支援

- ・ 行政が動物を引き取った後も、動物愛護管理部局担当者が福祉サービス関係者（ケアマネージャー）等と情報を共有し、野良猫の餌やりを行っている等の報告を受けて、飼育者に継続的に接触している事例や、動物愛護団体と連携して飼育者の支援を行っているケースで、転居先の確保など動物愛護団体が生活の支援などでかかわっている事例などが存在する。
- ・ 一部、円満に解決につながられた事例には、同居者や親族との関係が良好で協力が得られ、行政とも一定以上の円滑なコミュニケーションが図られ、動物愛護団体の譲渡の支援が円滑に行える状況にあるなど、比較的良好な条件が整っている事例であることが多いのも事実である。これらについて、「不妊去勢手術費用を飼育者に時間をかけてでも分割払いさせ、動物の譲渡を通じて継続して関わり、飼育者が成功体験できるように導くことが解決に寄与する」という報告も存在する。

4. 各事例における解決を困難にしている要因や、直面している課題等

- ・ 解決を困難にする事例は多岐にわたるが、主に、①多頭飼育の探知の遅れ、②他部署・他機関との連携の難しさ、③飼育者の問題意識の欠如や行政等に対する非協力的な態度、④行政上の課題等、⑤飼育者固有の状況に起因する問題、⑥再発の問題、などがあげられる。

■ 多頭飼育の探知の遅れ

- ・ 生活保護などの福祉部局は飼育者本人の意向を尊重するので早期の対応ができず、飼育者が強制入院や死亡等により飼育できなくなるまで相談してこないという指摘があった。
- ・ 飼育者と距離の近い存在であった民生委員や地域包括支援センターの職員が、多頭飼育の状況を動物愛護管理部局の職員が把握するより前に把握していたケースが挙げられている。また実際に、都道府県内の市町村に相談していたにもかかわらず、市町村から管轄の都道府県への相談がなかった事例などがある。情報入手が遅れることで、頭数が増え、譲渡先の募集や動物の引取り依頼、病畜等の対応が困難になり、深刻な事態になることが多い点が課題として挙げられている。
- ・ その他、飼育者が単身者で病気を抱えコミュニケーションに問題を有する場合などに、多頭飼育問題の情報を入手・把握するまでに時間を要することがある点、飼育者の不在や飼育の拠点と生活の拠点が異なる場合などに、飼育者に接触するまでに長期間を要したケースなども指摘されている。

■ 他部署・他機関との連携の難しさ

- ・ 動物愛護管理部局と、他部署との考え方に温度差があり、情報共有や連携が困難である点が指摘されている。
 - 他部署の担当者が動物に関する問題意識を有していない場合、情報共有が難しい。
 - 一例として、飼育者が生活保護受給中の場合、引取り手数料の件などで担当部署と情報共有等は行ったが、生活保護担当部署は、介入が必要なケースととらえておらず、行政上の必要な手続きのみすればよい、という認識であった。また、飼育者とのトラブルについても、生活保護担当部署は関わらないほうが良いとの判断で仲介等してもらえないという指摘があった。
- ・ 初期の段階から、他部署・多機関と情報共有ができれば、問題の早期解決が可能ではないかという指摘、定期訪問をしている福祉部局（ケースワーカー等）と動物愛護管理部局が情報共有して対応していれば、もっと円滑な対応が可能であったかもしれないという意見が寄せられている。
- ・ 一方で、連携がうまく機能していない事例として、短期間に多くの行政関係者や動物愛護団体等の関係者が飼育者と接触をすることで、登場人物が多すぎて当該飼主が訪問者をすぐに認識できず、関係構築や立入が円滑に進まなくなった事例も指摘されている。

■ 飼育者の問題意識の欠如や行政等に対する非協力的な態度

- ・ 多頭飼育者の多くが、多頭飼育状態に対する問題意識が欠如していることが多い。また、これらの飼育者は、過度の愛着や思い入れを有する人も多く、動物の所有権放棄に応じないという点が多く指摘されている。飼育者には、行政が指導しても多頭飼育の問題を十分に理解する能力が不足している場合と、法律の隙間を突くような主張や持論を展開して行政の指導に応じないケースと存在する。近隣住民や行政に限らず、動物愛護団体とも関係が悪化していることもある。

- ・ また、行政（動物愛護管理部局）に対しては、非協力的で居留守等により指導や立入に応じないケース、行政職員に暴言を吐くケースなどが指摘されている。動物愛護管理部局の職員は、暴言が深刻で身の危険を感じるような場合には、警察の協力を仰ぐことを余儀なくされる事例もある。

■ 行政上の課題等

- ・ 動物愛護管理法における動物愛護管理部局の権限が弱く、強制力をもって室内に立ち入ることができず、動物の正確な数の把握や飼養状況の確認が困難であることが指摘されている。
- ・ 政令市及び中核市のケースとして、多頭飼育の事態の収拾を図るためには、市長でなく都道府県知事が周辺の生活環境の保全等に係る措置（以下「動物愛護管理法 25 条関係」という。）を講ずる必要がある。しかし、行政の縦割り構造により事前に当該飼育者の飼育管理状況などを詳細に把握しておくことが困難な状況にあり、今後、政令市及び中核市や保健所設置自治体における動物愛護管理法 25 条関係の権限の行使が明確に規定されるべきである、との意見が寄せられた。
- ・ 行政の指導範囲について、猫は犬の狂犬病予防法のような規定が存在しないことから、室内飼いでない時点で即座に不適正飼養状態とはならないが、人の手で管理すべき愛護動物である以上、周辺環境への影響の有無にかかわらず所有者明示、完全室内飼育を義務化することが必須である、との意見が寄せられた。
- ・ 早期から多頭飼育の状況を把握できていれば、崩壊を防ぐ指導（繁殖制限や譲渡の推進等で飼育頭数を減少させる）ができ、また飼養犬の注射・登録を徹底させれば、登録の事務を行っている市町村も多頭飼育を把握できるという意見が寄せられた。
- ・ 動物愛護センターや保健所の運営上の課題として、近年殺処分ゼロの取組により、自治体が殺処分を停止している場合には譲渡見込みのない動物を引き取ることができないという指摘や、動物愛護センターや保健所の収容頭数に限度があること、また、行政が引き取っても人慣れしていない動物が多いため、収容後の動物の譲渡先が決まらないことなどがあげられている。

■ 飼育者固有の状況に起因する問題

- ・ 行政職員が、支援や介入にあたり直面した困難や、解決を困難にしている要因について、以下の指摘が挙げられている。
 - 飼育者には経済的な問題を抱えるケースが多くみられるが、そうした場合、ごみの処分費用、動物の引取り手数料、不妊去勢手術費用を工面できず、インターネットを通じて自力で不妊去勢手術の情報や譲渡先を探すことが困難なことから、指導や支援が進まない。
 - 単身者でコミュニケーションの問題がある場合などに多頭飼育の情報入手が遅れることがあるという指摘がある一方で、家族など同居者がいるケースでは、家族が飼育者の希望を優先させるために、譲渡や引取りに対して消極的になり、事態の解決につながらない。
 - うつ病患者の場合など、特別な配慮が必要な疾患を抱える相手に対する接し方が難しい。
 - 聴覚障がい者に対して犬の鳴き声の苦情を説明することの困難さを感じたこと。
 - 認知機能に障害がある飼育者への指導方法が難しいこと。
 - 経済状況が良く社会的地位もある人物の場合や、また疾病を抱えていても困窮しておらず本人や家族から行政へ相談が無い人物の場合、行政サービスの対象とならず、多頭飼育の把握や対処が難しいこと。

■ 再発の問題

- ・ 多頭飼育問題は一度解決しても、その後再発する確率が高いことが指摘されている。
- ・ 不妊去勢手術を施した後に飼育者の思い入れの強い個体や譲渡が困難な個体を数頭だけ残して引取り・譲渡を行うことがあるが、不妊去勢手術を行わなかった結果、後に再発する事例も複数報告されている。

以上